

共通仕様書

(土木工事参考資料)

平成27年10月1日以降適用

青森県県土整備部

目 次

1. 青森県県土整備部保安施設設置基準	7
2-1. 工事標示板及び迂回路の施設（道路工事以外用）	25
2-2. 工事標示板及び迂回路の施設（道路工事に用）	37
3. 土木工事安全施工技術指針	57
4. 建設工事公衆災害防止対策要綱の制定について	61
5. 建設副産物適正処理推進要綱	83
6. 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針	101
7. 薬液注入工事に係る施工管理等について	107
8. 青森県県土整備部草刈機械運転作業安全基準（案）	113
9. 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針	117
10. 請負工事用建設機械無償貸付仕様書	127
11. 歩道除雪機械安全対策指針（案）	135
12. 除雪機械運転員資格基準	141
13. 青森県有除（排）雪車両に係る借主の管理心得	145
14. 工程計画管理基準（案）	149
15. R I 計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	155
16. レデーミクスコンクリート標準使用基準	181
17-1. コンクリート中の塩化物総量規制	185
17-2. アルカリ骨材反応対策	191
18. トンネル（N A T M）計測要領（案）	199
19. 遠心力コンクリートくいの施工標準	213
20. 建設機械に関する技術指針	241
21. 排出ガス対策型建設機械指定要領	247
22. 施工計画書作成例（参考）	257
23-1. 青森県土木工事施工監督要領	271
23-2. 青森県土木工事施工監督要領の運用	281
24. 事故報告について	302

1. 保安施設設置基準

青森県県土整備部保安施設設置基準

(目的)

第1 この保安施設設置基準（以下単に「基準」という。）は青森県県土整備部において道路で行う場合の保安施設を設置する基準を定め、もって円滑な道路交通と、現場作業員の安全を確保することを目的とする。

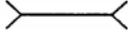
(適用範囲)

第2 保安施設の設置にあたっては、他の通達等に定めるもののほか、次に掲げる1号および2号の工事の場合は、この基準により、3号に掲げる工事の場合にあつては、現場条件等を勘案し、原則としてこの基準によるものとする。

- (1) 一般の交通の用に供している道路で行なう道路の維持修繕工事および舗装工事。
- (2) 一般の交通の用に供している道路で行なう道路法第22条に基づく原因者に対する工事施行命令による工事および同法第24条に基づく道路管理者以外のものを行なう工事並びに同法第32条または第35条に基づく道路占用にともなう工事。
- (3) 一般の交通の用に供している道路で行なう前1～2項を除いた工事。

(保安施設の種類及び設置目的)

第3 保安施設の種類の種類及び設置目的は次のとおりとする。

施設	記号	交通の誘導	立入防止	場所の明示予告	交通指導	その他	摘要
照明灯				○			300～500W
保安灯							保安灯は標準図に示す位置に設置する。
歩道柵		○	○	○			
バリケード			○	○			砂袋等にて半固定されたバリケード
セーフティーコン	○	○		○			
警戒標識(213)	①			○			
工事箇所予告標示板	①			○			
警戒標識又は(211)(212)	②			○			
“(211-2)	③			○			
規制標識(311-E)	④	○			○		
“(329)	⑤				○		
工事名標示板	⑥					○	
お願い標示板	⑦					○	
黄色回転灯	⑩			○			
保安要員		○	○		○	○	
交通整理員		○			○		旗の寸法は70×75cm程度、色彩は赤と緑
標識搭載車		○	○	○	○	○	
誘導標示板	⑪	○		○	○		
まわり道案内標示板	⑫					○	
まわり道案内標示板(120-A)	⑬					○	
簡易信号機		○			○		

※ 連結式保安灯は40Wを3m間隔に設置する。
チューブ式保安灯は出入口部は40W、中央部は30Wを設置する。

(設 置)

第4 保安施設は、別添-1「保安施設標準様式図」にもとづき、別添1-2「保安施設設置標準図一覧表」により工事形態に則した保安施設を設置することを原則とする。ただし、工事形態によりこれによれない場合は本基準を参考として保安施設を設置するものとする。

又設置にあたっては次の各号について特に注意して実行しなければならない。

- (1) 工事箇所の手前100m、200m、300mの地点にそれぞれ工事箇所予告標示板を設置すること。
- (2) 夜間工事中の箇所又は工事終了後夜間放置する箇所には、必ず保安灯を設置すること。
- (3) 工事終了後路面を仮復旧して、一般の交通の用に供する場合で、工事箇所として示す必要がある箇所については、注意標識、保安灯等を設置すること。
- (4) 道路上に止む得ず機械、材料等をおく場合は、この基準により設置すること。
- (5) 標識類は原則として全面反射とすること。
- (6) 警戒標識は1.6倍、規則標識は1.5倍を原則とする。ただし、道路の状況等により前者を1.3倍、後者を1.0倍とすることができる。
- (7) 路面清掃又は目地補修等で、作業箇所が移動する場合は、作業中標識、セーフティーコーンを主体に設置し、必要に応じ工事箇所予告標識を設置すること。
- (8) 作業員は保安帽を着用するものとし、必要により安全衣をあわせて着用する。また、交通整理員は、保安帽及び安全衣を必ず着用すること。

第5 この基準は昭和60年4月1日から適用する。

注 関係通達

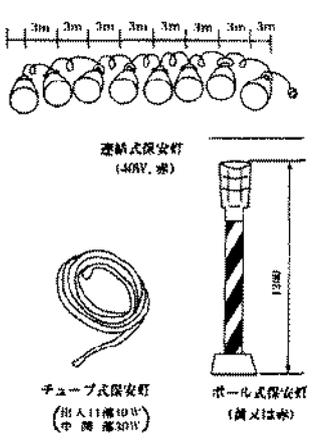
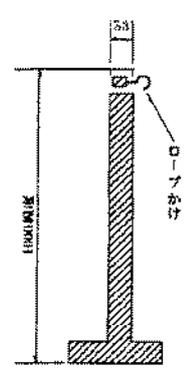
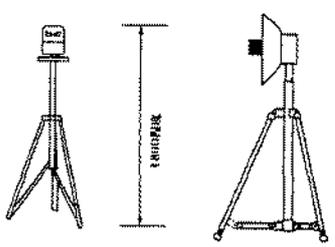
1. 昭37. 8. 7 (道発第331号) 道路工事執行要領について
2. 昭37. 8. 30 (道発第372号) 道路工事現場における標示施設等の設置基準について
3. 昭37. 12. 27 (道発第558号) 道路工事中における交通処理について
4. 昭38. 10. 19 (道発第473号) 道路工事に関する工事の監督強化について
5. 昭46. 11. 19 (計建発第76~1) 市街地土木工事公衆災害防止対策要綱について
6. 昭47. 2 (道路局国道第一課) 道路工事保安施設設置基準 (案)

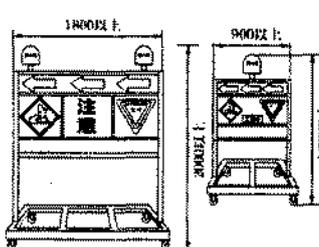
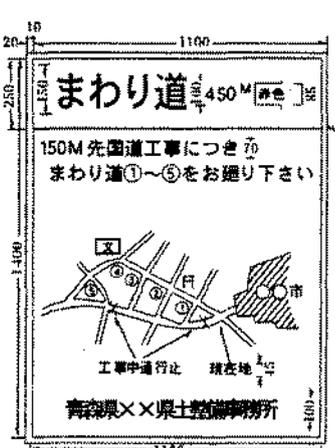
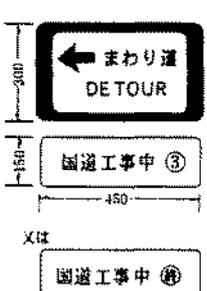
保安施設標準様式図			
記号	①	①'	②
名称	警戒標識 (213)	工事箇所予告標識板	警戒標識 (211) 又は (212)
様式および標準寸法 (単位:mm)			
注	<p>拡大率1.6倍を標準とする。 全面反射シート貼付とする。 材質は鋼板又はアルミ板</p> <p>内部照明式 拡大率1.3倍を標準とする。 照明度40W程度とする。</p>	<p>地色は青色文字及び図線は白銀を用いる。 全面反射シート貼付とする。</p> <p>電照式 左記と同じ</p>	<p>拡大率1.6倍を標準とする。 全面反射シート貼付とする。 材質は鋼板又はアルミ板</p> <p>内部照明式 拡大率1.3倍を標準とする。 照明度40W程度とする。</p>

保安施設標準様式図				
記号	③	④	①	
名称	警戒標識 (212-2)	規制標識 (311-E)		
様式および標準寸法 (単位:mm)				
注	<p>拡大率1.6倍を標準とする。 全面反射シート貼付とする。 材質は鋼板又はアルミ板</p> <p>内部照明式 拡大率1.3倍を標準とする。 照明度40W程度とする。</p>	<p>拡大率1.5倍を標準とする。 全面反射シート貼付とする。 材質は鋼板又はアルミ板</p> <p>内部照明式 拡大率1.0倍を標準とする。 照明度40W程度とする。</p>	<p>全面反射シート貼付とする。 材質：鋼板又はアルミ板</p>	

保安施設標準様式図		
記号	⑤	⑥
名称	規制標識 (329)	工事名標識板
様式および標準寸法 (単位:mm)		
注	<p>拡大率1.5倍を標準とする。 全面反射シート貼付とする。 材質は鋼板又はアルミ板</p> <p>内部照明式 拡大率1.0倍を標準とする。 照光度40W程度とする。</p>	<p>全面反射シート貼付式とする。</p> <p>(1) 色彩は「〇〇工事中」は赤色その他の文字及び線を青色、地を白地とする。 (2) 緑の余白は2cm、緑線の太さは1cmとする。 (3) 「〇〇工事中」の文字に反射装置を施すものとする。 (4) 工事期間中については、交通上支障を与える実際の期間を記入するものとする。 (5) 河川、その他工事の場合は当該工事名を記入するものとする。 (6) 区間、工事等に変更あった場合は直ちに修正するものとする。 (7) 事務所の(電話)は監督員(勤務地)の連絡先とする。 (8) 発注公所の(電話)の次に担当課名を標示する。</p>

保安施設標準様式図								
記号	⑥	⑦						
名称	夜間作業又は昼夜兼行作業の標示板	お願い標示板						
様式および標準寸法 (単位:mm)								
注	<p>(1) 工事名標識板の真上に標示するものとする。 (2) 色彩は、線及びA型の地、B型の「昼」及び「間」の文字並にB型の中央部の地を白色とし、線線及びA型の文字、B型の左右の地及び「夜」の文字を青色とする。 (3) 緑の余白は2cm、緑線の太さは1.5cmとする。</p>	<p>白地に黒文字とする。</p> <p>※</p> <table border="1"> <tr> <td>工事誘発者名</td> <td>〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>電話番号 TEL</td> <td>〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>現場代理人</td> <td>〇〇〇〇</td> </tr> </table>	工事誘発者名	〇〇〇〇	電話番号 TEL	〇〇〇〇	現場代理人	〇〇〇〇
工事誘発者名	〇〇〇〇							
電話番号 TEL	〇〇〇〇							
現場代理人	〇〇〇〇							

保安施設標準様式図			
記号	⑧	⑨	⑩
名称	保安灯	歩道欄	回転灯
様式および標準寸法 (単位mm)	 <p>連続式保安灯 (40W、赤)</p> <p>チューブ式保安灯 (出入110V、中照 100W)</p> <p>ポール式保安灯 (黄又は赤)</p>	 <p>1500mm</p> <p>ロープかけ</p>	 <p>小型</p> <p>大型</p>
注	(1) 確認距離、夜間150m以上の効果をもつものであること。	(1) 柱およびロープは、黒背の縞をほどこすものとする。 (2) ロープの外径は12mm以上とする。 (3) 柱間隔は約3mを標準とする。	確認距離200m以上の効果をもつ黄色(赤色)回転灯とする。

保安施設標準様式図			
記号	⑪	⑫	⑬
名称	誘導標示板	まわり道案内標示板	まわり道標識(120-A)
様式および標準寸法 (単位mm)	 <p>1800以上</p> <p>900以上</p> <p>1800以上</p> <p>900以上</p> <p>大型</p> <p>小型(準設型)</p>	 <p>1100</p> <p>1100</p> <p>20</p> <p>150</p> <p>250</p> <p>まわり道 450M</p> <p>150M先国道工事につき まわり道①～⑤をお通り下さい</p> <p>1100</p> <p>1100</p> <p>150</p> <p>150</p> <p>200</p> <p>150</p> <p>450</p> <p>又は</p>	 <p>300</p> <p>450</p> <p>まわり道 DETOUR</p> <p>国道工事中 ③</p> <p>又は</p> <p>国道工事中 ④</p>
注	(1) 内部照明するものとし矢印「一」は点滅式とする。 パネル標識板は規制標識、警戒標識を併用する。 (2) 標示板頂部には、視認距離200m以上の効果をもつ点滅式黄色注意灯を設置する。	(1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地色を白色とする。 (2) 線の余白は2cm、緑線の太さは1cmとする。 (3) 「まわり道450M」又は③の文字もしくは記号に反射装置を施すものとする。	字体、文字、地色は⑫に同じ

保安施設標準様式図

記号	○	—	
名称	セフティーコーン	バリケード	標示板
様式および標準寸法 (単位:mm)			
注	1. 反射式又は内部照明式とする。 2. 材質、ラバー製・樹脂製とする。	1. バリケード鋼製。 2. 板は反射式とする。	地を白色とし、緑及び文字を青色、反射式とする。

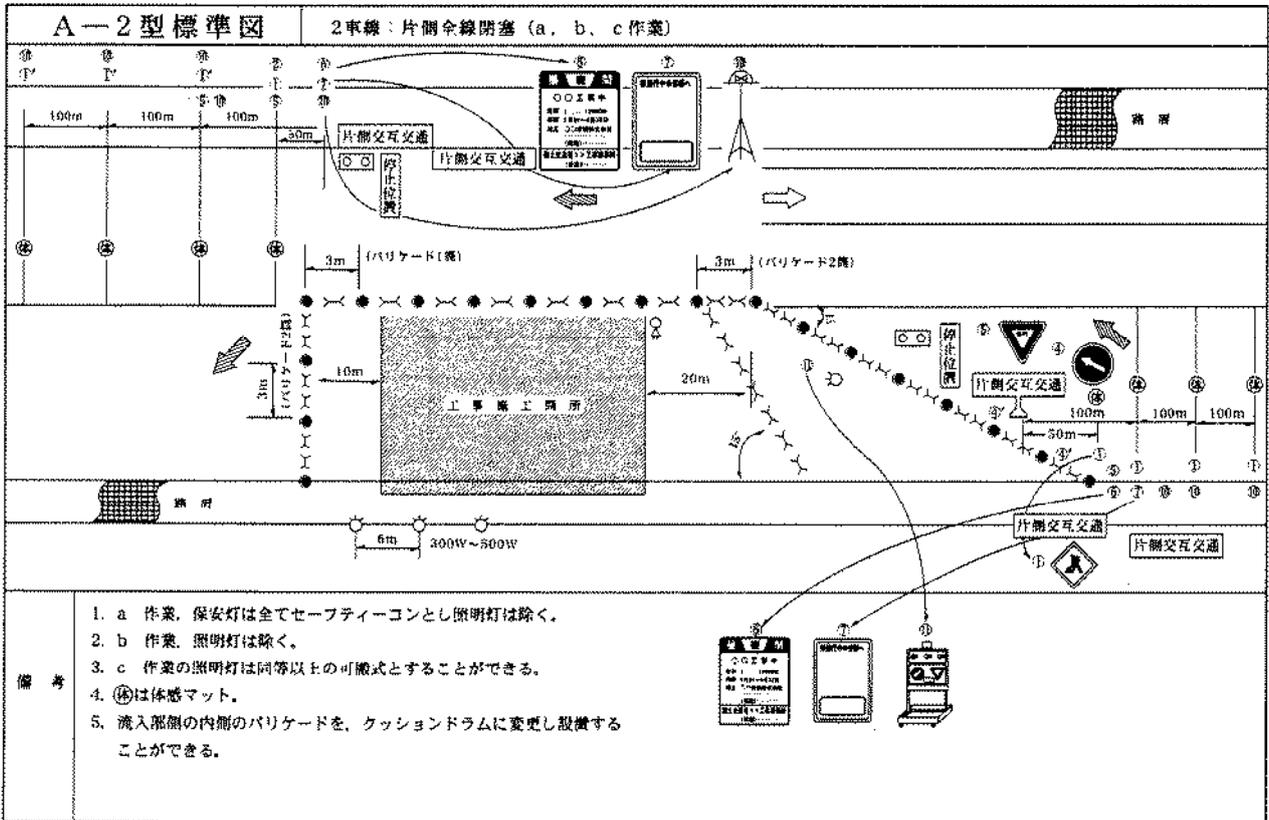
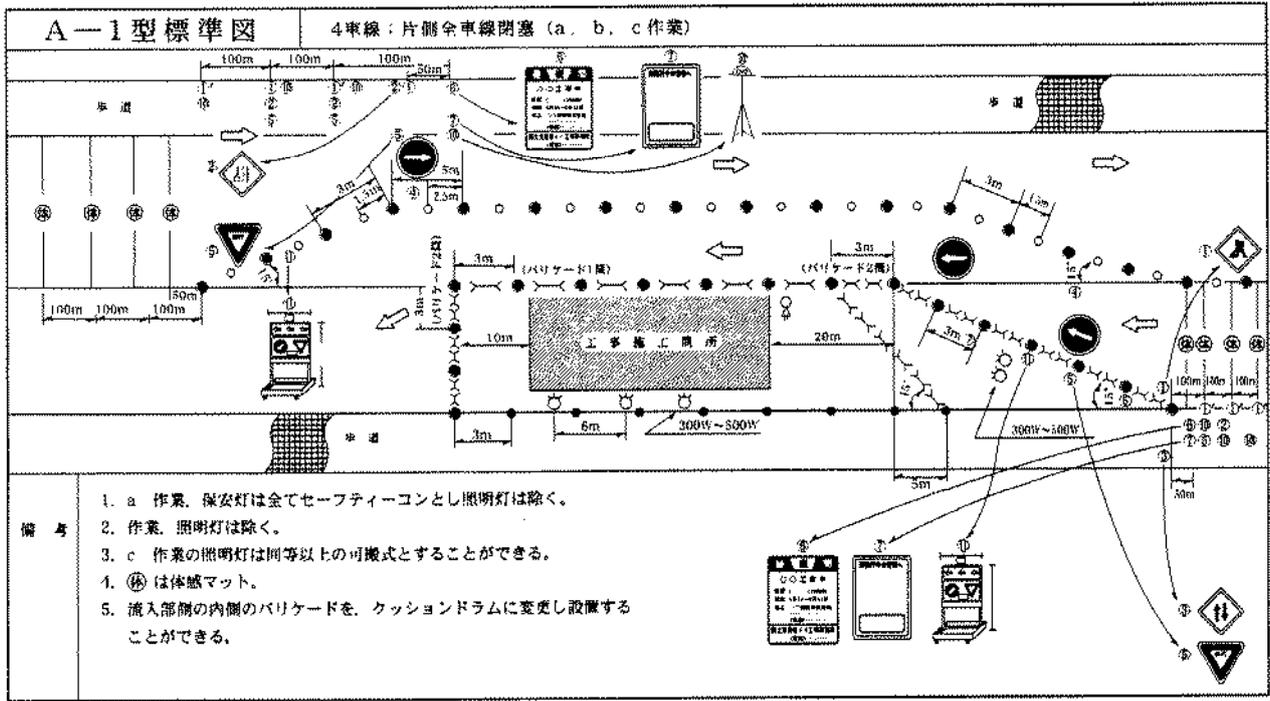
保安施設標準様式図 (必要ある場合設置する)

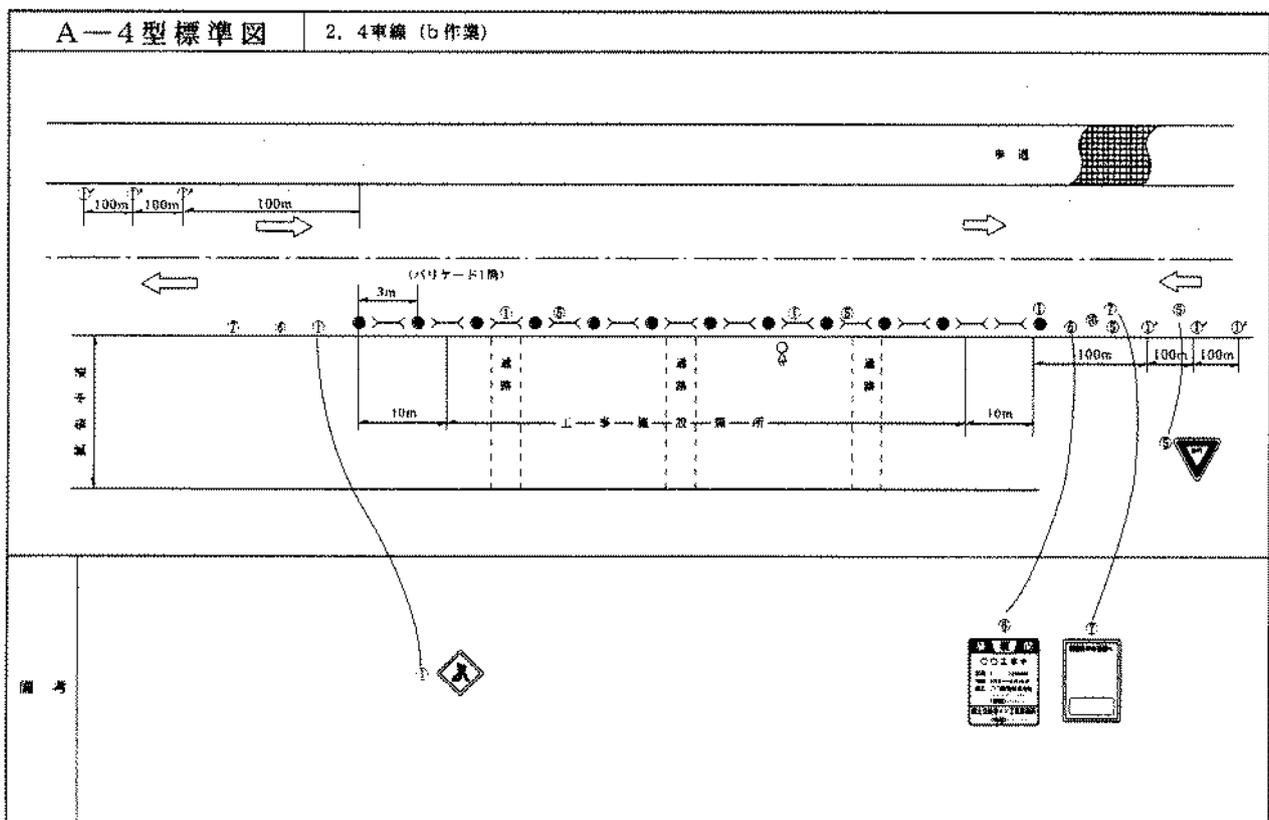
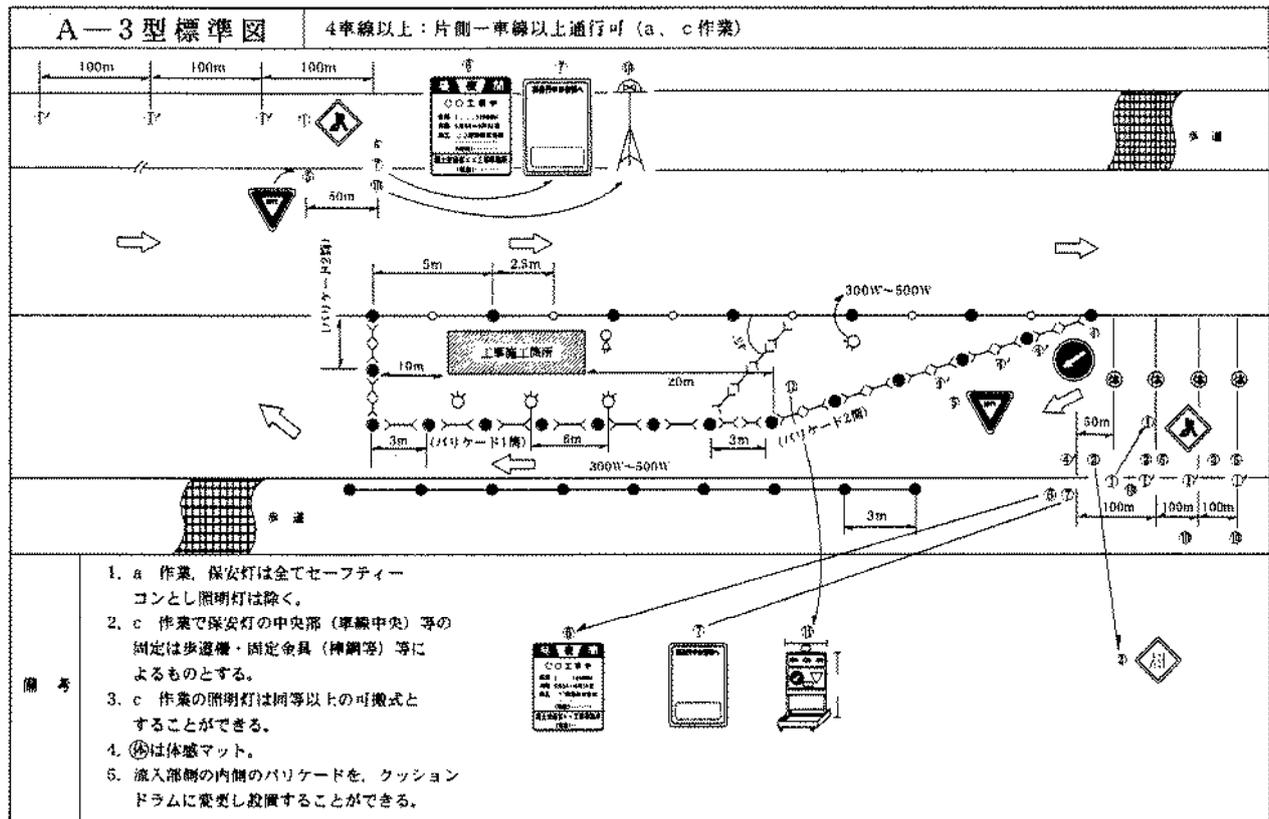
記号					
名称	その他の危険(警戒標識215)	車線数減少予告標示板	片側通行標示板	片側通行予告標示板	大型カラーコーン (内部照明付)
様式および標準寸法 (単位:mm)					
注	拡大率1.6倍標準とする。 (全面反射)	(1) 地を白地、文字及び緑を赤色とする。 (2) 全面反射シート貼付式とする。	全面反射シート貼付式とする。	(1) 地を白地、文字及び緑を赤色とする。 (2) 全面反射シート貼付式とする。	内部照明又は反射式とする。

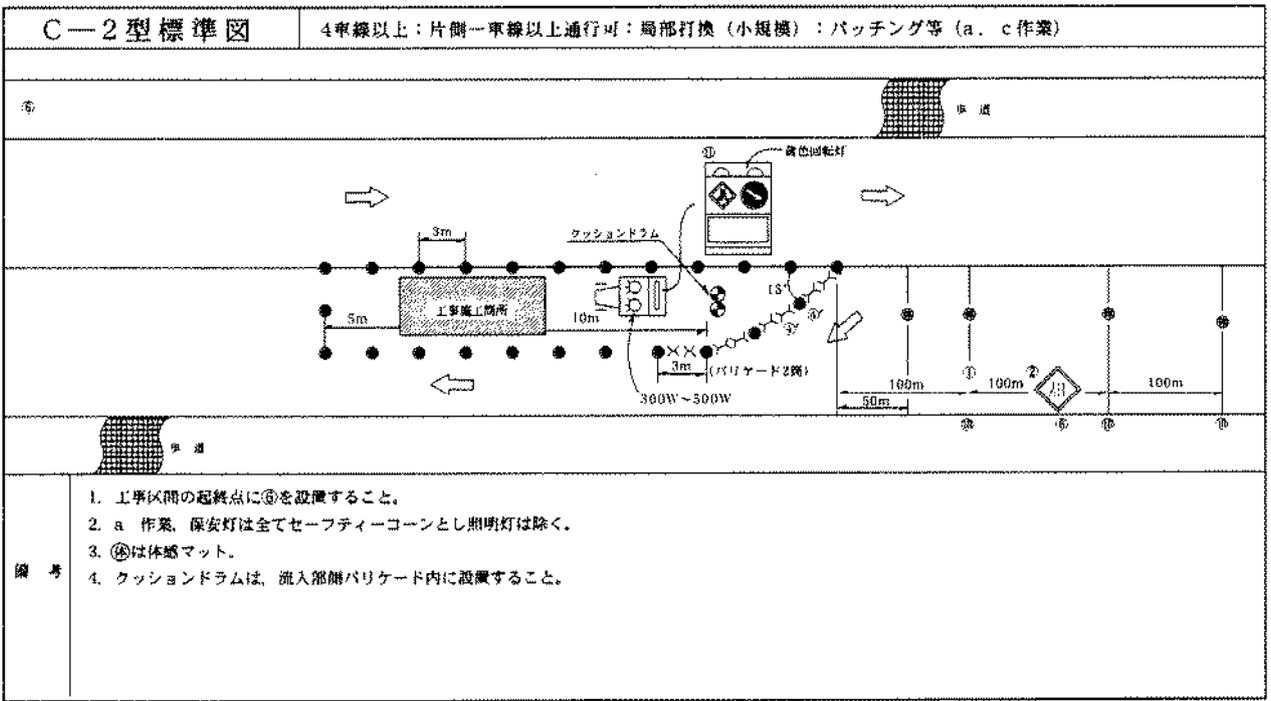
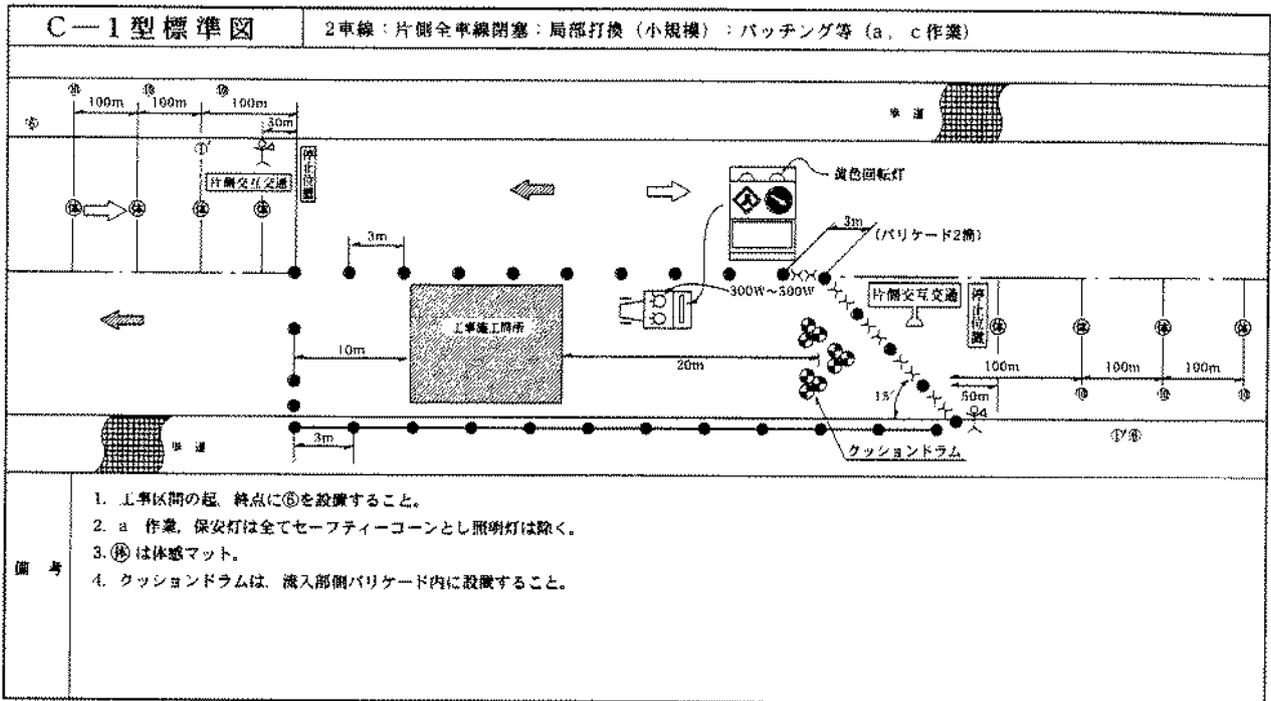
保安施設標準様式図 (必要ある場合設置する)			
記号			
名称	停止板	ガソリン税協力依頼標示板	簡易信号機
様式および標準寸法 (単位:mm)			
注	全面反射シート貼付式とする。 ゴム製停止ライン	1. 白地に青文字とする。 2. 「ガソリン税・自動車重量税など」は赤文字とする。	1. 二灯式 (赤青) を標準とする。 2. レンズ径は200φ以上とする。

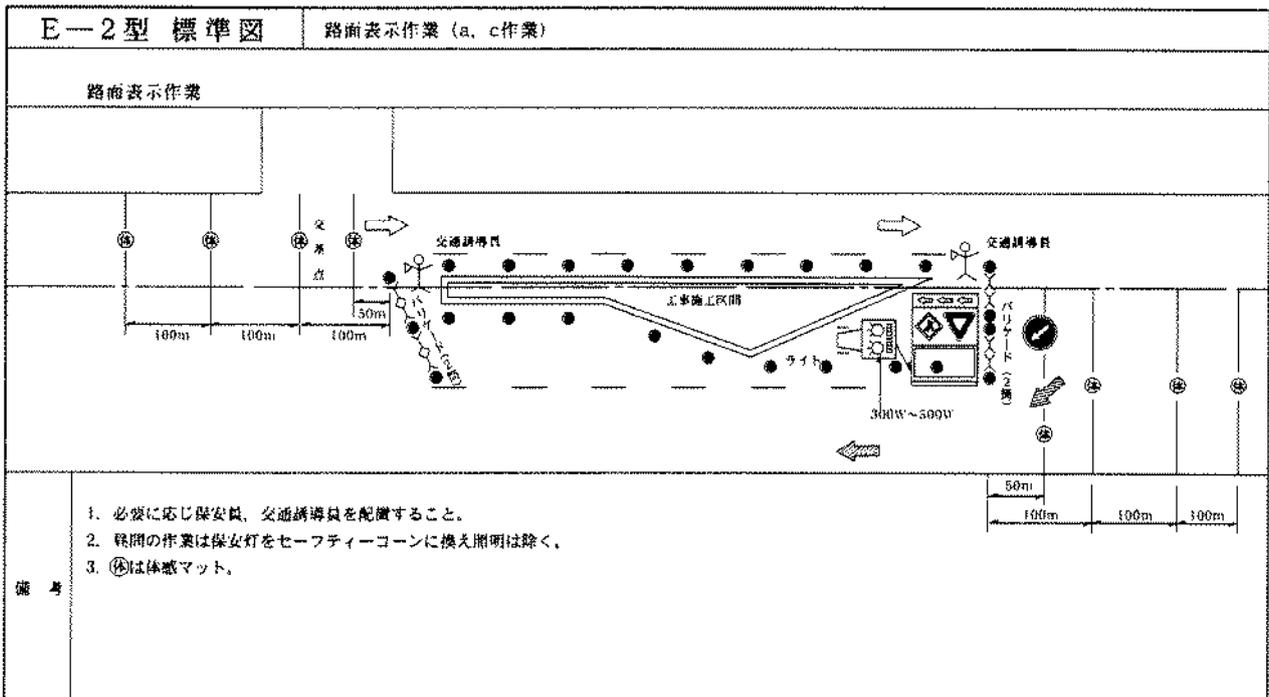
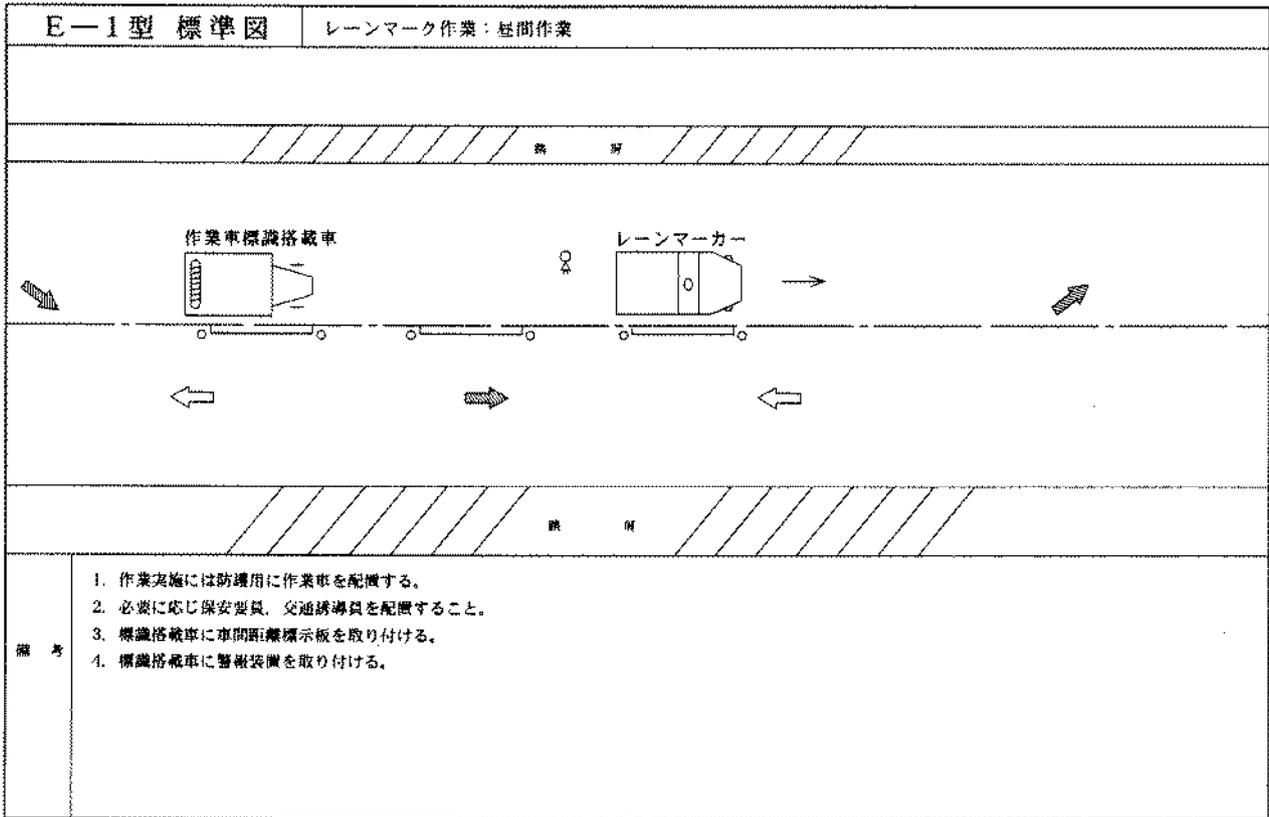
保安施設設置標準図一覧表

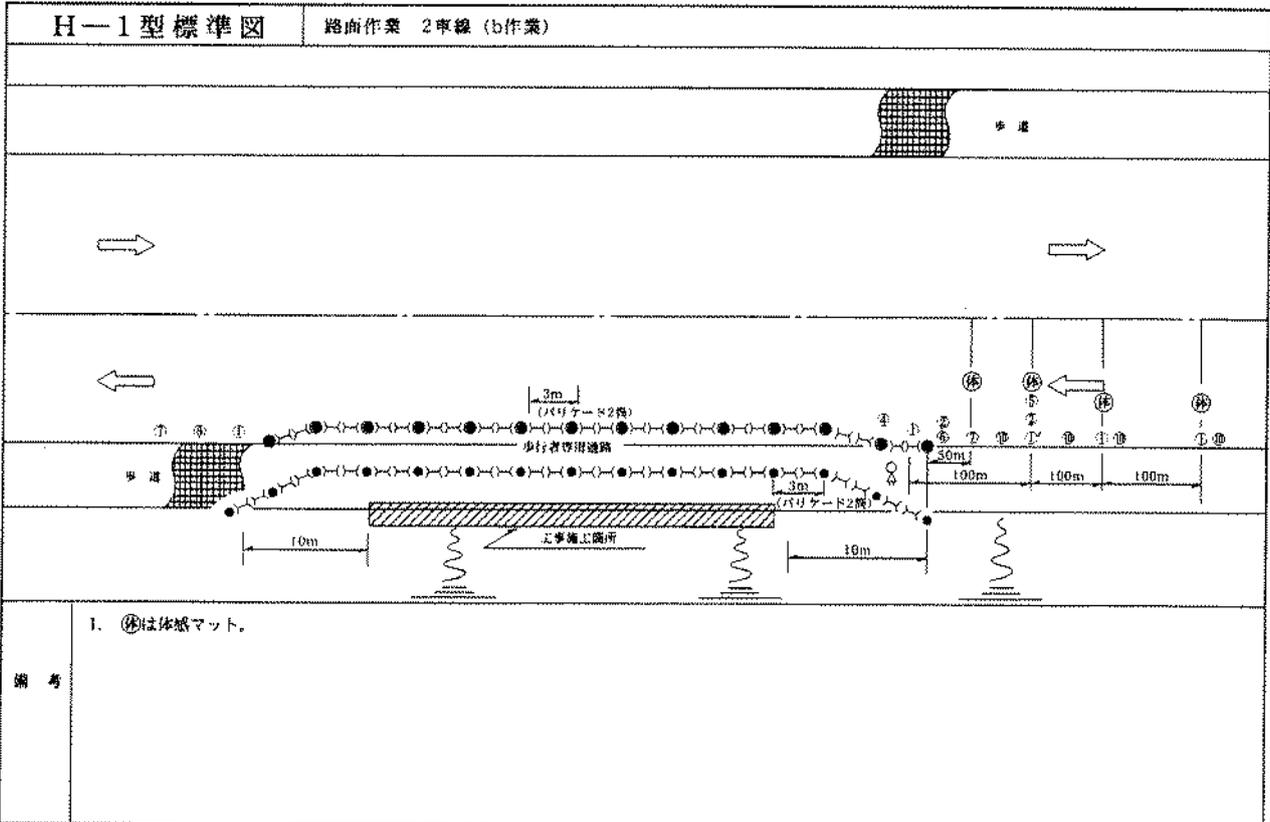
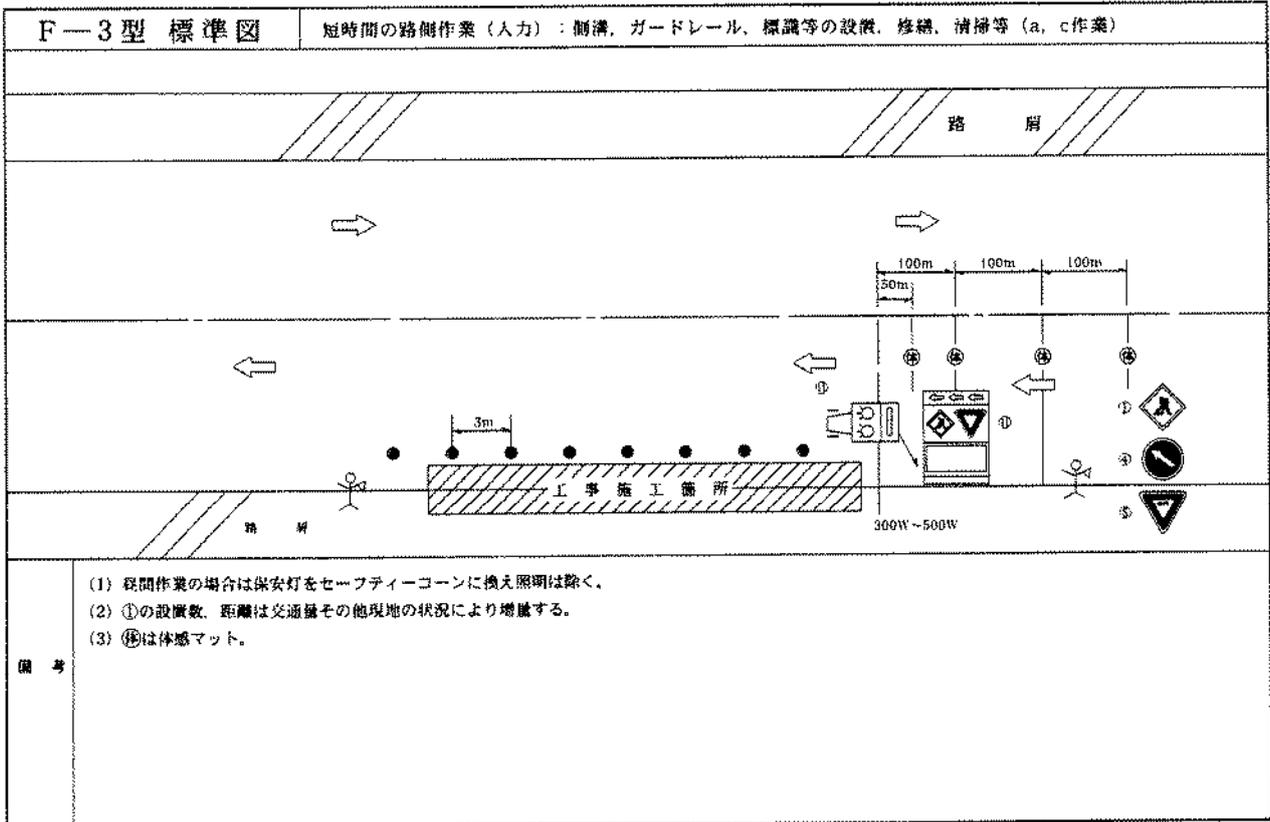
(例示のない場合、適用条件類似のものに準じて処理のこと。)					
呼称	車線数	作業箇所	昼・夜間作業別条件		摘要
A - 1	4	片側全車線	a	昼間作業 (夜間は施設を撤去)	車道舗装 (打替、オーバーレー等を含む。)
			b	" (夜間も施設を存置)	
			c	夜間作業 (昼間は施設を撤去)	
A - 2	2	"	a	昼間作業 (夜間は施設を撤去)	"
			b	" (夜間も施設を存置)	
			c	夜間作業 (昼間は施設を撤去)	
A - 3, 4	以上	片側一部車線	a	昼間作業 (夜間は施設を撤去)	"
			c	夜間作業 (昼間は施設を撤去)	
A - 4	2, 4	路側	b	昼間作業 (夜間も施設を存置)	現道拡中工事
C - 1	2	片側全車線	a	昼間作業 (夜間は施設を撤去)	局部打換 (小規模)、パッチング等
			c	夜間作業 (昼間は施設を撤去)	
C - 2, 4	以上	片側一部車線	a	昼間作業 (夜間は施設を撤去)	"
			c	夜間作業 (昼間は施設を撤去)	
E - 1	—	—	昼間作業 (施工後施設を撤去)		レーンマーク作業
E - 2	—	—	" (施工後施設を撤去)		路面表示作業
F - 3	—	路側	a	昼間作業 (夜間は施設を撤去)	短時間の路側作業 (人力)
			c	夜間作業 (昼間は施設を撤去)	
H - 1	—	歩道・路側	b	昼間作業 (夜間も施設を存置)	路側工事
H - 2	—	路側	b	" (夜間も施設を存置)	"

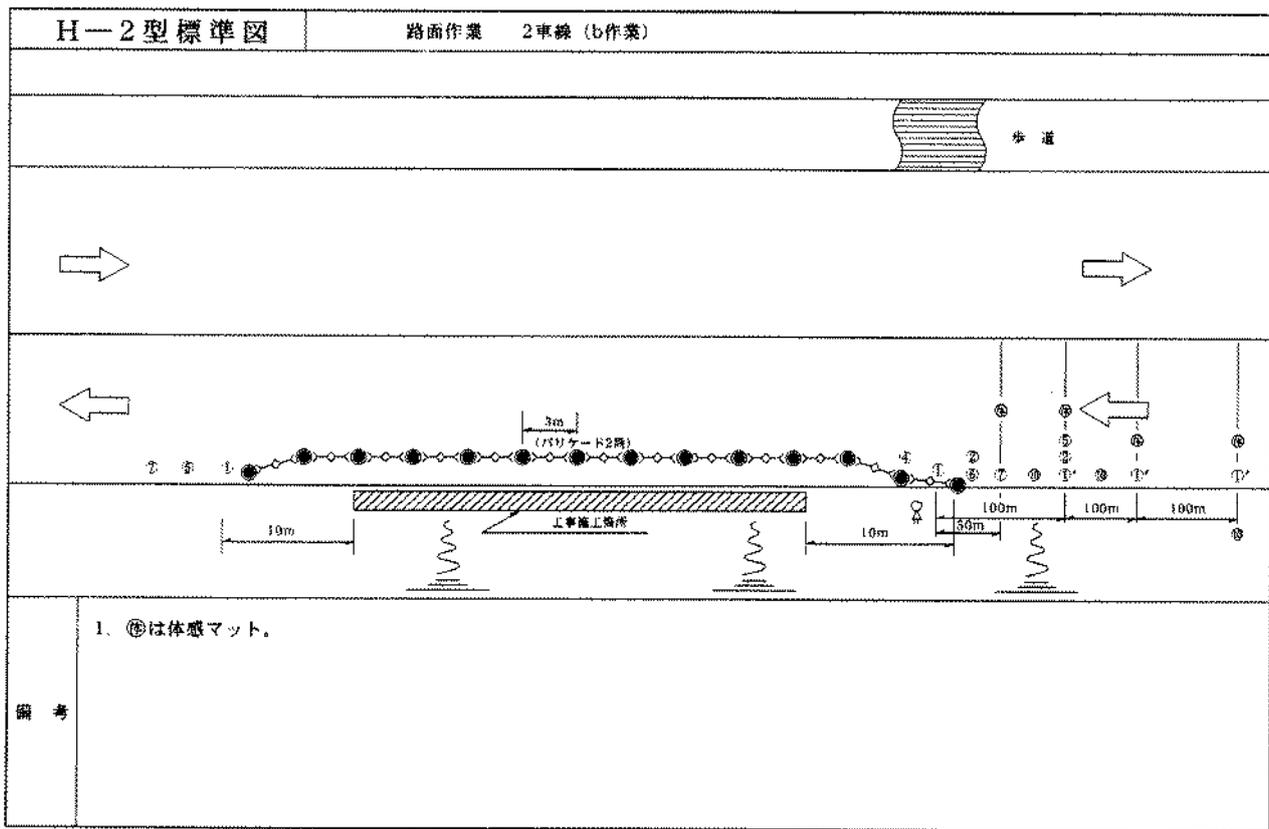












路上工事事故防止に係る当面の対応

平成7年8月3日付け技術調整管理官、特定道路調整管理官連盟により通知した「路上工事事故防止対策に係る当面の対応について」の抜粋は次のとおりです。

1. 「東北地方建設局保安施設設置基準」等の周知徹底について

道路工事における安全確保については、「東北地方建設局保安施設設置基準」等に基づき取り組んできているところであるが、円滑な道路交通と、現場作業員の安全を確保するため、以下の項目について徹底を図ること。

(1) 片側交通規制の流入部バリケードの2重の徹底

車道舗装作業（打換、オーバーレイ等を含む）における片側交通規制での流入部バリケードは、クッションドラムを設置しない場合は2重に設置することを徹底すること。

参考：東北地方建設局保安施設設置標準図A-1、2、3

(2) 移動作業時の作業車（標識搭載車）の配置の徹底

路上工事の移動作業においては、セーフティーコーン回収時など全作業について防護用に作業車（標識搭載車）の配置を徹底すること。

参考：東北地方建設局保安施設設置標準図E-1

(3) 保安要員、交通整理員等の適正配置及び教育の徹底

路上工事全般において、現場の状況・作業方法の応じて適切に保安要員、交通整理員等の配置を行うこと。

なお、請負者に、交通整理員等に対する工事に適した合図・信号に関する安全教育の実施について、周知徹底すること。

(4) 速度規制の設置

片側交通規制により特に長時間で工事を実施する場合は、所轄警察署と協議の上、徐行措置だけではなく、可能な限り速度制限の導入を図ること。

2. 「東北地方建設局保安施設設置基準」の追加運用について

工事の安全確保については、従来より「土木工事安全施工技術指針」、「建設工事公衆災害防止対策要綱」、「東北地方建設局保安施設設置基準」等の遵守により総合的に取り組んでいるところであるが、近年、所轄工事の路上工事における労働災害が多発傾向にあることから、当面の処置として、「東北地方建設局保安施設設置基準」に以下の保安施設を追加運用する。

なお、本運用は標準的な運用であるから、現地においてこれにより難しい場合は、各事務所において検討の上適切に運用されたい。

(1) 追加保安施設

該当する工事形態の施工については、「東北地方建設局保安施設設置基準」に以下の施設を追加し安全を確保するものとする。

①体感マット等（居眠り運転や脇見運転対応用）

②クッションドラム

(2) 追加保安施設の設置

追加保安施設は、下表「保安施設設置標準図一覧表」の工事形態に適応し設置することを原則とする。

呼称	斜線	作業箇所	摘 要	追加保安施設設置	
				体感マット	クッションドラム
A-1	4	片側全車線	車道舗装（打換、オーバーレイ等）	○	○
A-2	2	〃	〃	○	○
A-3	4以上	片側一部車線	〃	○	○
A-4	2、4	路側	道路拡幅工事	○	必要に応じ
C-1	2	片側全車線	局部打換え（小規模）	○	○
C-2	4以上	片側一部車線	〃	○	○
E-1	—	—	レーンマーク作業	—	—
E-2	—	—	路面標示作業	○	必要に応じ
F-3	—	路側	短時間の路側作業（入力）	○	〃
H-1	—	歩道・路側	路側工事	○	〃
H-2	—	路側	〃	○	〃

【参考】

体感マット：停止位置手前50m、100mに設置すること。設置間隔は3mとし、1箇所あたり3本設置すること。但し、現場状況により困難な場合は、設置位置を適宜対応すること。

クッションドラム：

- ・流入部の内側バリケードを、クッションドラムに変更し設置する。（A—1， 2， 3）
- ・流入部側バリケード内に設置する。
（C—1， 2）

現場工事等における第三者起因事故を 低減させるための当面の安全対策について

平成12年1月4日付け技術調整管理官より通知した「現場工事等における第三者起因事故を低減させるための当面の対策について」の抜粋は次の通りである。

1. 保安施設設置基準の遵守

保安施設設置基準に基づく保安施設は、工事等に係わる最低限の必要施設であり、監督職員による確認等その設置の徹底を図ること。

2. 一般車両に工事箇所の存在を認識させる追加対策

① 体感マットの設置は工事箇所予告標示板（300m手前から100m間隔で設置）と併設して設置する。
ただし、交通量や工事の規制による滞留長等を考慮し、現場単位に効果的な配置に適宜変更することは可能。

また、設置にあたっては路面状況や除雪等を勘案し、適切な保守管理等にも配慮すること。

- ② 工事箇所予告標示板等に併設して300m及び200m手前に回転灯（大型含む）を増設設置する。
- ③ 工事時間帯や交通量及び沿道状況等を勘案し、必要に応じ自発光タイプの標識を設置する。
- ④ 現場状況を勘案し、保有の工事標識車の積極的な活用を図ること。

3. 施行者側の被害を低減させる対策

- ① クッションドラムは交通整理員の全面に複数個連結して設置すること。
なお、クッションドラムには必ず水袋等で充填し、最大の効果が期待できる状態で使用のこと。
- ② クッションドラムに変えて（又は追加して）、デルタクッション〔別添資料〕の採用も検討すること。
- ③ 維持工事など作業形態が随時変化する工事においても保安施設の移動等、設置を徹底すること。

4. 交通誘導に関する対策

① 交通誘導の「旗の大きさ（70cm×70cm）」は現場状況に応じ視認性の良いものに適宜拡大し使用すること。

なお、昼間は、「誘導灯」による交通誘導は視認性に問題があるため使用しないこと。

- ② 停車車両の滞留長が長くなる場合やカーブ区間等で視認性の悪い箇所は、必要に応じ最後尾にも交通誘導員を配置するなど適切な誘導を図ること。
- ③ 冬期間の現場工事等において路面凍結等が予想される場合は、停止線付近に路面凍結防止剤の散布等も考慮すること。

5. 交通誘導員に関する確認の徹底

① 交通誘導にあたっては警備業法施行規則第38条による教育の履歴者、過去3年以内に建設業協会等が主催した建設工事の事故防止のための安全講習会の受講者あるいは交通誘導警備検定（1級または2級）の合格者を配置するものとし、教育の実施状況、受講証等の写し等確認できる資料を監督職員に提出するものとする。

また、都道府県公安委員会が指定した路線で交通誘導を行う場合は、交通誘導を行う場所毎に一人以上の交通誘導警備検定（1級または2級）合格者を配置するものとする。

6. 標示板について

- ① 標示板は全面反射式に変えて高輝度反射式、内部照明式を使用できる。
- ② 標示板の寸法・形態は「保安施設標準様式図」と同等以上とする。
- ③ 標示板の色彩については地を黄赤色（オレンジ色）、文字図柄は黒色の組合せのものを使用できる。

7. 保安施設の設置・撤去手順（案）について

現道工事における保安施設の設置・撤去の際の手順は、現在受注者が任意に行っているが「路上工事事故防止対策検討委員会」において別紙の通り標準的な保安施設の設置・撤去手順（案）を策定したので参考とされたい。

7. その他

「道路工事の安全施設に関する調査検討委員会」において策定した「道路工事の安全施設設置要領（案）」平成8年3月を参考とされたい。

《「現道工事等における第三者起因事故を低減させるための当面の安全対策について」4. ②の用語についての考え方》

○停止車両の滞留長が長くなる場合について

工事規制による停止車両の滞留長は、その現場の地理的条件や時間帯、曜日等の諸条件によって異なるものであるから、一律にその長さを明示して規定することはしない。

よって、交通誘導員の配置については、工事着手前に各発注案件ごとに現場の交通事情等について十分検討したうえで決定すること。

○視認性の悪い箇所とは

視認性は、その現場の地理的条件や工事規制に伴う停止車両の滞留長等の諸条件によって異なるものであるから、一律にその視認距離を明示して規定することはしない。

よって、交通誘導員の配置については、工事着手前に各発注案件ごとに現場の地理的条件や交通事情等について十分検討したうえで決定すること。

○車両が滞留している最後尾付近とは

本通達の最大のねらいとするところは、現道における工事現場でのもらい事故や交通規制に伴う停止車両に後続の通行車両が追突する等の事故を未然に防ぐことにある。

よって、交通誘導員を配置する位置は、「車両が滞留している最後尾」よりもさらにやや手前の適当な位置に配置することが望ましい。この際、交通誘導員は車両が滞留している最後尾に合わせて移動を繰り返す必要はない。

配置された交通誘導員は、旗や誘導灯等により、直近に工事による通行規制箇所があることを通行車両に対し認知させ、注意を喚起する役割を担う。

○積算上の取り扱いについて

当該発注案件について、交通誘導員の配置が必要であると判断された場合には、その増員について認め、積算上に計上することとする。

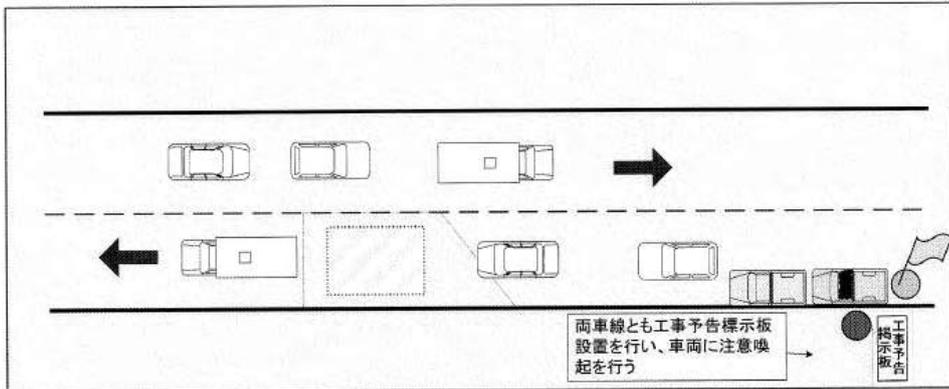
保安施設の設置・撤去手順（案）

平成14年 3月

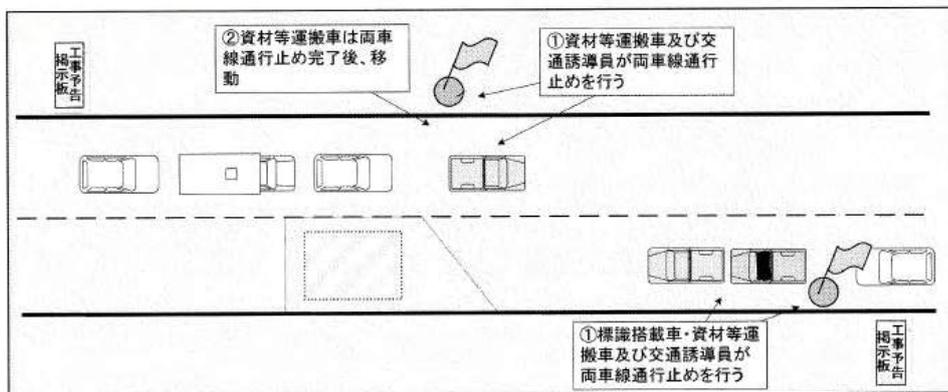
東北地方整備局 路上工事事故防止対策検討委員会

設置手順の提案

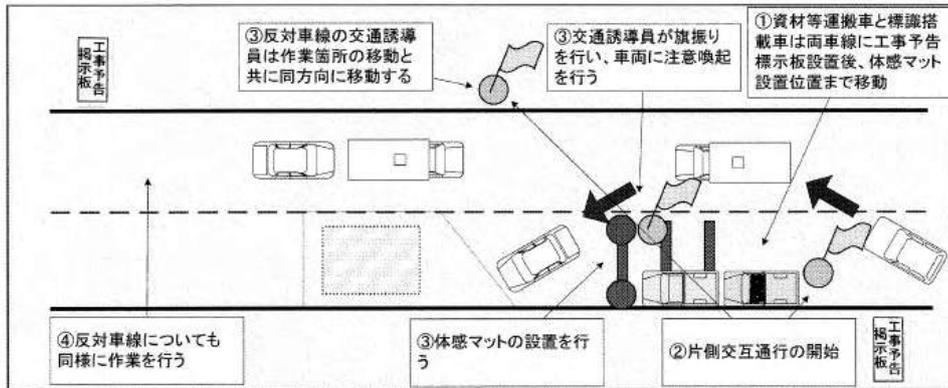
(1) 工事予告標示板の設置



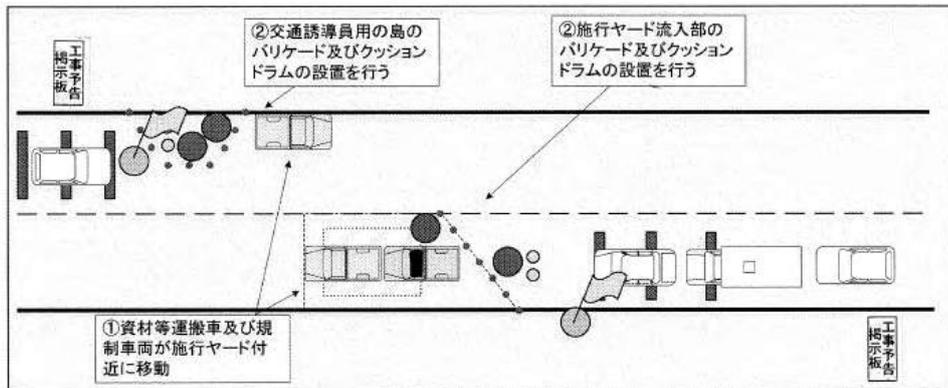
(2) 両車線通行止めの実施



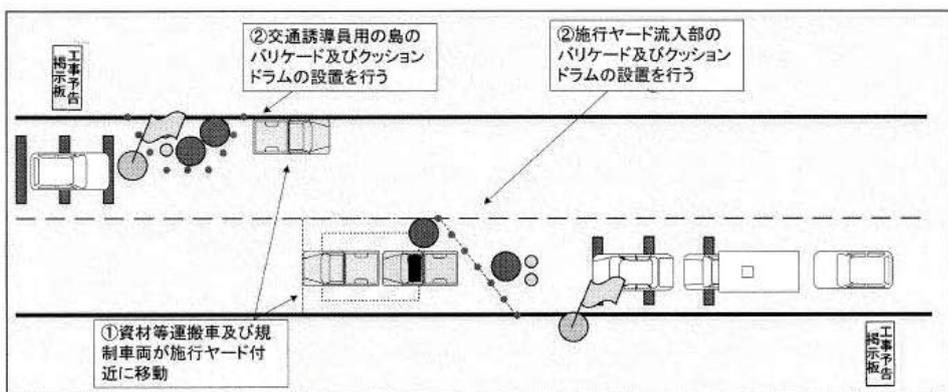
(3) 体感マットの設置 (片側交互通行)



(4) 両車線通行止めの実施

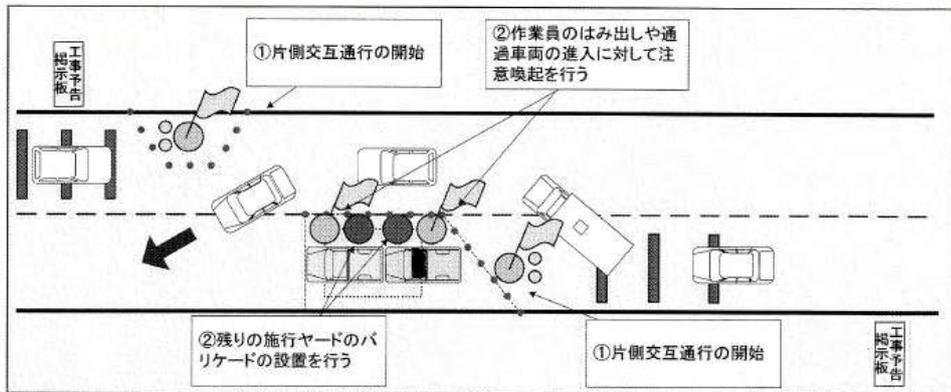


(5) 施行ヤード流入部及び交通誘導員用島へのバリケード設置

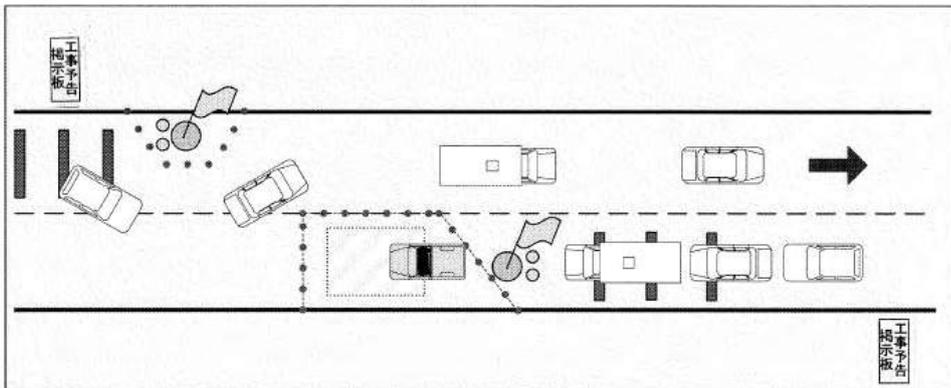


※夜間作業においては早い段階から投光機を使用すること

(6) 片側交互通行の開始及び残りの施行ヤードのバリケード設置 (片側交互通行)

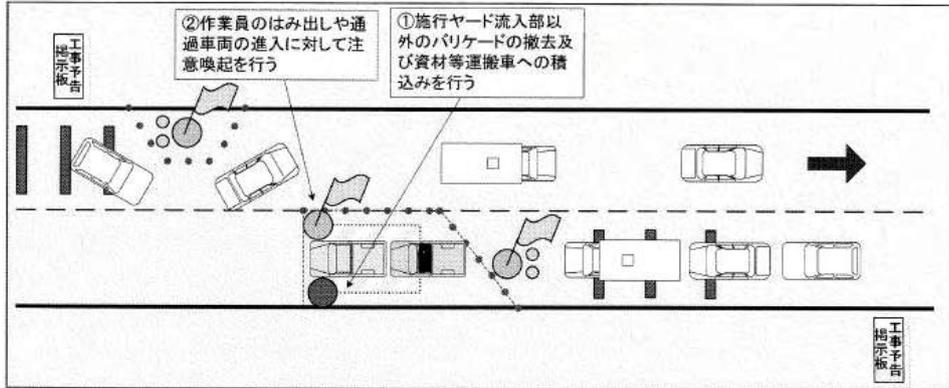


(7) 設置完了

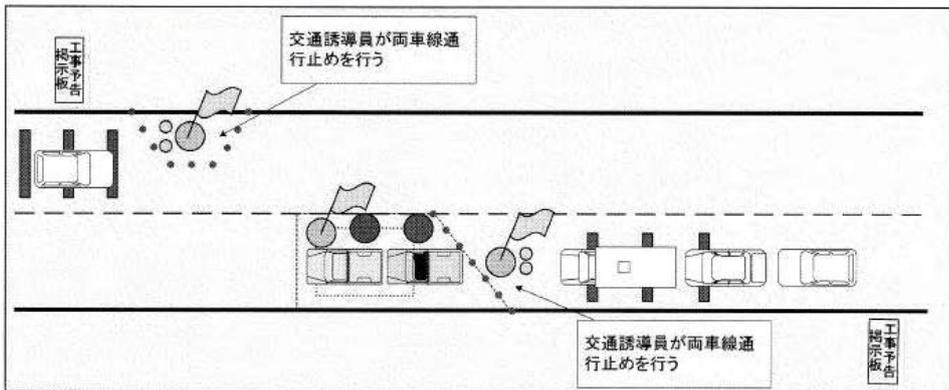


撤去手順の提案

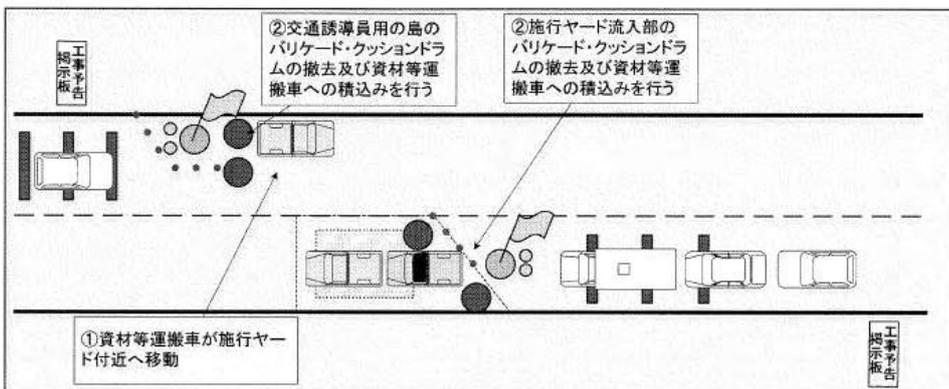
(1) 施行ヤード流入部以外のバリケードの設置 (片側交互通行)



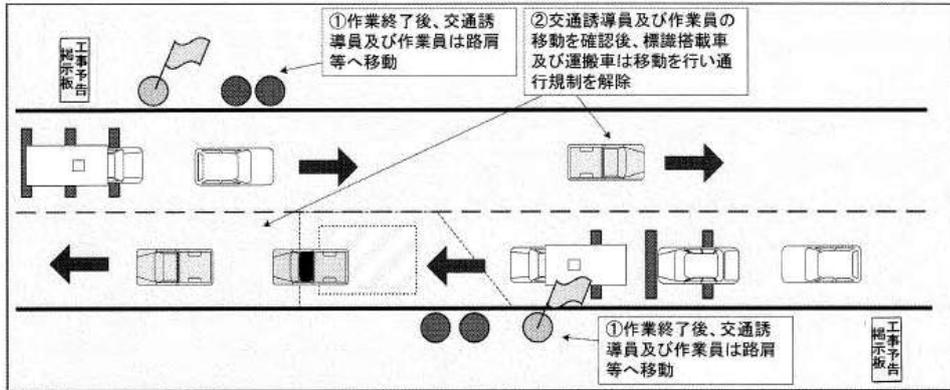
(2) 両車線通行止めの実施



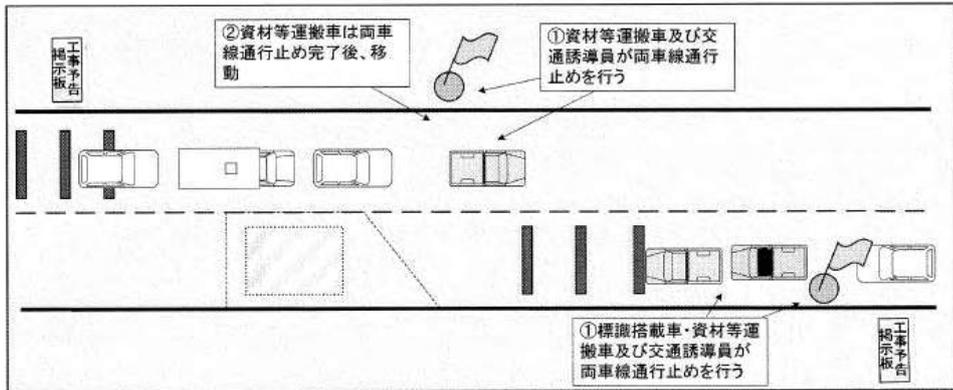
(3) 施行ヤード流入部及び交通誘導員用島のバリケードの撤去



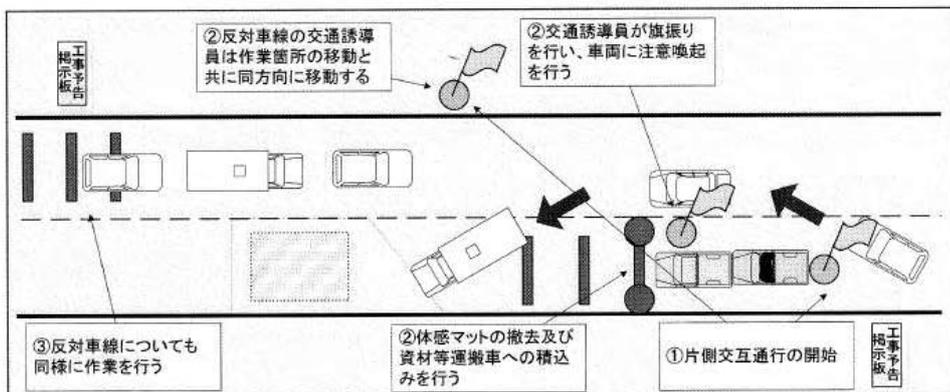
(4) 両車線通行止めの解除



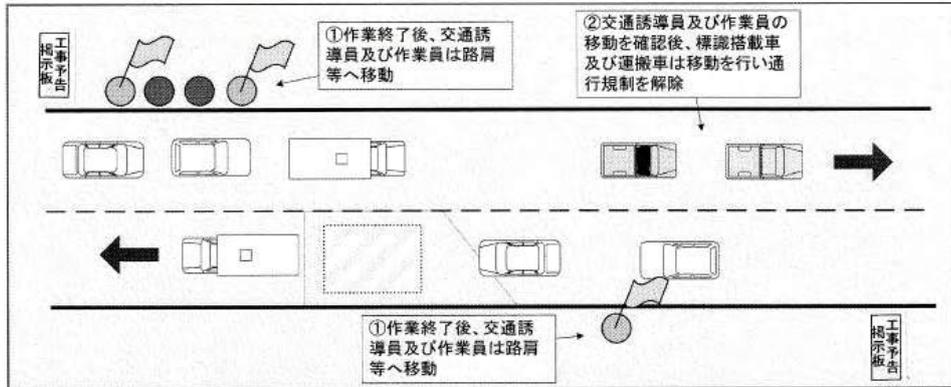
(5) 両車線通行止めの実施



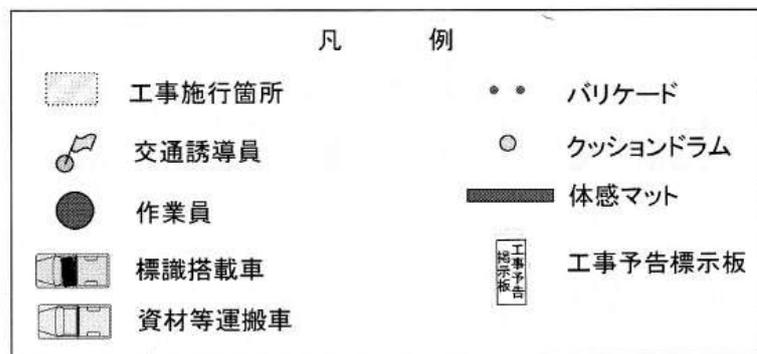
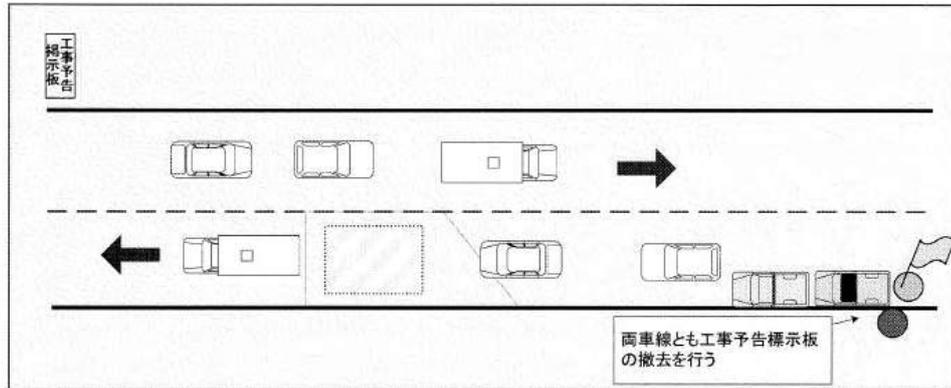
(6) 体感マットの撤去 (片側交互通行)



(7) 片側交互通行の解除



(8) 工事予告標示板の撤去（撤去完了）



2-1. 工事標示板及び迂回路の施設 (道路工事以外用)

工事標示板及び迂回路の施設

1. 工事標示板

河川工事等で工事区間の起終点付近の見易い箇所に設置する。

2. まわり道の標示

まわり道の入口に(1)のまわり道標示板を設置し、まわり道の途中の各交差点においては、参考(1)、(2)に示す要領により、補助板(2)等を設置するものとする。

3. 防止柵等

危険、立入禁止のため柵を設ける場合は、当該箇所にバリケード等適当な設備を行ない、必要な標識類を設置する。

(保安施設設置基準(案)を参考とする)

工事標示板（記載例）

1100

1400

〇〇工事中

150

〇〇〇工事

150

主な工事内容 〇〇〇〇

100

区 間 { 〇〇市〇〇町 } 〇〇〇M

100

××市××町

100

期 間 月 日 ~ 月 日

100

施 工 〇〇建設株式会社

100

請負額 〇〇, 〇〇〇万円

100

現場代理人 〇〇〇〇

80

(電話) ×××××

80

青森県××地域県民局地域整備部

100

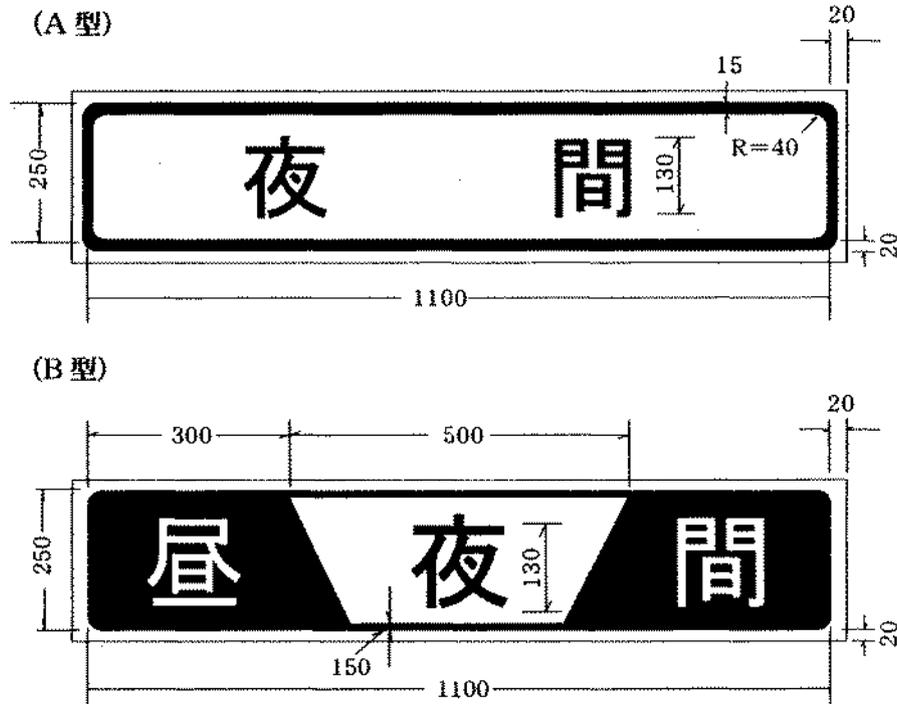
(電話) ×××× (担当課名)

80

250

- 注
1. 色彩は「〇〇工事中」は赤色、その他の文字を青色、地を白地とする。
 2. 外枠線は緑色、太さは1cm、余白は2cmとする。
 3. 「〇〇工事中」の文字に反射装置を施すものとする。
 4. 工事期間については、契約工期を記入するものとする。
 5. 河川、その他の工事の場合は、当該工事名を記入するものとする。
 6. 区間等に変更があった場合は、直ちに修正するものとする。
 7. 発注公所の（電話）は監督員（勤務地）の連絡先とし、次に担当課名を記入する。

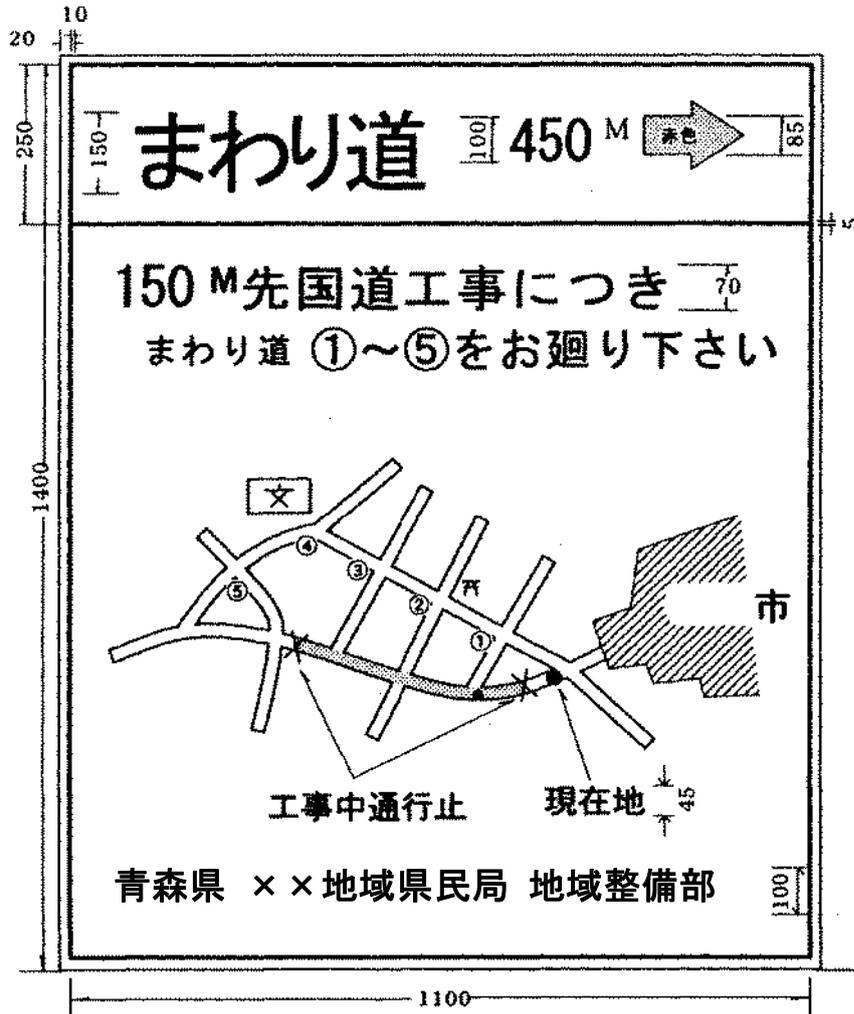
(2) 夜間作業又は昼夜兼行作業の掲示板



- 注. 1. 工事名掲示板の直上に標示するものとする。
 2. 色彩は、緑及びA型の地、B型の「昼」及び「間」の文字並にB型の中央部の地を白色とし、緑線及びA型の文字、B型の左右の地及び「夜」の文字を青色とする。
 3. 緑の余白は2cm、緑線の太さは1.5cmとする。

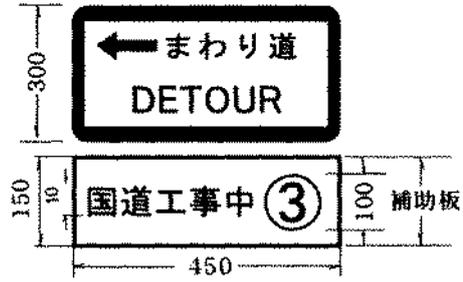
2. 迂回道の標示

(1) まわり道標示板



- 注. 1. 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。
 2. 線の余白は2cm、線線の太さは1cmとする。
 3. 必要に応じて「まわり道450M→」又は→の文字もしくは記号に反射装膜を施すものとする。

(2) 補助板



又は



注. 補助板の色は、矢印を赤色、文字は青色、地を白色とする。

図 1

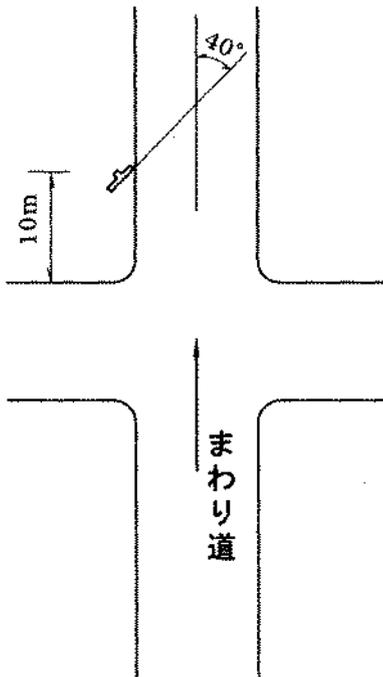
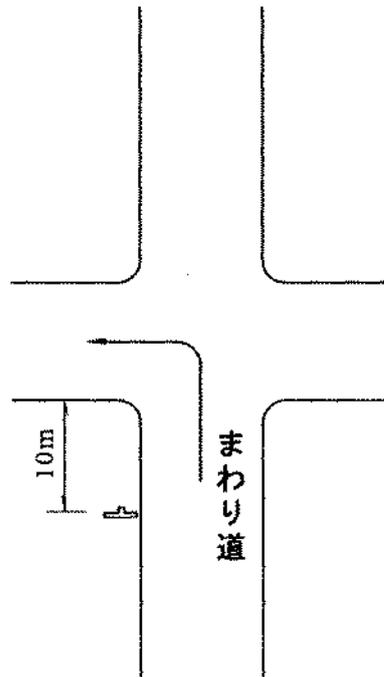
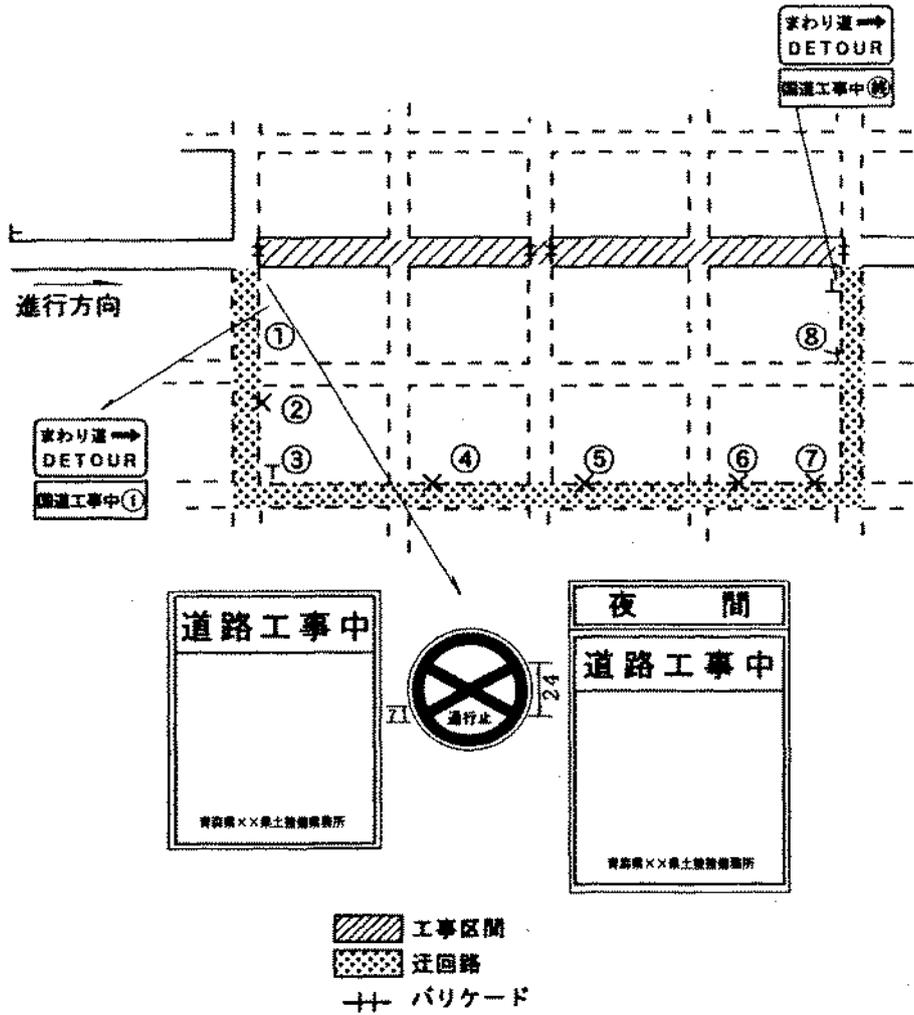


図 2



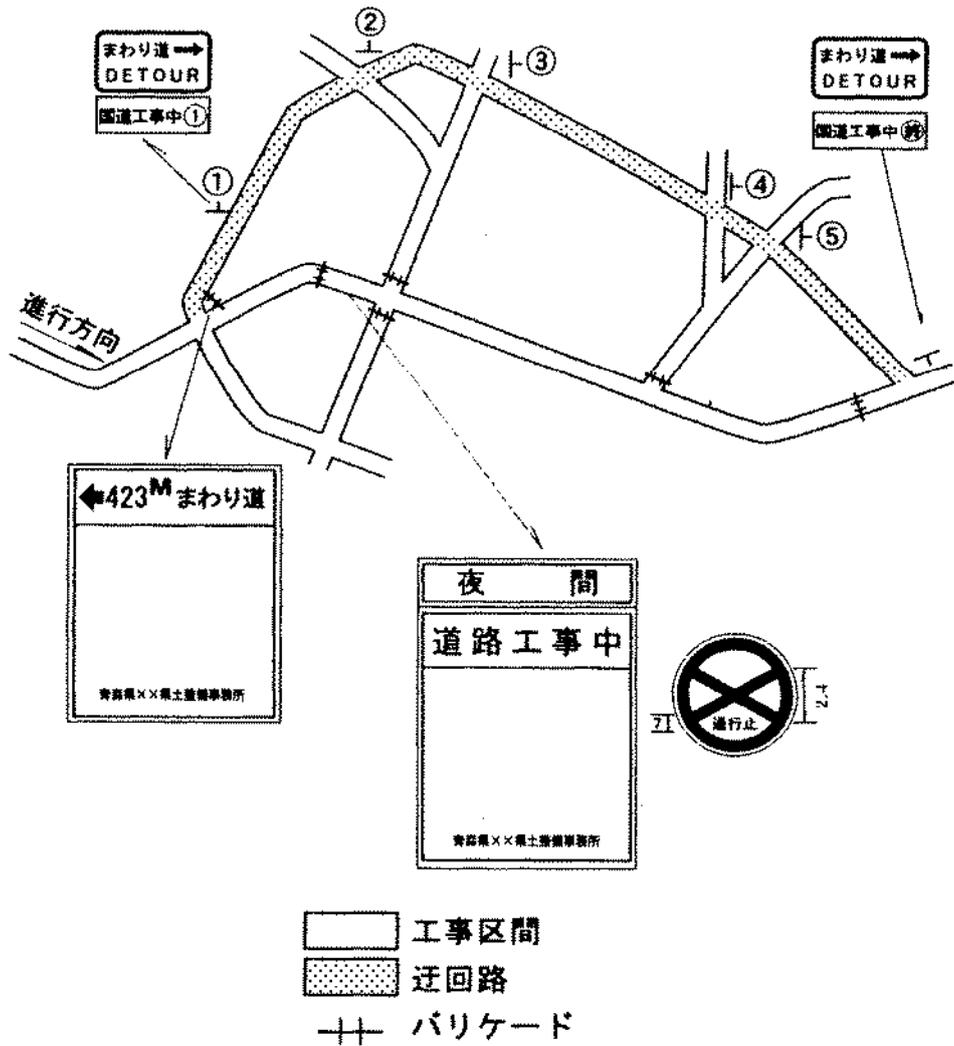
参考(1)工事中迂回路の標示例(市街部の場合)

(進行方向に対する標識の設置例を示す)

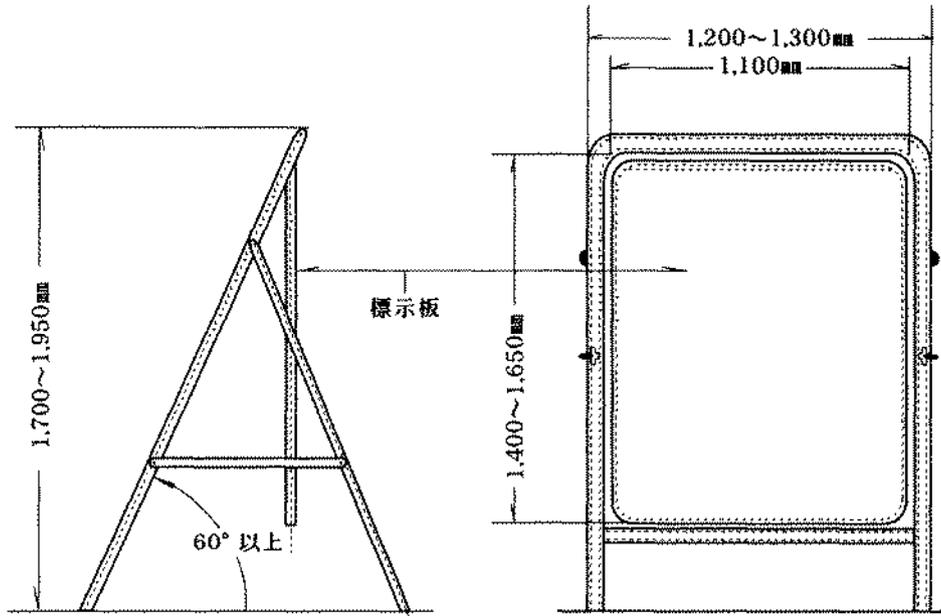


参考(2)工事中迂回路の標示例(地方部の場合)

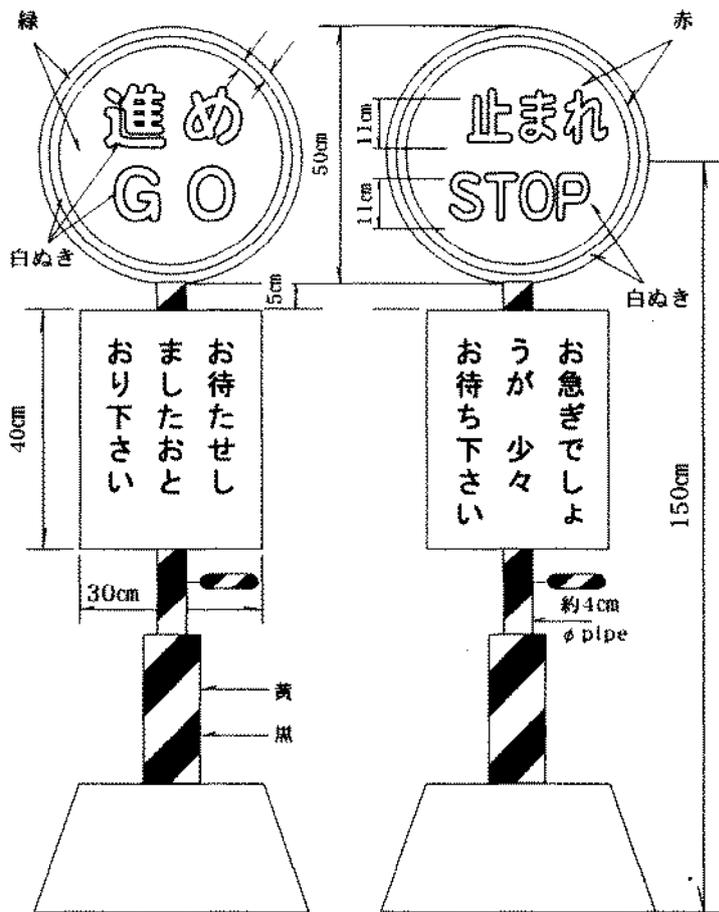
(進行方向に対する標識の設置例を示す)



参考(3)設置方法の例



交通誘導用手動式信号機



防 止 柵 図1 (一般用その1)

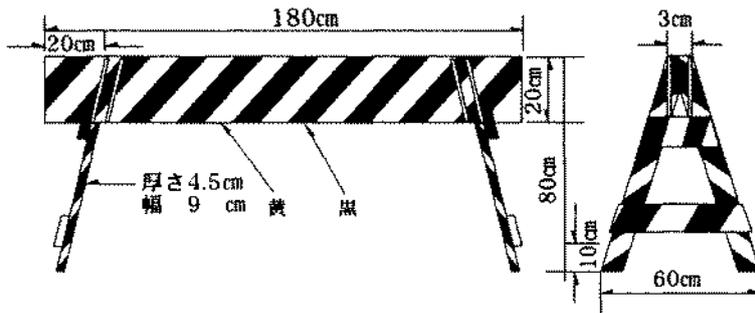


図2 (一般用その2)

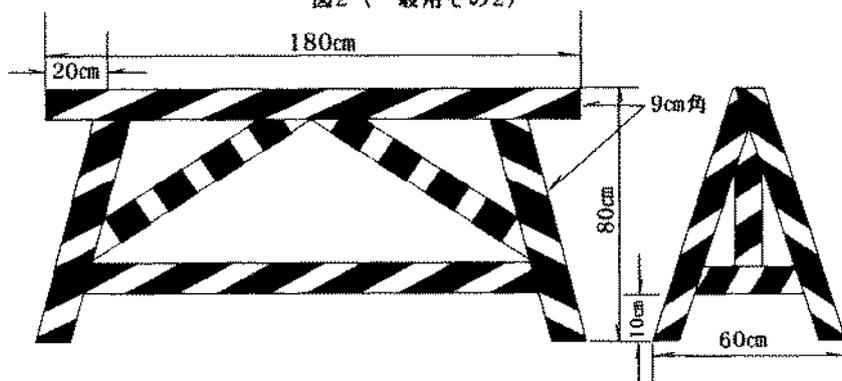
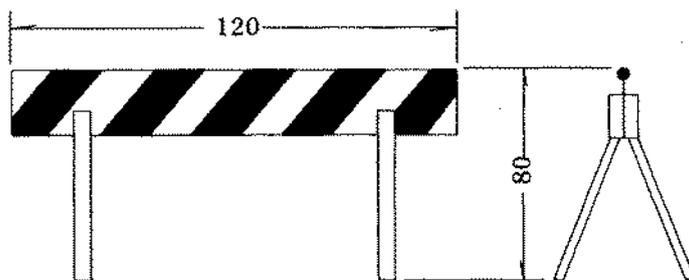


図3 (一般用その3)



2－2．工事標示板及び迂回路の施設 (道路工事用)

工事標示板及び迂回路の施設（道路工事事用）

1. 工事標示板

道路工事で工事区間の起終点付近の見易い箇所に設置する。

2. 迂回路の標示

道路工事で迂回路を設置するにあたっては、迂回路の入口に（１）のまわり道標示板を設置し、迂回路の途中の各交差点においては、参考の（１）、（２）に示す要領により設置するものとする。

3. 防止柵等

道路工事で危険、立入禁止のため柵を設ける場合は、当該箇所にバリケード等の設備を適切に設置し、必要な標識類を設置する。

（保安施設設置基準（案）も参考とする）

4. 参考

道路工事で迂回路を設置する場合の標示例を示す。なお、「標示板の設置方法」や「防止柵」については、「2-1. 工事標示板及び迂回路の施設（道路工事以外用）」によるものとする。

1. 工事標示板

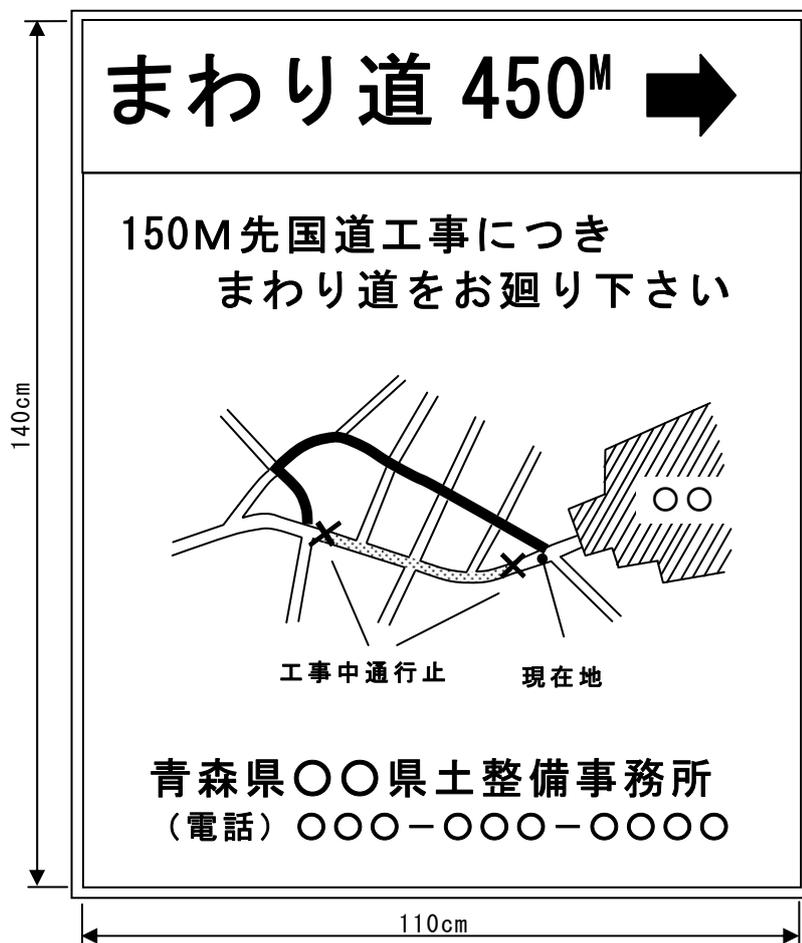
工事標示版の記載例を以下に示す。



- 注
1. 色彩は「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「〇〇工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇をつくっています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
 2. 工事期間については、契約期間の工事終了日、工事時間帯等を標示するものとする。
 3. 区間等に変更があった場合は、直ちに修正するものとする。
 4. 発注者の（電話）は監督員（勤務地）の連絡先とする。

2. 迂回路の標示

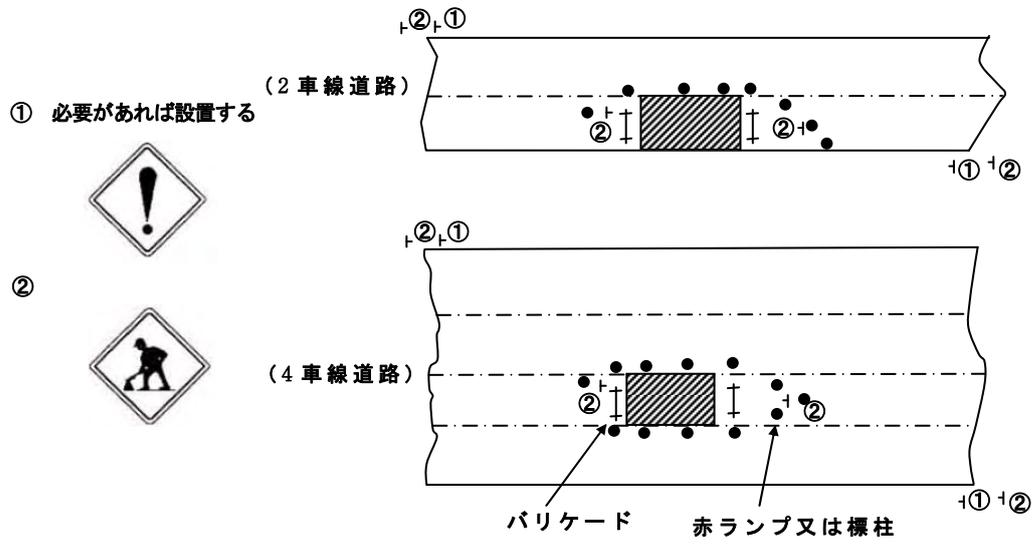
迂回路標示板の記載例を以下に示す。



- 注
1. 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。
 2. 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cmとする。
 3. 必要に応じて「まわり道 450M→」又は→の文字若しくは記号に反射装置を施すものとする。

3. 防止柵等

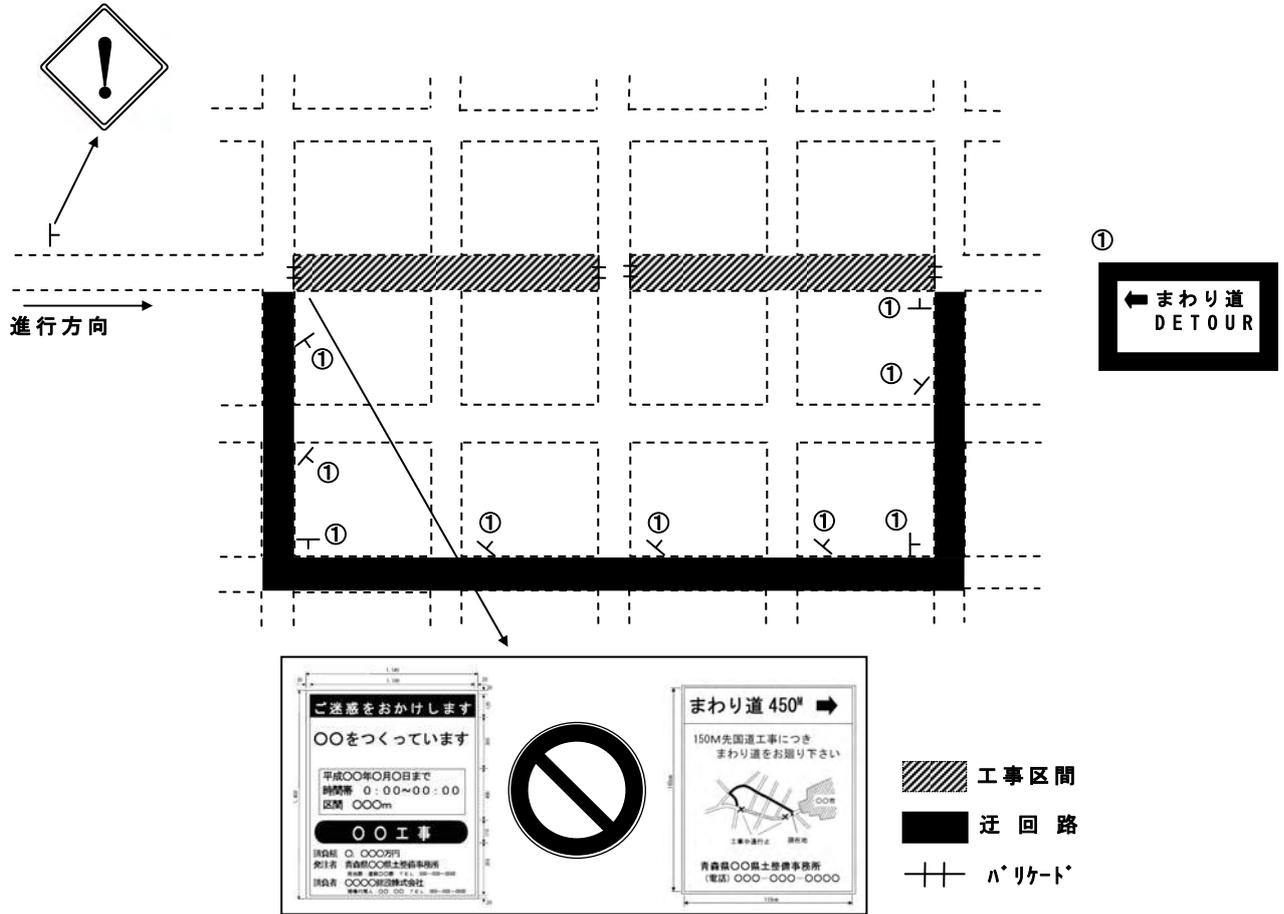
車線の一部が工事中の場合の防止柵及び標示板の設置例を以下に示す。



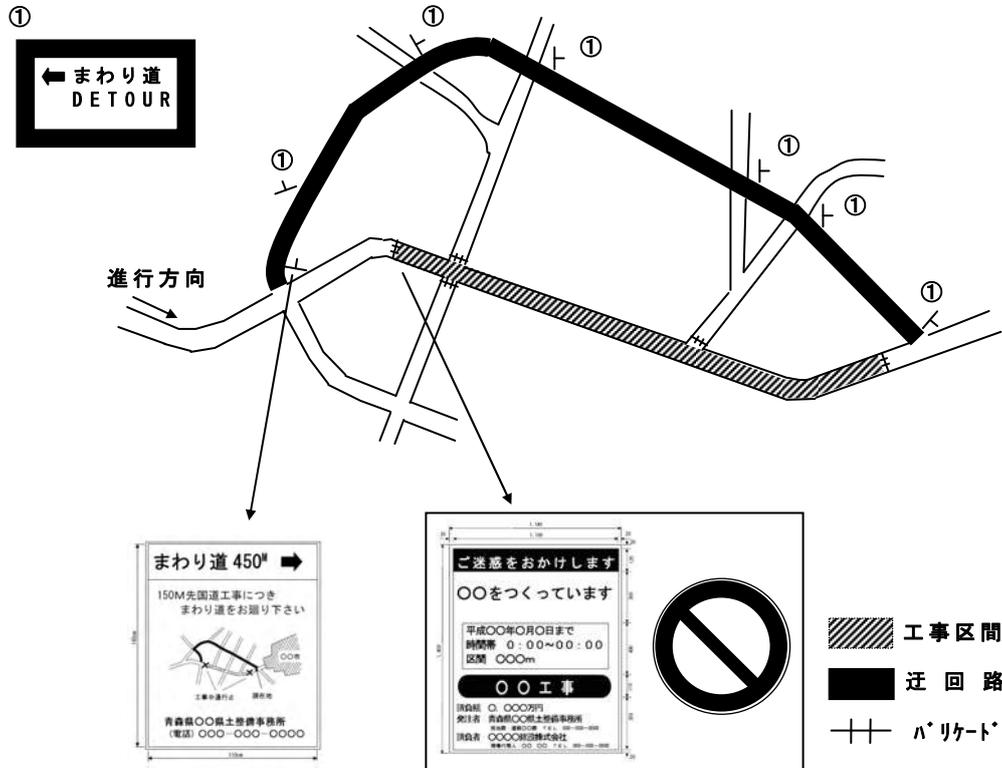
4. 参考

(1) 工事中迂回路の標示例（市街部の場合）

（進行方向に対する標識の設置例を示す）



(2) 工事中迂回路の標示例 (地方部の場合)
 (進行方向に対する標識の設置例を示す)



別紙－２

（特記仕様書記載例）

第 13 条 その他の特記事項

13－1) 共通事項

①

②

③

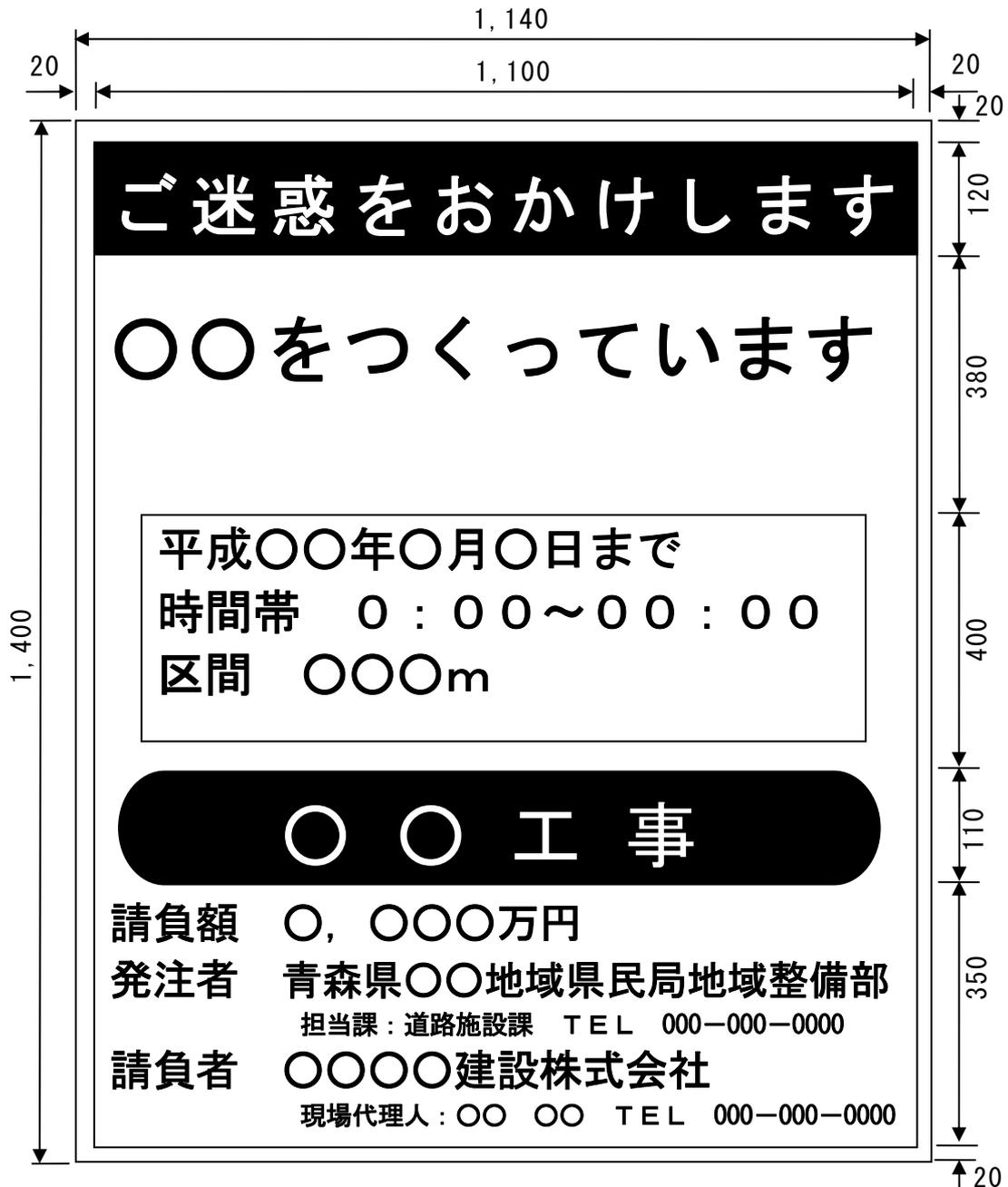
④ 工事標示板等

- ・ 道路工事において設置する工事標示板等は、別表－２「工事標示板及び迂回路の施設（道路工事用）の記載例」によること。
- ・ 道路工事以外の工事において設置する工事標示板等は、別表－３「工事標示板（道路工事以外用）の記載例」に基づくものとする。なお、迂回路施設等については、共通仕様書（土木工事参考資料「平成 17 年 10 月 1 日以降適用」）の「工事標示板及び迂回路の施設」によるものとする。

工事標示板及び迂回路の施設（道路工事に用）の記載例

1. 工事標示板（記載例）

道路工事で工事区間の起終点付近の見易い箇所に設置する。

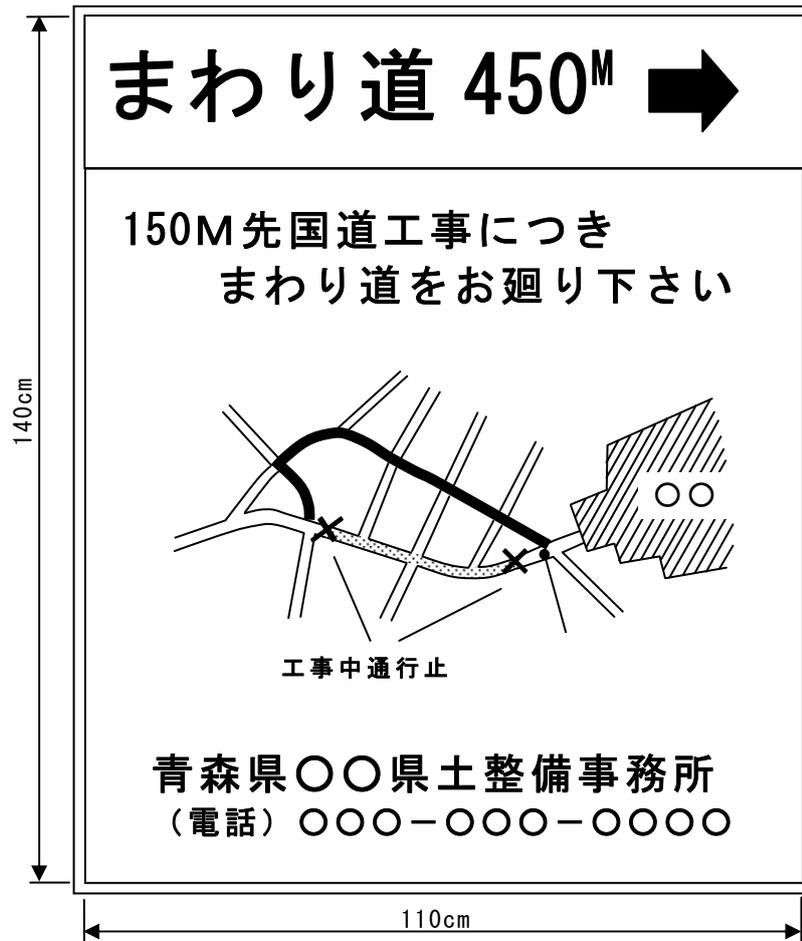


- 注 1. 色彩は「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「〇〇工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇をつくっています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
2. 工事期間については、契約期間の工事終了日、工事時間帯等を標示するものとする。

3. 区間等に変更があった場合は、直ちに修正するものとする。
4. 発注者の（電話）は監督員（勤務地）の連絡先とする。

2. 迂回路の標示（記載例）

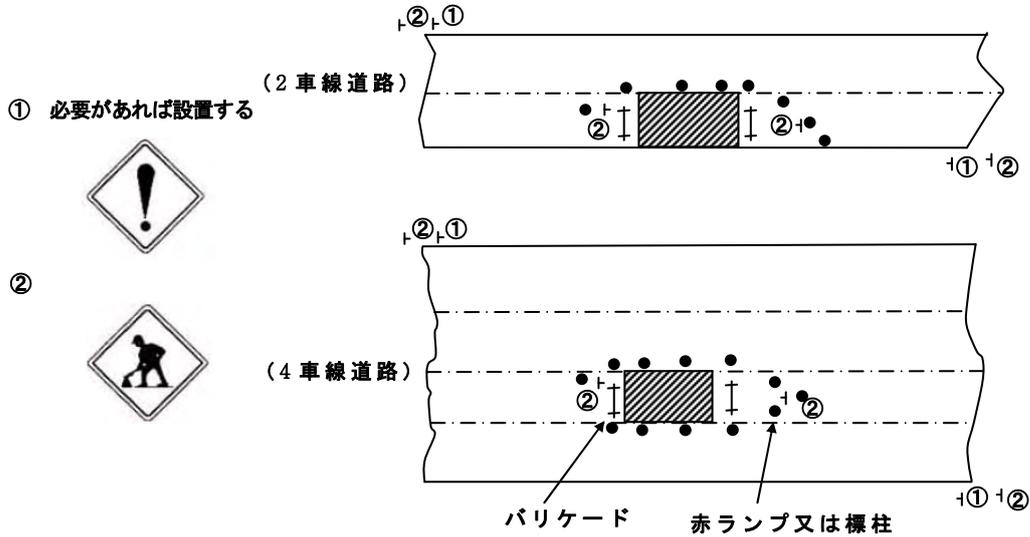
道路工事で迂回路を設置するにあたっては、迂回路の入口に（1）のまわり道標示板を設置し、迂回路の途中の各交差点においては、参考の（1）、（2）に示す要領により設置するものとする。



- 注
1. 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。
 2. 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cmとする。
 3. 必要に応じて「まわり道 450M→」又は→の文字若しくは記号に反射装置を施すものとする。

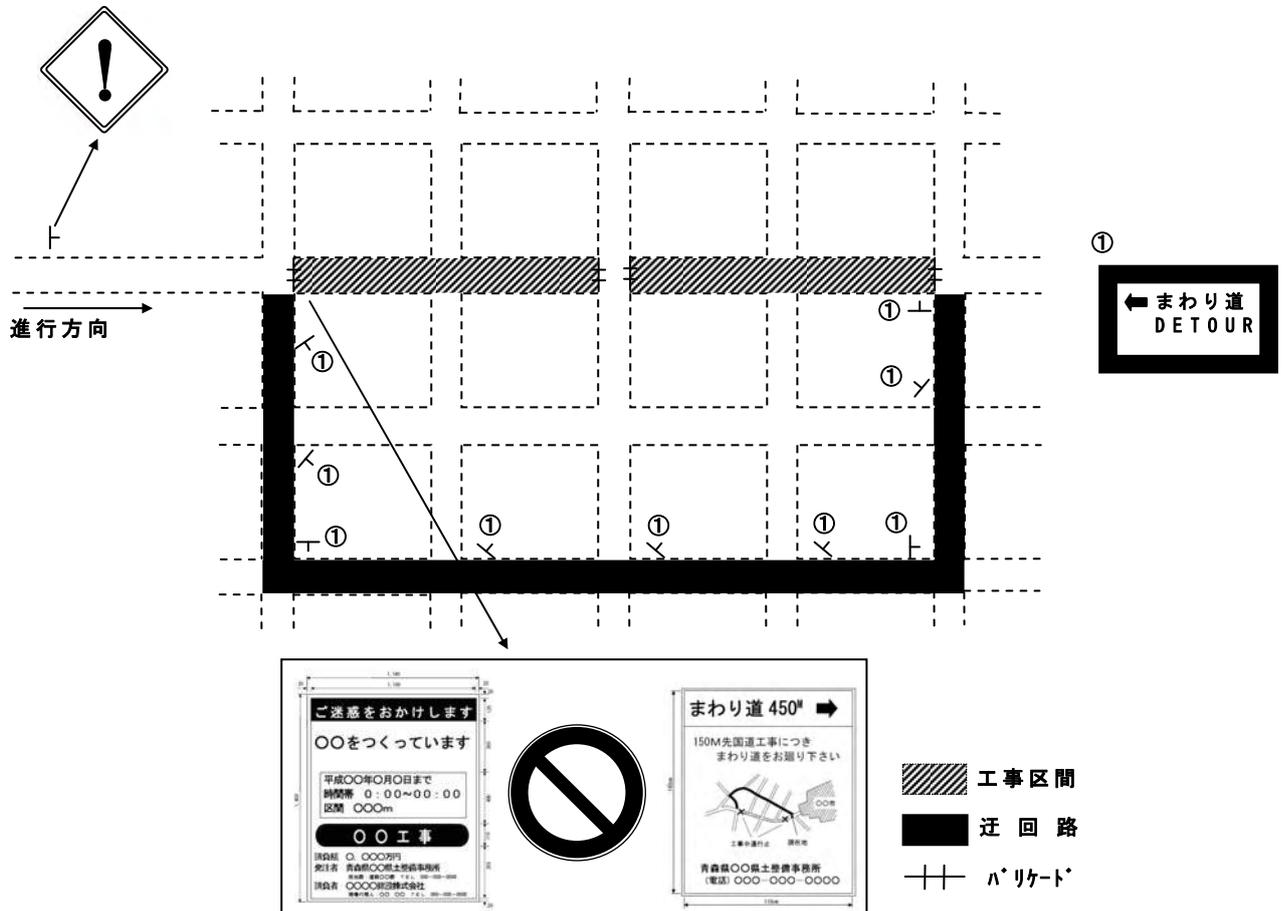
3. 防止柵等

道路工事で危険、立入禁止のため柵を設ける場合は、当該箇所にバリケード等の設備を適切に設置し、必要な標識類を設置する。車線の一部分が工事中の場合の防止柵及び標示板の設置例を以下に示す。

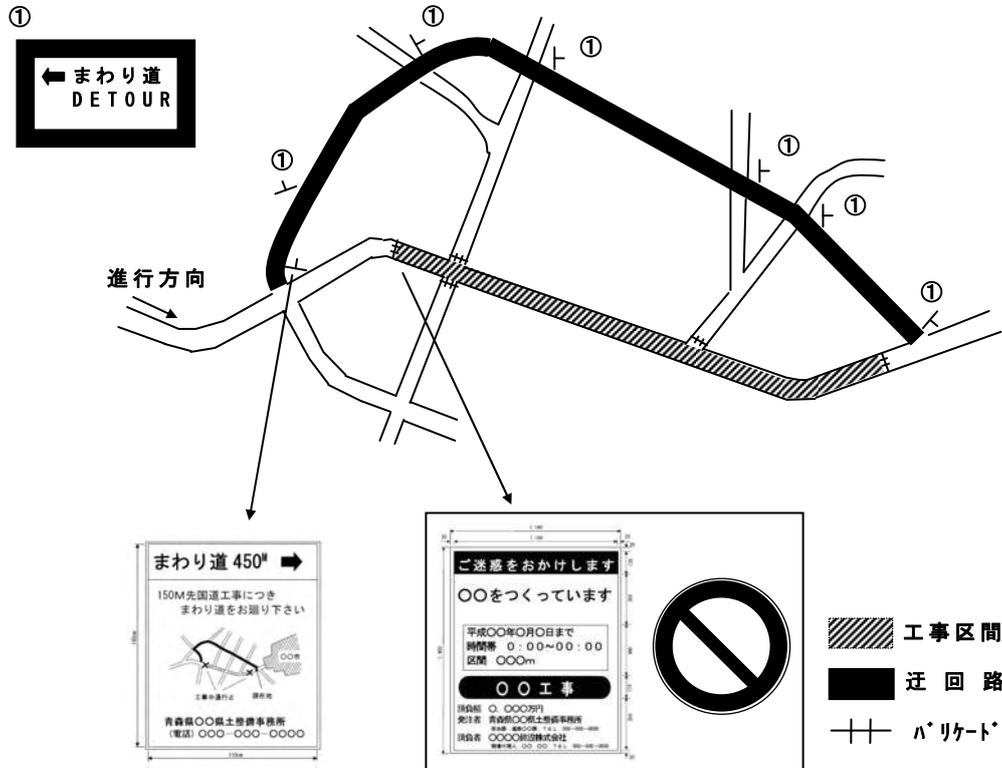


4. 参考

- (1) 工事中迂回路の標示例 (市街部の場合)
(進行方向に対する標識の設置例を示す)



(2) 工事中迂回路の標示例 (地方部の場合)
 (進行方向に対する標識の設置例を示す)



工事標示板（道路工事以外用）の記載例



- 注
1. 色彩は「〇〇工事中」は赤色、その他の文字を青色、地を白地とする。
 2. 外枠線は緑色、太さは1cm、余白は2cmとする。
 3. 「〇〇工事中」の文字に反射装置を施すものとする。
 4. 工事期間については、契約期間を記入するものとする。
 5. 河川、その他の工事の場合は、当該工事名を記入するものとする。
 6. 区間等に変更があった場合は、直ちに修正するものとする。
 7. 発注公所の（電話）は監督員（勤務地）の連絡先とし、次に担当課名を記入する。

別紙－３

工事内容別標示内容（例）

工事内容	標示内容	工事名
バイパス	バイパスをつくっています	バイパス工事
現道拡幅	道路をひろげています	道路拡幅工事
橋梁整備	橋をつくっています	橋梁整備工事
橋梁補修	橋をなおしています	橋梁補修工事
法面	斜面を保護して（なおして）います	防災対策工事
擁壁	擁壁をなおして（つくって）います	防災対策工事
ロックシェッド	ロックシェッドをつくっています	防災対策工事
歩道	歩道をつくっています	歩道工事
視距改良	道路をひろげています	道路拡幅工事
交差点改良	交差点をひろげています	交差点改良工事
案内標識	標識を設置しています	標識工事
照明灯	照明灯を設置しています	照明灯工事
防護柵	防護柵を設置しています	防護柵工事
電線共同溝	電線などを地中化しています	電線共同溝工事
流雪溝	流雪溝を設置しています	流雪溝工事
堆雪幅確保	路肩をひろげています	道路拡幅工事
防雪柵	防雪柵を設置しています	防雪柵工事
雪崩防止柵	雪崩防止柵を設置しています	雪崩防止柵工事
ロードヒーティング	融雪施設を設置しています	ロードヒーティング工事
スノーシェルター	スノーシェルターをつくっています	スノーシェルター工事
舗装補修	舗装をなおしています	舗装補修工事
排水施設	側溝（暗渠）をなおしています	側溝（暗渠）工事
区画線	区画線をひいています	区画線工事
道路清掃	道路を掃除しています	道路清掃工事（作業）
その他維持管理	道路をなおしています	道路維持工事（作業）

※標示内容及び工事名について疑義が生じた場合は、事業担当課の担当グループと協議して下さい。

例：歩道工事

ご迷惑をおかけします	
歩道をつくっています	
平成18年9月30日まで	
時間帯	8：30～16：30
区間	1, 200m
歩道工事	
請負額	2, 540万円
発注者	青森県〇〇地域県民局地域整備部 担当課：道路施設課 TEL 000-000-0000
請負者	〇〇〇〇建設株式会社 現場代理人：〇〇 〇〇 TEL 000-000-0000

例：舗装工事

ご迷惑をおかけします

舗装をなおしています

平成18年7月25日まで
時間帯 21:30~6:00
区間 1,800m

舗装補修工事

請負額 4,240万円

発注者 青森県〇〇地域県民局地域整備部
担当課：道路施設課 TEL 000-000-0000

請負者 株式会社〇〇〇工業
現場代理人：〇〇 〇〇 TEL 000-000-0000

例：拡幅工事

ご迷惑をおかけします

道路をひろげています

平成18年11月30日まで
時間帯 8:30~17:00
区間 820m

道路拡幅工事

請負額 1億3,240万円
発注者 青森県〇〇地域県民局地域整備部
担当課：道路施設課 TEL 000-000-0000
請負者 株式会社〇〇建設
現場代理人：〇〇 〇〇 TEL 000-000-0000

例：流雪溝工事

ご迷惑をおかけします

**流雪溝を設置していま
す**

平成18年9月20日まで
時間帯 8:30~17:00
区間 600m

流雪溝工事

請負額 5,080万円

発注者 青森県〇〇地域県民局地域整備部
担当課：道路施設課 TEL 000-000-0000

請負者 株式会社〇〇建設

現場代理人：〇〇 〇〇 TEL 000-000-0000

例：区画線工事

ご迷惑をおかけします

区画線をひいています

平成18年5月15日まで

時間帯 8:30~17:00

区間 青森市内

区画線工事

請負額 480万円

発注者 青森県〇〇地域県民局地域整備部

担当課：道路施設課 TEL 000-000-0000

請負者 株式会社〇〇建設

現場代理人：〇〇 〇〇 TEL 000-000-0000

3. 土木工事安全施工技術指針

土木工事安全施工技術指針

昭和43年4月7日建設省官技発第37号
(一部改正) 昭和50年6月10日建設省官技発第127号
(一部改正) 昭和57年3月16日建設省官技発第94号
(改正) 平成5年3月31日建設省技調発第79号
(一部改正) 平成10年3月19日建設省技調発第77号
(改正) 平成13年3月29日国官技第67号
(一部改正) 平成21年3月31日国官技第333号

国土交通省大臣官房技術審議官から
各地方整備局企画部長あて

土木工事安全施工技術指針の改正について

標記については、平成13年3月29日付けで作成し通知しているところであるが、今回一部改正したので、工事の設計、積算及び工事の監督、検査にあたり、参考として使用するよう通知する。

なお、工事施工に際しての施工業者等や地方公共団体にも周知されたい。

掲載URL (東北地方整備局ホームページ)

<http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b00097/k00910/kyoutuu/kyousiyouryou.html> 土木工事安全施工技術指針

4. 建設工事公衆災害防止対策要綱

建設工事公衆災害防止対策要綱

第1章 総 則

第1 目 的

この要綱は、土木工事の施工に当たって、当該工事の関係者以外の第三者（以下「公衆」という。）に対する生命、身体及び財産に関する危害並びに迷惑（以下「公衆災害」という。）を防止するために必要な計画、設計及び施工の基準を示し、もって土木工事の安全な施工の確保に寄与することを目的とする。

第2 適 用

この要綱は、公衆に係わる区域で施工する土木工事（以下単に「土木工事」という。）に適用する。

- 2 起業者及び施工者は、土木工事には当たっては、公衆災害を防止するために、この要綱の各項目を遵守しなければならない。ただし、この要綱において起業者が行うこととされている内容について、契約の定めるところにより施工者が行うことを妨げない。

第3 工法の選定

起業者又は施工者は、土木工事の計画、設計及び施工に当たって、公衆災害の防止のため、必要な調査を実施し、関係諸法令を遵守して、安全性等を十分検討した有効な工法を選定しなければならない。

第4 工 期

起業者は、土木工事の工期を定めるに当たっては、この要綱に規定されている事項が十分に守られるように配慮しなければならない。

第5 公衆災害防止対策経費

起業者は、工事を実施する地域の状況を把握した上、この要綱に基づいて必要となる措置をできるだけ具体的に明示し、その経費を工事金額のなかに計上しなければならない。

第6 現場組織体制

施工者は、土木工事に先立ち、当該土木工事の現場の立地条件等を十分把握した上で、工事の内容に応じた適切な人材を配置し、指揮命令系統の明確な現場組織体制を組むとともに、工事関係者に工事の内容や使用機器材の特徴等の留意点について周知させるものとする。

- 2 施工者は、複数の請負関係のもとで工事を行う場合には、特に全体を統括する組織により、安全施工の実現に努めなければならない。

第7 隣接工事との調整

起業者及び施工者は、他の建設工事に隣接輻輳して土木工事を施工する場合には、公衆災害に係わる事項について、連絡調整を行うものとする。

第8 付近居住者への周知

起業者及び施工者は、土木工事の施工に当たっては、あらかじめその工事の概要を付近の居住者等に周知させ、その協力を求めなければならない。

- 2 施工者は、土木工事の施工に当たっては、起業者と連絡を密にし、付近の居住者等の公衆災害防止に対する意向を十分考慮しなければならない。

なお、交通規制を伴う場合は、通行者の通行をできるだけ妨げないようにするとともに、規制状況の広報に努めなければならない。

第9 事故発生時の措置と原因調査

土木工事の施工により事故が発生し、公衆に危害を及ぼした場合には、その起業者及び施工者は、直ちに応急措置及び関係機関への連絡を行うとともに、速やかにその原因を調査し、類似の事故が再発しないよう措置しなければならない。

第2章 作業場

第10 作業場の区分

施工者は、土木工事を施工するに当たって作業し、材料を集積し、又は機械類を置く等工事のために使用する区域（以下「作業場」という。）を周囲から明確に区分し、この区域以外の場所を使用してはならない。

- 2 施工者は、公衆が誤って作業場に立ち入ることのないよう、固定さく又はこれに類する工作物を設置しなければならない。ただし、その工作物にかかわる既設のへい、さく等があり、そのへい、さく等が境界を明らかにして、公衆が誤って立ち入ることを防止する目的にかなうものである場合には、そのへい、さく等をもって代えることができるものとする。

また、移動を伴う道路維持修繕工事、軽易な埋設工事等において、移動さく、道路標識、標示板、保守灯、セイフティコーン等で十分安全が確保される場合には、これをもって代えることができるものとする。

- 3 前項のさく等は、その作業場を周囲から明確に区分し、公衆の安全を図るものであって、作業環境と使用目的によって構造を決定すべきものであるが、特に風等により転倒しないよう十分安定したものでなければならない。

第11 さくの規格、寸法

固定さくの高さは、1.2メートル以上とし、通行者（自転車等を含む。）の視界を妨げないようにする必要がある場合は、さくの上の部分に金網等で張り、見通しをよくするものとする。

- 2 移動さくは、高さ0.8メートル以上1メートル以下、長さ1メートル以上1.5メートル以下で、支柱の上端に幅15センチメートル程度の横板を取付けてあるものを標準とし、公衆の通行が禁止されていることが明らかにわかるものであって、かつ、容易に転倒しないものでなければならない。

また、移動さくの高さが1メートル以上となる場合は、金網等を張り付けるものとする。

第12 さくの彩色

固定さくの袴部分及び移動さくの横板部分は、黄色と黒色を交互に斜縞に彩色（反射処理）するものとし、彩色する各縞の幅は10センチメートル以上15センチメートル以下、水平との角度は45度を標準とする。ただし、袴及び横板の3分の2以下の部分に黄色又は白色で彩色した箇所を設け、この部分に工事名、起業者名、施工者名、公衆への注意事項等を記入することはさしつかえない。

第13 移動さくの設置及び撤去方法

施工者は、移動さくを連続して設置する場合には、原則として移動さくの長さを超えるような間隔をあけてはならず、かつ、移動さく間には保安灯又はセイフティコーンを置き、作業場の範囲を明確にしなければならない。

- 2 施工者は、移動さくを屈曲して設置する場合には、その部分は間隔をあけてはならない。

また、交通流に対面する部分に移動さくを設置する場合は、原則としてすりつけ区間を設け、かつ、間隔

をあけないようにしなければならない。

- 3 施工者は、歩行者及び自転車が移動さくに沿って通行する部分の移動さくの設置に当たっては、移動さくの間隔をあけないようにし、又は移動さくの間安全ロープ等を張ってすき間のないよう措置しなければならない。
- 4 施工者は、移動さくの設置及び撤去に当たっては、交通の流れを妨げないよう行わなければならない。

第14 作業場への車両の出入

施工者は、道路上に作業場を設ける場合は、原則として、交通流に対する背面から車両を出入させなければならない。ただし、周囲の状況等によりやむを得ない場合においては、交通流に平行する部分から車両を出入りさせることができる。この場合においては、交通誘導員を配置し、できるだけ一般車両の通行を優先するとともに公衆の通行に支障を与えないようにしなければならない。

第15 作業場内の工事用車両の駐車

施工者は、道路上に設置した作業場内に、原則として、作業に使用しない車両を駐車させてはならない。また、作業に使用する作業中の車両にあっては、やむをえない場合を除き、運転手を当該車両に常駐させなければならない。

第16 作業場の出入り口

施工者は、作業場の出入口には、原則として、引戸式の扉を設け、作業に必要な限り、これを閉鎖しておくとともに、公衆の立入りを禁ずる標示板を掲げなければならない。ただし、車両の出入りが頻繁なときは扉を開放しておくことができるが、その間、必ず見張員を配置し、出入りする車両の誘導にあたらせなければならない。

- 2 施工者は、作業場に入出入りする車両等が、道路構造物及び交通安全施設等に損傷を与えることのないよう注意しなければならない。損傷させた場合には、直ちに当該管理者に報告し、その指示により復旧しなければならない。

第3章 交通対策

第17 道路標識等

起業者及び施工者は、道路敷に又は道路敷に接して作業場を設けて土木工事を施工する場合には、工事による一般交通への危険及び渋滞の防止、歩行者の安全等を図るため、事前に道路状況を把握し、交通の処理方法について検討の上、道路管理者及び所轄警察署長の指示するところに従い、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）」及び「道路工事現場における標示施設等の設置基準（昭和37年建設省道発第372号）」による道路標識、標示板等で必要なものを設置しなければならない。

- 2 施工者は工事用の諸施設を設置するに当たって必要がある場合は、周囲の地盤面から高さ0.8メートル以上2メートル以下の部分については、通行者の視界を妨げることのないよう必要な措置を講じなければならない。

第18 保安灯

施工者は、道路上において又は道路に接して土木工事を夜間施工する場合には、道路上又は道路に接する部分に設置したさく等に沿って、高さ1メートル程度のもので夜間150メートル前方から視認できる光度を有する保安灯を設置しなければならない。

この場合、設置間隔は、交通流に対面する部分では2メートル程度、その他の道路に面する部分では、

4メートル以下とし、囲いの角の部分については特に留意して設置しなければならない。

第19 遠方よりの工事箇所の確認

施工者は、交通量の特に多い道路上において土木工事を施工する場合には、遠方からでも工事箇所が確認でき、安全な走行が確保されるよう、保安施設を適切に設置しなければならない。このため、第17（道路標識等）及び第18（保安灯）に規定する道路標識及び保安灯の設置に加えて、作業場の交通流に対面する場所に工事中であることを示す標示板（原則として内部照明式）を設置するものとする。

さらに、必要に応じて夜間200メートル前方から視認できる光度を有する回転式か点滅式の黄色又は赤色の注意灯を、当該標示板に近接した位置に設置しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該標示板等を設置する箇所に近接して、高い工事用構造物等があるときは、これに標示板等を設置することができる。
- 3 施工者は、工事を予告する道路標識、標示板等を、工事箇所の前方50メートルから500メートルの間の路側又は中央帯のうち視認しやすい箇所に設置しなければならない。

第20 作業場付近における交通の誘導

施工者は、道路上において土木工事を施工する場合には、道路管理者及び所轄警察署長の指示を受け、作業場出入口等に必要に応じて交通誘導員を配置し、道路標識、保安灯、セイフティコーン又は矢印板を設置する等、常に交通の流れを阻害しないよう努めなければならない。なお、交通量の少ない道路にあっては、簡易な自動信号機によって交通の誘導を行うことができる。

また、近接して他の工事が行われる場合には、施工者間で交通の誘導について十分な調整を行い、交通の安全の確保を図らなければならない。

第21 まわり道

起業者及び施工者は、土木工事のために一般の交通を迂回させる必要がある場合においては、道路管理者及び所轄警察署長の指示するところに従い、まわり道の入口及び要所に運転者又は通行者に見やすい案内用標示板等を設置し、運転者又は通行者が容易にまわり道を通り得るようにしなければならない。

第22 車両交通のための路面維持

施工者は、道路を掘削した箇所を車両の交通の用に供しようとするときは、埋戻したのち、原則として、仮舗装を行い、又は覆工を行う等の措置を講じなければならない。この場合、周囲の路面との段差を生じないようにしなければならない。

やむを得ない理由で段差が生じた場合は、5パーセント以内の勾配ですりつけるものとし、施工上すりつけが困難な場合には、標示板等によって通行車両に予知させなければならない。

- 2 施工者は、道路敷において又は道路敷に接して工事を行う場合で、特に地下掘進工事を行うときは、路面の変状観測を行うものとし、必要に応じ、本章各項に規定する設置を講じなければならない。

第23 車道幅員

起業者及び施工者は、土木工事のために一般の交通の用に供する部分の通行を制限する必要がある場合においては、道路管理者及び所轄警察署長の指示に従うものとし、特に指示のない場合は、次の各号に掲げるところを標準とする。

- 一 制限した後の道路の車線が1車線となる場合にあつては、その車道幅員は3メートル以上とし、2車線となる場合にあつては、その車道幅員は5.5メートル以上とする。
- 二 制限した後の道路の車線が1車線となる場合で、それを往復の交互交通の用に供する場合においては、その制限区間はできるだけ短くし、その前後で交通が渋滞することのないように措置するとともに、必要に応じて交通誘導員等を配置する。

第24 歩行者対策

起業者及び施工者は、第23（車道幅員）に規定する場合において、歩行者が安全に通行し得るために歩行者用として別に幅0.75メートル以上、特に歩行者の多い箇所においては幅1.5メートル以上の通路を確保しなければならない。

この場合、車両の交通の用に供する部分との境には第11（さくの規格、寸法）から第13（移動さくの設置及び撤去方法）までの規定に準じてすき間なく、さく等を設置する等歩行者用通路を明確に区分するとともに、歩行に危険のないよう路面の凹凸をなくし、必要に応じて階段等を設けておかなければならない。

第25 通路の排水

施工者は、土木工事の施工に当たり、一般の交通の用に供する部分について、雨天等の場合でも通行に支障がないよう、排水を良好にしておかなければならない。

第26 高い構造物等及び危険箇所の照明

施工者は、道路上に又は道路に近接して杭打機その他の高さの高い工事用機械類若しくは構造物を設置しておく場合又は工事のため一般の交通にとって危険が予想される箇所がある場合においては、それらを白色照明灯で照明し、それらの所在が容易に確認できるようにしなければならない。

2 前項の場合において、照明装置は、その直射光が通行者の眼を眩惑しないようにしなければならない。

第27 施設の維持等

起業者及び施工者は、第2章及び本章の規定に基づいて必要な施設を設置したときは、それらの施設が十分に機能を発揮するよう維持するとともに、標示板等が、道路標識等の効果を妨げることはないよう注意しなければならない。

第4章 軌道等の保全

第28 軌道経営者との事前協議

起業者は、軌道敷内又は軌道敷に近接した場所で土木工事を施工する場合においては、あらかじめ軌道経営者と協議して、工事中における軌道の保全方法につき、次の各号に掲げる事項について決定しなければならない。

- 一 軌道経営者に委託する工事の範囲
- 二 工事中における軌条、架線等の支持方法
- 三 工事中における軌道車両の通行に関する規制及び規制を実施するための具体的方法
- 四 軌道車両の通行のために必要な工事施工の順序及び方法並びに作業時間等に関する規制及び規制を実施するための具体的方法
- 五 工事中軌条、架線等の取りはずしを行う必要の有無及び必要ある場合の取りはずし方法、実施時間等
- 六 相互の連絡責任者及び連絡方法
- 七 その他、軌道保全に関し必要な事項
- 八 全各号の事項に関し、変更の必要が生じた場合の具体的措置

第29 軌道施設等の仮移設等

起業者は、土木工事に関して軌条、停留場、安全地帯等の軌道施設等の仮移設等が必要となる場合においては、あらかじめ軌道経営者、道路管理者及び所轄警察署長と協議しなければならない。

第30 協議事項の周知及び遵守

起業者は、第28（軌道経営者との事前協議）及び第29（軌道施設等の仮移設等）の規定に基づく協議により決定された事項を、施工者に周知徹底させなければならない。

- 2 施工者は、第28（軌道経営者との事前協議）及び第29（軌道施設等の仮移設等）の規定に基づいて決定された事項を遵守し、疑問の生じた場合には、その事項について起業者に確認しなければならない。

第31 絶縁工

起業者及び施工者は、軌道帰線から1メートル以内の箇所に、金属製の管路等を埋設する等の場合においては、軌道経営者の指示に従い絶縁工を施さなければならない。

第32 鉄道

起業者は、鉄道敷内又は鉄道敷に近接した場所で土木工事を施工する場合には、鉄道経営者に委託する工事の範囲及び鉄道保全に関し必要な事項を鉄道経営者と協議しなければならない。

第5章 埋設物

第33 保安上の事前措置

起業者は、土木工事の設計に当たっては、工事現場、工事用の通路及び工事現場に近接した地域にある埋設物について、埋設物の管理者の協力を得て、位置、規格、構造及び埋設年次を調査し、その結果に基づき埋設物の管理者及び関係機関と協議確認の上、設計図書にその埋設物の保安に必要な措置を記載して施工者に明示しなければならない。

第34 立会

起業者は、埋設物の周辺で土木工事を施工する場合には、第33（保安上の事前措置）に規定する調査を行うに当たっては、原則として、各種埋設物の管理者に対し埋設物の種類、位置（平面、深さ）等の確認のため、第36（埋設物の確認）の規定による立会を求めなければならない。ただし、各種埋設物の状況があらかじめ明らかである場合はこの限りではない。

第35 保安上の措置

起業者又は起業者から埋設物の保安に必要な措置を行うよう明示を受けた施工者は、埋設物に近接して土木工事を施工する場合には、あらかじめその埋設物の管理者及び関係機関と協議し、関係法令等に従い、工事施工の各段階における保安上の必要な措置、埋設物の防護方法、立会の有無、緊急時の連絡先及びその方法、保安上の措置の実施区分等を決定するものとする。

- 2 起業者が前項の規定により決定し、施工者に通知したときは、施工者は決定事項を厳守しなければならない。

第36 埋設物の確認

起業者又は施工者は、埋設物が予想される場所で土木工事を施工しようとするときは、施工に先立ち、埋設物管理者等が保管する台帳に基づいて試掘等を行い、その埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を原則として目視により確認しなければならない。

なお、起業者又は施工者は、試掘によって埋設物を確認した場合には、その位置等を道路管理者及び埋設物の管理者に報告しなければならない。

この場合、深さについては、原則として標高によって表示しておくものとする。

- 2 施工者は、工事施工中において、管理者の不明な埋設物を発見した場合、埋設物に関する調査を再度行

い、当該管理者の立会を求め、安全を確認した後に処置しなければならない。

第37 布掘り及びつぼ掘り

施工者は、道路上において土木工事のために杭、矢板等を打設し、又は穿孔等を行う必要がある場合においては、埋設物のないことがあらかじめ明確である場合を除き、埋設物の予想される位置を深さ2メートル程度まで試掘を行い、埋設物の存在が確認されたときは、布掘り又はつぼ掘りを行ってこれを露出させなければならない。

第38 露出した埋設物の保安維持等

施工者は、工事中埋設物が露出した場合においては、第35（保安上の措置）の規定に基づく協議により定められた方法によって、これらの埋設物を維持し、工事中の損傷及びこれによる公衆災害を防止するために万全を期するとともに、協議によって定められた保安上の措置の実施区分に従って、常に点検等を行わなければならない。

なお、露出した埋設物には、物件の名称、保安上の必要事項、管理者の連絡先等を記載した標示板を取り付ける等により、工場関係者等に対し注意を喚起しなければならない。

- 2 露出した埋設物がすでに破損していた場合においては、施工者は、直ちに起業者及びその埋設物の管理者に連絡し、修理等の措置を求めなければならない。
- 3 施工者は、露出した埋設物が埋戻した後において破損するおそれのある場合には、起業者及び埋設物の管理者と協議の上、適切な措置を行うことを求め、工事終了後の事故防止について十分注意しなければならない。
- 4 施工者は、第1項の規定に基づく点検等の措置を行う場合において、埋設物の位置が掘削床付け面より高い等通常の作業位置からの点検等が困難な場合には、あらかじめ起業者及びその埋設物管理者と協議の上、点検等のための通路を設置しなければならない。

ただし、作業のための通路が点検のための通路として十分利用可能な場合にはこの限りではない。

第39 近接位置の掘削

施工者は、埋設物に近接して掘削を行う場合には、周囲の地盤のゆるみ、沈下等に十分注意するとともに、必要に応じて埋設物の補強、移設等について、起業者及びその埋設物の管理者とあらかじめ協議し、埋設物の保安に必要な措置を講じなければならない。

第40 火 気

施工者は、可燃性物質の輸送管等の埋設物の付近において、溶接機、切断機等火気を伴う機械器具を使用してはならない。

ただし、やむを得ない場合において、その埋設物の管理者と協議の上、周囲に可燃性ガス等の存在しないことを検知器等によって確認し、熱遮へい装置など埋設物の保安上必要な措置を講じたときにはこの限りではない。

第6章 土 留 工

第41 土留工を必要とする掘削

起業者又は施工者は、地盤を掘削する場合においては、掘削の深さ、掘削を行っている期間、当該工事区域の土質条件、地下水の状況、周辺地域の環境条件等を総合的に勘案して、土留工の型式を決定し、安全かつ確実に工事が施工できるようにしなければならない。

この場合、切取り面にその箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、掘削の深さが1.5

メートルを超える場合には、原則として、土留工を施すものとする。また、掘削深さが4メートルを超える場合、周辺地域への影響が大きいことが予想される場合等重要な仮設工事においては、親杭横矢板、鋼矢板等を用いた確実な土留工を施さなければならない。

第42 土質調査

起業者は、重要な仮設工事を行う場合においては、既存の資料等により工事区域の土質状況を確認するとともに、必要な土質調査を行い、その結果に基づいて土留工の設計、施工方法等の検討等を行うものとする。

第43 土留工の構造

土留工の安定に関する設計計算は、学会その他で技術的に認められた方法及び基準に従い、施工期間中における降雨等による条件の悪化を考慮して行わなければならない。また、土留工の構造は、その計算結果を十分満足するものでなければならない。

第44 杭、鋼矢板等の打設工程

施工者は、道路において杭、鋼矢板等を打設するためこれに先行する布掘りを行う場合には、その布掘りの工程の範囲は、杭、鋼矢板等の打設作業の工程の範囲において必要最小限にとどめ、打設後は速やかに埋め戻し、念入りに締め固めて従前の機能を維持し得るよう表面を仕上げておかななければならない。

なお、杭、鋼矢板等の打設に際しては、周辺地域への環境対策についても配慮しなければならない。

第45 鋼矢板等の適用

起業者又は施工者は、掘削予定箇所の土質が軟弱で、地下水位が高い等好ましくない条件のもとで工事を行う場合においては、鋼矢板による土留工法又はこれと同等以上の安全性を有する土留工法を採用しなければならない。

第46 杭、鋼矢板等の根入れ

杭、鋼矢板等の根入れ長は、安定計算、支持力の計算、ボイリングの計算及びヒービングの計算により決定するものとする。この場合、重要な仮設工事にあつては、原則として根入れ長は、杭の場合においては1.5メートル、鋼矢板等の場合においては3.0メートルを下回ってはならない。

第47 軟弱地盤対策

起業者又は施工者は、掘削基盤付近の地盤が沈下、移動又は隆起するおそれがある場合においては、土留壁の根入れ長の増加、底切りばりの設置、地盤改良等適切な措置を講じるとともに、工程及び工法についても安全が確保できるように配慮しなければならない。

第48 親杭横矢板

重要な仮設工事に用いる親杭横矢板は、次の各号に掲げるところを標準とする。

- 一 土留杭は、H-300を最小部材とする。
 - 二 土留板は、所要の強度を有する木材で最小厚を3センチメートルとし、その両端が、4センチメートル以上（当該土留板の板厚が4センチメートルを超えるときには当該板厚以上）土留杭のフランジに係る長さを有するものとする。
- 2 施工者は、土留板を掘削後速やかに掘削土壁との間にすき間のないようにはめ込まなければならない。また、土壁との間にすき間ができたときは裏込め、くさび等ですき間のないように固定しなければならない。

第49 鋼矢板の寸法

重要な仮設工事に用いる鋼矢板は、Ⅲ型以上を標準とする。

第50 腹おこし

施工者は、腹おこしの施工に当たっては、土留杭又は鋼矢板等と十分密着するようにし、すき間を生じたときはパッキング材等で土留からの荷重を均等に受けられるようにするとともに、受け金物、吊り下げワイヤー等によって支持し、振動その他により落下することのないようにしなければならない。

2 重要な仮設工事にあつては、次の各号に掲げるところを標準とする。

一 腹おこしは、H-300を最小部材とし、継手間隔は6メートル以上とする。

二 腹おこしの垂直間隔は、3メートル程度とし、土留杭又は鋼矢板等の頂部から1メートル程度以内のところに、第1段の腹おこしを施すものとする。

ただし、覆工を要する部分にあつて受桁がある場合においては、第1段の腹おこしは、土留杭又は鋼矢板等の頂部から1メートルを超えるところに施すことを妨げない。

第51 切りばり

施工者は、切りばりを施工するに当たっては、切りばりを腹おこしの間に接続し、ジャッキ等をもって堅固に締めつけるとともに、ゆるみ等を生じても落下することのないよう中間杭、ボルト等によって支持しなければならない。

2 施工者は、切りばりに、腹おこしからくる土圧以外の荷重が加わるおそれがある場合、又は荷重をかける必要のある場合においては、それらの荷重に対して必要な補強措置を講じなければならない。

3 施工者は、切りばりには、座屈のおそれがないよう十分な断面と剛性を有するものを使用しなければならない。

4 施工者は、切りばりには、原則として継手を設けてはならない。ただし、掘削幅が大きい等やむを得ない場合においては、次の各号に掲げるところにより継手を設けることができるものとする。

一 切りばりの継手は、十分安全な強度を持つ突合せ継手とし、座屈に対しては、水平継材、垂直継材又は中間杭で切りばり相互を緊結固定すること。

二 中間杭を設ける場合は、中間杭相互にも水平連結材を取り付け、これに切りばりを緊結固定すること。

三 一方向切りばりに対して中間杭を設ける場合においては、中間杭の両側に腹おこしに準ずる水平連結材を緊結し、この連結材と腹おこしの間に切りばりを接続すること。

四 二方向切りばりに対して中間杭を設ける場合には、切りばりの交点に中間杭を設置して、両方の切りばりを中間杭に緊結すること。

5 重要な仮設工事に当たっては、次の各号に掲げるところを標準とする。

一 切りばりは、H-300を最小部材とする。

二 切りばりは、水平間隔5メートル以下、垂直間隔3メートル程度にし、掘削に従って速やかに取り付けなければならない。

ただし、切りばりの設置間隔については、大規模な地下掘削工事等において、計算等によりその安全性が確認された場合はこの限りではない。

第52 杭、鋼矢板等の変形等

施工者は、打設した杭、鋼矢板等が不測の障害物等のために変形し又は貫入しなかった場合においては、初期の目的にかなうよう適宜補強しなければならない。

第53 鋼矢板等の欠損部

起業者及び施工者は、鋼矢板等連続性の土留壁が埋設物等のために欠損部を生じた場合においては、そ

の土留壁と同等以上の安全性を有する補強工法を採用し、施工者は、欠損部が弱点となることのないよう慎重に施工しなければならない。

第54 土留工の管理

施工者は、土留工を施してある間は常時点検を行い、土留用部材の変形、その緊結部のゆるみなどの早期発見に努力し、事故防止に努めなければならない。

また、必要に応じて施工者は、測定計器を使用し、土留工に作用する荷重、変位等を測定し、安全を確認しながら施工しなければならない。

- 2 施工者は、土留工を施してある間、必要がある場合は、定期的に地下水位、地盤沈下又は移動を観測してこれを記録し、地盤の隆起、沈下等が発生したときは埋設物の管理者等に連絡し、保全上の措置を講じるとともに、その旨を起業者その他関係者に通知しなければならない。

第7章 覆 工

第55 設計荷重及び許容応力

起業者及び施工者は、土木工事の施工区域又はこれに隣接した区域における路面覆工の設計に当たっては、当該設置場所の管理者が必要と認める設計荷重及び主要材料の許容応力度等を用いなければならない。

第56 覆 工 板

施工者は、覆工には、原則として、ずれ止めのついた銅製又はコンクリート製覆工板等を使用するものとする。

この場合、覆工した部分の換気に留意しなければならない。

第57 覆工部の表面

施工者は、段差を生じないように覆工板を取り付けなければならない。やむを得ず段差が生じるときは、適切にすりつけを行わなければならない。

- 2 施工者は、各覆工板の間にすき間を生じないように覆工板を取り付けなければならない。

第58 取 付 け 部

施工者は、覆工部と道路部とが接する部分については、アスファルト・コンクリート等ですき間を充填するとともに、表面の取付けについては第22（車両交通のための路面維持）の規定に準じて行わなければならない。

また、覆工部の端部は、路面の維持を十分行わなければならない。

第59 小部分の短期間工事

施工者は、布掘り、つぼ掘り等で極めて小部分を一昼夜程度の短期間で掘削する場合には、原則として埋戻しを行い、交通量に応じた仮復旧を行わなければならない。

なお、橋面等の小規模工事で、やむを得ず鉄板により覆工を行う場合は、滑止めのついた鉄板を用いることとし、鉄板のすりつけに留意するとともに、鉄板の移動が生じないようにしなければならない。

第60 滑 止 め

施工者は、覆工板に鋼製のものを使用する場合には、滑止めのついたものでなければならない。

第61 覆工板の取付け

施工者は、覆工板の取付けに当たっては、通行車両によるはね上がりや車両の制動に伴う水平方向等の

移動を生じないようにしなければならない。

第 62 覆工板の支承部

受桁の覆工板支承部は、覆工板が破損しないよう十分支持面をとらなければならない。

第 63 覆工板の受桁

施工者は、覆工板の受桁は、原則として、鋼製のものを使用し、埋設物の吊桁を兼ねてはならない。

- 2 前項の受桁は、所要の強度を有するとともに、活荷重による中央部のたわみは、原則として最大スパンの400分の1以下で、かつ、2.5センチメートル以下としなければならない。
- 3 施工者は、路面勾配がある場合は、荷重が正確に受桁に伝わる構造とし、また、受桁の転倒防止のための補強を行わなければならない。

第 64 覆工板の受桁の支承部

施工者は、覆工板の受桁を、その両端及び必要ある場合は、中間点において沈下及び移動のないよう堅固に固定しなければならない。

- 2 前項の場合において、固定する部分の荷重を土留杭、鋼矢板、中間杭等で支持させようとするときは、その土留杭等の列の頂部に溝型鋼、山型鋼等を緊結し、その溝型鋼等に受桁を固定するものとする。土留杭が木又はコンクリート製のものである場合においては、桁の両端を地山の中に埋め込む等適切な方法を講じなければならない。
- 3 前項の溝型鋼等は、土留杭、鋼矢板、中間杭等に緊結し、受桁からくる荷重をなるべく多数の土留杭等に分布するよう処置しなければならない。

第 65 覆工部の出入口

施工者は、覆工部の出入口を道路敷地内に設ける場合においては、原則として作業場内に設けることとし、やむを得ず作業場外に設ける場合には、歩行者等に迷惑を及ぼさない場所に設けなければならない。

- 2 施工者は、地下への出入口の周囲には、高さ1.2メートル程度の堅固な囲いをし、確認し得るよう彩色、照明を施さなければならない。

この場合における彩色は、第12（さくの彩色）の規定に準ずるものとする。

- 3 施工者は、前項の囲いの出入口の扉は、出入時以外は常に閉鎖しておかななければならない。

第 66 資器材等の搬入

施工者は、資器材等の搬入等に当たり、覆工板の一部をはずす場合においては、必ずその周囲に移動さく等を設けるとともに、専任の誘導員を配置して関係者以外の立入りを防止し、夜間にあつては照明を施さなければならない。

- 2 施工者は、資器材等の搬入等の作業が終了したときは、速やかに覆工板を復元しなければならない。

第 67 維持管理

施工者は、覆工部については、保安要員を配置し、常時点検してその機能維持に万全を期するとともに、特に次の各号に注意しなければならない。

- 一 覆工板の摩耗、支承部における変形等による強度の低下に注意し、所要の強度を保つよう維持点検すること。
- 二 滑止め加工のはく離、滑止め突起の摩滅等による機能低下のないよう維持点検すること。
- 三 覆工板のはね上がりやゆるみによる騒音の発生、冬期の凍結及び振動による移動についても維持点検すること。

四 覆工板の損傷等による交換に備え、常に予備覆工板を資材置場等に用意しておくこと。

第8章 補助工法

第68 補助工法の採用

起業者又は施工者は、事前調査の結果、掘削に際して地盤が不安定で施工が困難であり、又は掘削が周辺地盤及び構造物に影響を及ぼすおそれのある場合は、薬液注入工法、地下水位低下工法、地盤改良工法等の適切な補助工法を用い、地盤の安定を図らなければならない。

第69 事前調査及び補助工法の選定

起業者又は施工者は、補助工法を用いる場合は、あらかじめ周辺地域の地盤構成、埋設物、地下水位、公共用水域、井戸、隣接地下構造物等についての事前調査を行わなければならない。

- 2 起業者又は施工者は、補助工法の選定に当たっては、前項の事前調査の結果に基づき、施工条件、環境条件、安全性、工程等に留意し、適切な補助工法を選定しなければならない。

第70 薬液注入工法

起業者及び施工者は、薬液注入工法を用いる場合においては、使用する薬液、薬液の保管、注入作業管理、排水等の処理、掘削土及び残材の処分方法、周辺の地下水、公共用水域等の水質の監視等について、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針（昭和49年建設省官技発第160号）」及び「薬液注入工事に係る施工管理等について（平成2年技調発第188号）」の定めるところに従わなければならない。

- 2 施工者は、注入圧力及び注入量を常時監視するとともに、周辺地域の地表面及び構造物の変状、地下水位及び水質の変化等を定期的に測定し、これらの異常の有無を監視しなければならない。

この場合において、異常が認められ、周辺に危害を及ぼすおそれが生じたときは、施工者は、直ちに注入を中止し、起業者と協議の上、その原因を調査し、保全上の措置を講じなければならない。

第71 地下水位低下工法

起業者又は施工者は、地下水位低下工法を用いる場合は、地下水位、可能水位低下深度、水位低下による周辺の井戸及び公共用水域等への影響並びに周辺地盤、構造物等の沈下に与える影響を十分検討、把握しなければならない。

- 2 施工者は、地下水位低下工法の施工期間を通して、計画の地下水位を保つために揚水量の監視、揚水設備の保守管理及び工事の安全な実施に必要な施工管理を十分行わなければならない。特に必要以上の揚水をしてはならない。
- 3 施工者は、揚水した地下水の処理については、周辺地域への迷惑とならないように注意しなければならない。

なお、排水の方法等については、第74（排水の処理）の規定によらなければならない。

- 4 施工者は、施工期間を通して、工事現場及び周辺地域の地下水位並びに地表面、構造物等の変状を定期的に測定することにより、異常の有無を監視しなければならない。周辺に危害を及ぼすおそれが認められたときは、施工者は、起業者と協議し、直ちに原因の調査及び保全上の措置を講じた後に、より安全な工法の検討を行わなければならない。

第72 地盤改良工法

施工者は、地盤改良工法を用いる場合において、土質改良添加剤の運搬・保管及び地盤への投入・混合に際しては、周辺への飛散、流出等により周辺環境を損なうことのないよう留意しなければならない。

- 2 施工者は、危険物に指定される土質改良添加剤を用いる場合においては、消防法等の定めるところに従

ってこれを取扱い、公衆へ迷惑を及ぼすことのないよう留意しなければならない。

- 3 施工者は、施工中においては、近接地盤の隆起や側方変位を測定しなければならない。周辺に危害を及ぼすような地盤の変状が認められた場合は作業を中止し、施工者は、起業者と協議の上、原因の調査及び保全上の措置を講じなければならない。

第9章 湧水等の処理

第73 湧水及び漏水

起業者及び施工者は、掘削箇所内に多量の湧水又は漏水、土砂の流出、地盤のゆるみ等により、周辺への影響が生じるおそれのある場合には、その箇所に第8章に規定する薬液注入工法等を採用し、安全の確保に努めなければならない。

第74 排水の処理

施工者は、掘削工事を行うに当たっては、必要に応じて掘削箇所内に排水溝を設けなければならない。特に河川あるいは下水道等に排水する際には、水質の調査を行った後、排水するものとし、事前に、河川法、下水道法等の規定に基づき、当該管理者に届出を提出し、あるいは許可を受けなければならない。

なお、土粒子を含む水のみ上げに当たっては、少なくとも、沈砂・ろ過施設等を経て排水しなければならない。

第10章 建設副産物の処理

第75 建設副産物の処理

建設副産物の処理に当たっては、「建設副産物適正処理推進要綱（平成5年建設省経建発第3号）」を遵守して行わなければならない。

第11章 埋戻し

第76 杭、鋼矢板等の措置

施工者は、埋戻しに際して、杭、鋼矢板等については撤去することを原則とし、これらを撤去することが不適切又は不可能な場合においては、当該杭、鋼矢板等の上端は、打設場所の当該管理者により指示され又は協議により決定された位置で切断撤去を行わなければならない。また、埋戻しに先立って路面覆工の受け杭などを切断処理する場合には、その処理方法を関係管理者と協議の上施工しなければならない。

なお、残置物については、その記録を整備し、関係管理者に提出しなければならない。

第77 切りばり、腹おこしの措置

施工者は、切りばり、腹おこし、グランドアンカー等の土留め用の支保工の撤去に当たっては、周辺の地盤をゆるめ、地盤沈下の原因とならないよう十分検討しなければならない。

また、志保工の解体は原則として、解体しようとする支保工部材の下端まで埋戻しが完了した後行わなければならない。

なお、残置物については、あらかじめ関係管理者と協議し、その記録を整備し関係管理者に提出しなければならない。

第78 掘削箇所内の点検

施工者は、埋戻しに先立ち、必要に応じて埋設物管理者の立会を求め、掘削箇所内を十分点検し、不良

埋設物の修理、埋設物支持の確認、水みちの制止等を十分に行わなければならない。特に、地下水位が高く、感潮する箇所にあつては、その影響を十分考慮し、起業者と協議の上、措置しなければならない。

第79 一般部の埋戻し方法

施工者は、道路敷における埋戻しに当たっては、道路管理者の承諾を受け、又はその指示に従い、指定された土砂を用いて、原則として、厚さ30センチメートル、路床部にあつては厚さ20センチメートルを超えない層ごとに十分締め固め、将来、陥没、沈下等を起こさないようにし、道路敷以外における埋戻しに当たっては、当該土地の管理者の承諾を得て、良質の土砂を用い、原則として、厚さ30センチメートル以下の層ごとに十分締め固めを行わなければならない。

ただし、施工上やむを得ない場合は、道路管理者又は当該土地の管理者の承諾を受け、他の締め固め方法を用いることができる。

第80 杭、鋼矢板引抜き箇所の埋戻し方法

施工者は、杭、鋼矢板等の引抜き箇所の埋戻しに当たっては、地盤沈下を引き起こさないよう、水締め等の方法により、十分注意して施工しなければならない。なお、民地家屋近接部、埋設物近接部など地盤沈下による影響が大きいと判断される場合には、起業者及び関係管理者と協議を行い、貧配合モルタル注入等の地盤沈下防止措置を講じなければならない。

第81 埋設物周りの埋戻し方法

施工者は、埋設物周りの埋戻しに当たっては、関係管理者の承諾を受け、又はその指示に従い、良質な砂等を用いて、十分締め固めなければならない。また、埋設物に偏圧や損傷等を与えないように施工しなければならない。

また、埋設物が輻輳する等により、締め固めが十分できない場合には、施工者は、起業者及び関係管理者と協議を行い、エアモルタル充填等の措置を講じなければならない。

第82 構造物等の周囲の埋戻し方法

施工者は、構造物等の周囲の埋戻しに当たり、締め固め機械の使用が困難なときは、関係管理者の承諾を受け、又はその指示に従い、良質な砂等を用いて水締め等の方法により埋め戻さなければならない。

また、民地近接部、埋設物近接部など土留壁の変形による地盤沈下の影響が予想される場所については、起業者及び関係管理者と協議の上、貧配合モルタル注入、貧配合コンクリート打設等の措置を講じなければならない。

第12章 機械・電気

第83 機 械

起業者又は施工者は、建設機械の選定に当たっては、騒音、振動等について地域・環境対策に十分配慮しなければならない。

また、機械の能力は、特に公衆災害の防止の見地に立って、安全に作業ができるよう、工事の規模、機械の設置位置等に見合ったものとしなければならない。

2 施工者は、建設機械を、原則として主たる用途以外の用途に使用してはならない。

第84 掘削土搬出用施設

施工者は、道路上又は道路に近接して掘削土搬出用の施設を設ける場合においては、その垂直投影面は、原則として、作業場内にななければならない。

- 2 施工者は、掘削土搬出用施設にステージがある場合においては当該ステージを、厚さが3センチメートル以上の板またはこれと同等以上の強度を有する材料ですき間のないように張り、また作業場の周囲から水平距離1.5メートル以内にあるステージについては、その周辺をステージの床から高さ1.2メートル以上のところまで囲わなければならない。
- 3 施工者は、掘削土搬出用施設が家屋に近接してある場合においては、その家屋に面する部分を、塵埃及び騒音の防止等のため、遮へいしなければならない。

第85 杭打機等の選定

起業者又は施工者は、支柱等のある杭打機、クレーン等の機械類を選定するに際しては、自立できるもので、安全な作業ができる能力の機種を選定しなければならない。

また、この場合において施工者は、作業に際し、あらかじめ公衆災害防止にかかわる安全な作業手順を定め、工事関係者に周知させなければならない。

第86 組立て及び解体

施工者は、第85（杭打機等の選定）に規定する機械類の組立及び解体に当たっては、機械の使用法に精通した者の直接の指揮により、定められた手順を厳守して行わなければならない。

第87 機械類の使用及び移動

施工者は、機械類を使用し、又は移動させる場合においては、それらの機械類に関する法令等の定めを厳守し、架線その他の構造物に接触し、若しくは法令等に定められた範囲以上に近接し、又は道路等に損傷を与えることのないようにしなければならない。

- 2 施工者は、機械類を使用する場合においては、その作動する範囲は原則として作業場の外に出てはならない。
- 3 施工者は、架線、構造物等若しくは作業場の境界に近接して、又はやむを得ず作業場の外に出て機械類を操作する場合においては、歯止めの設置、ブームの回転に対するストッパーの使用、近接電線に対する絶縁材の装着、見張員の配置等必要な措置を講じなければならない。

第88 軟弱な地盤上の安定

施工者は、軟弱な地盤の上で機械類を使用する場合においては、それらの機械類が倒れないように敷材を敷く等適切な措置を講じるとともに、移動に当たっては細心の注意を払わなければならない。

特に、高い支柱等のある機械類は、地盤の傾斜角に応じて転倒の危険性が高まるので常に水平に近い状態で使用するよう必要に応じて適切な支持地盤養生を行わなければならない。

第89 休 止

施工者は、可動式の機械類を休止させておく場合においては、傾斜のない堅固な地盤の上に置くとともに、運転者が当然行うべき措置を講じさせるほか、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 ブームを有する機械類については、そのブームを最も安定した位置に固定するとともに、そのブームに自重以外の荷重がかからないようにすること。
 - 二 ウインチ等のワイヤー、フック等の吊り下げ部分については、それらの吊り下げ部分を固定し、ワイヤーに適度の張りをもたせておくこと。
 - 三 ブルドーザー等の排土板等については、地面又は堅固な台状に定着させておくこと。
 - 四 車輪又は履帯を有する機械類については、歯止め等を適切な箇所に施し、逸走防止に努めなければならない。
- 2 施工者は、傾斜のない地盤が得られない場所で車輪又は履帯を有する機械類を休止させる方向と逆の方

向へ騒動する最低速度段の変速ギヤーを入れ、クラッチをつなぎ、歯止め等を適切な箇所に施し、逸走防止に努めなければならない。

- 3 施工者は、機械類を操作しているものが一時所定の位置を離れる場合においては、原動機を止め、又は電源を切り、制動をかける等事故の防止に必要な措置を講じ、かつ、起動用の鍵を取りはずして保管しておかなければならない。

第90 機械の能力

施工者は、機械類を使用する場合においては、それらの機械類の能力を十分に把握・理解し、その能力を超えて使用してはならない。

- 2 施工者は、使用する方向又は角度によって能力の変化する機械類を使用する場合においては、それらの機械類の能力の変化について十分配慮し、その能力の変化表を運転席の見やすい箇所に表示しておかなければならない。
- 3 施工者は、過度に高い杭打機等又は過度に長いクレーン等のブームを使用しないように努めなければならない。

第91 安全装置

施工者は、機械類の安全装置が、その機能を十分発揮できるように常に整備しておかなければならない。

第92 仮設電気設備

起業者及び施工者は、仮設電気設備を設けるときは、「電気設備技術基準（昭和40通商産業省令第61号）」等の規定を遵守しなければならない。

- 2 施工者は、仮設電気設備の維持管理に当たっては、保安責任者を定め、巡視点検を行わなければならない。

第93 鍵及び開閉器等の管理

施工者は、機械類の起動に必要な鍵を、常にそれらの機械類の管理責任者に保管させなければならない。

- 2 施工者は、機械類の動力として電力を使用する場合においては、その開閉器等を施錠できる箱の中に収め、また、これらを路上又は電柱等に取り付ける場合においては、人の通行の妨げ又は通行者に危険を及ぼすことのない位置に設置しなければならない。鍵は、前項と同様、それらの機械類の管理責任者に保管させなければならない。

第94 機械類の点検

施工者は、機械類の維持管理に当たっては、各部分の異常の有無について定期的に自主検査を行い、その結果を記録しておかなければならない。

- 2 施工者は、機械類の運転等が、法に定められた資格を有するもので指名を受けたものにより、定められた手順に従って行われているかどうかについて、作業場等の巡視を行わなければならない。

第13章 地下掘進工事

第95 施工環境と地盤条件の調査

起業者は地下掘進工事の計画に当たっては、土質並びに地下及び地下において隣接する施設並びに埋設物の諸施設を調査し、周辺環境保全及び自然条件を考慮した設計としなければならない。

- 2 施工者は、地下掘進工事の施工に際し、計画線形に基づき、その施工場所の土質構成及び地上・地下における隣接構造物や埋設物の位置、規模等、工事にかかわる諸条件を正確に把握し、これらの施設や埋設

物に損傷を与えることのないよう現場に最も適応した施工計画をたて、工事中の周辺環境及び自然条件を把握し、安全に施工するよう努めなければならない。

第96 作業基地

起業者は、作業基地の選定に当たっては、近接の居住地域の環境、周辺道路の交通状況等を勘案の上、計画しなければならない。

- 2 施工者は、作業基地の使用に当たり、掘進に必要となる仮設備を有効かつ効率よく配置し、公害防止に配慮した安全な作業基地となるよう計画しなければならない。

第97 掘進

施工者は、掘進作業に当たり、隣接施設や埋設物に支障を与えないようにするとともに、地表面には、不陸を生じさせないように注意して施工しなければならない。

第98 掘進中の観測

施工者は、掘進に当たり、周辺の地表面、隣接施設等に変状をきたすことのないよう一定期間、定期的に観測を行い、必要に応じ適切な対策を講じなければならない。

第14章 高所作業

第99 仮囲い

施工者は、地上4メートル以上の高さを有する構造物を建設する場合においては、工事期間中作業場の周囲にその地盤面（その地盤面が作業場の周辺の地盤面より低い場合においては、作業場周辺の地盤面）から高さが1.8メートル以上の板囲いを設けなければならない。ただし、これらと同等以上の効力を有する他の囲いがある場合又は作業場の周辺の状況若しくは工事状況により危害防止上支障がない場合においてはこの限りではない。

- 2 前項の場合において、仮囲いを設けることにより交通に支障をきたす等のおそれがあるときは、金網等透視し得るものを用いた仮囲いにしなければならない。
- 3 施工者は、高架線、橋梁上部工、特殊壁構造等の工事で仮囲いを設置することが不可能な場合は、第101（落下物に対する防護）の規定により落下物が公衆に危害を及ぼさないように安全な防護施設を設けなければならない。

第100 材料の集積等

施工者は、高所作業において必要な材料等については、原則として、地面上に集積しなければならない。ただし、やむを得ず既設の構造物等の上に集積する場合においては、置場を設置するとともに、次の各号を定めるところによるものとする。

- 一 既設構造物の端から原則として2メートル以内のところには集積しないこと。
- 二 既設構造物が許容する荷重を超えた材料等を集積しないこと。
また、床面からの積み高さは2メートル未満とすること。
- 三 材料等は安定した状態で置き、長ものの立て掛け等は行わないこと。
- 四 風等で動かされる可能性のある型枠板等は、既設構造物の堅固な部分に縛りつける等の措置を講ずること。
- 五 転がるおそれのあるものは、まとめて縛る等の措置を講ずること。
- 六 ボルト、ナット等細かい材料は、必ず袋等に入れて集積すること。

第101 落下物に対する防護

施工者は、地上4メートル以上の場所で作業する場合において、作業する場所からふ角75度以上のところに一般の交通その他の用に供せられている場所があるときは、作業する場所の周囲その他危害防止上必要な部分を仮材等をもって覆う等落下物による危害を防止するための必要な施設を設けなければならない。

なお、地上4メートル以下の場所で作業する場合においても危害を生じるおそれがあるときは、必要な施設を設けなければならない。

第102 道路の上方空間の安全確保

施工者は、第101（落下物に対する防護）の規定による施設を道路の上空に設ける場合においては、地上から「道路構造令（昭和45年政令第320号）」第12条に定める高さを確保しなければならない。

- 2 前項の規定によりがたい場合には、道路管理者及び所轄警察署長の許可を受け、その指示によって必要な標識等を掲げなければならない。

また、当該標識等を夜間も引き続いて設置しておく場合は、通行車両から視認できるよう適切な照明等を施さなければならない。

- 3 施工者は、歩道及び自転車道上に設ける工作物については、路面からの高さ2.5メートル以上を確保し、雨水や工事用の油類、塵埃等の落下を防ぐ構造としなければならない。

第103 道路の上空における橋梁架設等の作業

施工者は、供用中の道路上空において橋梁仮設等の作業を行う場合には、その交通対策について、第3章各項目に従って実施しなければならない。特に、橋桁の降下作業等を行う場合の交通対策については、道路管理者及び所轄警察署長の指示を受け、又は協議により必要な措置を講じなければならない。

また、作業に当たっては、当該工法に最も適した使用器材の選定、作業中における橋桁等の安定性の確認等について綿密な作業の計画を立てた上で工事を実施しなければならない。

第15章 型枠志保工、足場等

第104 荷 重

施工者は、本工事に必要な型枠志保工、足場等の仮設構造物の計画及び設計に当たっては、工事施工中それらのものに作用する荷重により生ずる応力を詳細に検討し、工事の各段階において生ずる種々の荷重に絶え得るものとしなければならない。

- 2 施工者は、理論上又は鉛直荷重のみが予想される場合にあっても、鉛直荷重の5パーセントの水平力に対して十分耐え得る仮設構造物としなければならない。
- 3 施工者は、養生シート等を張る足場にあつては、特に風圧に対して十分検討を加え、安全な構造にして取り付けなければならない。

第105 図 面

施工者は、仮設構造物の組立に当たっては、あらかじめ組立図（姿図含む）を作成し、各部材の寸法、継手の構造等を明らかにしておかななければならない。

第106 接 続 部

施工者は、仮設構造物の部材の接続部においては、一般の断面に比べて弱点にならないよう入念に施工し、特に圧縮応力を受ける部材については、全断面が有効に作用して偏心荷重を生じないように注意しなければならない。

第107 交差部等

施工者は、組立部材の交差部、支承部等においては、部材の変形、たわみ等によって外れることのないように緊結しておかなければならない。

第108 支承部の接触面

施工者は、鋼材の梁を使用し、その橋を他の鋼材の上で支える場合、その接触面の長さは、その梁の支間長の100分の1以上の長さとし、5センチメートル以下であってはならない。ただし、支間が20メートルを超える場合においては、20センチメートルに止めることができる。

- 2 前項の場合において、受材の幅がせまいため、同行の接触面を取り得ないときは、その受材の全幅で指示させなければならない。
- 3 前2項の場合において、支承面に座屈を生じるおそれのないよう十分に注意しなければならない。
- 4 施工者は、仮設物の支承部については、移動等の変化を発見しやすくするため目印を付し、巡回時には点検をしなければならない。

第16章 火災及び酸素欠乏症の防止

第109 消火栓等

施工者は、作業場及びその周辺に消火栓、火災報知器、公衆電話等がある場合においては、それらの施設の管理者の指示に従い、一般の使用に支障がないよう措置しておかなければならない。

第110 防 火

施工者は、工事のため火気を使用する必要がある場合においては、あらかじめ所轄消防署に連絡し、必要に応じて、消防法による届出又は許可申請等の手続きをしなければならない。

- 2 施工者は、火気を使用する場合には、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 火気の使用は、工事の目的に直接必要な最小限度に止め、工事以外の目的のために使用する場合には、あらかじめ火災のおそれのない箇所を指定し、その場所以外では使用しないこと。
 - 二 火気を使用する場所には、防火対象物の消火に見合った消火器及び簡易消火用具を準備しておくこと。
 - 三 火のつきやすいものの近くで使用しないこと。
 - 四 溶接、切断等で火花が飛び散るおそれのある場合においては、必要に応じて監視員を配置するとともに、火花の飛び散る範囲を限定するための措置を講ずること。

第111 酸素欠乏症の防止

起業者又は施工者は、地下掘削工事において、上層に不透水層を含む砂層若しくは含水、湧水が少ない砂れき層又は第一鉄塩類、第一マンガン塩類等還元作用のある物質を含んでいる地層に接して潜函工法、圧気シールド工法等の圧気工法を用いる場合においては、次の各号に掲げる措置等を講じて、酸素欠乏症の防止に努めなければならない。また、起業者は、次の各号について施工者に周知徹底し、施工者においては、関係法令とともに、これを遵守しなければならない。

- 一 圧気に際しては、できるだけ低い気圧を用いること。
- 二 工事に近接する地域において、空気の漏出するおそれのある建物の井戸、地下室等について、空気の漏出の有無、その程度及び空気中の酸素の濃度を定期的に測定すること。
- 三 調査の結果、酸素欠乏の空気が他の場所に流出していると認められたときは、関係行政機関及び影響を及ぼすおそれのある建物の管理者に報告し、関係者にその旨を周知させるとともに、事故防止のための必要な措置を講ずること。
- 四 全2号の調査及び作業に当たっては、作業員及び関係者の酸素欠乏症の防止について十分配慮するこ

と。

第17章 そ の 他

第112 整 理 整 頓

施工者は、作業場の内外は常に整理整頓し、塵埃等により周辺に迷惑の及ぶことのないよう注意しなければならない。特に、民地等に隣接した作業場においては、機械、材料等の仮置には十分配慮し、緊急時に支障とならない状態にしておかなければならない。

第113 環 境 保 全

起業者及び施工者は、公衆災害を防止するため、作業場の周辺環境に配慮するとともに、作業場周辺における住民の生活環境の保全に努めなければならない。

第114 巡 視

施工者は、工事作業場内及びその周辺の安全巡視を励行し、事故防止施設の整備及びその維持管理に努めなければならない。

- 2 施工者は、安全巡視に当たっては、十分な経験を有する技術者、関係法規に精通している者等安全巡視に十分な知識のある者を選任しなければならない。

5. 建設副產物適正處理推進要綱

建設副産物適正処理推進要綱

平成14年5月30日 改正

第1章 総則

第1 目的

この要綱は、建設工事の副産物である建設発生土と建設廃棄物の適正な処理等に係る総合的な対策を発注者及び施工者が適切に実施するために必要な基準を示し、もって建設工事の円滑な施工の確保、資源の有効な利用の促進及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

第2 適用範囲

この要綱は、建設副産物が発生する建設工事に適用する。

第3 用語の定義

この要綱に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1)「建設副産物」とは、建設工事に伴い副次的に得られた物品をいう。
- (2)「建設発生土」とは、建設工事に伴い副次的に得られた土砂（浚渫土を含む。）をいう。
- (3)「建設廃棄物」とは、建設副産物のうち廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）に該当するものをいう。
- (4)「建設資材」とは、土木建築に関する工事（以下「建設工事」という。）に使用する資材をいう。
- (5)「建設資材廃棄物」とは、建設資材が廃棄物となったものをいう。
- (6)「分別解体等」とは、次の各号に掲げる工事の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める行為をいう。
 - 一 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の全部又は一部を解体する建設工事（以下「解体工事」という。）においては、建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為
 - 二 建築物等の新築その他の解体工事以外の建設工事（以下「新築工事等」という。）においては、当該工事に伴い副次的に生ずる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施行する行為
- (7)「再使用」とは、次に掲げる行為をいう。
 - 一 建設副産物のうち有用なものを製品としてそのまま使用すること（修理を行ってこれを使用することを含む。）。
 - 二 建設副産物のうち有用なものを部品その他製品の一部として使用すること。
- (8)「再生利用」とは、建設廃棄物を資材又は原材料として利用することをいう。
- (9)「熱回収」とは、建設廃棄物であって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することをいう。
- (10)「再資源化」とは、次に掲げる行為であって、建設廃棄物の運搬又は処分（再生することを含む。）に該当するものをいう。
 - 一 建設廃棄物について、資材又は原材料として利用すること（建設廃棄物をそのまま用いることをのぞく。）ができる状態にする行為
 - 二 建設廃棄物であって燃焼のように供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為
- (11)「縮減」とは、焼却、脱水、圧縮その他の方法により建設副産物の大きさを減ずる行為をいう。
- (12)「再資源化等」とは、再資源化及び縮減をいう。

- (13)「特定建設資材」とは、建設資材のうち、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成12年政令第495号。以下「建設リサイクル法施行令」という。）で定められた以下のものをいう。
- 一 コンクリート
 - 二 コンクリート及び鉄から成る建設資材
 - 三 木材
 - 四 アスファルト・コンクリート
- (14)「特定建設資材廃棄物」とは、特定建設資材が廃棄物となったものをいう。
- (15)「指定建設資材廃棄物」とは、特定建設資材廃棄物で再資源化に一定の施設を必要とするもののうち建設リサイクル法施行令で定められた以下のものをいう。
- 一 木材が廃棄物となったもの
- (16)「対象建設工事」とは、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令又は都道府県が条例で定める建設工事の規模に関する基準以上のものをいう。
- (17)「建設副産物対策」とは、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、再使用、再資源化等、適正な処理及び再資源化されたものの利用の推進を総称していう。
- (18)「再生資源利用計画」とは、建設資材を搬入する建設工事において、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成12年法律第113号。以下「資源有効利用促進法」という。）に規定する再生資源を建設資材として利用するための計画をいう。
- (19)「再生資源利用促進計画」とは、資源有効利用促進法に規定する指定副産物を工事現場から搬出する建設工事において、指定副産物の再利用を促進するための計画をいう。
- (20)「発注者」とは、建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。
- (21)「元請業者」とは、発注者から直接建設工事を請け負った建設業を営む者をいう。
- (22)「下請負人」とは、建設工事を他のものから請け負った建設業を営む者その他の建設業を営む者との間で当該建設工事について締結される下請契約における請負人をいう。
- (23)「自主施工者」とは、建設工事を請負契約によらないで自ら施工する者をいう。
- (24)「施工者」とは、建設工事の施工を行う者であって、元請業者、下請負人及び自主施工者をいう。
- (25)「建設業者」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項の国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けて建設業を営む者をいう。
- (26)「解体工事業者」とは、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第21条第1項の都道府県知事の登録を受けて建設業のうち建築物等を除去するための解体工事を行う営業（その請け負った解体工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。）を営む者をいう。
- (27)「資材納入業者」とは、建設資材メーカー、建設資材販売業者及び建設資材運搬業者を総称していう。

第4 基本方針

発注者及び施工者は、次の基本方針により、適切な役割分担の下に建設副産物に係る総合的対策を適切に実施しなければならない。

- (1) 建設副産物の発生の抑制に努めること。
- (2) 建設副産物のうち、再使用をすることができるものについては、再使用に努めること。
- (3) 対象建設工事から発生する特定建設資材廃棄物のうち、再使用がされないものであって再生利用をすることができるものについては、再生利用を行うこと。

また、対象建設工事から発生する特定建設資材廃棄物のうち、再使用及び再生利用がされないものであって熱回収をすることができるものについては、熱回収を行うこと。

- (4) その他の建設副産物についても、再使用がされないものは再生利用に努め、再使用及び再生利用がさ

れないものは熱回収に努めること。

- (5) 建設副産物のうち、前3号の規定による循環的な利用が行われないものについては、適正に処分すること。なお、処分に当たっては、縮減することができるものについては縮減に努めること。

第2章 関係者の責務と役割

第5 発注者の責務と役割

- (1) 発注者は、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の促進が図られるような建設工事の計画及び設計に努めなければならない。

発注者は、発注に当たっては、元請業者に対して、適切な費用を負担するとともに、実施に関しての明確な指示を行うこと等を通じて、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の促進に努めなければならない。

- (2) また、公共工事の発注者にあつては、リサイクル原則化ルールや建設リサイクルガイドラインの適用に努めなければならない。

第6 元請業者及び自主施工者の責務と役割

- (1) 元請業者は、建築物等の設計及びこれに用いる建設資材の選択、建設工事の施工方法等の工夫、施工技術の開発等により、建設副産物の発生を抑制するよう努めるとともに、分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の実施を容易にし、それに要する費用を低減するよう努めなければならない。

自主施工者は、建築物等の設計及びこれに用いる建設資材の選択、建設工事の施工方法等の工夫、施工技術の開発等により、建設副産物の発生を抑制するよう努めるとともに、分別解体等の実施を容易にし、それに要する費用を低減するよう努めなければならない。

- (2) 元請業者は、分別解体等を適正に実施するとともに、排出事業者として建設廃棄物の再資源化等及び処理を適正に実施するよう努めなければならない。

自主施工者は、分別解体等を適正に実施するよう努めなければならない。

- (3) 元請業者は、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の促進に関し、中心的な役割を担っていることを認識し、発注者との連絡調整、管理及び施工体制の整備を行わなければならない。

また、建設副産物対策を適切に実施するため、工事現場における責任者を明確にすることによって、現場担当者、下請負人及び産業廃棄物処理業者に対し、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の実施についての明確な指示及び指導等を責任をもって行うとともに、分別解体等についての計画、再生資源利用計画、再生資源利用促進計画、廃棄物処理計画等の内容について教育、周知徹底に努めなければならない。

- (4) 元請業者は、工事現場の責任者に対する指導並びに職員、下請負人、資材納入業者及び産業廃棄物処理業者に対する建設副産物対策に関する意識の啓発等のため、社内管理体制の整備に努めなければならない。

第7 下請負人の責務と役割

下請負人は、建設副産物対策に自ら積極的に取り組むよう努めるとともに、元請業者の指示及び指導等に従わなければならない。

第8 その他の関係者の責務と役割

- (1) 建設資材の製造に携わる者は、端材の発生が抑制される建設資材の開発及び製造、建設資材として使

用される際の材質、品質等の表示、有害物質等を含む素材等分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等が困難となる素材を使用しないよう努めること等により、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等、建設資材廃棄物の再資源化等及び適正な処理の実施が容易となるよう努めなければならない。

建設資材の販売又は運搬に携わる者は建設副産物対策に取り組むよう努めなければならない。

- (2) 建築物等の設計に携わる者は、分別解体等の実施が容易となる設計、建設廃棄物の再資源化等の実施が容易となる建設資材の選択など設計時における工夫により、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の実施が効果的に行われるようにするほか、これらに要する費用の低減に努めなければならない。

なお、建設資材の選択に当たっては、有害物質等を含む建設資材等建設資材廃棄物の再資源化が困難となる建設資材を選択しないよう努めなければならない。

- (3) 建設廃棄物の処理を行う者は、建設廃棄物の再資源化等を適正に実施するとともに、再資源化等がなされないものについては適正に処分をしなければならない。

第3章 計画の作成等

第9 工事全体の手順

対象建設工事は、以下のような手順で実施しなければならない。

また、対象建設工事以外の工事については、五の事前届出は不要であるが、それ以外の事項については実施に努めなければならない。

一 事前調査の実施

建設工事を発注しようとする者から直接受注しようとする者及び自主施工者は、対象建築物等及びその周辺の状況、作業場所の状況、搬出経路の状況、残存物品の有無、付着物の有無等の調査を行う。

二 分別解体等の計画の作成

建設工事を発注しようとする者から直接受注しようとする者及び自主施工者は、事前調査に基づき、分別解体等の計画を作成する。

三 発注者への説明

建設工事を発注しようとする者から直接受注しようとする者は、発注しようとする者に対し分別解体等の計画等について書面を交付して説明する。

四 発注及び契約

建設工事の発注者及び元請業者は、工事の契約に際して、建設業法で定められたもののほか、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付する。

五 事前届出

発注者又は自主施工者は、工事着手の7日前までに、分別解体等の計画等について、都道府県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市区町村長に届け出る。

六 下請負人への告知

受注者は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、その者に対し、その工事について発注者から都道府県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市区町村長に対して届け出られた事項を告げる。

七 下請契約

建設工事の下請契約の当事者は、工事の契約に際して、建設業法で定められたもののほか、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付する。

八 施工計画の作成

元請業者は、施工計画の作成に当たっては、再生資源利用計画、再生資源利用促進計画及び廃棄物処理計画等を作成する。

九 工事着手前に講じる措置の実施

施工者は、分別解体等の計画に従い、作業場所及び搬出経路の確保、残存物品の搬出の確認、付着物の除去等の措置を講じる。

十 工事の施工

施工者は、分別解体等の計画に基づいて、次のような手順で分別解体等を実施する。

建築物の解体工事においては、建築設備及び内装材等の取り外し、屋根ふき材の取り外し、外装材及び上部構造部分の取り壊し、基礎及び基礎ぐいの取り壊しの順に実施。

建築物以外のものの解体工事においては、さく等の工作物に付属する物の取り外し、工作物の本体部分の取り壊し、基礎及び基礎ぐいの取り壊しの順に実施。

新築工事等においては、建設資材廃棄物を分別しつつ工事を実施。

十一 再資源化等の実施

元請業者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化等を行うとともに、その他の廃棄物についても、可能な限り再資源化等に努め、再資源化等が困難なものは適正に処分を行う。

十二 発注者への完了報告

元請業者は、再資源化等が完了した旨を発注者へ書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存する。

第10 事前調査の実施

建設工事を発注しようとする者から直接受注しようとする者及び自主施工者は、対象建設工事の実施に当たっては、施工に先立ち、以下の調査を行わなければならない。

また、対象建設工事以外の工事においても、施工に先立ち、以下の調査の実施に努めなければならない。

- 一 工事に係る建築物等（以下「対象建築物等」という。）及びその周辺の状況に関する調査
- 二 分別解体等をするために必要な作業を行う場所（以下「作業場所」という。）に関する調査
- 三 工事の現場からの特定建設資材廃棄物その他の物の搬出の経路（以下「搬出経路」という。）に関する調査
- 四 残存物品（解体する建築物の敷地内に存する物品で、当該建築物に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物以外のものをいう。以下同じ。）の有無の調査
- 五 吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したもの（以下「付着物」という。）の有無の調査
- 六 その他対象建築物等に関する調査

第11 元請業者による分別解体等の計画の作成

（1）計画の作成

建設工事を発注しようとする者から直接受注しようとする者及び自主施工者は、対象建設工事においては、第10の事前調査の結果に基づき、建設副産物の発生抑制並びに建設廃棄物の再資源化等の促進及び適正処理が計画的かつ効率的に行われるよう、適切な分別解体等の計画を作成しなければならない。

また、対象建設工事以外の工事においても、建設副産物の発生抑制並びに建設廃棄物の再資源化等の促進及び適正処理が計画的かつ効率的に行われるよう、適切な分別解体等の計画を作成するよう努めなければならない。

分別解体等の計画においては、以下のそれぞれの工事の種類に応じて、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号。以下「分別解体等省令」という。）第2条第2項で定めら

れた様式第一号別表に掲げる事項のうち分別解体等の計画に関する以下の事項を記載しなければならない。

建築物に係る解体工事である場合（別表1）

- 一 事前調査の結果
- 二 工事着手前に実施する措置の内容
- 三 工事の工程の順序並びに当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法並びに当該順序が省令で定められた順序により難しい場合にあってはその理由
- 四 対象建築物に用いられた特定建設資材に係る特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる対象建築物の部分
- 五 その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）である場合（別表2）

- 一 事前調査の結果
- 二 工事着手前に実施する措置の内容
- 三 工事の工程ごとの作業内容
- 四 工事に伴い副次的に生ずる特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに工事の施工において特定建設資材が使用される対象建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる対象建築物の部分
- 五 その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項

建築物以外のものである解体工事又は新築工事等（土木工事等）である場合（別表3）

解体工事においては、

- 一 工事の種類
- 二 事前調査の結果
- 三 工事着手前に実施する措置の内容
- 四 工事の工程の順序並びに当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法並びに当該順序が省令で定められた順序により難しい場合にあってはその理由
- 五 対象工作物に用いられた特定建設資材に係る特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる対象工作物の部分
- 六 その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項

新築工事等においては、

- 一 工事の種類
- 二 事前調査の結果
- 三 工事着手前に実施する措置の内容
- 四 工事の工程ごとの作業内容
- 五 工事に伴い副次的に生ずる特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに工事の施工において特定建設資材が使用される対象工作物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる対象工作物の部分
- 六 その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項

（2）発注者への説明

対象建設工事を発注しようとする者から直接受注しようとする者は、発注しようとする者に対し、少なくとも以下の事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

また、対象建設工事以外の工事においても、これに準じて行うよう努めなければならない。

- 一 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- 二 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- 三 工事着手の時期及び工程の概要
- 四 分別解体等の計画

- 五 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み
- (3) 公共工事発注者による指導
- 公共工事の発注者にあつては、建設リサイクルガイドラインに基づく計画の作成等に関し、元請業者を指導するよう努めなければならない。

第12 工事の発注及び契約

- (1) 発注者による条件明示等
- 発注者は、建設工事の発注に当たっては、建設副産物対策の条件を明示するとともに、分別解体等及び建設廃棄物の再資源化等に必要経費を計上しなければならない。なお、現場条件等に変更が生じた場合には、設計変更等により適切に対処しなければならない
- (2) 契約書面の記載事項
- 対象建設工事の請負契約（下請契約を含む。）の当事者は、工事の契約において、建設業法で定められたもののほか、以下の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。
- 一 分別解体等の方法
 - 二 解体工事に要する費用
 - 三 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
 - 四 再資源化等に要する費用
- また、対象建設工事以外の工事においても、請負契約（下請契約を含む。）の当事者は、工事の契約において、建設業法で定められたものについて書面に記載するとともに、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。また、上記の一から四の事項についても、書面に記載するよう努めなければならない。
- (3) 解体工事の下請契約と建設廃棄物の処理委託契約
- 元請業者は、解体工事を請け負わせ、建設廃棄物の収集運搬及び処分を委託する場合には、それぞれ個別に直接契約をしなければならない。

第13 工事着手前に行うべき事項

- (1) 発注者又は自主施工者による届出等
- 対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の7日前までに、分別解体等の計画等について、別記様式（分別解体等省令第2条第2項で定められた様式第一号）による届出書により都道府県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市区町村長に届け出なければならない。
- 国の機関又は地方公共団体が上記の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市区町村長にその旨を通知しなければならない。
- (2) 受注者からその下請負人への告知
- 対象建設工事の受注者は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、当該他の建設業を営む者に対し、対象建設工事について発注者から都道府県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市区町村長に対して届け出られた事項を告げなければならない。
- (3) 元請業者による施工計画の作成
- 元請業者は、工事請負契約に基づき、建設副産物の発生抑制、再資源化等の促進及び適正処理が計画的かつ効率的に行われるよう適切な施工計画を作成しなければならない。施工計画の作成に当たっては、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成するとともに、廃棄物処理計画の作成に努めなければならない。
- 自主施工者は、建設副産物の発生抑制が計画的かつ効率的に行われるよう適切な施工計画を作成しなければならない。施工計画の作成に当たっては、再生資源利用計画の作成に努めなければならない。
- (4) 事前措置

対象建設工事の施工者は、分別解体等の計画に従い、作業場所及び搬出経路の確保を行わなければならない。

また、対象建設工事以外の工事の施工者も、作業場所及び搬出経路の確保に努めなければならない。発注者は、家具、家電製品等の残存物品を解体工事に先立ち適正に処理しなければならない。

第14 工事現場の管理体制

(1) 建設業者の主任技術者等の設置

建設業者は、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者で建設業法及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）で定められた基準に適合する者（以下「主任技術者等」という。）を置かなければならない。

(2) 解体工事業者の技術管理者の設置

解体工事業者は、工事現場における解体工事の施工の技術上の管理をつかさどる者で解体工事業に係る登録等に関する省令（平成13年国土交通省令第92号。以下「解体工事業登録省令」という。）で定められた基準に適合するもの（以下「技術管理者」という。）を置かなければならない。

(3) 公共工事の発注者にあつては、工事ごとに建設副産物対策の責任者を明確にし、発注者の明示した条件に基づく工事の実施等、建設副産物対策が適切に実施されるよう指導しなければならない。

(4) 標識の掲示

建設業者及び解体工事業者は、その店舗または営業所及び工事現場ごとに、建設業法施行規則及び解体工事業登録省令で定められた事項を記載した標識を掲げなければならない。

(5) 帳簿の記載

建設業者及び解体工事業者は、その営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で建設業法施行規則及び解体工事業登録省令で定められたものを記載し、これを保存しなければならない。

第15 工事完了後に行うべき事項

(1) 完了報告

対象建設工事の元請業者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、以下の事項を発注者へ音面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。

- 一 再資源化等が完了した年月日
- 二 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- 三 再資源化等に要した費用

また、対象建設工事以外においても、元請業者は、上記の一から三の事項を発注者へ書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存するよう努めなければならない。

(2) 記録の保管

元請業者は、建設工事の完成後、速やかに再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の実施状況を把握するとともに、それらの記録を1年間保管しなければならない。

第4章 建設発生土

第16 搬出の抑制及び工事間の利用の促進

(1) 搬出の抑制

発注者、元請業者及び自主施工者は、建設工事の施工に当たり、適切な工法の選択等により、建設発生土の発生量の抑制に努めるとともに、その現場内利用の促進等により搬出の抑制に努めなければならない。

(2) 工事間の利用の促進

発注者、元請業者及び自主施工者は、建設発生土の土質確認を行うとともに、建設発生土を必要とする他の工事現場との情報交換システム等を活用した連絡調整、ストックヤードの確保、再資源化施設の活用、必要に応じて土質改良を行うこと等により、工事間の利用の促進に努めなければならない。

第17 工事現場等における分別及び保管

元請業者及び自主施工者は、建設発生土の搬出に当たっては、建設廃棄物が混入しないよう分別に努めなければならない。重金属等で汚染されている建設発生土等については、特に適切に取り扱わなければならない。

また、建設発生土をストックヤードで保管する場合には、建設廃棄物の混入を防止するため必要な措置を講じるとともに、公衆災害の防止を含め周辺的生活環境に影響を及ぼさないよう努めなければならない。

第18 運搬

元請業者及び自主施工者は、次の事項に留意し、建設発生土を運搬しなければならない。

- (1) 運搬経路の適切な設定並びに車両及び積載量等の適切な管理により、騒音、振動、塵埃等の防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講じること。
- (2) 運搬途中において一時仮置きを行う場合には、関係者等と打合せを行い、環境保全に留意すること。
- (3) 海上運搬をする場合は、周辺海域の利用状況等を考慮して適切に経路を設定するとともに、運搬中は環境保全に必要な措置を講じること。

第19 受入地での埋立及び盛土

発注者、元請業者及び自主施工者は、建設発生土の工事間利用ができず、受入地において埋め立てる場合には、関係法令に基づく必要な手続のほか、受入地の関係者と打合せを行い、建設発生土の崩壊や降雨による流出等により公衆災害が生じないよう適切な措置を講じなければならない。重金属等で汚染されている建設発生土等については、特に適切に取り扱わなければならない。

また、海上埋立地において埋め立てる場合には、上記のほか、周辺海域への環境影響が生じないよう余水吐き等の適切な汚濁防止の措置を講じなければならない。

第5章 建設廃棄物

第20 分別解体等の実施

対象建設工事の施工者は、以下の事項を行わなければならない。

また、対象建設工事以外の工事においても、施工者は以下の事項を行うよう努めなければならない。

(1) 事前措置の実施

分別解体等の計画に従い、残存物品の搬出の確認を行うとともに、特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するために、付着物の除去その他の措置を講じること。

(2) 分別解体等の実施

正当な理由がある場合を除き、以下に示す特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保するための適切な施工方法に関する基準に従い、分別解体を行うこと。

建築物の解体工事の場合

- 一 建築設備、内装材その他の建築物の部分（屋根ふき材、外装材及び構造耐力上主要な部分を除く。）の取り外し
- 二 屋根ふき材の取り外し

三 外装材並びに構造耐力上主要な部分のうち基礎及び基礎ぐいを除いたものの取り壊し

四 基礎及び基礎ぐいの取り壊し

ただし、建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難しい場合は、この限りでない。

工作物の解体工事の場合

一 さく、照明設備、標識その他の工作物に附属する物の取り外し

二 工作物のうち基礎以外の部分の取り壊し

三 基礎及び基礎ぐいの取り壊し

ただし、工作物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難しい場合は、この限りでない。

新築工事等の場合

工事に伴い発生する端材等の建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ工事を施工すること。

(3) 元請業者及び下請負人は、解体工事及び新築工事等において、再生資源利用促進計画、廃棄物処理計画等に基づき、以下の事項に留意し、工事現場等において分別を行わなければならない。

一 工事の施工に当たり、粉じんの飛散等により周辺環境に影響を及ぼさないよう適切な措置を講ずること。

二 一般廃棄物は、産業廃棄物と分別すること。

三 特定建設資材廃棄物は確実に分別すること。

四 特別管理産業廃棄物及び再資源化できる産業廃棄物の分別を行うとともに、安定型産業廃棄物とそれ以外の産業廃棄物との分別に努めること。

五 再資源化が可能な産業廃棄物については、再資源化施設の受入条件を勘案の上、破碎等を行い、分別すること。

(4) 自主施工者は、解体工事及び新築工事等において、以下の事項に留意し、工事現場等において分別を行わなければならない。

一 工事の施工に当たり、粉じんの飛散等により周辺環境に影響を及ぼさないよう適切な措置を講ずること。

二 特定建設資材廃棄物は確実に分別すること。

三 特別管理一般廃棄物の分別を行うとともに、再資源化できる一般廃棄物の分別に努めること。

(5) 現場保管

施工者は、建設廃棄物の現場内保管に当たっては、周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう廃棄物処理法に規定する保管基準に従うとともに、分別した廃棄物の種類ごとに保管しなければならない。

第21 排出の抑制

発注者、元請業者及び下請負人は、建設工事の施工に当たっては、資材納入業者の協力を得て建設廃棄物の発生の抑制を行うとともに、現場内での再使用、再資源化及び再資源化したものの利用並びに縮減を図り、工事現場からの建設廃棄物の排出の抑制に努めなければならない。

自主施工者は、建設工事の施工に当たっては、資材納入業者の協力を得て建設廃棄物の発生の抑制を行うよう努めるとともに、現場内での再使用を図り、建設廃棄物の排出の抑制に努めなければならない。

第22 処理の委託

元請業者は、建設廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。処理を委託する場合には、次の事項に留意し、適正に委託しなければならない。

(1) 廃棄物処理法に規定する委託基準を遵守すること。

(2) 運搬については産業廃棄物収集運搬業者等と、処分については産業廃棄物処分業者等と、それぞれ個別に直接契約すること。

(3) 建設廃棄物の排出に当たっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、最終処分（再生を含

む。)が完了したことを確認すること。

第23 運搬

元請業者は、次の事項に留意し、建設廃棄物を運搬しなければならない。

- (1) 廃棄物処理法に規定する処理基準を遵守すること。
- (2) 運搬経路の適切な設定並びに車両及び積載量等の適切な管理により、騒音、振動、塵埃等の防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講じること。
- (3) 運搬途中において積替えを行う場合は、関係者等と打合せを行い、環境保全に留意すること。
- (4) 混合廃棄物の積替保管に当たっては、手選別等により廃棄物の性状を変えないこと。

第24 再資源化等の実施

- (1) 対象建設工事の元請業者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化を行わなければならない。

また、対象建設工事で生じたその他の建設廃棄物、対象建設工事以外の工事で生じた建設廃棄物についても、元請業者は、可能な限り再資源化に努めなければならない。

なお、指定建設資材廃棄物（建設発生木材）は、工事現場から最も近い再資源化のための施設までの距離が建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年国土交通省・環境省令第1号）で定められた距離（50km）を越える場合、または再資源化施設までの道路が未整備の場合で縮減のための運搬に要する費用の額が再資源化のための運搬に要する費用の額より低い場合については、再資源化に代えて縮減すれば足りる。

- (2) 元請業者は、現場において分別できなかった混合廃棄物については、再資源化等の推進及び適正な処理の実施のため、選別設備を有する中間処理施設の活用を努めなければならない。

第25 最終処分

元請業者は、建設廃棄物を最終処分する場合には、その種類に応じて、廃棄物処理法を遵守し、適正に埋立処分しなければならない。

第6章 建設廃棄物ごとの留意事項

第26 コンクリート塊

- (1) 対象建設工事

元請業者は、分別されたコンクリート塊を破碎することなどにより、再生骨材、路盤材等として再資源化をしなければならない。

発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

- (2) 対象建設工事以外の工事

元請業者は、分別されたコンクリート塊について、(1)のような再資源化に努めなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

第27 アスファルトコンクリート塊

- (1) 対象建設工事

元請業者は、分別されたアスファルト・コンクリート塊を、破碎することなどにより再生骨材、路盤材等として又は破碎、加熱混合することなどにより再生加熱アスファルト混合物等として再資源化をしなければならない。

発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

(2) 対象建設工事以外の工事

元請業者は、分別されたアスファルト・コンクリート塊について、(1)のような再資源化に努めなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

第28 建設発生木材

(1) 対象建設工事

元請業者は、分別された建設発生木材を、チップ化することなどにより、木質ボード、堆肥等の原材料として再資源化をしなければならない。また、原材料として再資源化を行うことが困難な場合などにおいては、熱回収をしなければならない。

なお、建設発生木材は指定建設資材廃棄物であり、第24(1)に定める場合については、再資源化に代えて縮減すれば足りる。

発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない

(2) 対象建設工事以外の工事

元請業者は、分別された建設発生木材について、(1)のような再資源化等に努めなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

(3) 使用済み型枠の再使用

施工者は、使用済み型枠の再使用に努めなければならない。

元請業者は、再使用できない使用済み型枠については、再資源化に努めるとともに、再資源化できないものについては適正に処分しなければならない。

(4) 伐採木・伐根等の取扱い

元請業者は、工事現場から発生する伐採木、伐根等は、再資源化等に努めるとともに、それが困難な場合には、適正に処理しなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

(5) CCA処理木材の適正処理

元請業者は、CCA処理木材について、それ以外の部分と分離・分別し、それが困難な場合には、CCAが注入されている可能性がある部分を含めてこれをすべてCCA処理木材として焼却又は埋立を適正に行わなければならない。

第29 建設汚泥

(1) 再資源化等及び利用の推進

元請業者は、建設汚泥の再資源化等に努めなければならない。再資源化に当たっては、廃棄物処理法に規定する再生利用環境大臣認定制度、再生利用個別指定制度等を積極的に活用するよう努めなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

(2) 流出等の災害の防止

施工者は、処理又は改良された建設汚泥によって埋立又は盛土を行う場合は、建設汚泥の崩壊や降雨による流出等により公衆災害が生じないよう適切な措置を講じなければならない。

第30 廃プラスチック類

元請業者は、分別された廃プラスチック類を、再生プラスチック原料、燃料等として再資源化に努めなければならない。特に、建設資材として使用されている塩化ビニル管・継手等については、これらの製造に携わる者によるリサイクルの取組に、関係者はできる限り協力するよう努めなければならない。また、再資源化できないものについては、適正な方法で縮減をするよう努めなければならない。

発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

第31 廃石膏ボード等

元請業者は、分別された廃石膏ボード、廃ロックウール化粧吸音板、廃ロックウール吸音・断熱・保温材、廃ALC板等の再資源化等に努めなければならない。再資源化に当たっては、広域再生利用環境大臣指定制度が活用される資材納入業者を活用するよう努めなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

特に、廃石膏ボードは、安定型処分場で埋立処分することができないため、分別し、石膏ボード原料等として再資源化及び利用の促進に努めなければならない。また、石膏ボードの製造に携わる者による新築工事の工事現場から排出される石膏ボード端材の収集、運搬、再資源化及び利用に向けた取組に、関係者はできる限り協力するよう努めなければならない。

第32 混合廃棄物

- (1) 元請業者は、混合廃棄物について、選別等を行う中間処理施設を活用し、再資源化等及び再資源化されたものの利用の促進に努めなければならない。
- (2) 元請業者は、再資源化等が困難な建設廃棄物を最終処分する場合は、中間処理施設において選別し、熱しやく減量を5%以下にするなど、安定型処分場において埋立処分できるよう努めなければならない。

第33 特別管理産業廃棄物

(1) 元請業者及び自主施工者は、解体工事を行う建築物等に用いられた飛散性アスベストの有無の調査を行わなければならない。飛散性アスベストがある場合は、分別解体等の適正な実施を確保するため、事前に除去等の措置を講じなければならない。

(2) 元請業者は、飛散性アスベスト、PCB廃棄物等の特別管理産業廃棄物に該当する廃棄物について、廃棄物処理法等に基づき、適正に処理しなければならない。

第34 特殊な廃棄物

- (1) 元請業者及び自主施工者は、建設廃棄物のうち冷媒フロン使用製品、蛍光管等について、専門の廃棄物処理業者等に委託する等により適正に処理しなければならない。
- (2) 施工者は、非飛散性アスベストについて、解体工事において、粉砕することによりアスベスト粉じんが飛散するおそれがあるため、解体工事の施工及び廃棄物の処理においては、粉じん飛散を起ささないような措置を講じなければならない。

建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

建築物の構造※	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他 ()		
建築物に関する 調査の結果	建築物の状況		
	周辺状況		
	作業場所の状況		
	搬出経路の状況		
	残存物品の有無		
	付着物の有無		
	その他 ()		
工事着手前に実施 する措置の内容	作業場所の確保		
	搬出経路の確保		
	残存物品の搬出の 確認		
	その他 ()		
工事着手の時期※		平成 年 月 日	
工 程	作業内容	分別解体等の方法	
①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()	
②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()	
③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
⑤その他 ()	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序	<input type="checkbox"/> 上の工程における①→②→③→④の順序 <input type="checkbox"/> その他 () その他の場合の理由 ()		
建築物に用いられた 建設資材の量の見込み※	トン		
特定建設資材廃棄物の種 類ごとの量の見込み及び その発生が見込まれる建 築物の部分	種 類	量の見込み	発生が見込まれる部分 (注)
	<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤
	<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤
	<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他			
備考			

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。
欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類※	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況		
	周辺状況		
	作業場所の状況		
	搬出経路の状況		
	付着物の有無（修繕・模様替工事のみ）		
	その他 ()		
工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保		
	搬出経路の確保		
	その他 ()		
工事着手の時期※	平成 年 月 日		
工程	作業内容		
①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分			発生が見込まれる部分又は使用する部分（注）
	<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
	<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
	<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
(注) ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他			
備考			

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ) ※	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	<input type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ()		
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ) ※	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材		
工作物に関する 調査の結果	工作物の状況		
	周辺状況		
	作業場所の状況		
	搬出経路の状況		
	付着物の有無 (解体・維持・修繕工事のみ)		
	その他 ()		
工事着手前に実施 する措置の内容	作業場所の確保		
	搬出経路の確保		
	その他 ()		
工事着手の時期※		平成 年 月 日	
			分別解体等の方法 (解体工事のみ)
①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序 (解体工事のみ)	<input type="checkbox"/> 上の工程における⑤→④→③の順序 <input type="checkbox"/> その他 () その他の場合の理由 ()		
工作物に用いられた建設資材の 量の見込み (解体工事のみ) ※	トン		
特定建設資材廃棄物の種類 ごとの量の見込み (全工事) 並びに特定建設資材が使用 される工作物の部分 (新築・ 維持・修繕工事のみ) 及び特 定建設資材廃棄物の発生が 見込まれる工作物の部分 (維 持・修繕・解体工事のみ)	<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン	発生が見込まれる部分又は 使用する部分 (注) <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
	<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
	<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
	(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他		
備考			

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。
欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

6. 薬液注入工法による建設工事の 施工に関する暫定指針

薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針

昭和49年7月10日

第1章 総 則

1-1 目 的

この指針は、薬液注入工法による人の健康被害の発生と地下水等の汚染を防止するために必要な工法の選定、設計、施工及び水質の監視についての暫定的な指針を定めることを目的とする。

1-2 適用範囲

この指針は、薬液注入工法による建設工事に適用する。

ただし、工事施工中緊急事態が発生し、応急措置として行うものについては、適用しない。

1-3 用語の定義

この指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 薬液注入工法

薬液を地盤に注入し、地盤の透水性を減少させ、又は地盤の強度を増加させる工法をいう。

(2) 薬 液

次に掲げる物質の一以上をその成分の一部に含有する液体をいう。

イ けい酸ナトリウム

ロ リグニン又はその誘導体

ハ ポリイソシアネート

ニ 尿素・ホルムアルデヒド初期縮合物

ホ アクリルアミド

第2章 薬液注入工法の選定

2-1 薬液注入工法の採用

薬液注入工法の採用は、あらかじめ2-2に掲げる調査を行い、地盤の改良を行う必要がある箇所について他の工法の採用の適否を検討した結果、薬液注入工法によらなければ、工事現場の保安、地下埋設物の保護、周辺の家屋その他の工作物の保全及び周辺の地下水位の低下の防止が著しく困難であると認められる場合に限るものとする。

2-2 調 査

薬液注入工法の採用の決定にあたって行う調査は、次のとおりとする。

(1) 土質調査

土質調査は、次に定めるところに従って行うものとする。

(イ) 原則として、施工面積1000平方メートルにつき1箇所、各箇所間の距離100メートルを超えない範囲でボーリングを行い、各層の資料を採取して土の透水性、強さ等に関する物理的試験及び力学的試験による調査を行わなければならない。

(ロ) 河川の付近、旧河床等局部的に土質の変化が予測される箇所については、(イ)に定める基準よりも密にボーリングを行わなければならない。

(ハ) (イ)、又は(ロ)によりボーリングを行った各地点の間は、必要に応じサウンディング等によって補足調査を行い、その間の変化を把握するように努めなければならない。

(二) (イ)から(ハ)までにかかわらず、岩盤については、別途必要な調査を行うものとする。

(2) 地下埋設物調査

地下埋設物調査は、工事現場及びその周辺の地下埋設物の位置、規格、構造及び老朽度について、関係諸機関から資料を収集し、必要に応じつぼ掘により確認して行うものとする。

(3) 地下水位調査

地下水位調査は、工場現場及びその周辺の井戸等について、次の調査を行うものとする。

(イ) 井戸の位置、深さ、構造、使用目的及び使用状況

(ロ) 河川、湖沼、海域等の公共用水域及び飲用のための貯水池並びに養魚施設（以下「公共用水域等」という。）の位置、深さ、形状、構造、利用目的及び利用状況

2-3 使用できる薬液

薬液注入工法に使用する薬液は、当分の間水ガラス系の薬液（主剤がけい酸ナトリウムである薬液をいう。以下同じ。）で劇物又は弗素化合物を含まないものに限るものとする。

第3章 設計及び施工

3-1 設計及び施工に関する基本的事項

薬液注入工法による工事の設計及び施工については、薬液注入箇所周辺の地下水及び公共用水域において、別表-1の水質基準が維持されるよう、当該地域の地盤の性質、地下水の状況及び公共用水域等の状況に応じ適切なものとしなければならない。

3-2 現場注入試験

薬液注入工事の施工にあたっては、あらかじめ、注入計画地盤又はこれと同等の地盤において設計どおりの薬液の注入が行われるか否かについて調査を行うものとする。

3-3 注入にあたっての措置

(1) 薬液の注入にあたっては、薬液が十分混合するように必要な措置を講じなければならない。

(2) 薬液の注入作業中は注入圧力と注入量を常時監視し、異常な変化を生じた場合は、直ちに注入を中止し、その原因を調査して、適切な措置を講じなければならない。

(3) 地下埋設物に近接して薬液の注入を行う場合においては、当該地下埋設物に沿って薬液が流出する事態を防止するよう必要な措置を講じなければならない。

3-4 労働災害の発生の防止

薬液注入工事及び薬液注入箇所の掘削工事の施工にあたっては、労働安全衛生法その他の法令の定めるところに従い、安全教育の徹底、保護具の着用の励行、換気の徹底等労働災害の発生の防止に努めなければならない。

3-5 薬液の保管

薬液の保管は、薬液の流出、盗難等の事態が生じないよう厳正に行わなければならない。

3-6 排水等の処理

(1) 注入機器の洗浄水、薬液注入箇所からの湧水等の排水を公共用水域へ排出する場合には、その水質は、別表-2の基準に適合するものでなければならない。

(2) (1)の排水の排出に伴い排水施設に発生した泥土は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の法令の定めるところに従い、適切に処分しなければならない。

3-7 残土及び残材の処分方法

(1) 薬液を注入した地盤から発生する掘削残土の処分にあたっては、地下水及び公共用水域等を汚染することのないよう必要な措置を講じなければならない。

(2) 残材の処理にあたっては、人の健康被害が発生することのないよう措置しなければならない。

第4章 地下水等の水質の監視

4-1 地下水等の水質の監視

- (1) 事業主体は、薬液の注入による地下水及び公共用水域等の水質の汚濁を防止するため、薬液注入箇所周辺の地下水及び公共用水域等の水質の汚濁の状況を監視しなければならない。
- (2) 水質の監視は、4-2に掲げる地点で採水し、別表-1に掲げる検査項目について同表に掲げる検査方法により検査を行い、その測定値が同表に掲げる水質基準に適合しているか否かを判定することにより行うものとする。
- (3) (2)の検査は、公的機関又はこれと同等の能力及び信用を有する機関において行うものとする。

4-2 採水地点

採水地点は、次の各号に掲げるところにより選定するものとする。

- (1) 地下水については、薬液注入箇所及びその周辺の地域の地形及び地盤の状況、地下水の流向等に応じ、監視の目的を達成するため必要な箇所について選定するものとする。この場合において、注入箇所からおおむね10メートル以内に少なくとも数箇所の採水地点を設けなければならない。
なお、採水は、観測井を設けて行うものとし、状況に応じ既存の井戸を利用しても差し支えない。
- (2) 公共用水域等については、当該水域の状況に応じ、監視の目的を達成するため必要な箇所について選定するものとする。

4-3 採水回数

採水回数は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 工事着手前 1回
- (2) 工事中 毎日1回以上
- (3) 工事終了後 (イ) 2週間を経過するまで毎日1回以上(当該地域における地下水の状況に著しい変化がないと認められる場合で、調査回数を減じても監視の目的が十分に達成されると判断される時は、週1回以上)
(ロ) 2週間経過後半年を経過するまでの間にあつては、月2回以上

4-4 監視の結果講ずべき措置

監視の結果、水質の測定値が別表-1に掲げる水質基準に適合していない場合又は、そのおそれのある場合には、直ちに工事を中止し、必要な措置をとらなければならない。

別表－ 1

水 質 基 準

薬液の種類		検査項目	検査方法	水質基準
水 ガ ラ ス 系	有機物を含まないもの	水素イオン濃度	水質基準に関する省令(昭和41年厚生省令第11号。以下「厚生省令」という。)又は日本工業規格K0102の8に定める方法	PH値8.6以下(工事直前の測定値が8.6を超えるときは、当該測定値以下)であること。
	有機物を含むもの	水素イオン濃度	同上	同上
		過マンガン酸カリウム消費量	厚生省令に定める方法	10PPM以下(工事直前の測定値が10PPMを超越えるときは、当該測定値以下)であること。

別表－ 2

排 水 基 準

薬液の種類		検査項目	検査方法	水質基準
水 ガ ラ ス 系	有機物を含まないもの	水素イオン濃度	日本工業規格K0102の8に定める方法	排水基準を定める総理府令(昭和46年総理府令第35号)に定める一般基準に適合すること。
	有機物を含むもの	水素イオン濃度	同上	同上
		生物科学的酸素要求量又は科学的酸素要求量	日本工業規格K0102の16又は13に定める方法	排水基準を定める総理府令に定める一般基準に適合すること。

7. 薬液注入工事に係る 施工管理等について

薬液注入工事に係る施工管理等について

平成2年9月18日
建設省技調発第188号の1

薬液注入工事に係る施工管理等について

〔Ⅰ.注入量の確認〕

1. 材料搬入時の管理

- (1) 水ガラスの品質については、JIS K 1408に規定する項目を示すメーカーによる証明書を監督職員に工事着手前及び1ヶ月経過毎に提出するものとする。また、水ガラスの入荷時には搬入状況の写真を撮影するとともに、メーカーによる数量証明書をその都度監督職員に提出するものとする。
- (2) 硬化剤等については、入荷時に搬入状況の写真を撮影するとともに、納入伝票をその都度監督職員に提出するものとする。
- (3) 監督職員等は、必要に応じて、材料入荷時の写真、数量証明書等について作業日報等と照合するとともに、水ガラスの数量証明書の内容をメーカーに紹介するものとする。

2. 注入時の管理

- (1) チャート紙は、発注者の検印のあるものを用い、これに施工管理担当者が日々作業開始前にサイン及び日付を記入し、原則として切断せず1ロール使用毎に監督職員に提出するものとする。なお、やむを得ず切断する場合は、監督職員等が検印するものとする。
また、監督職員等が現場立会した場合等には、チャート紙に監督職員等がサインをするものとする。
- (2) 監督職員等は、適宜注入深度の検尺に立会するものとする。また、監督職員等は、現場立会した場合等には、注入の施工状況がチャート紙に適切に記録されているかを把握するものとする。
- (3) 大規模注入工事(注入量500kℓ以上)においては、プラントのタンクからミキサー迄の間に流量積算計を設置し、水ガラスの日使用料等を管理するものとする。
- (4) 適正な配合とするため、ゲルタイム(硬化時間)を、原則として作業開始前、午前、午後の各一回以上測定するものとする。

〔Ⅱ. 注入の管理及び注入の効果の確認〕

1. 注入の管理

当初設計量(試験注入等により設計量に変更が生じた場合は、変更後の設計量)を目標として注入するものとする。注入にあたっては、注入量-注入圧の状況及び施工時の周辺状況を常時監視して、以下の場合に留意しつつ、適切に注入するものとする。

- ① 次の場合には直ちに注入を中止し、監督職員と協議のうえ適切に対応するものとする。
 - イ. 注入速度(吐出量)を一定のままで圧力が急上昇または急低下する場合。
 - ロ. 周辺地盤等の異常の予兆がみられる場合。
- ② 次の場合は、監督職員と協議のうえ必要な注入量を追加する等の処置を行うものとする。
 - イ. 掘削時湧水が発生する等止水効果が不十分で、施工に影響を及ぼすおそれがある場合。
 - ロ. 地盤条件が当初の想定と異なり、当初設計量の注入では地盤強化が不十分で、施工に影響を及ぼすおそれがある場合。

2. 注入の効果の確認

発注者は、試験注入および本注入後において、規模、目的を考慮し必要に応じて、適正な手法により効果を確認するものとする。

〔Ⅲ. 条件明示等の徹底〕

薬液注入工事を適確に実施するため、別紙2のとおり、条件明示等を適切に行うものとする。

なお、前記Ⅱ. の1. を含め注入量が当初設計量と異なるなど、契約条件に変更が生じた場合は、設計変更により適切に対応するものとする。

薬液注入工法にかかる条件明示事項等について

1. 契約時に明示する事項

- (1) 工法区分 二重管ストレーナー、ダブルパッカー等
- (2) 材料種類
 - ① 溶液型、懸濁型の別
 - ② 溶液型の場合は、有機、無機の別
 - ③ 瞬結、中結、長結の別
- (3) 施工範囲
 - ① 注入対象範囲
 - ② 注入対象範囲の土質分布
- (4) 削 孔
 - ① 削孔間隔及び配置
 - ② 削孔総延長
 - ③ 削孔本数

なお、一孔当りの削孔延長に幅がある場合、(3)の①注入対象範囲、(4)の①削孔間隔及び配置等に一孔当りの削孔延長区分がわかるよう明示するものとする。

- (5) 注入量
 - ① 総注入量
 - ② 土質別注入率
- (6) その他 上記の他、本文Ⅰ.、Ⅱ. に記述される事項等薬液注入工法の適切な施工管理に必要となる事項

(注) (3)の①注入対象範囲及び(4)の①削孔間隔及び配置は、標準的なものを表していることを合わせて明示するものとする。

2. 施工計画打合せ時等に請負者から提出する事項

上記1. に示す事項の他、以下について双方で確認するものとする。

- (1) 工法関係
 - ① 注入圧
 - ② 注入速度
 - ③ 注入順序
 - ④ ステップ長
- (2) 材料関係
 - ① 材料(購入・流通経路等を含む)
 - ② ゲルタイム
 - ③ 配合

3. その他

なお、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」に記載している事項についても適切に明示するものとする。

8. 草刈機運転作業安全基準(案)

青森県県土整備部草刈機運転作業安全基準（案）

目 的

- 1 この基準は、草刈機による除草作業の安全を保持し、労働災害を防止することを目的とする。
- 2 この基準は、他の関係法令に定めのある場合のほか、すべての動力付草刈機（自走式、車載式を含む）の操作取扱い等について適用する。

工事責任者

- 3 この基準でいう工事責任者とは、直営工事にあつては出張所長、請負工事にあつては現場代理人をいう。

作業主任者の選任

- 4 工事責任者は、除草作業の事故防止を図るため、作業全般に精通したものを作業主任者として選任し、作業主任者は現場に常駐して、作業に従事する作業員の指揮および当該基準に定める事項を行わせるものとする。

機械作業員の指名

- 5 工事責任者は、使用機械の種類、取扱いの難易、取扱いの資格、作業員の性格、年齢および熟練度等を勘案し、適切なものを機械作業員に指名するものとする。

安全管理の徹底

- 6 工事責任者は、作業中の事故を防止するため、作業員に次の事項を遵守するよう徹底すること。
 - (1) 機械の運転は、指名された機械作業員以外にはさせないこと。
 - (2) 機械は、作業開始前に十分点検し、異常のないことを確認すること。
 - (3) 服装は、安全作業に適したものを正しく着用し、履物は、作業に適した靴及びすね当て等を用いること。
 - (4) 着用を命ぜられた保安帽、保護面等は必ず着用し、必要に応じて安全ロープを着用すること。
なお、これらに不要品があった場合は、直ちに良品と交換して使用すること。
 - (5) 傾斜地での作業は、転倒、横滑り等の危険があるので、作業足場の状態に注意して行い、安定した作業姿勢で行なうこと。
 - (6) 作業は、作業主任者の指揮のもとに行なうこと。

作業主任者の職務

- 7 作業主任者は、作業中における事故防止のため、次の事項を行なうこと。
 - (1) 作業員に作業方法及び順序を指示し、安全作業の指導を行なうこと。
 - (2) 使用機械の整備状態に注意し、異常がある場合には、整備が完了するまで使用させないこと。
 - (3) 道路の路肩附近での作業の場合は、必要に応じて誘導員を配置し、通行車両及び通行人の安全を確保するとともに、作業の安全を図ること。
 - (4) 作業現場内の石、針金、木片その他の障害物は、作業員および第三者に危害をおよぼし、機械のカッター類に損傷を起こす恐れがあるので、作業開始前に障害物の除去を行なわせて、除去不能のものについては、適当な注意標識を設けること。
 - (5) 複数以上の機械作業は、相互に安全な距離を保つように機械を配置し、並列な作業は危険を伴うので避けること。
 - (6) 機械作業時には、運転操作をしている機械作業員以外の作業員に接近作業をさせないように注意すること。

と。

機械の装置および点検整備

- 8 工事責任者は、機械の安全運転を確保するため、作業に使用する機械には次の事項を具備し、かつ十分な点検整備をさせること。
- (1) ハンマーナイフ形草刈機の回転部分は、接触した障害物の飛散により、作業員に危害をおよぼさないように、保護カバーを取付けなければならない。
 - (2) 回転円板形のカッターは、危害防止に必要な保護装置を設けること。
 - (3) 背負式草刈機は、エンジン始動の際にカッターが回転しない構造であること。
 - (4) 高速回転するカッターは、折損、屈曲等が生ずると、機械的なバランスがくずれて、異常振動によるボルトの弛み等、故障あるいは事故の原因となるので、常に機械の状態に注意して、異常を感知した場合には、直ちに修理を実施すること。
 - (5) 機械各部の注油脂は適切に実施すること。
 - (6) エンジンの運転状態が不良な場合は、完全に整備を実施すること。

機械の安全操作

- 9 工事責任者は、機械操作の安全を確保するため次の事項を遵守させること。
- (1) 取扱機械の作業性能に合った速度で機械を操作し、無理な作業動作は行わないこと。
 - (2) 背負式草刈機は、確実に背負ってからエンジンを起動させること。
 - (3) 背負式草刈機は、刈取り方向を一定とし、右から左へ移動して操作すること。
 - (4) 障害物の多い場所での作業には、回転円板形の草刈機は使用しないこと。
 - (5) 作業中の現場内移動、あるいは作業を一時中止する場合は、草刈装置の回転を完全に停止させてから行なうこと。
 - (6) 作業中、障害物等に接触させた場合には、安全確認のためエンジンを停止させてから各部の弛み、損傷の有無を点検すること。
 - (7) 回転部分を停止させる場合は、手足等により止めないで、自然停止あるいはエンジン停止によること。
 - (8) 自走式草刈機は、横転および横滑りを起す恐れがある傾斜地では使用しないこと。

適用時期

- 10 この基準は、昭和49年4月1日から施行する除草作業に適用する。

9. 建設工事に伴う 騒音振動対策技術指針

建設工事に伴う騒音振動対策技術指針

昭和51年3月制定
昭和62年3月改正

I 総論

第1章 目的

1. 本指針は、建設工事に伴う騒音、振動の発生をできる限り防止することにより、生活環境の保全と円滑な工事施工を図ることを目的とする。
2. 本指針は、建設工事に伴う騒音、振動の防止について、技術的対策を示すものとする。

第2章 適用範囲

本指針は、騒音、振動を防止することにより、住民の生活環境を保全する必要があると認められる以下に示す区域におけるすべての建設工事に適用することを原則とする。

ただし、災害その他の事由により緊急を要する場合はこの限りでない。

- (1) 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
- (2) 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- (3) 住居の用にあわせて商業、工業用の用に供されている区域であって相当数の住居が集合しているため、騒音、振動の発生を防止する必要がある区域
- (4) 学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム等の敷地の周囲おおむね80mの区域
- (5) 家畜飼育場、精密機械工場、電子計算機設置事業場等の施設の周辺等、騒音、振動の影響が予想される区域

第3章 現行法令

1. 騒音振動対策の計画、実施にあたっては、公害対策基本法、騒音規制法及び振動規制法について十分理解しておかなければならない。
2. 地方公共団体によっては、騒音規制法及び振動規制法に定めた特定建設作業以外の作業について条例等により、規制、指導を行っているので、対象地域における条例等の内容を十分把握しておかなければならない。

第4章 対策の基本事項

1. 騒音、振動対策の計画、設計、施工にあたっては、施工法、建設機械の騒音、振動の大きさ、発生実態、発生機構等について、十分理解しておかなければならない。
2. 騒音振動対策については、騒音、振動の大きさを下げるほか、発生期間を短縮するなど全体的に影響の小さくなるように検討しなければならない。
3. 建設工事の設計にあたっては、工事現場周辺の立地条件を調査し、全体的に騒音、振動を低減するよう次の事項について検討しなければならない。
 - (1) 低騒音、低振動の施工法の選択

- (2) 低騒音型建設機械の選択
 - (3) 作業時間帯、作業工程の設定
 - (4) 騒音、振動源となる建設機械の配置
 - (5) 遮音施設等の設置
4. 建設工事の施工にあたっては、設計時に考慮された騒音、振動対策をさらに検討し、確実に実施しなければならない。なお、建設機械の運転についても以下に示す配慮が必要である。
- (1) 工事の円滑を図るとともに現場管理等に留意し、不必要な騒音、振動を発生させない。
 - (2) 建設機械等は、整備不良による騒音、振動が発生しないように点検、整備を十分に行う。
 - (3) 作業待ち時には、建設機械等のエンジンをできる限り止めるなど騒音、振動を発生させない。
5. 建設工事の実施にあたっては、必要に応じ工事の目的、内容等について、事前に地域住民に対して説明を行い、工事の実施に協力を得られるように努めるものとする。
6. 騒音振動対策に要する費用については、適正に積算、計上しなければならない。
7. 騒音振動対策として施工法、建設機械、作業時間帯を指定する場合には、仕様書に明記しなければならない。
8. 起業者、施工者は、騒音、振動対策が効果的に実施できるように協力しなければならない。

第5章 現地調査

1. 建設工事の設計、施工にあたっては、工事現場及び現場周辺の状況について、施工前調査、施工時調査等を原則として実施するものとする。
2. 施工前調査は、建設工事による騒音振動対策を検討し、工事着手前の状況を把握するために、次の項目について行うものである。
- (1) 現場周辺状況
工事現場の周辺について、家屋、施設等の有無、規模、密集度、地質、土質及び騒音又は、振動源と家屋等の距離等を調査し、必要に応じ騒音、振動の影響についても検討する。
 - (2) 暗騒音、暗振動
工事現場の周辺において、作業時間帯に応じた暗騒音、暗振動を必要に応じ測定する。
 - (3) 建造物等
工事現場の周辺において、建設工事による振動の影響が予想される建造物等について工事施工前の状況を調査する。
3. 施工時調査は、建設工事の施工前において、必要に応じ騒音、振動を測定し、工事現場の周辺の状況、建造物等の状態を把握するものである。
- なお、施工直後においても、必要に応じ建造物等の状態を把握するものとする。

II 各 論

第6章 土 工

(掘削、積込み)

1. 掘削、積込み作業にあたっては、低騒音型建設機械の使用を原則とする。
2. 掘削はできる限り衝撃力による施工を避け、無理な負荷をかけないようにし、不必要な高速運転やむだな空ぶかしを避けてていねいに運転しなければならない。
3. 掘削積込機から直接トラック等に積込む場合、不必要な騒音、振動の発生を避けて、ていねいに行わなければならない。

ホーパ―にとりだめして積込む場合も同様である。

(ブルドーザ作業)

4. ブルドーザを用いて掘削押土を行う場合、無理な負荷をかけないようにし、後進時の高速走行を避けてていねいに運転しなければならない。

(締固め作業)

5. 締固め作業にあたっては、低騒音型建設機械の使用を原則とする。
6. 振動、衝撃力によって締固めを行う場合、建設機械の機種を選定、作業時間帯の設定等について十分留意しなければならない。

第7章 運搬工

(運搬の計画)

1. 運搬の計画にあたっては、交通安全に留意するとともに、運搬に伴って発生する騒音、振動について配慮しなければならない。

(運搬路の選定)

2. 運搬路の選定にあたっては、あらかじめ道路及び付近の状況について十分調査し、下記事項に留意しなければならない。なお、事前に道路管理者、公安委員会（警察）と協議することが望ましい。
 - (1) 通勤、通学、買い物等で特に歩行者が多く歩車道の区別のない道路はできる限り避ける。
 - (2) 必要に応じ往路、復路を別経路にする。
 - (3) できる限り歩道道路や幅員の広い道路を選ぶ。
 - (4) 急な縦断こう配や、急カーブの多い道路は避ける。

(走行)

3. 運搬車の走行速度は、道路及び付近の状況によっては必要に応じ制限を加えるように計画、実施するものとする。なお、運搬車の運転は、不必要な急発進、急停止、空ぶかし等を避けて、ていねいに行わなければならない。

(運搬路の維持)

4. 運搬路は点検を十分に行い、特に必要がある場合は維持補修を工事計画に組込むなど対策に努めなければならない。

(運搬車)

5. 運搬車の選定にあたっては、運搬物量、投入台数、走行頻度、走行速度等を十分検討し、できる限り騒音の小さい車両の使用に努めなければならない。

第8章 岩石掘削工

(岩石掘削の計画)

1. 岩石掘削の計画にあたっては、リッパ工法、発破リッパ工法、発破工法等の工法について比較検討し、総合的に騒音、振動の影響が小さい工法を採用しなければならない。

(せん孔)

2. 削岩機によりせん孔を行う場合、必要に応じ防音対策を講じた機械の使用について検討するものとする。

(発破)

3. 発破掘削を行う場合、必要に応じ低爆火薬等の特殊火薬や、遅発電気雷管等の使用について検討するものとする。

第9章 基礎工

(基礎工法の選定)

1. 基礎工法の選定にあたっては、既成ぐい工法、場所打ぐい工法、ケーソン工法等について、総合的な検討を行い、騒音、振動の影響の小さい工法を採用しなければならない。

(既成ぐい工法)

2. 既成ぐいを施工する場合には、中堀工法、プレボーリング工法等を原則として、次のような騒音振動対策を検討しなければならない。

(1) 低騒音型建設機械の使用

(2) 作業時間等

3. 既成ぐいの積み卸し、吊り込み作業等は不必要な騒音、振動の発生を避けて、ていねいに行わなければならない。

(場所打ぐい工法)

4. 場所打ぐい工法には、多くの種類の掘削工法があり、それらの騒音、振動の程度、発生機構も異なるので留意しておく必要がある。

5. 場所打ちぐい工法では、土砂搬出、コンクリート打設等による騒音、振動の低減について配慮しておかななければならない。

また、各ぐいが連続作業で施工されることから作業工程と作業時間帯についても留意しておかななければならない。

(ケーソン工法)

6. ニューマチックケーソン工法では、昼夜連続作業で施工されることから、エアロックの排気音、合図音及び空気圧縮機等の騒音、振動対策を検討しておく必要がある。

第10章 土留工

(土留工法の選定)

1. 土留工法の選定にあたっては、鋼矢板土留工法、鋼ぐいと土留板による工法、地下連続壁工法等について、総合的な検討を行い、騒音、振動の小さい工法を採用しなければならない。

(鋼矢板土留工法、鋼ぐいと土留板による工法)

2. 鋼矢板、鋼ぐいを施工する場合には、油圧式圧入引抜き工法、多滑車式引抜き工法、アースオーガによる掘削併用圧入工法、油圧式超高周波くい打工法、ウォータージェット工法等を原則とし、次の騒音、振動対策を検討しなければならない。

(1) 作業時間帯

- (2) H鋼、鋼矢板等の取り付け、取り外し作業及び積込み、積卸し作業等は unnecessary 騒音、振動の発生を避けて、ていねいに行わなければならない。

(地下連続壁工法)

4. 地下連続壁工法は、土留部材を本体構造に利用できる場合や工事現場の周辺の地盤沈下に対する制限が厳しい場合には、騒音、振動の低減効果も考慮し採否を検討する。

第11章 コンクリート工

(コンクリートプラント)

1. コンクリートプラントの設置にあたっては、周辺地域への騒音、振動の影響が小さい場所を選び、十分な設置面積を確保するものとする。なお、必要に応じ防音対策を講じるものとする。
2. コンクリートプラント場内で稼働、出入りする関連機械の騒音、振動対策について配慮する必要がある。

(トラックミキサ)

3. コンクリートの打設時には、工事現場内及び付近におけるトラックミキサの待機場所等について配慮し、また unnecessary 空ぶかしをしないように留意しなければならない。

(コンクリートポンプ車)

4. コンクリートポンプ車でコンクリート打設を行う場合には、設置場所に留意するとともにコンクリート圧送パイプを常に整備して unnecessary 空ぶかし等をしないように留意しなければならない。

第12章 舗装工

(アスファルトプラント)

1. アスファルトプラントの設置にあたっては、周辺地域への騒音、振動の影響ができるだけ小さい場所を選び、十分な設置面積を確保するものとする。なお、必要に応じ防音対策を講じるものとする
2. アスファルトプラント場内で稼働、出入りする関連機械の騒音、振動対策について配慮する必要がある。

(舗装)

3. 舗装にあたっては、組合せ機械の作業能力をよく検討し、段取り待ちが少なくなるように配慮しなければならない。

(舗装版とりこわし)

4. 舗装版とりこわし作業にあたっては、油圧ジャッキ式舗装版破碎機、低騒音型のバックホウの使用を原則とする。また、コンクリートカッター、ブレーカ等についても、できる限り低層音の建設機械の使用に努めるものとする。
5. 破碎物等の積込み作業等は、 unnecessary 騒音、振動を避けて、ていねいに行わなければならない。

第13章 鋼構造物工

(接合)

1. 現場における高力ボルトによる鋼材の接合には、電動式レンチ又は油圧式レンチの使用を原則とする。
2. 現場における鋼材の穴合わせには、必要に応じドリフトピンを打撃する方法にかえて、油圧式又は電動

式の静的方法の採用を検討するものとする。

(クレーン車の選定)

3. クレーン車の選定にあたっては、低騒音型建設機械の採否について検討するものとする。

(架 設)

4. 架設に使用するクレーン等の運転は、作業時間帯に留意するとともに、無理な負荷をかけないようにていねいに行わなければならない。

第14章 構造物とりこわし工

(とりこわし工法の選定)

1. コンクリート構造物を破砕する場合には、工事現場の周辺環境を十分考慮し、コンクリート圧碎機、ブレーカ、膨張剤等による工法から、適切な工法を選定しなければならない。

(小 割)

2. とりこわしに際し小割を必要とする場合には、トラックへ積込み運搬可能な程度にブロック化し、騒音、振動の影響の少ない場所で小割する方法を検討しなければならない。なお、積込み作業等は、不必要な騒音、振動を避けて、ていねいに行わなければならない。

(防音シート等)

3. コンクリート構造物をとりこわす作業現場は、騒音対策、安全対策を考慮して必要に応じ防音シート、防音パネル等の設置を検討しなければならない。

第15章 トンネル工

(掘 削 工)

1. 坑口付近の掘削は、発破等の騒音、振動をできる限り低減させるように配慮しなければならない。
2. 土被りの少ない箇所が発破による掘削を行う場合には、特に振動について考慮しなければならない。
3. トンネル本体掘削時の発破騒音対策として、坑口等に防音壁、防音シート等の設置を検討しなければならない。

(ずりの運搬、処理)

4. ずりの運搬、処理に用いる建設機械は、ていねいに運転しなければならない。

(換気設備等)

5. 換気設備及び空気圧縮機等は、工事現場の周辺環境を考慮して設置するとともに、必要に応じ騒音、振動を低減させるように配慮しなければならない。

第16章 シールド・推進工

(泥水処理設備等)

1. 泥水処理設備、換気設備等は、設置場所に留意するとともに、必要に応じ防音パネル、防振装置等を設置について検討しなければならない。

(掘削)

2. 土被りの少ない箇所における掘削については、推進に伴う振動に留意しなければならない。

(資機材の運搬)

3. 資機材の運搬にあたっては、作業時間帯に留意するとともに、必要に応じ騒音、振動対策を講じなければならない。

第17章 軟弱地盤処理工

(軟弱地盤処理工法の選定)

1. 軟弱地盤処理工法の選定にあたっては、対象地盤性状と発生する騒音、振動との関連を考慮の上、総合的な検討を行い、工法を決定しなければならない。

(施工)

2. 軟弱地盤処理工の施工にあたっては、施工法に応じ、騒音、振動を低減させるように配慮しなければならない。

なお、特に振動が問題となりやすいので留意しなければならない。

第18章 仮設工

(設置)

1. 仮設材の取り付け、取外し及び積込み、積卸しは、ていねいに行わなければならない。

(路面覆工)

2. 覆工板の取り付けにあたっては、段差、通行車両によるがたつき、はね上がり等による騒音、振動の防止に留意しなければならない。

第19章 空気圧縮機・発動発電機等

(空気圧縮機、発動発電機等)

1. 可搬式の場合は、低騒音型建設機械の使用を原則とする。
2. 定置式の場合は、騒音、振動対策を講じることを原則とする。

(排水ポンプ)

3. 排水ポンプの使用にあたっては、騒音の防止に留意しなければならない。

(設置)

4. 空気圧縮機、発動発電機、排水ポンプ等は、工事現場の周辺の環境を考慮して、騒音、振動の影響の少ない箇所に設置しなければならない。

10. 請負工事用建設機械貸付仕様書

請負工事用建設機械無償貸付仕様書

- 第1条 青森県県土整備部工事請負契約に基づき県民局長等（以下「甲」という。）が青森県の所管に属する建設機械（以下「機械」という。）を請負業者（以下「乙」という。）に貸付けることについては、工事請負契約書及びこの仕様書に定めるところによる。
2. この仕様書は建設機械無償貸付に関する一般仕様を示すもので、この仕様書により難しい場合、又はこの仕様書に記載していないものについては、特に特記仕様書に示すものとする。
- 第2条 甲が乙に貸付ける機械の名称、型式、数量、使用目的、貸付期間又は日数並びに引き渡し及び返還の場所は特記仕様書によるものとする。
- 第3条 乙は、機械の使用、管理等については、甲の指定する職員の支持に従わなければならない。
- 第4条 甲は、乙に機械を引き渡すときは、甲の指定した職員及び乙又は、その代理人を立合せ当該貸付機械の整備状況を別紙様式第1号「建設機械現況確認書」に基づき確認させたうえ引き渡すものとする。
2. 乙は、貸与品の引き渡しを受けたときは、別紙様式第2号「建設機械借用書」を甲に遅滞なく提出しなければならない。
- 第5条 乙は、貸付期間中善良なる管理者の注意をもって機械を管理しなければならない。
2. 乙は、機械の使用に当たっては次の各号に掲げる事項に注意し、常に甲の指定する職員の指示に従い機械の機能保持に努めなければならない。
1. 機械の使用目的以外の用途に使用しないこと。
 2. 日常整備、修理を完全に実施すること。
 3. 整備については、当該機械に精通した熟練者をあてること。
- 第6条 甲は、乙が機械の引き渡しを受けた後、正当な理由なしに機械を使用しない場合は又はこの仕様書に違反した場合には、機械の返還を命ずることができる。
2. 甲は、前項の場合において、乙が機械を別表の使用目的以外の用途に使用したときは、その使用した日数に対し、建設大臣が別に定める日基準使用料の倍額に相当する違約金を徴収する。
- 第7条 乙は、機械の貸付期間又は日数の変更を希望する場合は、あらかじめ理由を付して甲に提出しなければならない。
2. 工事請負契約が、変更された場合又は甲の都合により特に必要と認めた場合には、甲乙協議して貸付期間又は日数を変更することができる。
3. 甲は、乙がその責に帰することができない事由により機械の運転を休止したときは、貸与期間を機械の運転休止日数に限って延長するものとする。
- 第8条 乙は、別紙様式第3号「建設機械使用実績報告書」により機械の運転又は整備状況について甲に報告しなければならない。
- 第9条 乙は、機械を亡失し又は、き損したときは、直ちにその指示を受けなければならない。
2. 乙は、前項の亡失又は、き損が自己の責に帰すべき事由によるときは、甲の指示に従い、すみやかに機械を修理し、又は同等品を納め、若しくはその損害を賠償しなければならない。
3. 天災その他の不可抗力によって機械に関して損害が生じたときは、その損害の補てんについては、甲、乙協議して決定するものとする。
- 第10条 甲は、貸与機械を返還させる場合には、甲の指定した職員及び乙又はその代理人を立ち合わせ当該貸与機械の整備検査を行い、支障がないと認めたときはこれを収納するものとする。この場合において乙は、別紙様式第4号「建設機械返還届書」を提出するものとする。
- 第11条 甲は、貸与期間中に、甲の指定する職員による機械使用状況の監査を行うことができる。
2. 乙は、前項の監査により指定された事項を直ちに履行し、その結果を甲に報告しなければならない。

第12条 次の各号に掲げる諸経費は乙の負担とする。

- 一. 機械の引き渡し返還に要する費用
- 二. 機械の管理に要する費用
- 三. 機械の機能を常に良好な状態に維持するために必要な点検、整備及び修理に要する費用
- 四. 機械の監査に直接必要な経費

第13条 乙は、建設機械の事故に伴い甲が支払う自動車損害賠償保障法第19条の2の規定による追加保険料については、弁償の責を負わなければならない。

ただし、当該追加保険料が甲の責に帰すべき理由により発生した事故に伴うものであるときはこの限りでない。

建設機械現況確認書

車 両 名		付 属 工 具 類		
規格・形式		品 名	数 量	状 況
管 理 番 号				
登 録 番 号				
借 受 者 名				
貸 与 期 間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日			
返 納 月 日	平成 年 月 日			
検 査 年 月 日	平成 年 月 日			
検 査 場 所				
引 渡 返 納 場 所				
除(排)雪車両各部の状況、故障並びに返還工具類についての対策及び協議事項				

上記のとおり（引渡返還）検査に立合したことを確認します。

平成 年 月 日

立合者 青 森 県 印
委託事業者氏名 印

(A4判)

平成 年 月 日

住所
借主
氏名
印

建設機械借用書

平成 年 月 日契約した青森県〇〇〇〇契約書に基づいて、建設機械を下記により引き渡しを受けたので本書を提出します。

建設機械名	規格形式	管理番号	登録番号	付 属 品			引渡を受けた年月日
				名 称	規格	数量	返 還 場 所
							平成 年 月 日
							平成 年 月 日
							平成 年 月 日
							平成 年 月 日
							平成 年 月 日

(A4判)

建設機械使用実績報告書

年 月 分 ⎵
⎵ ⎵
⎵ ⎵

建設機械の貸与契約年月日 平成 年 月 日 借 受 人 ㊟
 現場監督職員の認印 ㊟ 作成者氏名 ㊟

建設機械名	建設機械 番 号	主 な 作業内容	主な作業 の作業量	稼働状況		維 持 修理費 千円	主な修理箇所 及 び 取 替 部 品	摘 要
				運転日数 日	運転時間 時間			

- 備考
1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列縦とする。
 2. おもな作業内容の欄は、貸与機械を二工種以上の異なる作業に使用したときは、運転時間又は運転日数の最も多い作業内容を記入する。
 3. おもな作業の作業量の欄は、おもな作業内容の欄に記入した作業の作業量を測定できるときに記入する。
 4. 運転時間の欄は、運転時間の管理のできない機械又は管理の必要のない機械については、記入を省略することができる。
 5. 運転のミス又は不慮の事故に伴う修理で、当該修理に要した費用が300千円をこえるときは、修理内容の詳細な説明を添付する。

平成 年 月 日

住所
借主
氏名
印

建設機械返還届書

平成 年 月 日契約した青森県〇〇〇〇契約書に基づいて、借り受けた建設機械を返還します。

建設機械名	規格形式	管理番号	登録番号	付 属 品			返 還 年 月 日
				名 称	規格	数量	返 還 場 所
							平成 年 月 日
							平成 年 月 日
							平成 年 月 日
							平成 年 月 日

1 1 . 歩道除雪機械安全対策指針（案）

歩道除雪機安全対策指針（案）

第1編 安全施工要領

第1章 総 則

1-1 目 的

この要領は、歩道除雪作業における安全確保を図ることを目的とする。

1-2 適用範囲

この要領は、ハンドガイド式ロータリ除雪機(以下「歩道除雪機」という。)を使用する歩道除雪作業に適用する。

1-3 歩道除雪体制

作業請負者等は、歩道除雪作業における安全確保を図るため作業責任者を定め道路管理者に届出するものとする。

1-4 作業計画

作業責任者は、歩道除雪作業における安全確保を図るため作業計画を作成し、道路管理者等に提出しなければならない。

第2章 関係者との連絡及び調整

2-1 地域住民との調整

作業責任者は、歩道除雪作業における安全確保を図るため、作業計画に基づき地域住民に対して十分な説明を行い、調整を図らなければならない。

なお、深夜早朝作業においては、騒音・振動等についての配慮を行うものとする。

2-2 関係機関との連絡及び調整

作業責任者は、歩道除雪作業における安全確保を図るため、作業計画に基づき関係機関との連絡及び調整を行わなければならない。

第3章 歩道除雪の施工と事故防止

3-1 安全教育及び作業の安全管理

作業責任者は、歩道除雪作業の作業員に対し、安全知識の習得や安全意欲の高揚を図るための安全教育を行うとともに、作業の詳細な手順、工区内の地形、障害となる構造物や位置、危険箇所、緊急時の連絡方法、機械類の適正な取り扱いや整備方法について常に注意を払わせる等の作業の安全管理を行わなければならない。

3-2 歩行者への事故防止

作業責任者は、歩行者の安全確保を図るため、必要に応じて歩道除雪作業区間を適切な方法で明示する等、歩行者の事故防止に努めなければならない。

3-3 作業員の健康と安全確保

作業責任者は、作業員の健康と安全確保を図るために適切な指導管理を行わなければならない。

また作業員は、歩道除雪作業の厳しい作業環境を自覚し、自らの健康と服装について留意しなければならない。

3-4 安全対策型機械の使用

歩道除雪機は、安全規格に適合した安全対策型機械の使用を原則とする。

3-5 歩道除雪機の保険加入

作業責任者は、損害保険に加入していない歩道除雪機で歩道除雪作業をさせてはならない。

3-6 積み込み積み降ろし時の事故防止

歩道除雪機の積み込み積み降ろし時の事故防止を図るため、これらの作業はクレーンの使用が望ましいが、やむを得ず歩み板を使用して積み込み積み降ろしを行う場合は、安全に作業が行える構造・寸法のものを使用しなければならない。

3-7 作業場の注意

歩道除雪作業の開始前及び作業中は周囲の安全を確認し、作業しなければならない。

特に児童等歩行者が接近する場合は、その行動にも注意しなければならない。

3-8 作業時間帯等に対する配慮

通勤進学路等においては、原則としてラッシュ時間帯前まで歩道除雪作業を終えることが望ましい。

3-9 投雪方向

投雪は歩道除雪機周囲の状況を判断しながら、異物の飛散による事故が起こらないように注意しなければならない。

3-10 歩道除雪機の横断等

歩道除雪機で車道の横断・交差点の通過を行うときは、必要に応じて誘導員を配慮する等他の交通に注意して横断しなければならない。

3-11 事故発生時の処置

歩道除雪作業により事故等が発生した場合には、直ちに応急処置を行うとともに関係機関へ連絡をしなければならない。

3-12 点検整備

作業責任者は、定期的に歩道除雪機の点検整備を行わなければならない。また、作業員は歩道除雪機の使用前に安全機構等について点検するとともに、使用中にあたっては、異常を発見したら直ちに作業を中止し、適切な点検整備を行わなければならない。

第2編 安全規格

第1章 総 則

1-1 目 的

この規格は、歩道除雪作業の安全を確保し、事故を防止するために、歩道除雪作業に使用する、ハンドガイド式ロータリ除雪機が最低限具備すべき安全機構等の規格を示すものである。

1-2 適用範囲

この規格は、10PS以上のハンドガイド式ロータリ除雪機に適用するものとする。

1-3 用語の定義

この規格における主な用語の意味は次のとおりとする。

- (1) ハンドガイド式ロータリ除雪機……作業員が機械の後方から歩行しながら運転操作を行うロータリタイプの除雪機をいう。(以下、「歩道除雪機」という。)
- (2) 運転操作装置……歩道除雪機を運転操作するのに必要なスイッチ、レバー、ハンドル類をいう。
- (3) 運転操作位置……歩道除雪機を操作員が運転操作するときの通常位置

第2章 安全機構

2-1 運転者離脱時安全機構

操作員が運転操作位置から離れると、オーガ・ブローア及び走行が自動停止する機構を装備していなければならない。

2-2 シュート安全機構

ブローア等へシュート開口部から指や手などが容易に届かないようなシュートカバーを装備し、シュートカバーを開くとエンジン及びブローア・オーガが停止する機構を装備していなければならない。

2-3 雪づまり除去具

搭載可能な専用の雪づまり除去具を装備しなければならない。

2-4 後進時緊急停止機構

後進時に操作員が転倒したり、雪提や障害物にはさまれた時、容易に用意できる位置に緊急停止機構を装備していなければならない。

緊急停止機構を作動させた場合は、機械は人体に損傷を与えることのないよう急停止しなければならない。

2-5 セーフティスタート機構

作業クラッチ又は走行クラッチが接続された状態では、エンジンの始動ができない機構を装備していなければならない。

2-6 オーガサイドカバー

オーガの側面は、足先等が直接オーガに触れることができないような平滑な円板でおおった構造でなければならない。

なお、この円板はオーガの左右端部に直接固定されて、オーガと一体となって回転するものとし、通常の除雪作業において破損しないよう十分な強度を持たなければならない。

2-7 クレーン吊り具

クレーンでトラック等へ容易に積み込み・積み降ろしが可能なように、アイプレート又はアイボトル等が装備されていなければならない。

2-8 緊急停止装置

運転操作位置から腕だけの動作で容易に届く範囲に、最も単純な操作でエンジンを緊急停止させる機構を装備しなければならない。

2-9 黄色回転灯

周囲の住民や歩行者等が、昼夜を問わず作業中の歩道除雪機存在を、容易に確認することができるような、黄色回転灯を装備しなければならない。

2-10 危険箇所の表示

シュートやオーガ・ブローア等の危険箇所には、危険を表示するステッカーが貼付けられていなければならない。

1 2 . 除雪機械運転員資格基準

除雪機械運転員資格基準

第1条 目的

この基準は、道路除雪作業において、一般車両及び歩行者の安全と作業者自身の安全を確保するとともに、施工能率の向上を図るために、除雪機械運転員の資格を定めるものである。

第2条 用語の定義

- この基準において「建設機械施工技士」とは、建設業法施行令第27条の3（昭和31年8月29日 政令273号）に規定する建設機械施工の技術検定に合格した者をいう。
- この基準において「技能講習」とは、労働安全衛生規則第78条第21号（昭和47年9月30日 労働省令第32号）に規定する車両系建設機械運転技能講習をいう。
- この基準において「除雪講習」とは、道路部長が指定する機関が行う講習をいう。

第3条 適用

この基準は、東北地方建設局が施工する建設省直轄管理国道の除雪工事における除雪機械の運転員に適用する。

第4条 運転員の資格基準

- 運転員は、道路交通法に規定する当該機械の運転に必要な免許を所有していなければならない。
- 運転員は、前項によるほか、別表-1に該当する資格を有していなければならない。

第5条 運転員の除雪講習

運転員は、「除雪講習」を受講して技能の維持と向上に努めなければならない。

第6条 除雪機械運転員届

除雪請負工事に当って、様式-4の2により除雪機械運転員届を提出するものとする。

(別表-1)

除雪機械運転員資格基準

運 転 す る 除 雪 機 械	所有すべき 免 許	必要な資格	経 験 年 数		摘 要
			車両種別	経験年数	
除雪トラック	大 型 免 許	除雪講習修了	大型自動車	1	
除雪グレーダ	大型特殊免許 (装輪式)	建設機械施工技士(3種) 又は技能講習修了、 及び除雪講習修了	大型特殊自動車 (装輪式)	2	
除雪ドーザ及び トラクションバル (装輪式)	〃	建設機械施工技士(1種) 又は技能講習修了、 及び除雪講習修了	大型特殊自動車 (装輪式)	1	
ロータリ除雪車	〃	除雪講習修了	大型特殊自動車 (装輪式)	2	大型特殊自動車に属する 小型除雪車を含む (50PS以上)
小型除雪車	小型特殊免許	〃	普通自動車 又は軽自動車	2	
小型除雪機 (ハンドガイド式)	〃	〃	小型特殊運転 免許相当以上	1	
凍結防止材 散布車装置	普通免許	除雪講習修了	普通自動車	1	

13. 青森県有除（排）雪車両に係る 借主の管理心得（参考）

〈参考〉

青森県有除（排）雪車両に係る借主の管理心得

1. 請負者は、少なくとも1日1回、貸与物件を運行の用に供する前に、別表に掲げる「車両点検基準」に基づいて点検し、常に正常に稼働できる状態に維持管理しなければならない。
2. 請負者は、前項に定める点検により不良箇所が、発見された場合は、別紙「建設機械故障修理報告書」により発注者に報告し、建設機械修理指示を受けるものとする。
3. 請負者は、貸与物件を使用しない場合は、格納及び保管に十分注意し、盗難防止及び保護にあたらなければならない。

（別表）

車 両 点 検 基 準

点検記号：○－良好　V－点検及び処理済み

点 検 箇 所	点 検 内 容	点 検 記 号
かじ取り装置	1. ハンドルの遊び、ゆるみ、がた及び操作具合	
	2. ギヤボックスの油漏れ	
	3. ロッド及びアーム類のゆるみ、がた及び損傷	
	4. かじ取りホークの損傷	
制 動 装 置	1. ブレーキペダルの遊び及びブレーキのきき具合	
	2. ブレーキレバーのきき具合及び引きしろの余裕	
	3. ロッド及びケーブル類のゆるみ、がた及び損傷	
	4. ホース及びパイプの漏れ、損傷及び取付状態	
	5. ブレーキオイルの液量	
走 行 装 置	1. クリップ、ボルト及びハブのボルトのゆるみ	
	2. タイヤの空気圧及びタイヤの損傷	
緩 衝 装 置	1. リムサイド、リング、ホイール及びデスクの損傷	
	2. 取締結部のゆるみ及び損傷	
動 力 伝 達 装 置	1. クラッチの作用	
	2. クラッチペダルの遊び	
	3. トランスミッションの油漏れ	
	4. デファレンシャルの油漏れ	
電 気 装 置	1. 充電作用の良否	
	2. バッテリーの機能の良否	
	3. 電気配線接続部のゆるみ及び損傷	
原 動 機	1. かかり具合及び異音	
	2. 低速及び加速の状態	
	3. 排気の状態	

(別紙)

建設機械故障修理報告書

県土整備事務所長

平成 年 月 日

殿

業務番号 第

号

受託者

㊟

下記のとおり建設機械に故障が発生しましたので報告します。

故障発生日 場 所	平成 年 月 日
機 械 名	貸付・借上 R・G・D・T・散布車
車輛登録番号	
故 障 内 容	
故 障 原 因	
修 理 期 間	平成 年 月 日～ 年 月 日

機械名：R：ロータリー・G：グレーダー・D：ドーザ・T：トラック

借上機械であっても、業務に支障をきたす場合は報告すること。

(以下は、県土整備事務所担当者が記入する。)

建設機械修理指示書

受託者 殿

県土整備事務所

故障の所見	
整備工場名	

上記故障について、修理依頼してよいか伺います。

所 長	次 長	工事調整監	課 長	課 員

1 4 . 工程計畫管理基準 (案)

工程計画管理基準（案）

第1章 総 則

第1 目 的

土木請負工事の工事計画及び管理方式の合理的、かつ適正化を図るために実施するものである。

第2 適用範囲

本工程計画管理基準（案）は、青森県土木部において発注する土木請負工事で、ネットワークによる工程計画管理を実施する場合の基準を示すものである。

第3 ネットワークの種類

ネットワークは矢線型（アロー型）を使用するものとする。

第2章 ネットワークの作図

第1 一 般

本章ではネットワークの表現方法、合成連結の程度、図面の規格等を統一することを目的とした標準的作図の仕様を示したものである。

第2 図面の規格

ネットワークを描く図面はA系列規格を用いるものとする。

第3 施工計画の概略及び施工順序の表示

工程計画作成上必要とする工事区間の概略施工工区割、施工順位等を図面の左側に表示して、ネットワークとあわせ工程計画の内容を描くものとする。

第4 ネットワークの表示の基準

- 1 矢線図の流れは図面の左より右へと移るように表示するものとする。
- 2 アクティビティ（作業）は実線で表示し、頭の部分に矢印を記入するものとする。
なお作業相互間の関係は点線の擬似矢線（ダミー）で表示し、頭の部分に矢印を記入するものとする。
※ アクティビティ 尾 ———→ 頭
ダ ミ ー 尾 ·····→ 頭
- 3 矢線は出来るだけ縦と水平の線を連続させた線で示し、斜方向の表示は極力さけるものとする。

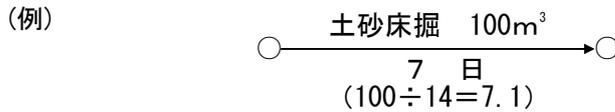


4 イ ベ ン ト

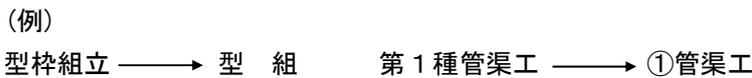
- (1) イベント（結合点）は円で表示し、円の直径は6～10mmの範囲以内として、当該工事のネットワークに描く、イベントの直径は統一するものとする。
- (2) イベントの番号は円の内部に記入するものとし、必ず正整数を用いるものとする。又、矢線の尾の部分のイベント番号より頭の部分のイベント番号が大きくなるよう付けるものとする。
- (3) イベント番号は同じ番号が2つ以上あってはならない。

5 アクティビティの内容、数量、時間見積日数の表示

- (1) アクティビティの内容及び数量は矢線の上側に、また時間見積日数は下側に明確に記入するものとする。



- (2) 時間見積日数の見積計算は上図の如く、矢線の下側で計算した場合には計算書に整理する必要がない。
- (3) アクティビティの内容を簡略化、記号化することができる。



6 マスターネットワーク及びサブネットワーク

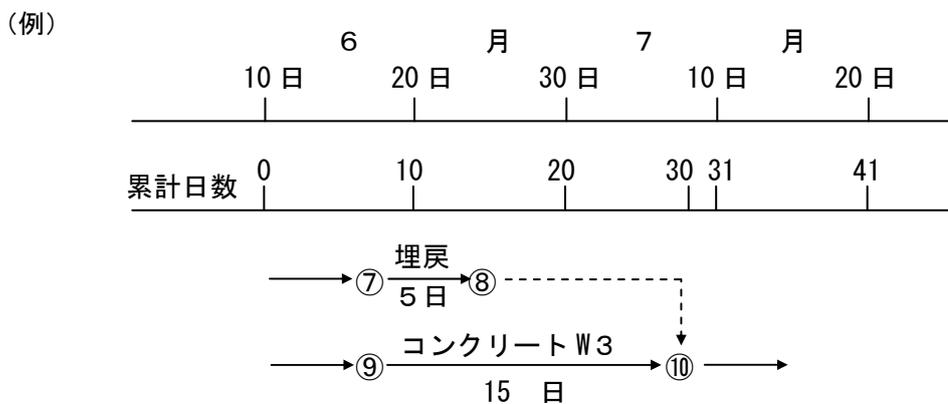
- (1) 当該工事のネットワークにおいて、アクティビティ群を集約表示した方が工程計画に便利なものについては、サブネットワークを図面の余白または別図で作成し、マスターネットワークでは一つのアクティビティで表示する。
- (2) 当該工事でアクティビティ群が、くり返し表示されるものについては、凡例にサブネットワークを表示し、集約したアクティビティを用いてマスターネットワークで表示するものとする。

7 工種及び構造物のネットワークの配列

- (1) 図面の左側に表示する工事区間の概略で施工工区が分かれる工種及び構造物については、その工種及び構造物名の位置と関連づけたネットワークの配列とすることを標準とする。
- なお、これによりがたい場合には、工種及び構造物の施工区分が明確に把握できるよう表示するものとする。
- (2) 設計図書の工種欄に基づいたパーチャート方式の配列は避けるものとする。

8 暦日との関連

- (1) 標準として、図面の横軸に暦日及び工期開始からの累加日数を表示するものとする。
- (2) 矢線の水平の線の長さをアクティビティの時間見積日数の長さとして表わす。



9 図の様式は(様式-1)を標準とする。

第4章 日程計算の表示

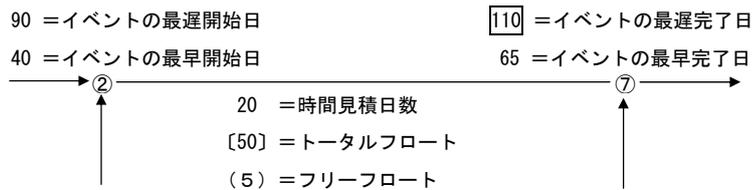
手順計画に基づいて作成する日程計算の結果は計算書または図面に表示するものとする。

第1

アクティビティの開始日、完了日、フロートの計算書の様式は自由とする。

第2

図面にイベントの開始日、完了日、フロートを表示する場合の凡例は下記によるものとする。なお、図面に表示した場合には計算書は省略してよいものとする。



第3

図面にはかならずイベントの上段に最早開始日を記入するものとする。

第5章 当初の工程計画関係の成果品

当初の工程計画の成果品は、監督職員の指示する日まで前4章までの各項に基づいて作成し、監督職員に提出しなければならない。

第6章 工程管理

第1 一般

工程計画管理は常によりよく現場を反映している状態に保つために工程管理を行わなければならない。

第2 進捗実績工程の記入

工程進捗に伴う進捗実績はつぎにより記入する。

- (1) 各月末日毎に作業を完了したアクティビティは色鉛筆で着色して消す。
- (2) 各月の色鉛筆の色は同一色として、各月毎に色は変えて使用するものとする。

第3 フォローアップ

1 フォローアップ実施の時点

つぎに示す時点においてフォローアップを実施するものとする。

- (1) 予定工程に対して進捗実績工程が遅れを生じ、最終工期に影響をおよぼす予測を生じた場合に行う。
- (2) クリテカルパスに大きく影響を与えるような施工内容等の変更を生じた場合に行う。
- (3) その他日程計画を必要とするような工法の変更等を生じた場合に行う。

2 フォローアップの成果品

フォローアップを施行した時点から10日以内に、日程計画を行い、関係成果品を作成して、監督職員に提出しなければならない。

15. RI計器を用いた盛土の 締固め管理要領（案）

R I 計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）

1 章 総 則

1. 1 適用の範囲

本管理要領（案）は河川土工及び道路土工における R I 計器を用いた盛土締固め管理に適用するものとする。

【解 説】

河川土工及び道路土工における盛土の締固め管理においては、これまで砂置換法が主として用いられてきたが、高速道路や一部のダムをはじめとして R I 計器が導入され、各事業体において R I 計器を用いた締固め管理が標準化されつつある。

また、R I 計器や測定方法の標準化に関しては、従来の学会基準が改訂され、地盤工学会基準（JGS 1614-1995）「R I 計器による土の密度試験方法」が制定されるなど、本格的な導入に向けての環境も整備されてきた。

一方、現在及び将来とも数多くの高規格堤防や大規模な道路盛土の事業が進行または計画されており、一般の河川土工や道路土工も含めて合理的な締固め管理手法の導入が必要とされている。

そこで本管理要領（案）は、現場密度試験に R I 計器を用いる場合に R I 計器の持つ特長を最大限発揮させるべく、計器の基本的な取扱方法やデータ採取、管理基準値の規定を行うものである。

この基準に規定していない事項については、下記の基準・マニュアルを基準とする。

- ・「河川土工マニュアル」…平成5年6月、（財）国土開発技術研究センター
- ・「道路土工—施工指針」…平成11年7月、（社）日本道路協会

1. 2 目 的

本管理要領（案）は河川土工及び道路土工において、R I 計器を用いた盛土の締固め管理を行う際の R I 計器の基本的な取扱方法、データの採取個数、管理基準値を定めることを目的とする。

【解 説】

本管理要領（案）では、R I 計器に関するこれまでの試験研究の成果を踏まえ、R I 計器の基本的な取扱い方法や土質等による適用限界を示した。

また、本管理要領（案）ではデータの採取個数を規定した。砂置換法を前提とした管理では計測に時間がかかることから、かなり広い施工面積を1点の測定値で代表させており、盛土の面的把握という観点からは十分なものではなかった。一方 R I 計器は砂置換法に比べ飛躍的に測定時間が短くなっているため、従来1個の測定値で代表させていた盛土面積で複数回測定することができる。そこで本管理要領（案）では、盛土の面的管理の必要性と R I 計器の迅速性を考慮してデータの採取個数を規定した。

2 章 R I 計器による測定方法

2. 1 計器の種類

R I 計器は散乱型及び透過型を基準とするものとし、両者の特性に応じて使い分けるものとする。

【解 説】

R I 計器には一般に散乱型と透過型があり（図－1 参照）、両者の特徴は以下の通りである。

(1) 散乱型 R I 計器

線源が地表面にあるため、測定前の作業が測定面の平滑整形だけでよく、作業性が良い。地盤と計器底面との空隙の影響を受けやすいので注意が必要である。

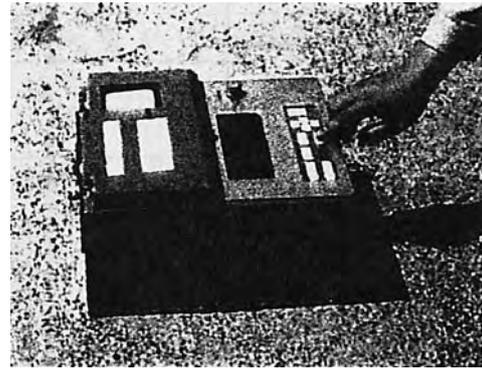
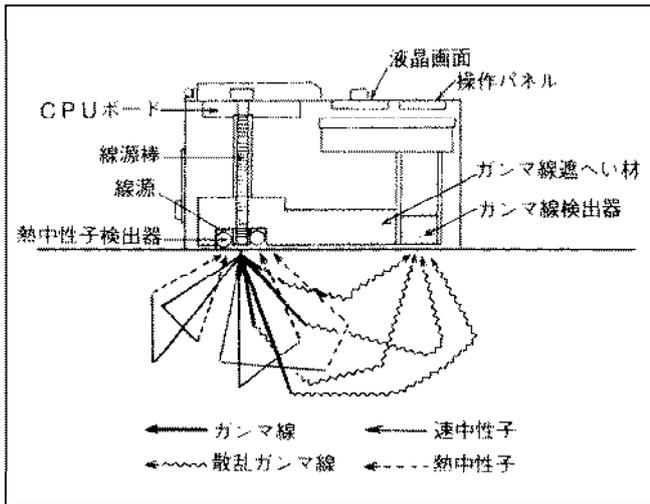
(2) 透過型 R I 計器

線源が長さ20cmの線源棒の先端付近にあり測定時には線源棒の挿入作業を伴うので散乱型に対して少し測定作業時間が長くなる。線源が地中にあるため、盛土面と計器底面との空隙の影響は比較的受けにくい。

表－1 散乱型と透過型の比較例

項 目		散 乱 型	透 過 型
線 源	ガンマ線	コバルト-60	コバルト-60
	中性子線	カリフォルニウム-252	カリフォルニウム-252
検 出 器	ガンマ線	SCカウンタ×1	GM管×5
	中性子線	He-3カウンタ×2	He-3管×2
測 定 方 法	密 度	ガンマ線後方散乱方式	ガンマ線透過型
	水 分	熱中性子散乱方式	速中性子透過型
本 体 寸 法		310×365×215mm	310×365×160mm
本 体 重 量		25kg	11kg
測 定 範 囲 (深 さ)		160~200mm	200mm
測 定 時 間	標 準 体	5分	10分
	現 場	1分	1分
測 定 項 目		湿潤密度、水分密度、乾燥密度、含水比、空隙率、締固め度、飽和度 (平均値、最大・最小値、標準偏差)	
電 源		DC6V内蔵バッテリー連続8時間	DC6V内蔵バッテリー連続12時間
長 所		<ul style="list-style-type: none"> ・孔あけ作業が不要 ・路盤などにも適用可能 ・感度が高く計測分解能力が高い 	<ul style="list-style-type: none"> ・軽量で扱いやすい ・表面の凸凹に左右されにくい。 ・使用実績が多い。
短 所		<ul style="list-style-type: none"> ・測定表面の凸凹の影響を受けやすい。 ・礫の適用に注意する。 ・重い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・孔あけ作業が必要 ・礫に適用できない場合がある (削孔不可能な地盤) ・線源棒が露出している。

これまでの研究によると散乱型と透過型の測定結果はどちらともほぼ砂置換法と同様であることが分かっており（参考資料参照）、基本的には機種による優劣はない。ただし、盛土材が礫質土の場合（礫の混入率が60%以上）、その使用には充分留意すること。（3. 3 参照）



① 散乱型

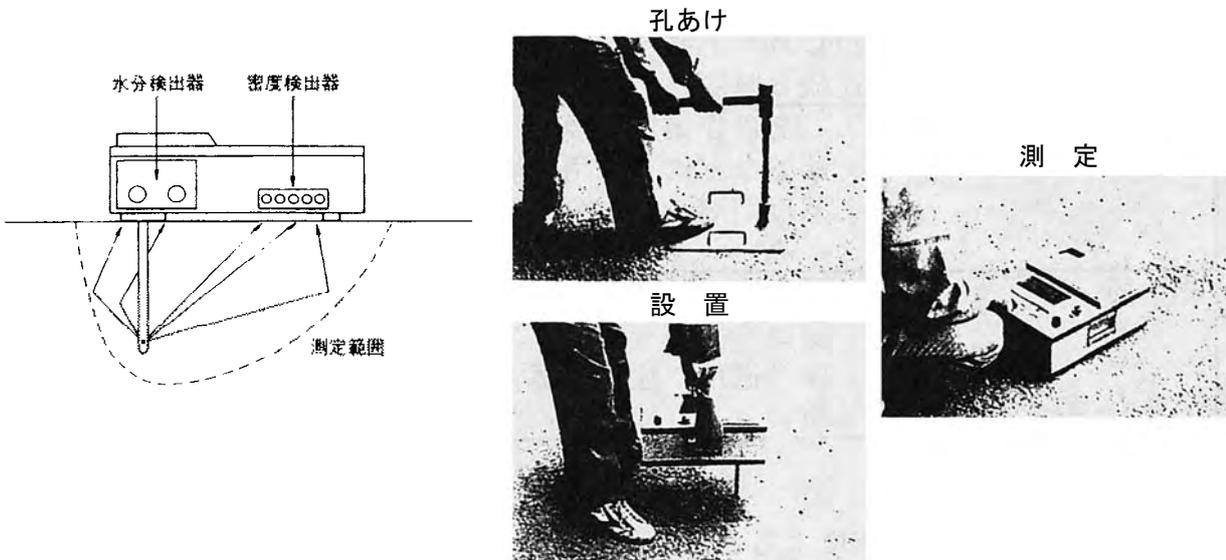


図-1 RI計器の概要

2.2 検定方法

使用するRI計器は正しく検定がなされたものであって、検定有効期限内のものでなければならない。

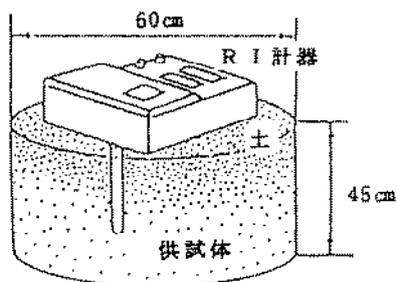
【解説】

放射線源が時間と共に減衰していくため、同じものを測定しても結果が異なってくる。因みに線源として一般に用いられているコバルト60 (60Co) やカリフォルニウム (252Cf) の半減期はそれぞれ5.26年、2.65年である。

そのため標準体での値を基準にした計数率を定期的に調べておく必要がある。

この計数率と測定する物体についての計数率（現場計数率）との比を計数率比（R）といい、計数率比と密度や含水量とに指数関数の関係がある。（図-2）

この関係を正しく検定したRI計器を使用しなければならない。



10種類以上の土質を用いて、100点以上の供試体が作成されて関係が求められた。

図-3 計数率比と湿潤密度及び含水量の検定例
(地盤工学会「地盤調査法」から引用)

2.3 RI計器による測定方法

RI計器による測定は操作手順にしたがって正しく行わなければならない。

【解説】

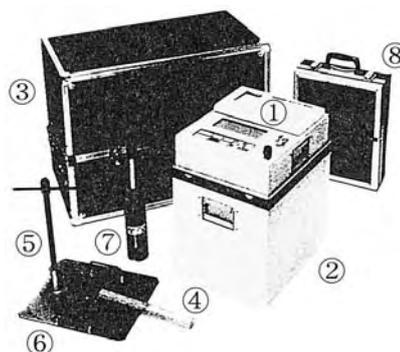
(1) RI計器の構成

散乱型RI計器は計器本体だけで測定が可能であるが、透過型はRI計器本体、線源棒、標準体、線源筒、ハンマー、打ち込み棒、ベースプレートが必要である。

RI計器は現時点において供給体制が充分であるとは言えないため、使用にあたっては担当監督員と協議の上、散乱型あるいは透過型RI計器を選定し使用するものとする。

(2) 測定手順

測定手順は一般に図-5のようになる。



- ①計器本体 ②標準体
③収納箱 ④鉄ハンマー
⑤打ち込み棒 ⑥ベースプレート
⑦線源筒 ⑧付属品収納箱

図-4 計器の構成例(透過型)

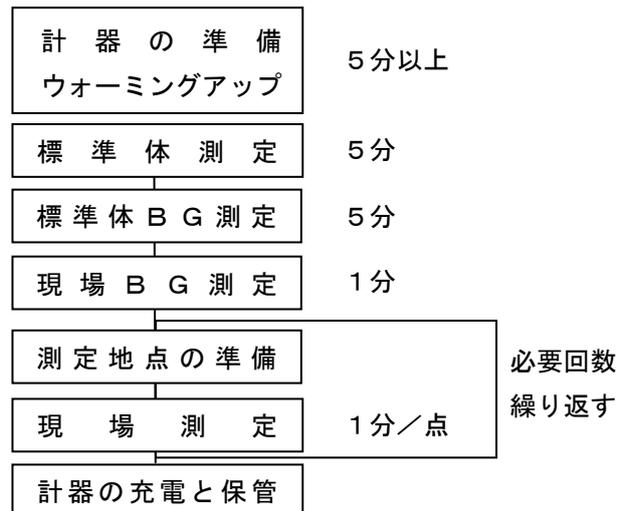
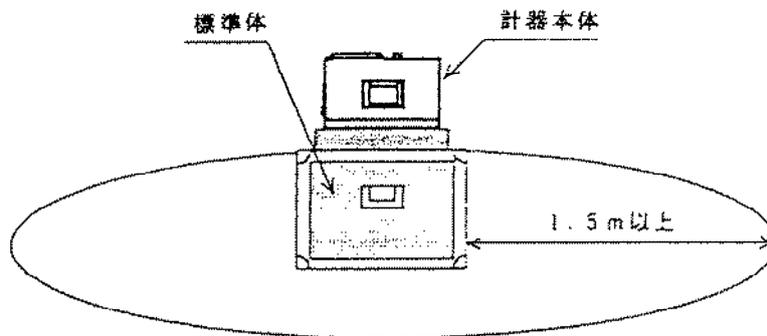


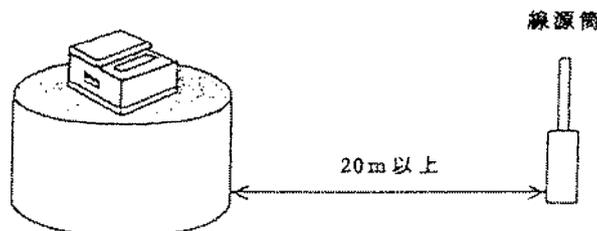
図-5 測定の手順の例

(3) 測定上の留意点

- 1) 計器の運搬は厳しい衝撃や振動を与えないよう十分注意して行う。
- 2) 充電は十分しておく。
- 3) R I 計器の保管場所は過酷な温度条件とならないところでなければならない。特に夏の自動車の車内は要注意である。また、室内外の寒暖差が大きいところでは、結露に注意すること。
- 4) 標準体での測定時には、標準体は壁や器物から1.5m以上離れたところにおいて行う必要がある。

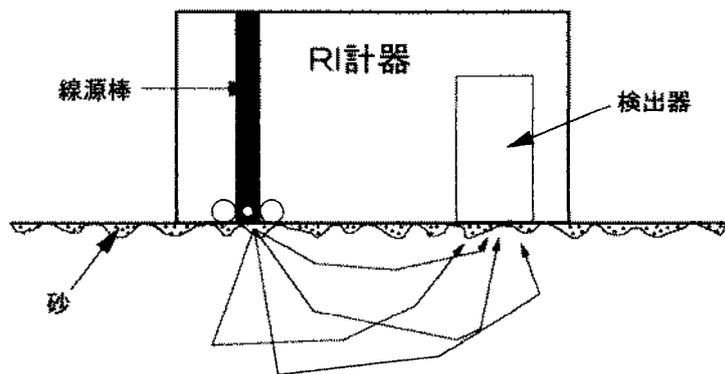


- 5) 自然放射線の影響を除くためバックグラウンド測定を行う時、線源は少なくとも20m以上遠ざける必要がある。



- 6) 現場での測定地点はできるだけ平滑にすることが大事である。特に散乱型は測定面と計器底面との間に空隙を生じると測定結果に大きな影響を与えるため特に注意が必要である。
- 7) 測定表面を平滑にするために鉄板や装備のプレート等を使用するが、表面を削り過ぎて測定対象層より深い深度のデータを取ることはないよう注意が必要である。なお、レキ分が多く、削ることによ

り平坦性を確保する事が困難な場合は、砂などをひき平滑にする。



測定表面の平滑化→測定値の信頼性向上

- 8) 測定は施工当日を原則としているので、気象変化には十分注意し3章に示したデータの採取数を同日に確保することを心掛ける必要がある。
- 9) 測定能率を上げ、一つ一つのデータの採取時間を短縮するために、測定ポイントの地点出し、表面整形、測定、記録と流れ作業化することが望ましい。
- 10) 平均値管理を基本としているため、一つ一つのデータのバラツキにあまり神経質になり過ぎ、測定や施工を無為に遅らせることのないよう注意することも管理者として必要である。

3章 RI計器による締固め管理

3. 1 締固め管理指標

締固め度および空気間隙率による管理を行うものとし、盛土材料の75 μ mふるい通過率によりその適用区分を下記のとおりとする。

75 μ mふるい通過率が20%未満の礫質土及び砂質土の場合	75 μ mふるい通過率が20%以上50%未満の砂質土の場合	75 μ mふるい通過率が50%以上の粘性土の場合
締固め度による管理	締固め度による管理または空気間隙率による管理	空気間隙率による管理

【解説】

ここでは河川土工マニュアルに準じて、75 μ mふるい通過率が20%未満の砂礫土及び砂質土の場合は締固め度による管理、50%以上の粘性土の場合は空気間隙率による管理を原則とし、その中間においては自然含水比など、使用土砂の状況から判断してどちらによる管理を採用するか判断するものとする。

なお、河川土工マニュアルおよび道路土工—施工指針には飽和度による管理の規定も記載されているが、飽和度はバラツキが大きいことから、ここでは飽和度による管理は省いている。

3. 2 水分補正

現場でRI計器を使用するためには、予め土質材料ごとに水分補正を行う必要がある。土質材料ごとの水分補正值を決定するため水分補正值決定試験現場で実施しなければならない。

【解 説】

(1) 水分補正值

R I 計器が測定する水分量は、炉乾燥法（JIS-A1203）で求められる水分量のみでなく、それ以外の結晶水や吸着水なども含めた、土中の全ての水分量に対応するものである。従って、結晶水や吸着水に相当する量を算出して補正する必要がある。

R I 計器では、これらを補正するために、乾燥密度と強熱減量を考慮した校正式が組み込まれている。土質材料ごとの強熱減量試験を一般の現場試験室で実施することは難しいので、現場でR I 計器による測定と含水量試験を同一の場所の同一材料で実施し、水分補正を行うものとする。

R I 計器は測定した係数比率と校正定数から、強熱減量を1%ごとに変化させて、そのときの含水比を推定計算した結果を印字する機能を有している計器を用いる必要がある。この計算結果と含水量試験による含水比から、その土質材料に対応する強熱減量値を水分補正值と称す。

(2) 現場水分補正決定試験の手順例

- 1) 現場の盛土測定箇所でのR I 計器の測定準備。
 - a) 標準体測定
 - b) 標準体B G測定
 - c) 現場B G測定
 - d) 測定箇所の整形および均し
 - e) R I 計器を測定箇所に設置
- 2) 「現場密度」の測定を行う。
- 3) 測定が終了したら、水分補正值－含水比の対応表を表示、印字する。
- 4) R I 計器の真下の土を1kg以上採取する。
(深さ15cm程度まで採取し混合攪拌する)
- 5) 採取した土の含水量試験を実施する。
- 6) 含水量試験の含水比に近い含水比に対応する水分補正值を読みとる。
- 7) R I 計器に水分補正值を設定する。
- 8) 土質材料が変わらない限り水分補正值を変更してはならない。

3. 3 礫に対するR I 計器の適用範囲

1. 盛土材料の礫率が60%以上で、かつ細粒分（75 μ mふるい通過率）が10%未満の場合は原則として散乱型R I 計器による管理は行わないものとする。
2. 径10cm以上の礫を含む盛土材料の場合には、散乱型及び透過型R I 計器による管理は行わないものとする。

【解 説】

(1) 礫率に対する適用範囲

散乱型については礫率（2mm以上の粒径の土が含まれる重量比）が70%を超えると急激な測定値の精度が低下する室内実験結果（実測値との相違、標準偏差の増加など）がある。また、現場試験においても礫率が65%～70%を越えると標準偏差が増加する傾向であった。これは礫分が多くなると測定地点の表面整形がしにくくなり平滑度が低くなるため、特に散乱型の場合はこの平滑度が測定結果に大きく影響を受けるためである。

ここでは、施工管理における適用範囲であることから限界を安全側にとり、礫率60%未満を散乱型の適用範囲とした。なお、透過型は礫率60%以上でも適用可能としているが、線源棒の打ち込みに支障となる場合があり注意を要する。

(2) 礫径に対する適用範囲

大きな礫が含まれる盛土材料の場合にはR I計器による測定値に大きなバラツキがみられ、値が一定しないことが多い。これは礫率のところでも述べたように表面の平滑度の問題である。すなわち、礫径の大きなものが含まれる盛土材料では表面の平滑度が保てず、測定結果に影響を及ぼすため礫径に対する適用範囲を設けた。

ここでは一層仕上り厚さが通常20cm~30cmであることも考慮して、層厚の1/2~1/3にあたる10cmをR I計器の適用範囲とした。

ただし、やむを得ずR I計器による管理を行う場合は、散乱型・透過型とも監督官と協議の上、現地盛土試験より種々の基準値、指標を決定するものとする。

3. 4 管理単位の設定及びデータ採取

1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行うものとする。
2. 管理単位は築堤、路体、路床とも一日の一層当たりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m²を標準とする。
また、一日の施工面積が2,000m²以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。
3. 各管理単位について原則15個のデータ採取を行い、平均してその管理単位の代表値とする。
ただし、一日の施工面積が500m²未満であった場合、データの採取数は最低5点を確保するものとする。
4. データ採取はすべて施工当日に行うことを原則とする。
5. 一日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。
6. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。

【解説】

(1) 管理単位を日施工面積で規定したことについて

従来、管理単位は土工量（体積）を単位として管理していた。しかし、締固めの状態は面的に変化することから盛土の面的な管理を行う必要があり、施工面積によって管理単位を規定した。

また、その日の施工はその日に管理するのが常識であることから、1日の施工面積によって管理単位を規定するのが妥当と考えられる。

(2) 管理単位の規定について

平成4年度の全国的なアンケート結果によると日施工面積は、500~2,000m²の間に多く分布しており、特に1,500m²くらいの施工規模が標準的であった。

また、1台の締固め機械による1日の作業量は2,000~2,500m²が最大であることから、管理単位の面積を原則1,500m²とした。

(3) データの採取個数の規定について

データの採取個数は3. 5の解説に示したように、観測された土層のバラつきからサンプリングの考え方に基づき算定されたもので、概ね15個となった。この考え方によれば、計測個数を増やせば、管理の精度（不合格な部分が生じない安全度）は高くなるが、あまり測定点を増やすと測定作業時間が長引いてR I計器のメリットの一つである迅速性が発揮されなくなることから15点とした。

現場での測定に当たってはこの1,500m²で15点を原則として考えるが、単位面積に対しての弾力性を持たせ、1日の施工面積500~2,000m²までは1,500m²とほぼ同等とみなし15点のデータ採取個数とした。

一方、1日の施工面積が500m²未満の場合は15点のデータ採取とするとあまりにも過剰な管理になると考えられるので最低確保個数を5点とした。

また、管理単位が面積で規定し難い場合（土工量は多いが構造物背面の埋立てや柱状の盛土等）は、土工量の管理でも良いものとする。

なお、1管理単位当たりの測定点数の目安を下表に示す。

面積 (m ²)	0~500	500~1000	1000~2000
測定点数	5	10	15

3. 5 管理基準値

R I 計器による管理は1管理単位当たりの測定値の平均値で行う。なお、管理基準値は1管理単位当たりの締固め度の平均値が90%以上とする。

【解 説】

(1) 管理基準値について

R I 計器を用いて管理する場合は、多数の測定が可能であるR I 計器の特性を生かして、平均値による管理を基本とする。上の基準を満たしていても、基準値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員の判断により再転圧を実施するものとする。

締固め度による規定方式は早くから使用されており、実績も多いが、自然含水比が高く施工含水比が締固め度の規定範囲を超えているような粘性土では適用し難い問題がある。そのため、3. 1に示すように粘性土では空気間隙率、砂質土は締固め度あるいは空気間隙率により管理する。空気間隙率により管理する場合の管理基準値は河川土工マニュアル、道路土工指針に準ずるものとする。

(参考)

河川土工マニュアル、道路土工指針の管理基準値（空気間隙率）

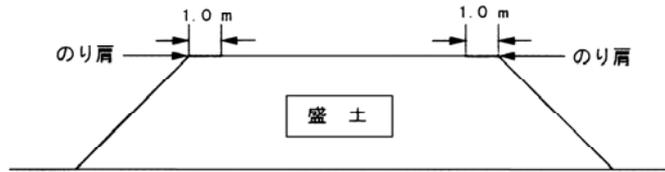
基準名	河川土工マニュアル	道路土工—施工指針	
区分	河川堤防	路 体	路 床
空気間隙率 (Va) による基準値	<ul style="list-style-type: none"> ・ 砂質土 {SF} 25% ≤ 74 μ m < 50% Va ≤ 15% ・ 粘性土 {F} 2% < Va ≤ 10% 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 砂質土 Va ≤ 15% ・ 粘性土 Va ≤ 10% 	
備 考	施工含水比の平均が90%の締固め度の得られる含水比の範囲の内 Woptより湿潤側にあること。	同 左	施工含水比の平均が Wopt付近にあること。少なくとも90%の締固め度の得られる含水比の範囲の内にあること。

〔凡例〕 Wopt : 最適含水比

(2) 測定位置

測定位置の間隔の目安として、100m² (10m×10m) に1点の割合で測定位置を決定する。構造物周辺、盛土の路肩部及び法面の締固めが、盛土本体の転圧と同時にされる場合、次のような点に留意する。

- ① 構造物周辺でタイヤローラなどの転圧機械による転圧が不可能な場合は別途管理基準を設定する。
- ② 特になりより1.0m以内は本管理基準の対象とせず、別途締固め管理基準を設定する。



基準となる最大乾燥密度 ρ_{dmax} の決定方法

現行では管理基準値算定の分母となる最大乾燥密度は室内締固め試験で求められている。締固め試験は、材料の最大粒径などでA、B、C、D、E法に分類されており、試験法（A～E法）により管理基準値が異なる場合（路床）もあるため注意を要する。

表-2 室内締固め試験の規定

（地盤工学会編：土質試験法により抜粋）

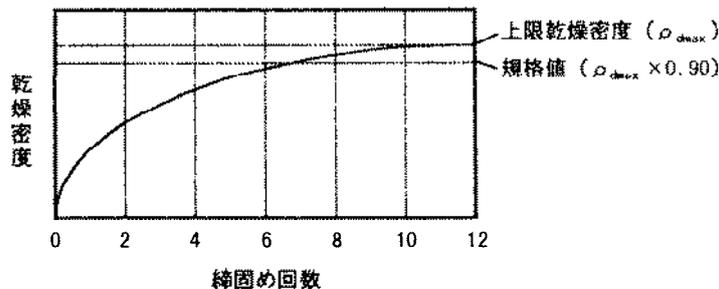
呼び名	ランマ重量 (kg)	モールド内径 (mm)	突固め層数	1層当たりの突固め回数	許容最大粒径 (mm)
A	2.5	10	3	25	19
B	2.5	15	3	55	37.5
C	4.5	10	5	25	19
D	4.5	15	5	55	19
E	4.5	15	3	92	37.5

しかし、最大乾燥密度は、種々の材料や施工条件により決定しにくく、一定の値として限定できない場合もある。よって、下記のような条件では、試験盛土より最大乾燥密度を決定すべきである。

- a) 数種類の土が混在する可能性のある材料を用いる場合。
- b) 最大粒径が大きく、レキ率補正が困難で、室内締固め試験が実施できないようなレキ質土材料を用いる場合。
- c) 施工含水比が最適含水比より著しく高い材料を用いる場合。
- d) 上記以外の盛土材が種々変化する場合は、試験盛土で基準値を決定する管理や工法規定により管理する。

*** 〈試験施工の実施例〉**

- ① 規定値は試験施工により、所定の材料、締固め機械、締固め回数より算定し決定する。
- ② 締固め回数を2、4、8、10、12回と変化させ締固めを行い、各々の締固め段階で乾燥密度を15点測定し、その平均値を求め、上限乾燥密度を求める。



- ③ 上限乾燥密度を最大乾燥密度と定義し、その規格値 ($D_c = \geq 90\%$) で管理する。
- ④ 材料の混合率など、層や場所等で変化する場合はそれぞれ材料で同様の試験施工を行うか、もしくは、その材料に適合した校正式を別途定め、RI計器に設定する必要がある。

- e) 締固め度が100%をたびたび越えるような測定結果が得られる場合、突固め試験の再実施や盛土試験を実施した新たな基準を決定する。
- f) 改良土（セメント系、石灰系）特殊土の管理基準値は試験盛土により決定する。また、改良土の場合は材令によっても変化するため、試験方法や管理基準値について別途定められた特記仕様書に準ずるものとする。

3. 6 データの採取方法

データの管理単位各部から偏りなく採取するものとする。

【解 説】

盛土を面的な管理として行う目的から、管理単位各部から偏りなくデータを採取するものとする。

3. 7 データの管理

下記の様式に従って管理記録をまとめるものとする。

- 1. 工事概要……………様式－1
- 2. 材料試験結果……………様式－2
- 3. 施工管理データ集…様式－3

また、現場で測定したデータは原則としてプリンター出力結果で監督員に提出するものとする。

【解 説】

各様式については以下の要領でまとめる。

様式－1 工事概要……………工事毎

様式－2 材料試験結果……………材料毎

様式－3 施工管理データ集…測定機器毎に管理単位面積毎

3. 8 是正処置

施工時において盛土の管理基準値を満たさない場合には、適正な是正処理をとるものとする。

【解 説】

- (1) 現場での是正処置として、転圧回数を増す、転圧機械の変更、まき出し厚の削減、盛土材料の変更、及び気象条件の回復を待つなどの処置をとる。
- (2) 盛土の土質が管理基準の基となる土質と異なっている場合には、当然基準値に当てはまらないので、締固め試験を行わなければならない。
- (3) 礫の多い材料や表面整形がうまくできなくて、R I 計器の測定値が著しくバラつく場合などには、砂置換などの他の方法によることも是正処置としてあり得るものとする。
- (4) 是正処置の判断は、その日の全測定データをみて、その日の品質評価を行い、是正処置が必要な場合翌日以降の施工方法を変更する。
全体を見通した判断が要求され、一日単位程度の是正処置を基本とする。ただし、過度に基準値を下回る試験結果がでた場合、現場での判断により転圧回数を増すなどの応急処置をとるものとする。処置後はR I 計器で再チェックを行う。
- (5) 是正処置の詳細については、監督員と協議するものとする。

盛土工事概要

工事名称					
施工場所					
地 建 名			事務所名		
事務所名			工事期間		
施工業者	1. 道路路体 2. 道路路床 3. 河川堤防 4. その他 ()				
総土工量(m ³)			(m ³)	平均日施工量 (m ³)	(m ³)
平均施工面積			(m ²)	最大施工面積	(m ²)
最小施工面積			(m ²)	まき出し厚さ	
転圧回数				仕上がり厚さ	
転圧機械	機種			規格または仕様	
平均日施工時間 ¹⁾				施工可能時間 ²⁾	
施工管理に要した時間	砂置換法			R I 法	
〈工事の概要〉					
〈断面図〉					

1) 盛土工事を行った1日の平均時間

2) 開始時間から終了時間まで(休憩時間, 昼食時間を含まず)

材料試験結果

No. _____

材 料 試 験 結 果	自然含水比 [*] W _n (%)		(%)	
	土粒子の比重 G _s			
	レキ	礫比重 G _b		
		含水量 W _a (%)	(%)	
	最大粒径 (mm)		(mm)	
	粒 度 組 成	レ キ 分	37.5mm 以上	(%)
			19.0~37.5mm	(%)
			9.5~19.0mm	(%)
			4.75~9.5mm	(%)
			2.0~4.75mm	(%)
			合計	(%)
		砂分 75μm~2.0mm	(%)	
		細粒分 75μm以下	(%)	
	コン シ ス テ ン シ	液性限界 W _l (%)	(%)	
		塑性限界 W _p (%)	(%)	
		塑性指数 I _p		
		強熱減量 I _g (%)	(%)	
	最大乾燥密度 ρ _{dmax}		(t/m ³)	
	最適含水比 W _{opt} (%)		(%)	
	土分 の類	日本統一土質分類		
俗 称 名				
改良 材	土質改良材の種類			
	添加量 (対乾燥密度)			
試料の準備及び使用方法			a b c	
締固め試験の種類(JIS A1210-1990)			A B C D E	

^{*}ある程度以上の粒径を取り除いた室内用の試料ではなく、なるべく盛土に近い試料の含水比を得る観点から、室内突固め試験に用いる土ではなく現場から採取した土を使用する。

参 考 資 料

図 一 覧

- 図-1 砂置換と散乱型の相関（乾燥密度・全データ）
- 図-2 砂置換と散乱型の相関（乾燥密度・土質別データ）
- 図-3 砂置換と散乱型の相関（含水比・全データ）
- 図-4 砂置換と散乱型の相関（含水比・土質別データ）
- 図-5 砂置換と透過型の相関（乾燥密度・全データ）
- 図-6 砂置換と透過型の相関（乾燥密度・土質別データ）
- 図-7 砂置換と透過型の相関（含水比・全データ）
- 図-8 砂置換と透過型の相関（含水比・土質別データ）
- 図-9 散乱型と透過型の相関（乾燥密度・全データ）
- 図-10 散乱型と透過型の相関（乾燥密度・土質別データ）
- 図-11 散乱型と透過型の相関（含水比・全データ）
- 図-12 散乱型と透過型の相関（含水比・土質別データ）
- 図-13 レキ率と乾燥密度（標準偏差）の関係（散乱型）
- 図-14 レキ率と締固め度（標準偏差）の関係（散乱型）

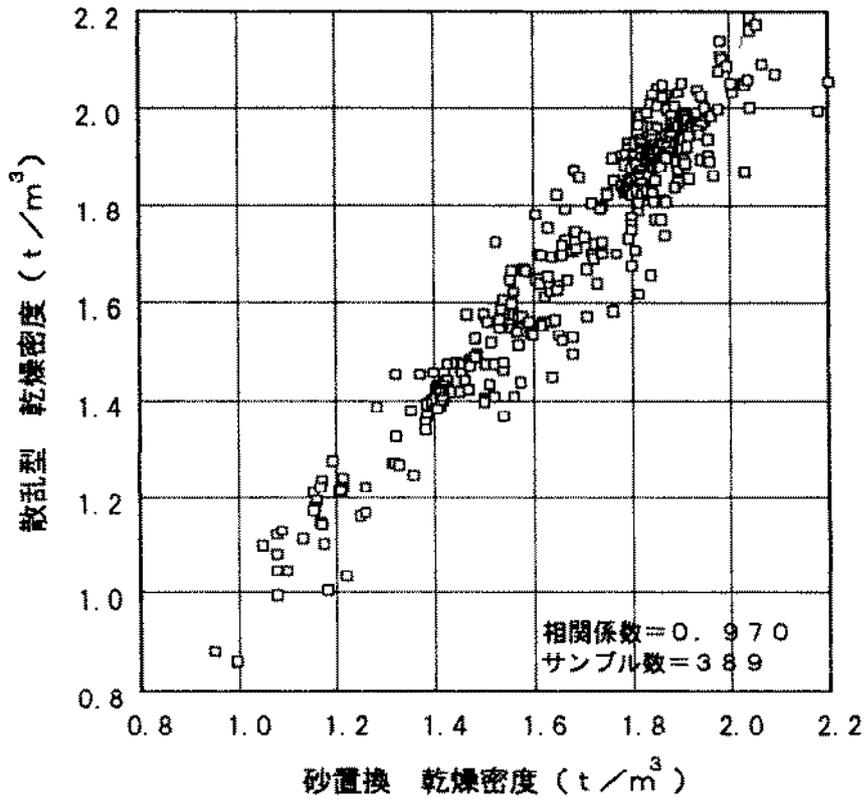


図-1 砂置換と散乱型の相関（乾燥密度・全データ）

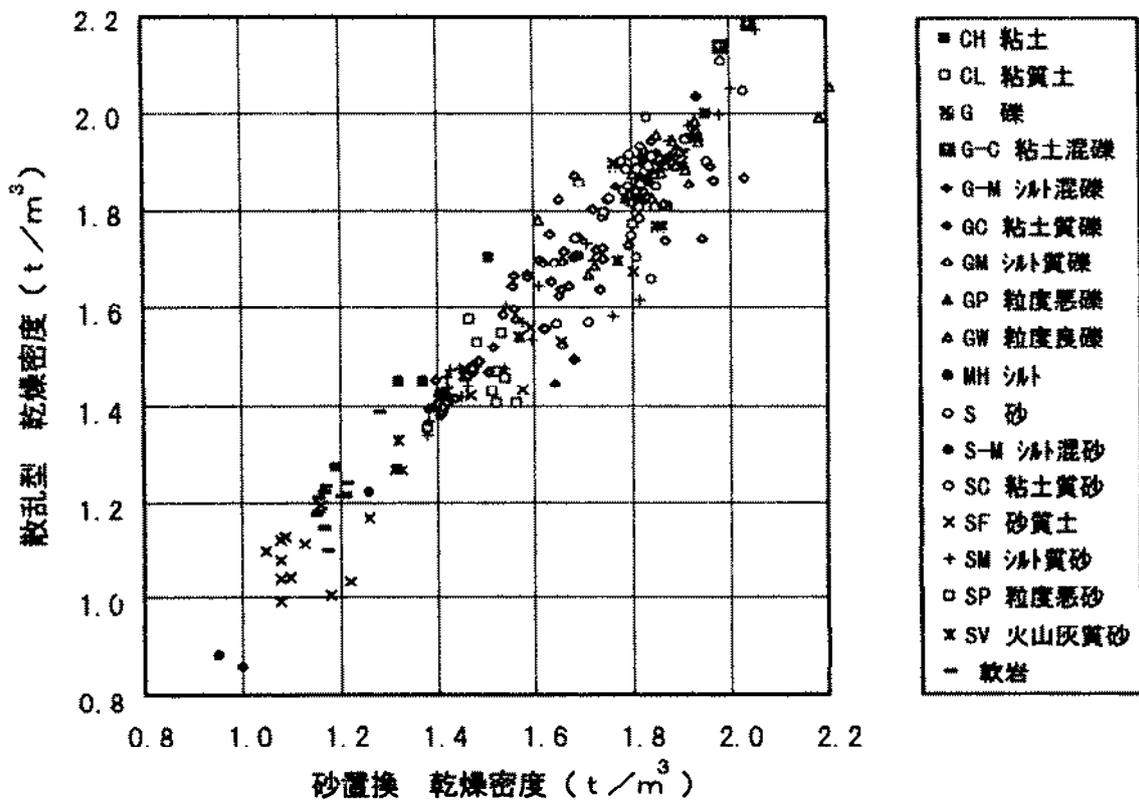


図-2 砂置換と散乱型の相関（乾燥密度・土質別データ）

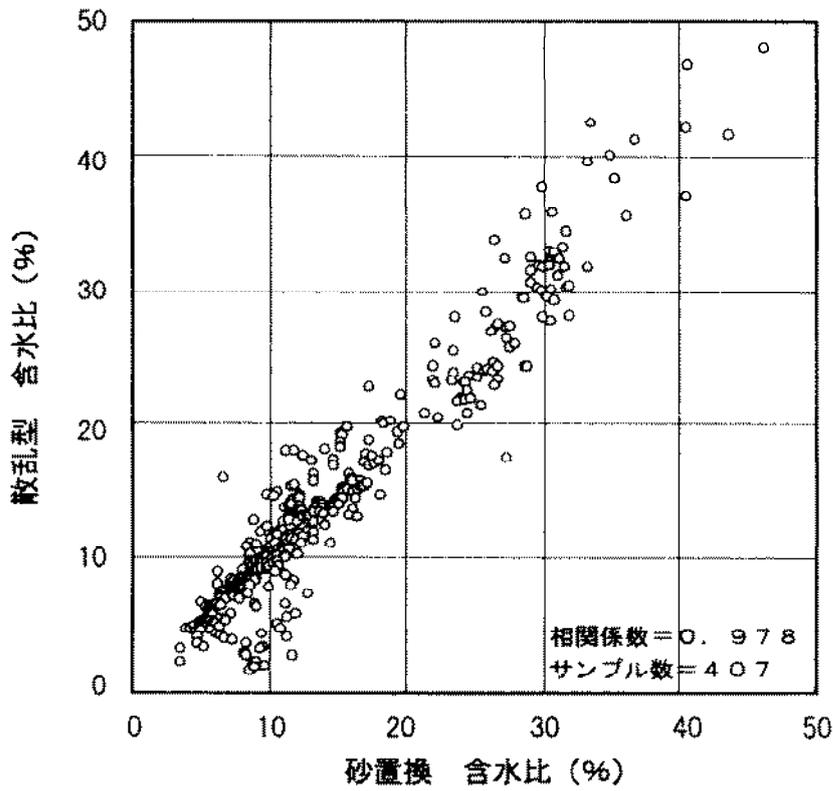


図-3 砂置換と散乱型の相関 (含水比・全データ)

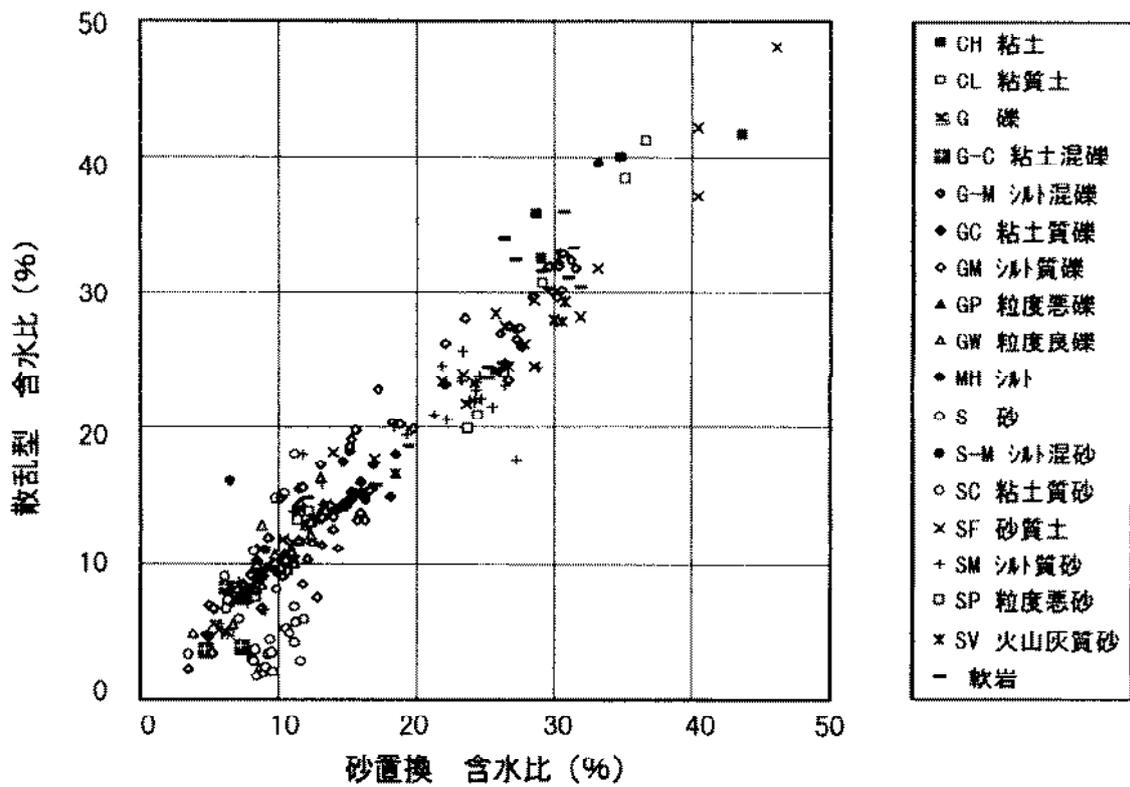


図-4 砂置換と散乱型の相関 (含水比・土質別データ)

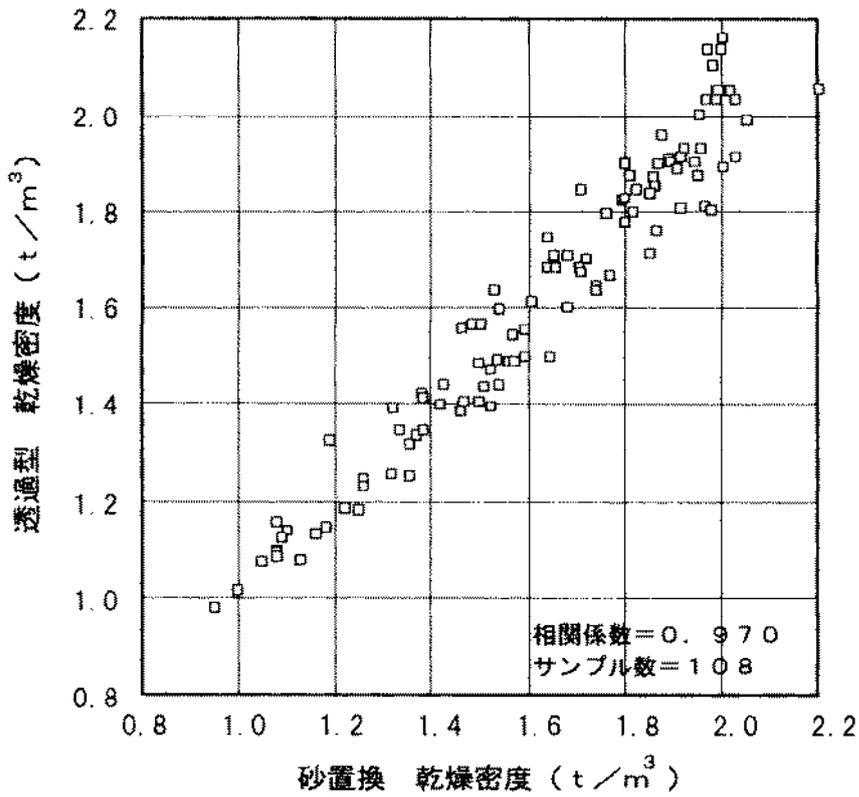


図-5 砂置換と透過型の相関（乾燥密度・全データ）

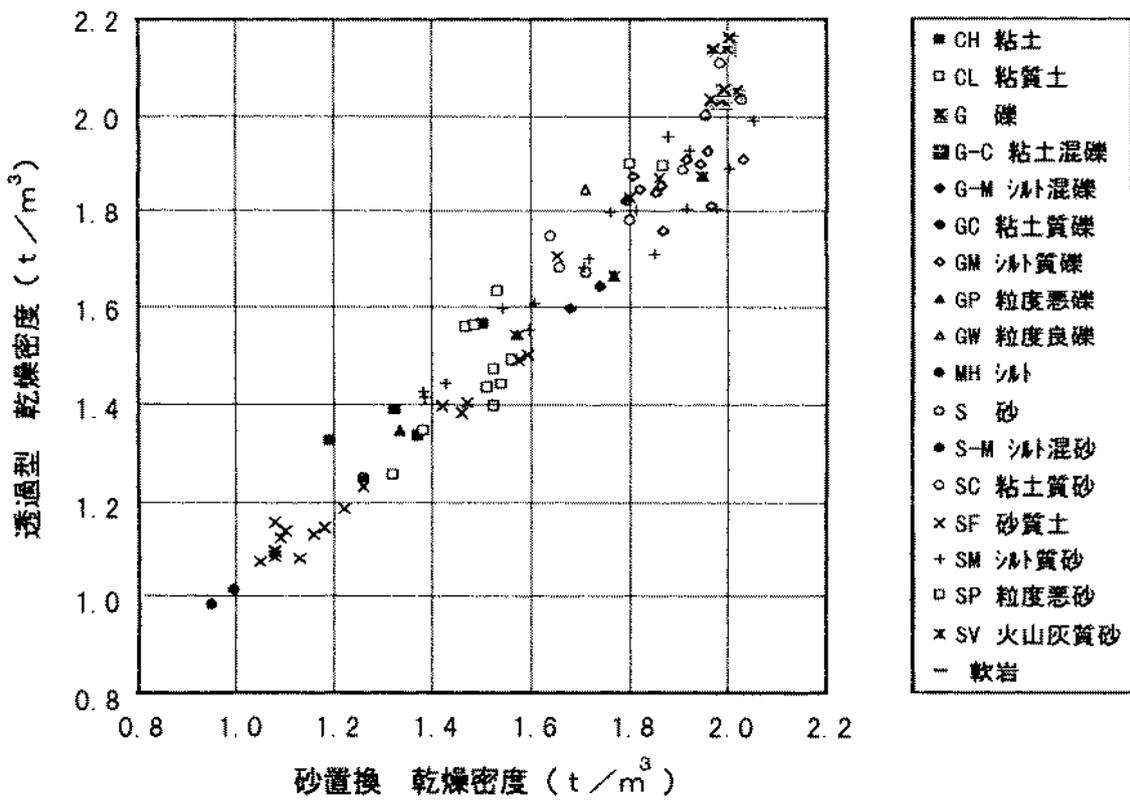


図-6 砂置換と透過型の相関（乾燥密度・土質別データ）

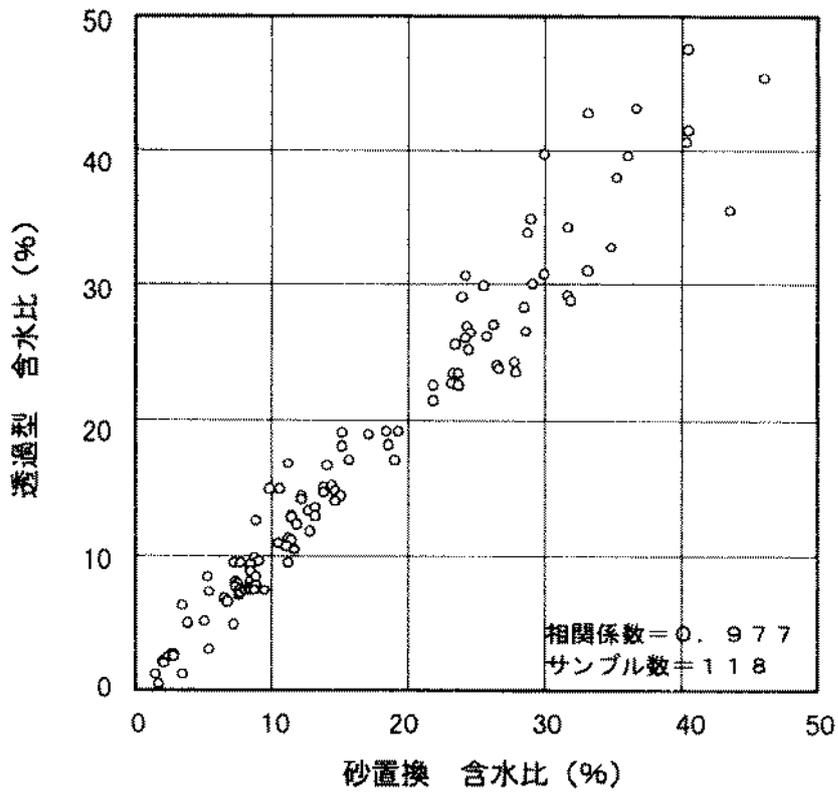


図-7 砂置換と透過型の相関 (含水比・全データ)

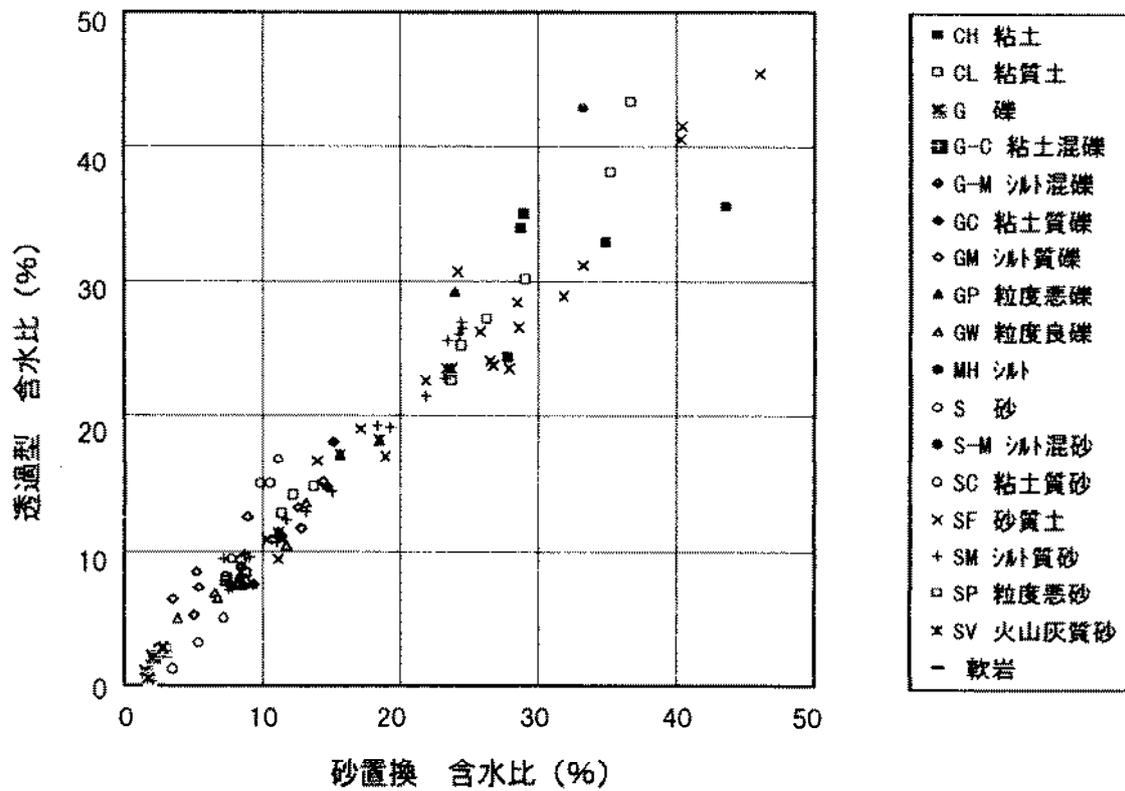


図-8 砂置換と透過型の相関 (含水比・土質別データ)

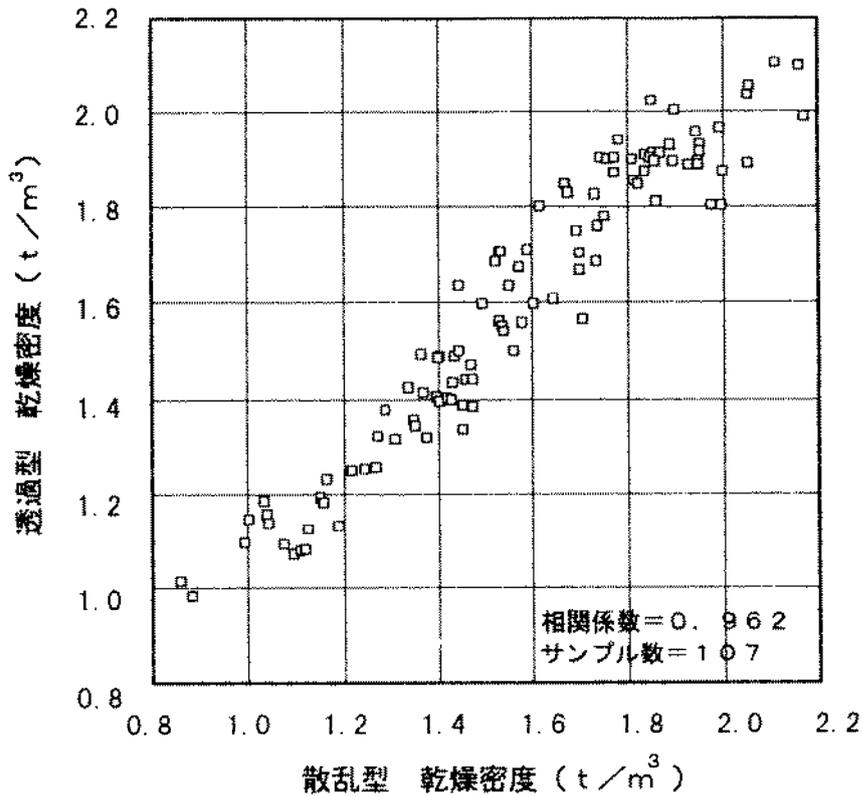


図-9 散乱型と透過型の相関 (乾燥密度・全データ)

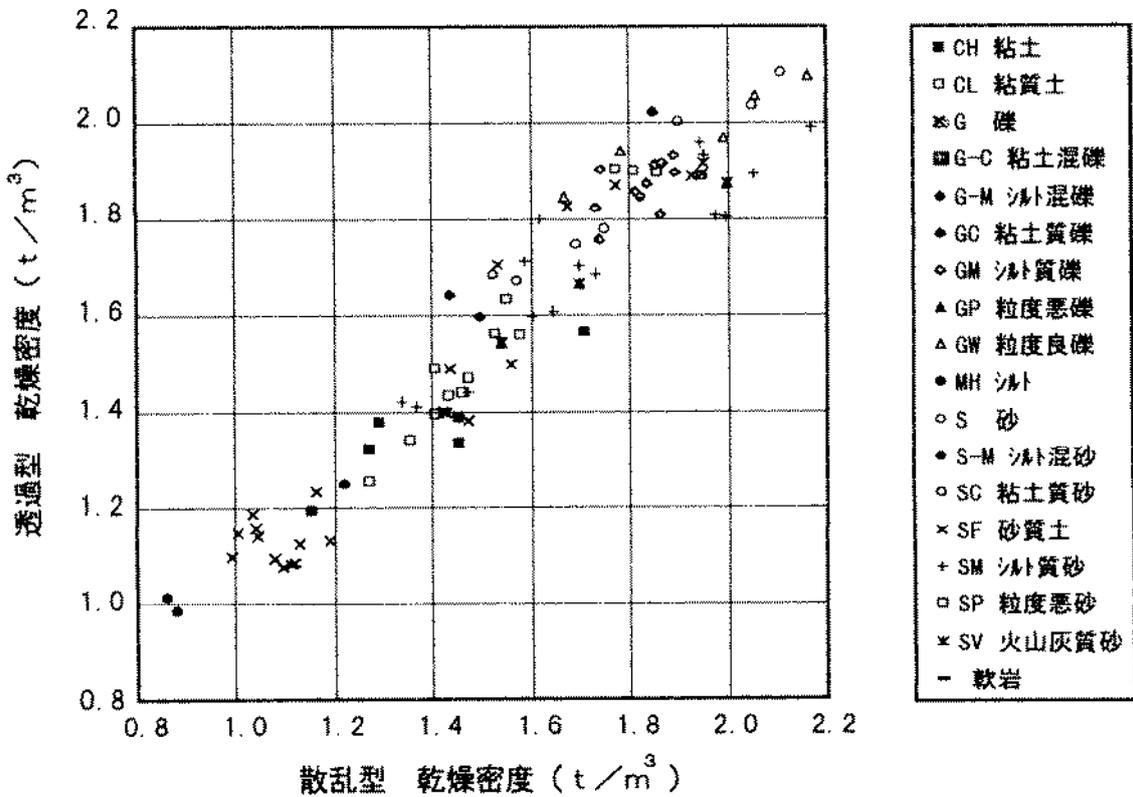


図-10 散乱型と透過型の相関 (乾燥密度・土質別データ)

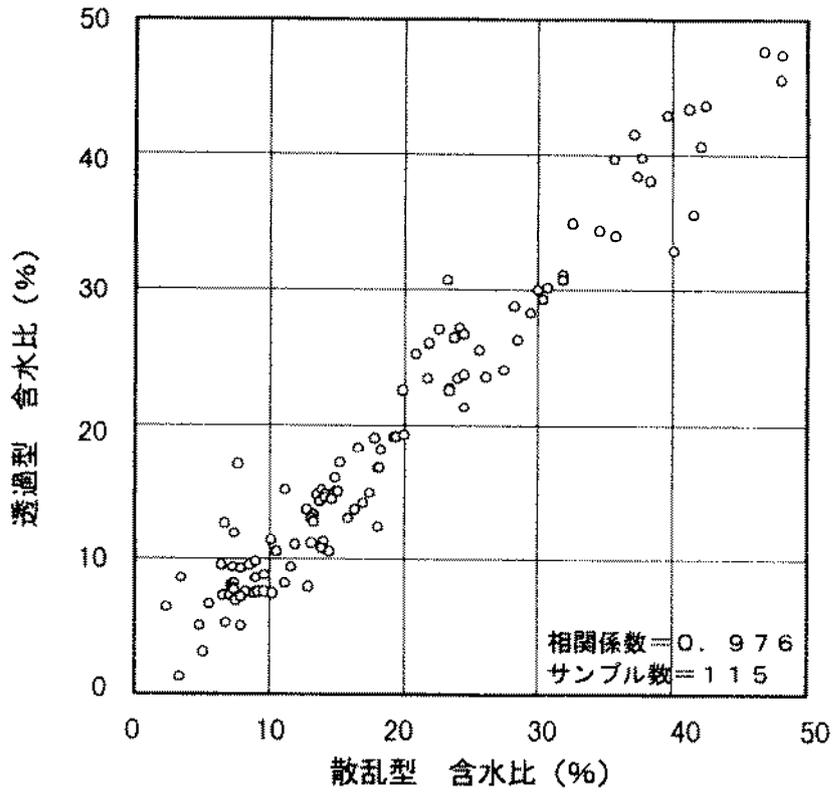


図-11 散乱型と透過型の相関 (含水比・全データ)

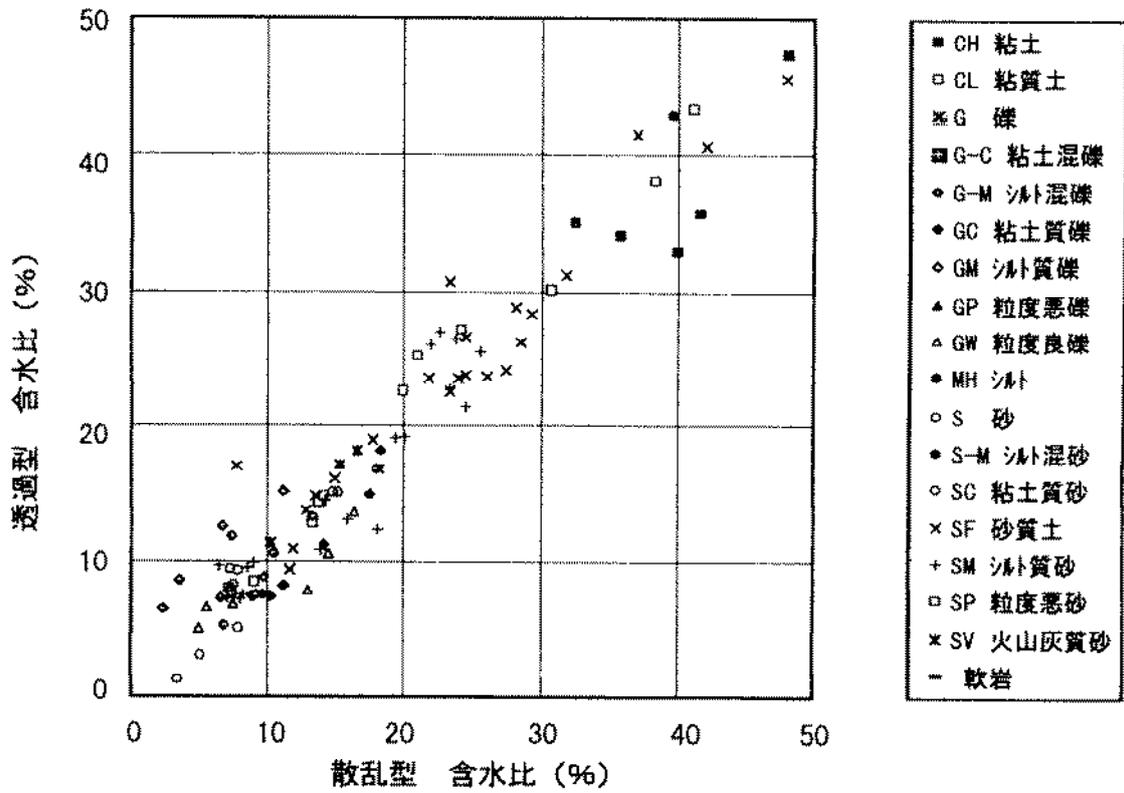


図-12 散乱型と透過型の相関 (含水比・土質別データ)

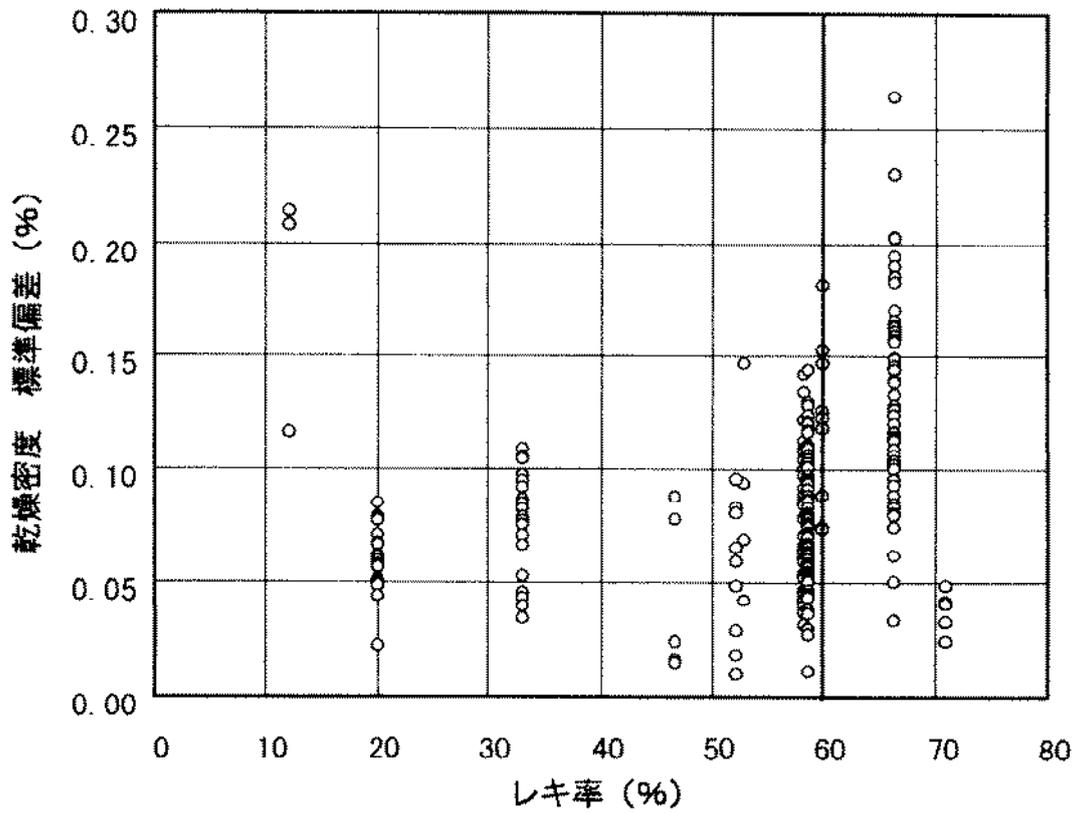


図-13 レキ率と乾燥密度（標準偏差）の関係 [散乱型]

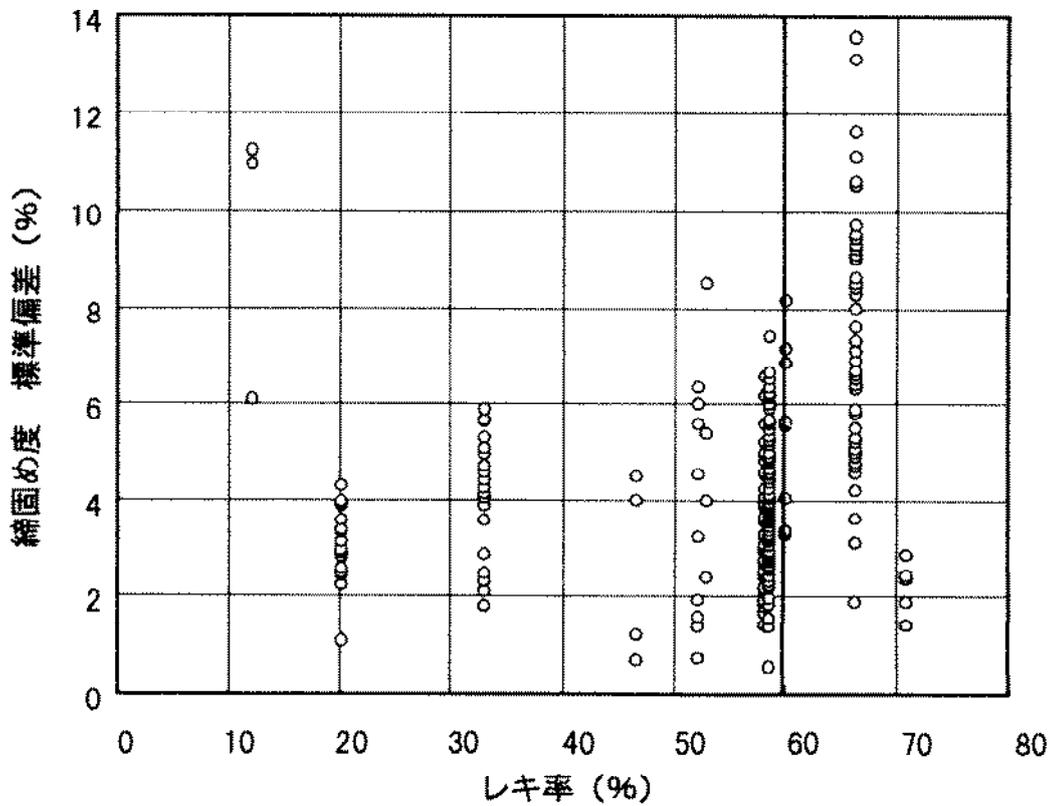


図-14 レキ率と締固め度（標準偏差）の関係 [散乱型]

16. レデーミクストコンクリート 標準使用基準

レディーミクストコンクリート標準使用基準(土木工事)

無筋及び鉄筋別	区別番号	コンクリート種類別	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材最大寸法 (mm)	最小セメント使用量 (kg/m ³)	水セメント比 (%)	セメントの種類	構造物の種類	備考
無筋コンクリート	②	普通	18	8	40	—	60 以下	高炉セメント(B種)	均しコンクリート、基礎コンクリート、側溝(U、L型)、管渠巻立、集水枳、石積(張)・ブロック積(張)の胴込・裏込、ガードケーブル基礎(端末支柱)、トンネル覆工(インバート)、擁壁、水路、重力式構造物(橋台)、護岸(法留、平張)、根固ブロック	
	③		18	8	40	—	55 以下	〃	海岸構造物、消波ブロック	
	④-1		18	12	40	270	60 以下	〃	トンネル覆工(NATM、小断面、矢板工法アーチ、側壁)	
	⑤		18	5	40	—	60 以下	〃	砂防ダム(堤体、側壁、水叩、堤冠部)	
	⑦		設計基準強度 16	3	25	265	60 以下	〃	コンクリート張工	
鉄筋コンクリート	⑧		21	8	40	—	55 以下	〃	側溝蓋、井筒、潜函、堰、水門、ポンプ場	
	⑨		21	8	25	—	55 以下	〃	同上	
	⑩		21	8	40	300	45 以下	〃	同上(海水の影響を受ける構造物)	
	⑪		21	8	25	330	45 以下	〃	同上(同上)	
	⑫		24	8	25	—	55 以下	高炉セメント(B種) 又は 普通ポルトランドセメント	ラーメン構造物($\sigma_{ca}=80\text{kg/cm}^2$)、RCスラブ、RCT桁、RCホロースラブ、地覆、橋梁下部工、剛性防護柵、擁壁、函渠、桶門(管)	橋梁下部工、擁壁、函渠については高炉セメント(B種)とする
	⑬		24	8	40	—	55 以下	高炉セメント(B種)	深礎	
	⑭	24	8	25	300	55 以下	普通ポルトランドセメント	非合成桁床版		
	⑮-1	30	18	40	350	55 以下	高炉セメント(B種)	リバース杭、ベト杭		
	⑮-2	30	18	25	350	55 以下	〃	同上		
	⑯	30	8	25	—	55 以下	普通ポルトランドセメント又は 早強ポルトランドセメント	PC橋(横桁、床版)、合成桁床版、プレテンI桁中詰、PCホロースラブ中詰		
	⑰	36	8	25	—	55 以下	〃	PC π ラーメン橋、オールステーピングによる場所打ちポステン桁		
	⑱	40	8	25	—	55 以下	〃	ポステン主桁		
	⑲-1	曲げ 4.5	2.5	40	—	55 以下	高炉セメント(B種)	コンクリート舗装		
	⑲-2	曲げ 4.5	6.5	40	—	55 以下	〃	同上		

※本基準は、標準的な使用目安を定めたものである。設計条件等による上表以外のコンクリートの使用を妨げるものではない。※粗骨材最大寸法は、JIS A 5308による最大寸法の規定である。(ex. 最大寸法25mmの場合、25mm、20mmのいずれも使用可能)

※セメントの種類は参考である。なお、特定調達品目の高炉セメントを標準とするが、供給能力、気象・現場条件、緊急性等を勘案のうえ決定すること。

レディーミクストコンクリート標準使用基準(港湾工事)

無筋及び鉄筋別	区別番号	コンクリート種類別	呼び強度(N/mm ²)	スランプ(cm)	粗骨材最大寸法(mm)	最小セメント使用量(kg/m ³)	水セメント比(%)	セメントの種類	構造物の種類	備考
無筋コンクリート	②		18	8	40	—	65 以下	高炉セメント(B種)	中詰コンクリート、中詰ブロック、防波堤上部工、ケーソンの蓋コンクリート、本体ブロック	
	⑤		18	8	40	—	60 以下	〃	係船岸上部工、擁壁、係船直柱基礎(重力式)	
	⑥		18	8	40	—	55 以下	〃	海岸構造物、異形ブロック(消波、被覆)	
	⑦		24	8	25	—	55 以下	〃	直立消波ブロック	
	⑧		24	8	40	—	55 以下	〃	同上	
鉄筋コンクリート	⑨	普通	21	8	25	—	60 以下	〃	(係船岸上部工)	係船岸上部工を考慮したものであるが、運用にあたっては、設計計算書等の設計基準強度によるものとする。
	⑩		21	8	40	—	60 以下	〃	同上	
	⑪		24	8	25	—	60 以下	〃	係船岸基礎(杭式)、擁壁、係船岸上部工、擁壁、控杭上部工	
	⑫		24	8	40	—	60 以下	〃	同上	
	⑬		24	8	25	—	55 以下	〃	栈橋上部工	
	⑭		24	8	40	—	55 以下	〃	同上	
	⑮		24	12	25	—	50 以下	〃	ケーソン、セルラーブロック、L型ブロック	
	⑯	舗装	曲げ 4.5	2.5	40	—	—	〃	エプロン舗装	

※本基準は、標準的な使用目安を定めたものである。設計条件等による上表以外のコンクリートの使用を妨げるものではない。※粗骨材最大寸法は、JIS A 5308による最大寸法の規定である。(ex. 最大寸法25mmの場合、25mm、20mmのいずれも使用可能)

※セメントの種類は参考である。なお、特定調達品目の高炉セメントを標準とするが、供給能力、気象・現場条件、緊急性等を勘案のうえ決定すること。

注1) 10月1日以降発注する工事で、工期が冬期(11月1日～3月31日)にまたがる工事については、原則使用しないものとする。なお、繰越、債務負担工事等でコンクリートの打設を冬期以外に行うことが可能な工事については使用することができるものとする。

注2) 以下の場合、普通ポルトランドセメントコンクリートを使用できるものとする。

- 1) 当該現場周辺で、高炉セメントコンクリートの供給が不可能な場合
- 2) 著しく気象条件が悪く、コンクリートの品質低下の恐れがある場合
- 3) 災害復旧等、緊急を要する工事の場合
- 4) 監督職員が技術的に高炉セメントの使用が困難と認めた場合

17-1. コンクリート中の塩化物 総量規制（土木構造物）

第1章 コンクリート中の塩化総量規制基準（土木構造物）

第1 適用範囲

青森県県土整備部が建設する土木構造物に使用されるコンクリートおよびグラウトに適用する。ただし、仮設構造物のように長期の耐久性を期待しなくてもよい場合は除く。

第2 塩化物量規制値

フレッシュコンクリート中の塩化物総量については、次のとおりとする。

- 1 鉄筋コンクリート部材、ポストテンション方式のプレストレストコンクリート部材（シース内のグラウトを除く）および用心鉄筋を有する無筋コンクリート部材における許容塩化物総量は、 $0.60\text{kg}/\text{m}^3$ （Cl⁻重量）とする。
- 2 プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材、シース内のグラウトおよびオートクレープ養生を行う製品における許容塩化物量は $0.30\text{kg}/\text{m}^3$ （Cl⁻重量）とする。
- 3 アルミナセメントを用いる場合、電食のおそれのある場合等は、試験結果等から適宜定めるものとし、特に資料がない場合は $0.30\text{kg}/\text{m}^3$ （Cl⁻重量）とする。

第3 測定

塩化物量の測定は、コンクリートの打設前あるいはグラウトの注入前に行うものとする。

第2章 コンクリート中の塩化物総量規制（土木構造物）実施要領

第1 適用範囲

主要材料としてコンクリートを用いる土木構造物としては、橋梁、トンネル、カルバート、舗装、水門、護岸などが挙げられる。また、コンクリート工場製品としては、コンクリート管、コンクリート杭、プレキャスト桁などがある。

これらの内、この規制で対象としているのは、鉄筋やPC鋼材を補強材として用いているコンクリート構造物や工場製品であり、ここではそれらに用いられるコンクリートやグラウトの塩化物量を規制するものである。

また、ここで適用外とした仮設構造物とは、一般に建設後、数年の内に撤去されるものであり、長期に亘る耐久性を要求されない構造物を示す。

第2 塩化物量規制値

広範に亘る塩化物量と構造物劣化に関する実態調査、既往の調査研究、あるいは諸外国の基準規制値などを参考に、コンクリート構造物の長期的な耐久性を確保するために必要なフレッシュコンクリート中の塩化物量の規制値を主要な場合に対して示したものである。従って、ここに示していない構造部材や製品に対する塩化物量規制値についてもここで示した値を参考に別途定めることが望ましい。

第3 測定

- 1 塩化物量の測定はコンクリート打設あるいは、グラウト注入前に行うことが必要である。従って、従来よりフレッシュコンクリートが配送されてから、打設するまでの時間が多少長くなるので、工場の選定、運搬計画、打設計画を十分に検討する必要がある。
特に、フレッシュコンクリートの運搬時間などについては、JIS A 5308（レデーミクストコンクリート）において規定されている値を超えないように注意しなければならない。
- 2 測定器具および測定方法については以下による。

(1) 測定器

測定器は、その性能について(財)国土開発技術センターの評価を受けたものを用いるものとする。

(2) 容器、その他の器具

測定に用いる容器その他の器具は、コンクリート中のアルカリ等に侵されず、また測定結果に悪い影響を及ぼさない材質を有し、塩化物の付着等がないように洗浄した後、表面の水分を取り除いたものを用いなければならない。

(3) 測定方法

(a) 資料の採取

資料は、JIS A 1115 (まだ固まらないコンクリートの資料採取方法) に従い必要量採取するものとする。

(b) 測定

採取した資料は、さじ等を用いて十分かくはんした後、それぞれ測定に必要な量を採り分ける。(一回の検査に必要な測定回数は、3回とし、判定はその平均値で行う。)

(c) コンクリート中の塩化物含有量の計算方法

3回の測定値の平均値と、示方配合に示された単位推量により、コンクリート中の塩化物含有量を次式を用いて計算する。

$$C_w = K \cdot W_w \cdot x / 100$$

C_w : フレッシュコンクリート単位容積当たりの塩化物含有量 (kg/m³、Cl⁻重量換算)

K : 測定器に表示される換算物質の違いを補正するための係数 (Cl⁻では、1.00、NaClでは0.607)

W_w : 示方配合に示された単位推量 (kg/m³)

x : 3回の測定値の平均値 (ブリージング水のCl⁻またはNaCl換算塩化物濃度 (%))

3 塩化物の検査に関する事項については、以下による。

(1) 検査は、原則としてコンクリート打設場所で行う。ただし、監督職員^{注)} 1が立ち会う場合は工場で行うことができる。

(2) 検査は、コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、一日につき二回以上 (午前、午後)、コンクリート打設前に行うものとする。ただし、打設量が少量で、半日で打設が完了するような場合には、1回でもよい。また、コンクリートの種類 (材料および配合等) や工場が変わる場合については、その都度、一回以上の検査を行うものとする。

なお、工場製品の場合は、品質管理データによって検査を行ってもよい。

(3) 検査結果の判定は、検査ごとに行うものとし、それぞれの検査における3回の測定値の平均値が、第2に示している塩化物量以下であることをもって合格とする。

なお、検査の結果不合格になった場合は、その運搬車のコンクリートの受け取りを拒否するとともに、次の運搬車から毎回試験を行い、それぞれ結果が規制値を下回ることを確認した後、そのコンクリートを用いるものとする。ただし、この場合塩化物量が安定して規制値を下回ることが確認できれば、その後の試験は通常の頻度で行ってもよいものとする。

注) 1. 請負工事の場合は、施工管理担当者とする。

2. コンクリート中の塩化物測定結果は様式(1)にとりまとめ提出する。

17-2. アルカリ骨材反応抑制対策 (土木構造物)

第1章 アルカリ骨材反応抑制対策（土木構造物）

1. 適用範囲

青森県県土整備部が建設する構造物に使用されるコンクリートおよびコンクリート工場製品に適用する。ただし、仮設構造物のように長期の耐久性を期待しなくともよいものは除く。

2. 抑制対策

構造物に使用するコンクリートは、アルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。なお、土木構造物については2.1、2.2を優先する。

2.1 コンクリート中のアルカリ総量の抑制

アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m³に含まれるアルカリ総量をNa₂O換算で3.0kg以下にする。

2.2 抑制効果のある混合セメント等の使用

JIS R 5211 高炉セメントに適合する高炉セメント[B種またはC種]あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント[B種またはC種]、もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。

2.3 安全と認められる骨材の使用

骨材のアルカリシリカ反応性試験（化学法またはモルタルバー法）^{注)}の結果で無害と確認された骨材を使用する。

なお、海水または潮風の影響を受ける地域において、アルカリ骨材反応による損傷が構造物の安全性に重大な影響を及ぼすと考えられる場合（2.3の対策をとったものは除く）には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置を講ずることが望ましい。

注) 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）またはJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）またはJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）」による。

第2章 アルカリ骨材反応抑制対策（土木構造物）実施要領

アルカリ骨材反応抑制対策について、一般的な材料の組み合わせのコンクリートを用いる際の実施要領を示す。特殊な材料を用いたコンクリートや特殊な配合のコンクリートについては別途検討を行う。

1. 現場における対処の方法

a. 現場でコンクリートを製造して使用する場合

現場における骨材事情、セメントの選択の余地等を考慮し、2.1～2.3のうちどの対策を用いるかを決めてからコンクリートを製造する。

b. レディーミクストコンクリートを購入して使用する場合

レディーミクストコンクリート生産者と協議して2.1～2.3のうちどの対策によるものを納入するかを決めそれを指定する。

なお、2.1、2.2を優先する。

c. コンクリート工場製品を使用する場合

プレキャスト製品を使用する場合製造業者に2.1～2.3のうちどの対策によっているのかを報告させ適しているものを使用する。

2. 検査・確認の方法

2.1 コンクリート中のアルカリ総量の抑制

試験成績表に示されたセメントの全アルカリ量の最大値のうち直近6ヶ月の最大の値（ Na_2O 換算値％） $\div 100 \times$ 単位セメント量（配合表に示された値 kg/m^3 ） $+ 0.53 \times$ （骨材中の NaCl ％） $\div 100 \times$ （当該単位骨材量 kg/m^3 ） $+ 混和剤中のアルカリ量 kg/m^3 が $3.0\text{kg}/\text{m}^3$ 以下であることを計算で確かめるものとする。$

防錆剤等使用量の多い混和剤を用いる場合には、上式を用いて計算すればよい。なお、AE剤、AE減水剤等のように、使用量の少ない混和剤を用いる場合には、簡易的にセメントのアルカリ量だけを考慮して、セメントのアルカリ量 \times 単位セメント量が $2.5\text{kg}/\text{m}^3$ 以下であることを確かめればよいものとする。

2.2 抑制効果のある混合セメント等の使用

高炉セメントB種（スラグ混合比40％以上）またはC種、もしくはフライアッシュセメントB種（フライアッシュ混合比15％以上）またはC種であることを試験成績表で確認する。

また、混和材をポルトランドセメントに混入して対策をする場合には、試験等によって抑制効果を確認する。

2.3 安全と認められる骨材の使用

JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）またはJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験（化学法）」による骨材試験は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月かつ産地が変わった場合に信頼できる試験機関^{注1)}で行い、試験に用いる骨材の採取^{注3)}には請負者^{注2)}が立ち会うことを原則とする。また、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）またはJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験（モルタルバー法）」による骨材試験の結果を用いる場合には、試験成績表により確認するとともに、工事開始前、工事中1回/6ヶ月かつ産地が変わった場合に信頼できる試験機関^{注1)}において、JIS A 1804「コンクリート生産工程管理用試験方法—骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（迅速法）」で骨材が無害であることを確認するものとする。この場合、試験に用いる骨材の採取^{注3)}には請負者^{注2)}が立ち会うことを原則とする。

なお、2次製品で既に製造されたものについては、請負者^{注2)}が立会い、製品に使用された骨材を採取

し、試験を行って確認するものとする。

フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材等の人工骨材および石灰石については、試験成績表による確認を行えばよい。

3. 外部からのアルカリの影響について

2.1および2.2の対策を用いる場合には、コンクリートのアルカリ量をそれ以上に増やさないことが望ましい。

そこで、下記のすべてに該当する構造物に限定して、塩害防止も兼ねて塗装等の塩分浸透を防ぐための措置を行うことが望ましい。

- 1) 既に塩害による被害を受けている地域で、アルカリ骨材反応を生じるおそれのある骨材を用いる場合
- 2) 2.1、2.2の対策を用いたとしても、外部からのアルカリの影響を受け、被害を生じると考えられる場合
- 3) 橋桁等、被害をうけると重大な影響をうける場合

4. その他運用について

- ① 生コンクリートにおける安全と認められる骨材の使用について
- ・工事開始前に行う骨材試験についてはコンクリート打設開始日から起算し1ヶ月以内に請負者^{注2)}の立会いに基づく試験結果がある場合はこの試験結果を使用できるものとする。
 - ・工事中1回/6ヶ月かつ産地が変わった場合に行う骨材試験において、JISに基づき6ヶ月ごとに行う試験を化学法で行い、試験に用いる骨材の採取^{注3)}に、骨材生産者、生コン生産者及び請負者^{注2)}が立ち会った場合は、JISに基づく試験結果を使用できるものとする。
 - ・上記により他の請負者^{注2)}の立会いによる試験成績表を用いる場合は、当該工事の請負者は使用している骨材が試験成績表の骨材生産場所から納入されていることを確認するものとする。
 - ・青森県生コンクリート品質監査会議等が同一土場からの骨材を使用していることを証明している場合は代表工場における試験結果を使用できるものとする。
- ② コンクリート二次製品における安全と認められる骨材の使用について
- ・骨材試験は、1回/6ヶ月定期的かつ産地が変わった場合に信頼できる試験機関で行う。
 - ・試験に用いる骨材の採取^{注3)}には、骨材生産者、二次製品製造会社及び請負者^{注2)}が立会うものとする。
 - ・当該工事の請負者は、使用している骨材が試験成績表の骨材生産場所から納入されていることを確認するものとする。
 - ・骨材の試験成績については骨材生産者、二次製品製造会社及び試験実施時の請負者^{注2)}が連名で作成し、二次製品製造会社の試験成績表として次の試験実施まで使用する。
- ③ 「無害でない」骨材の使用について
- ・「2.1 コンクリート中のアルカリ総量の抑制」及び「2.2 抑制効果のある混合セメント等の使用」の対策を取る場合は、資源有効利用の観点からも「無害でない」骨材の使用を妨げるものではないことを留意されたい。

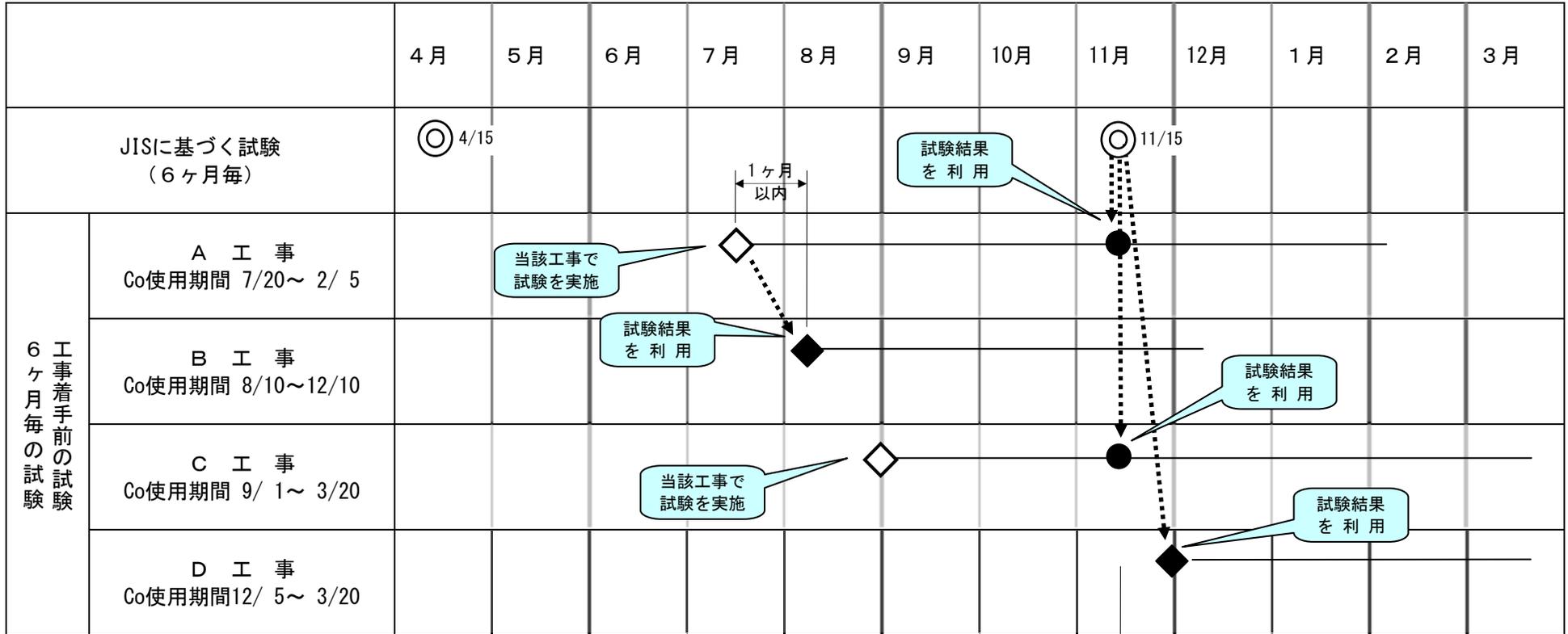
注1) 公的機関またはこれに準ずる機関（大学、都道府県の試験機関、公益法人である民間試験機関、その他信頼に値する民間試験機関、人工骨材については製造工場の試験成績表でよい）

注2) 当該工事の請負者または青森県建設業者等級名簿登録業者

注3) 骨材の採取は、コンクリート製造者のストックヤード内とする。

「安全と認められる骨材の利用」による抑制対策を行う場合の試験実施例（1）

【品質確認を化学法で行っている場合】



◎ : JISに基づく試験

◇ : 工事着手前の試験 (当該工事で試験を実施)

◆ : 工事着手前の試験 (他工事の試験又はJISに基づく試験結果を利用)

● : 6ヶ月毎の試験 (他工事の試験又はJISに基づく試験結果を利用)

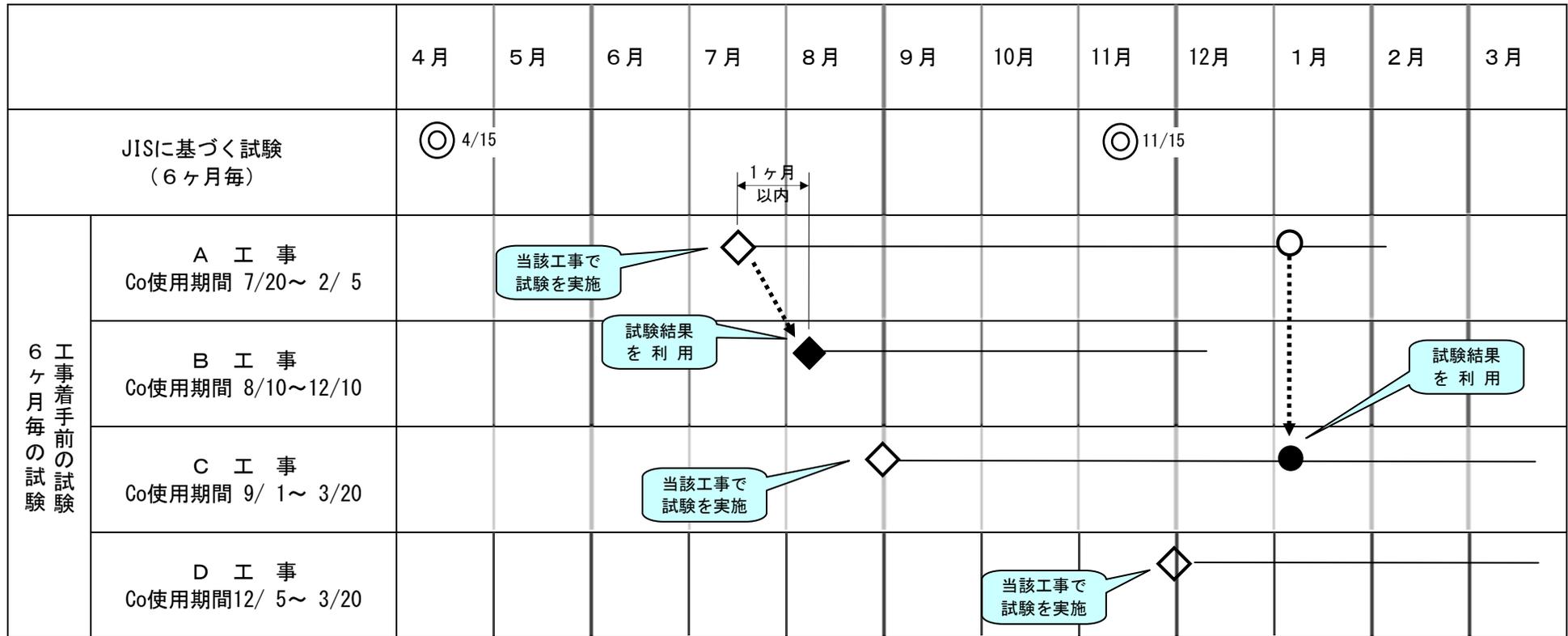
コンクリート打設開始日 : 当該工事で一番始めにコンクリートを打設する日。(コンクリートの種類毎)

コンクリート打設完了日 : 当該工事で一番最後にコンクリートを打設する日。(コンクリートの種類毎)

コンクリート使用期間 : コンクリート打設開始日からコンクリート打設完了日の期間。(コンクリートの種類毎)

「安全と認められる骨材の利用」による抑制対策を行う場合の試験実施例（2）

【品質確認をモルタルバー法で行っている場合】



◎ : JISに基づく試験（品質の確認は行うが、工事に試験結果を利用できない）

◇ : 工事着手前の試験（当該工事で試験を実施）

◆ : 工事着手前の試験（他工事の試験又はJISに基づく試験結果を利用）

○ : 6ヶ月毎の試験（当該工事で試験を実施）

● : 6ヶ月毎の試験（他工事の試験又はJISに基づく試験結果を利用）

コンクリート打設開始日：当該工事で一番始めにコンクリートを打設する日。（コンクリートの種類毎）

コンクリート打設完了日：当該工事で一番最後にコンクリートを打設する日。（コンクリートの種類毎）

コンクリート使用期間：コンクリート打設開始日からコンクリート打設完了日の期間。（コンクリートの種類毎）

18. トンネル(NATM)計測要領(案)

トンネル（NATM）計測要領（案）

1. 計測の目的

トンネル掘削に伴う周辺地山及び各支保部材の変位並びに応力の変化等を把握し工事の安全性及び経済性を確認することにある。

計測の目的は、具体的には次のとおりである。

- ① 周辺地山の挙動を把握する。
- ② 各支保部材の効果を知る。
- ③ トンネル工事の安全性を確認する。
- ④ 工事の経済性を確認する。
- ⑤ 周辺構造物などへの影響を把握する。
- ⑥ 計測結果を将来の工事計画のための資料とする。

2. 計測の種類

計測の種類は次のとおりとする。

- (1) 坑内観察調査
- (2) 天端沈下測定
- (3) 内空変位測定
- (4) 地山試料試験
- (5) 地中変位測定
- (6) ロックボルト軸力測定
- (7) 吹付コンクリート応力測定
- (8) 鋼アーチ支保工応力測定
- (9) 地表・地中の沈下測定
- (10) その他の計測

3. 計測の分類

トンネルの施工中に行う計測は計測Aと計測Bに分類する。

- (1) 計測A……計測Aは、日常の施工管理と類似した条件のトンネルの設計に使用するための資料の蓄積を目的とする。
この計測は知識と経験を有する技術者と、その補助員が駐在して行うものとする。
- (2) 計測B……計測Bは当初設計の妥当性の検証と実施設計へのフィードバック及び類似した条件のトンネルの設計に使用するための資料の蓄積を目的とする。
この計測は専門の地術者に行わせるものとする。

4. 計測計画

計測計画にあたっては、事前調査の結果にもとづき、計測の目的、トンネルの規模を十分考慮して設計・施工に適応した計測計画を立てなければならない。

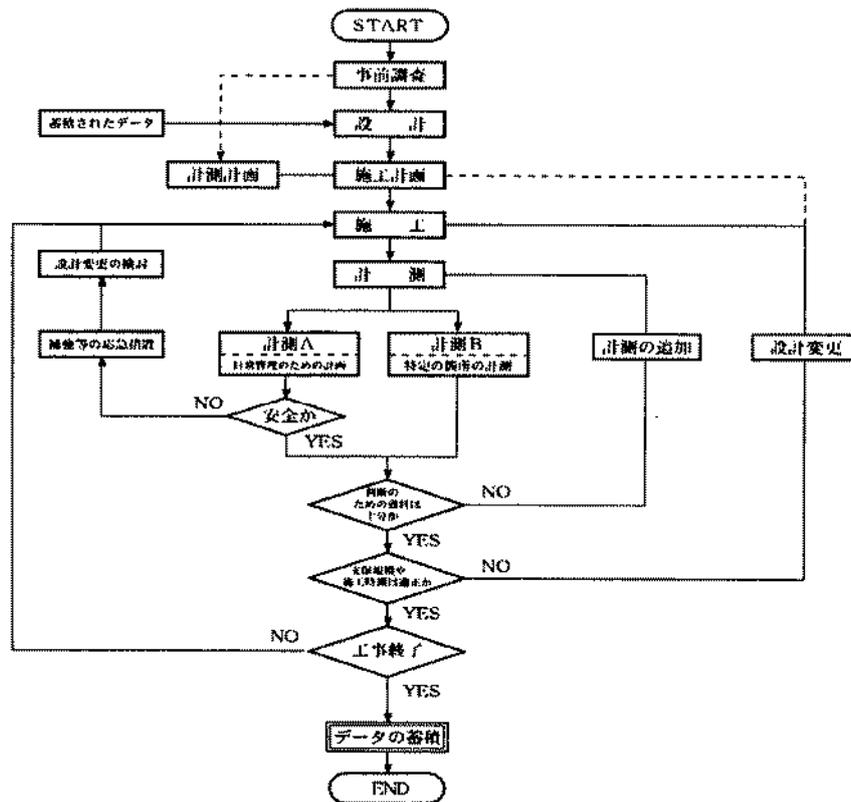


図 4-1 計測のフローチャート

5. 計測 A

計測 A は基本的に下記項目を実施するものとする。

- (1) 坑内観察調査
- (2) 天端沈下測定
- (3) 内空変位測定

5-1 坑内観察調査

(1) 観察調査の目的

坑内観察調査は、切羽の地質状況及び湧水の状態、施工済みの支保部材を目視によって観察調査し、当初設計時に想定した地山の状況と実際の地山状況が一致しているかどうかの確認を行い、その結果から切羽の前方の地質状態を推測すること、及び施工済のロックボルト、吹付コンクリート等の支保部材の状態の確認を行うことを目的とする。

なお、坑口付近等の土被りの小さい箇所では、地表の観察を行ないトンネル掘削の影響の有無について確認を行う。

(2) 観察調査の間隔

坑内の観察調査は、原則として各掘削毎に行うものとする。坑内観察記録については、掘削日毎に行うものとし、地質が急変する箇所、坑口附近、土被りの小さい箇所では適宜観察調査間隔を縮めるものとする。

又、施工済の支保部材の観察調査は原則として掘削日毎に行うものとする。

(3) 観察調査の要領

1) 切羽の状況を観察し、切羽スケッチを作成する。図には次の事項を記入する。

- ① 地質（岩石名）とその分布、性状及び切羽の自立性
- ② 地山の硬軟、割れ目の間隔とその卓越方向等の地山の状態

- ③ 断層の分布、走行、傾斜、粘土化の程度
 - ④ 湧水箇所、湧水量とその状態
 - ⑤ 軟弱層の分布
 - ⑥ その他
- 2) 切羽スケッチから地質縦断図及び地質平面図を作成する。
- 3) 施工済みの支保工部材の状況を観察し、次のような異常があれば報告する。
- ① ロックボルト
 - ・ 頭部の破断
 - ・ ベアリングプレート之地山への食い込み状況及び変状
 - ② 鋼製支保工
 - ・ 変状及び座屈の位置と状況
 - ・ 可縮支保工の可縮状態
 - ・ 底板及び支保工之地山への食い込み状況
 - ③ 吹付コンクリート
 - ・ 地山との密着状態
 - ・ ひびわれの発生位置、種類、幅、長さ、発生時期
 - ・ 湧水箇所及び湧水量とその状態
- (4) 観察調査結果の報告
観察調査結果は原則として毎日監督職員に報告する。

5-2 天端沈下測定

- (1) 天端沈下測定の目的
天端沈下測定は、掘削に伴うトンネル天端の同一位置における絶対高さ標高の変化を水準測量によって求め、トンネル天端の沈下量、沈下速度を把握することによってトンネルの安全性、支保工効果を判断する資料を得ることを目的とする。
- (2) 天端沈下測定の間隔
天端沈下測定の間隔は、内空変位測定の間隔と同じにする。
- (3) 天端沈下測定の要領
- 1) 天端沈下測定は天端の吹付コンクリートに計測用ピンを埋め込み、水準測量により行う。
 - 2) 各測定点の測定は掘削後すみやかに行う。
 - 3) 測定頻度は内空変位測定の間隔と同じにする。
- (4) 天端沈下測定結果の報告
測定結果は各断面ごとに、沈下と時間経過及び切羽との離れとの関係がわかるグラフを作成し、図5-1のクリープ領域判定図との関係に関連づけて整理し、計測の翌日までに監督職員に報告する。
なお、天端沈下量の測定結果は内空変位の経時変化図と一緒に書き込むこと。
集積したデータは、地山区分、土被りごとに沈下量が判かるようにとりまとめ監督職員に提出する。

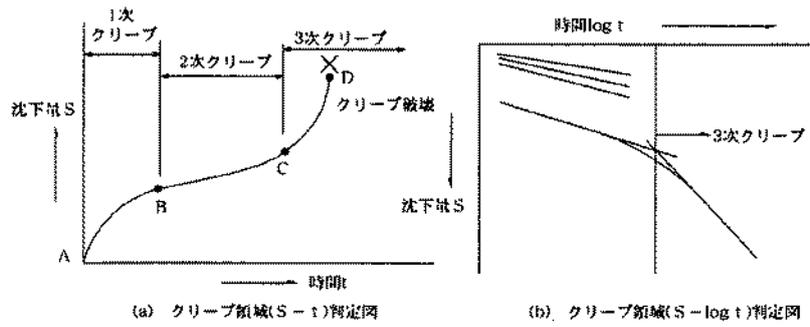


図5-1 天端沈下のクリープ領域判定図

(5) 天端沈下測定結果の評価の目安

内空変位測定結果と同様の管理図を作成し、図5-1の天端沈下のクリープ領域判定図の判定結果と合わせ、トンネル地山の安定の確認を行う。

判定は2次グループに移行する場合は、時間経過とともに変位が収束するか3次クリープに移行するか、計測結果に十分な注意を行う。

3次クリープに移行した場合はクリープ破壊が迫っていると判定し直ちに沈下防止の対策を行う。なお、3次クリープに移行したかどうかの判定は図5-1 (b) のクリープ領域 (S-log t) 判定図を用いる。

5-3 内空変位測定

(1) 内空変位測定の目的

内空変位測定は、トンネル地山の安定及び支保工効果の確認支保工の施工時期の判定、覆工の打設時期の判定等の資料を得ることを目的とする。

(2) 内空変位測定の間隔

内空変位測定は、原則として30mに1箇所（1断面）及び設計パターンを変更する箇所で行うものとする。

ただし、施工初期段階（200m程度の施工が進むまでの段階）では20m間隔とする。

なお、地山等級D、Eについては、適宜測定間隔を狭めるものとする。坑口附近（0~2D区間）及び土被りの浅い（0~2D）の区間の測定間隔は10mを標準とする。

(3) 内空変位測定の要領

- 1) 測線の配置は、原則として図5-2を基本とする。
- 2) 下半掘削通過後の測定は上下半同時期に実施する。
- 3) 各測点の測定は掘削後すみやかに実施する。
- 4) 測定頻度は、表5-1を基本とする。ただし、上半と下半の変位速度が異なる場合は、変位速度の大きい方の測定頻度に合わせるものとする。なお、変位速度が小さい場合でも坑口附近の測定頻度は1回/日以上とする。

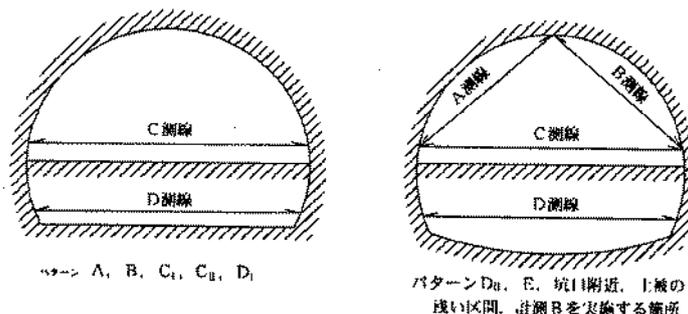


図5-2 内空変位の測線

表 5 - 1 内空変位測定計画頻度

頻度	測定位置と切羽の離れ	変位速度（内空変位）
2回/1日	0~0.5D未満	10mm/日以上
1回/1日	0.5D~2.0D未満	5~10mm/日
1回/2日	2.0D~5.0D未満	1~5mm/日
1回/1週	5.0D以上	1mm/日以下

(D: トンネル掘削幅)

- (注) 1 計測頻度については、内空変位の変位速度より定まる計測頻度と、切羽からの離れより定まる計測頻度のうち頻度の高い方を採用するものとする。
- (注) 2 内空変位の変位速度が1mm/週以下となったことを2回程度確認できたら監督員と協議の上、測定を終了してもよいものとする。ただし、天端沈下測定、内空変位測定については覆工前に最終変位測定を行い、監督員に承諾を得るものとする。
- (注) 3 切羽とは、下半、インパートを含むものをいう。

(4) 内空変位測定結果の報告

内空変位測定結果は各断面、各測線ごとに変位と時間経過及び切羽との離れとの関係がわかるグラフにし、測定の翌日までに監督職員に報告する。なお、集積したデータは地山区分、土被りごとに最終変位量が分かるようにとりまとめ監督職員に提出する。

(5) 内空変位測定結果の評価の目安

- 1) トンネルの地山の安定と施工した支保工の効果の確認等を行うため図5-4のような管理図を作成し（管理基準は掘削の初期段階では過去の実績又は事前の数値解析により設定し、ある程度掘削が進みデータの蓄積が行われた後は、施工済みの区間のデータから管理基準を修正する。）変位速度、変位量から許容範囲内に入るかどうかを判断する。変位が上限値を超える恐れのある場合は増ボルト等の対策を検討し、下限値を下回る場合は、ロックボルトの軸力試験等他の計測結果と合わせ、設計変更を行う必要があるかどうかの検討を行う。

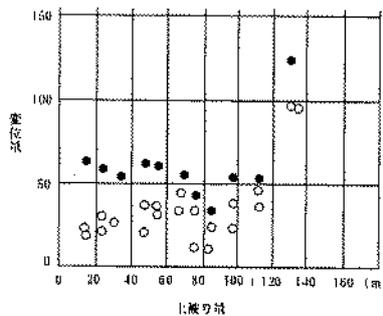


図 5 - 3 内空変位量—土被り

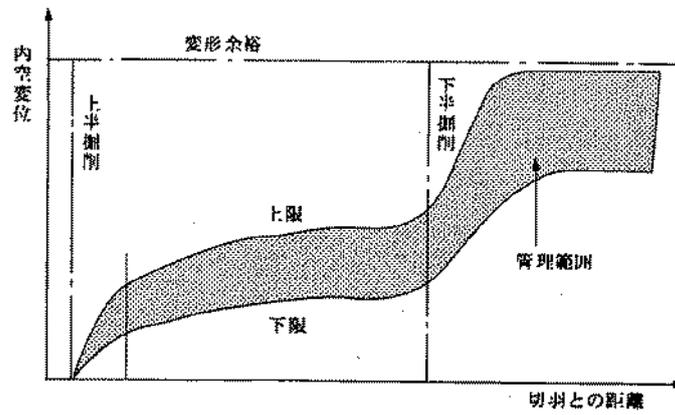


図5-4 内空変位管理図の例

2) 覆工の安全の確認

覆工打設前に変形が収束しているかを確認し、収束していなければ打設時期を遅らせるか、覆工に必要な補強を行う。

6. 計測 B

計測Bには、下記の項目等があるが、設計へのフィードバックに必要な計測と位置づけ、その必要性により、実施項目や頻度は適宜、選定するものとする。

- (1) 地山試料試験
- (2) 地中変位測定
- (3) ロックボルト軸力測定
- (4) 吹付コンクリート応力測定
- (5) 鋼アーチ支保工応力測定
- (6) 地表、地中の沈下測定
- (7) その他の計測

計測Bの地山条件に応じた計測項目は、表6-1を標準とする。

実施頻度については、設計へのフィードバックに必要な計測と位置づけ、その必要性により適宜決定するものとする。

表 6-1 地山条件に応じた計測項目

地山条件	岩種と地山等級	計 測 B		施工時に問題となる現象 (計測の対象となる現象)
		必要な計測項目	地山条件等に応じて要・不要を 判断する計測項目	
硬岩地山	a、b、c岩種のA、B	—————	・AE測定(山ハネに対し)	・割れ目等の分離面から岩塊 ・岩片の緩み、肌落ち、崩落
	a、b、c岩種のC、D	・地中変位測定 ・ロックボルト軸力測定	—————	
軟岩他山 (膨張性地山を除く)	d1 岩種のA、B、C、D d2 岩種のC	・地中変位測定 ・ロックボルト軸力測定	・地山試料試験 ・地表沈下測定(土被りの浅い 場合)	・岩塊、岩片の緩み、肌落ち、 崩落
膨張性地山	d1 岩種のE d2 岩種のD、E	・地中変位測定 ・ロックボルト軸力測定 ・吹付コンクリート応力測定 ・鋼アーチ支保工応力測定	・断面測定 ・支保工沈下測定 ・盤膨れ測定 ・初期変位測定 ・地山試料試験 ・覆工コンクリート応力測定	・側盤の押出し ・盤膨れ ・鏡面の押出し
土砂他山	e 岩種のD、E	・地表沈下測量 ・地中沈下測量	・地表(地山、構造物)観察調査 ・地中変位測定(傾斜計) ・ロックボルト軸力測定 ・吹付コンクリート応力測定 ・鋼アーチ支保工応力測定 ・地山試料試験	・地山の緩みとそれに伴う地表 の沈下 ・切羽の流出 ・近隣構造物への影響

- (注) 1. この表は、問題となる現象を対象とした観察・計測項目の選定の考え方を示したもので個々のケースに応じた的確な項目の選定が肝要である。
2. すべての地山条件について、水が施工に与える影響は大きく、必要な場合には坑外からのボーリング、坑内からの先進ボーリング、さらにそれを利用した地下水位、湧水量、湧水圧・透水係数等の測定を行う。
3. a、b、c岩種のEについては、地山の風化の程度や節理の粘土化の程度等によって、掘削時の挙動は大きく異なるので、本表には示さないが、ここに示したように施工時に問題となる現象を的確に予測し、適切な計測項目を選定する必要がある。

6-1 地山試料試験

地山試料試験は表6-2の項目を標準として実施する。

表 6-2 地山試料試験項目（標準）

試験項目	試験によって得られる物質値	地山区分				試験の規格			
		硬岩	軟岩	土砂	膨張性地山	JIS	注1) KDK	注2) KODAN	土木学会
単位体積重量試験	単位体積重量	△	○	○	○	A 1202	S 0501	A 1202	
自然含水比	含水比		○	○	○	A 1203	S 0501	A 1203	
粘度試験	粘度分布			○	○	A 1204		A 1204	
土粒子の比重試験	土粒子の真比重			○	○	A 1202		A 1202	
コンシステンシー試験	液性限界、塑性限界、塑性指数			△	○	A 1205 A 1206		A 1205 A 1206	
一軸圧縮試験	一軸圧縮強度、静弾性係数、静ポアゾン比	△	○	○	○	A 1216	A 0502 A 0503		
三軸圧縮試験	粘着力、内部摩擦角		○	○	○		岩石の三軸圧縮試験方法 S 0913		軟岩の三軸圧縮試験
一軸引張圧裂試験	引張強度	△	△		△		引張試験方法		
動弾性係数測定	P波速度、S波速度、動弾性係数、動剛性率、動ポアゾン比	△	○		○	A 1127	S 0503		
スレーキング試験 浸水崩壊試験 (浸水崩壊度試験)			○		○			110 111	簡易スレーキング試験法
陽イオン交換容量試験	モンモリロナイト等の含有量の確定				△				陽イオン交換容量(CEC)の測定
X線分析	粘土鉱物の種類		△	△	○				X線粉末回析による鉱物の推定方法

(注) 1 KDK：国土交通省土木試験基準（案）

(注) 2 KODAN：日本道路公団土工工事試験方法

(注) 3 ○よく実施する項目 △場合によっては実施する項目

6-2 地中変位測定

(1) 地中変位測定の目的

地中変位測定は地中の相対変位を深度毎に測定することによって、トンネル周辺の地山のゆるみ領域を把握し、ロックボルトの適性長の判断や、地表や近接構造物への影響の判断に用いる資料を得ることを目的とする。

(2) 地中変位測定の要領

- 1) 1断面当たり5箇所の測線を標準とする。
- 2) 最深部が不動点となるようにし、計測深度は1m毎程度とする。
- 3) 測定は、同じ位置で行われる天端沈下測定、内空変位測定と同時に行うものとする。

(3) 地中変位測定結果の報告

地中変位測定結果は、各測定断面ごとに、各測点ごとの経時変位及び切羽との離れの関係が分かるグラフと、各測点ごとの深度と地中変位及びびずみの関係が分かる図を作成し、他の計測結果と関連づけて整理し報告する。

(4) 地中変位測定結果の評価の目安

各測点ごとの深度と地中変位の関係図(図6-1)から変位量の変化が不連続な位置を知ることによって、トンネル地山内のゆるみ領域(塑性領域)と支保領域(弾性領域)の境界位置の判断を行い、各測点ごとの深度とびずみの分布図(図6-2)から地表や近接構造物への影響の判断を行う。

又、ロックボルトの適性長はゆるみ領域と支保領域の境界位置が、ロックボルトの埋込位置の中心からややトンネル壁面に寄った所にくる場合であるので、境界位置がトンネル壁面に近い場合はロックボ

ルトを短くし、遠い場合は長くするなどロックボルトの適性長の判断を行う。

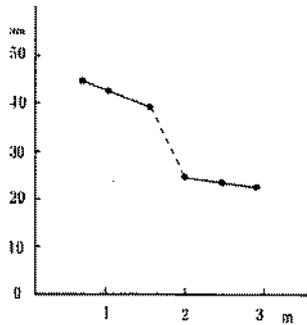


図 6-1 深度～地中変位

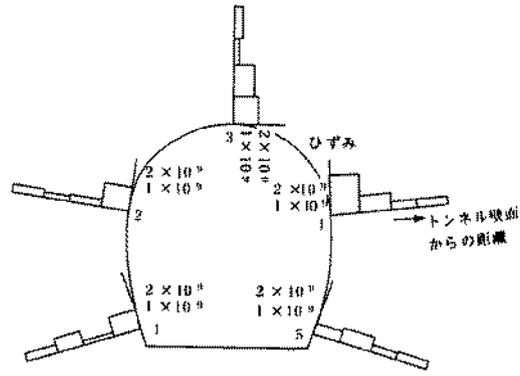


図 6-2 地中ひずみ分布

6-3 ロックボルトの軸力測定

(1) ロックボルトの軸力測定の目的

ロックボルトの軸力測定はロックボルトに作用する軸力の大きさ及びその分布から、ロックボルトの耐力及び配置や適性長を判断するとともに、他の計測結果と合わせ、トンネル周辺地山のゆるみ領域を判断する資料を得ることを目的とする。

(2) ロックボルトの軸力測定の本数

1断面当り5本を標準とする。

(3) ロックボルトの軸力測定の要領

測定は、同じ位置で行われる天端沈下測定、内空変位測定と同時に行う。

(4) ロックボルトの軸力測定結果の報告

ロックボルトの軸力測定の測定結果は、各測定断面ごとに、各測点の深度ごとのロックボルトの軸力の経時変化と切羽との離れの関係が分かるグラフを各断面ごとのロックボルトの軸力の経時変化がわかる軸力分布図等を作成し報告する。

(5) ロックボルトの軸力測定結果の評価の目安

イ. ロックボルトの降伏の判定

ロックボルトの軸力がロックボルトの降伏荷重及び降伏荷重に近い状態の場合には、地中変位や内空変位の収束状態も加味したうえで増しボルトの打設や増し吹付などの補強を行う。

ロ. ロックボルトの軸力分布の評価

ロックボルトの軸力分布のピーク位置は、トンネル地山内の支保領域（弾性領域）とゆるみ領域（塑性領域）との境界位置と推定されるので、ロックボルトの軸力分布図（図6-3）からゆるみ領域の判断を行う。

又、理想的なロックボルトの軸力分布は、ピーク位置がロックボルトの中心からややトンネル壁面に寄った所にくる場合であるので、ピーク位置がトンネル壁面に近い場合はロックボルト長を短くし、遠い場合は長くするなど適正なロックボルト長の判断を行う。（図6-4）

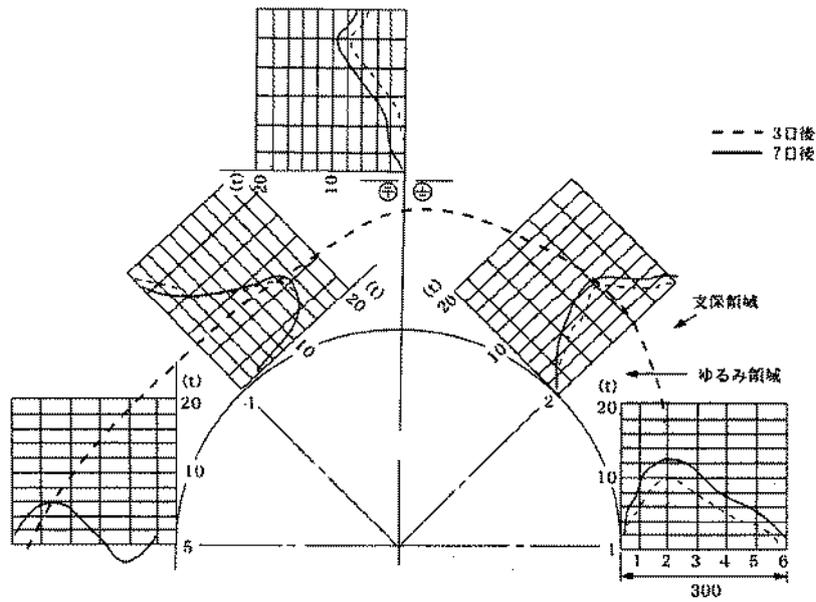


図 6-3 ロックボルトの軸力分布

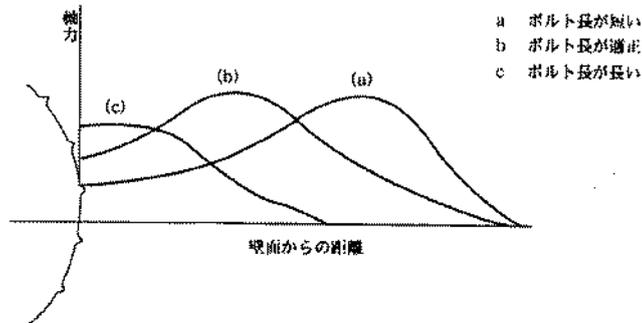


図 6-4 ロックボルトの軸力分布

6-4 吹付コンクリート応力の測定

(1) 吹付コンクリート応力測定の目的

吹付コンクリート応力の測定は、吹付コンクリートに作用する背面土圧及び支保工部材内に発生する応力を推定及び測定することによって、トンネルの安全性を判断する資料を得ることを目的とする。

(2) 吹付コンクリート応力測定の種類及び適用

吹付コンクリート応力測定は、吹付コンクリートに作用する背面土圧及び吹付コンクリート内に発生する応力を推定及び測定する応力測定とに分けられる。

(3) 吹付コンクリート応力測定の要領

(イ) 吹付コンクリート応力の測定方法は、吹付コンクリート施工時に応力計及び土圧計を埋設し測定する方法と、吹付コンクリート表面に測点を設けて表面変位から応力を算出する方法があるが、地質の状況及びトンネル断面の形状、大きさ等の検討を行い選定を行うこと。

(ロ) 吹付コンクリートの表面変位から覆工応力を算出する場合の覆工応力は、コバリーの図を用いて算出する。

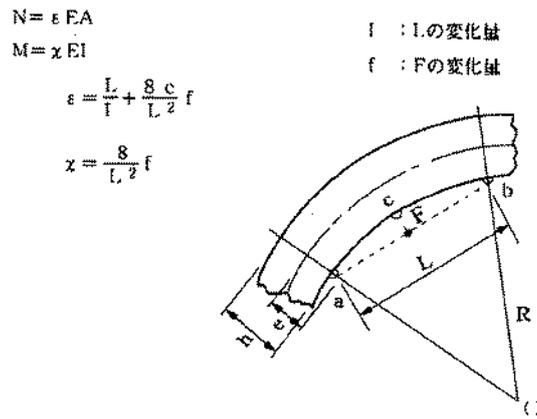


図 6-5 コバリーの図

- (ハ) 測定箇所は下記を標準とする。
 応力計を埋設する場合…… 1 断面 箇所
 表面変位を測定する場合…適宜決定する。
- (二) 測定は、同じ位置で行われる天端沈下測定、内空変位測定と同時に行う。
- (4) 吹付コンクリート応力測定結果の報告
 応力測定結果は、各断面、各測点ごとに経時変化及び切羽との離れ支保工の施工時期との関連性がわかるグラフにし他の計測結果と関連づけて整理し報告する。

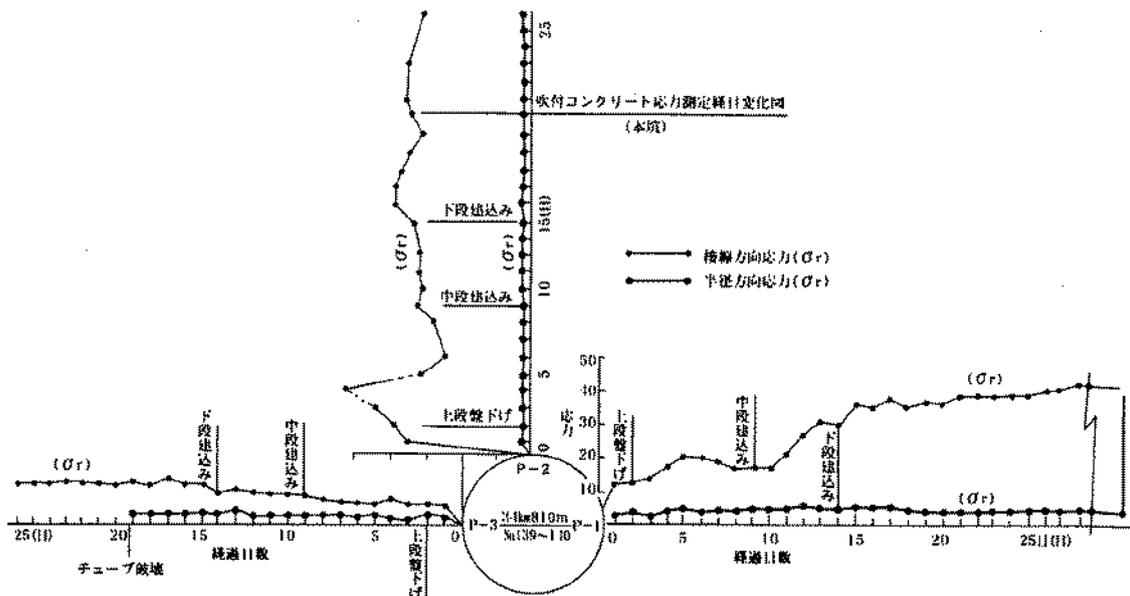


図 6-6 吹付コンクリート応力分布図

6-5 鋼アーチ支保工応力測定

- (1) 鋼アーチ支保工応力測定の目的
 鋼アーチ支保工応力測定は、鋼アーチ支保工に生じる応力の大きさ、分布状況等を測定することによって、鋼アーチ支保工の大きさや設置間隔等を判断し、他の支保機の応力測定とあわせてトンネルの安全性を判断する資料を得ることを目的とする。
- (2) 鋼アーチ支保工応力測定の要領
 1) 鋼アーチ支保工応力測定は、土圧の大きさ、方向、分布等により軸力、せん断力、曲げモーメント

等の測定位置、方法が異なるため適宜状況を判断して実施するものとする。

2) 測定は、同じ位置で行われる天端沈下測定、内空変位測定と同時に行うものとする。

(3) 鋼アーチ支保工応力測定結果の報告

「吹付コンクリート応力測定結果の報告」と同様に整理し報告する。

6-6 地表・地中沈下測定

(1) 地表・地中沈下測定の目的

地表及び地中沈下測定は、トンネル掘削に伴う地表及び地中の沈下を測定することによって、地表と地中における地山の挙動及び沈下による影響範囲を把握し、トンネル周辺地山の安定の確認と、地表及び近接構造物への影響の判断に用いる資料を得ることを目的とする。

(2) 地表・地中沈下測定の実施の判断

地表・地中沈下測定の実施を行うに当たっては、沈下量が小さいと判断される場合及び沈下量が小さく地表及び近接構造物への影響が少ないと判断される場合は、地表沈下測定のみを実施するものとし、沈下量が大きく地表及び近接構造物への影響が大きいと判断される場合は、地表沈下測定及び地中沈下測定の両方を実施する。

なお、地表沈下測定及び地中沈下測定を実施する場合の判断基準は次のとおりとする。

- ① 土被りが掘削幅の3倍以下で、かつ地表沈下及び地中沈下が支障となる構造物等がある場合。
- ② 土被りが掘削幅の2倍以下

(3) 地表・地中沈下測定の要領

イ. 地表沈下測定

(イ) 地表沈下測定の方法

地表沈下測定は測定杭をコンクリートで固定し、水準測量で行う。

(ロ) 地表沈下測定の縦断方向位置及び間隔

地表沈下測定の縦断方向の測定間隔は、地質の状態、土被り、地下水、地表及び近接構造物の重要度等の条件と、トンネル掘削径、掘削方法を総合的に検討し決定すること。

又、測定位置は内空変位、天端沈下測定の位置と可能な限り合わせるものとする。

なお、トンネル土被りと掘削径との関係に対する測点の間隔は次表を標準とする。

表6-4 地表沈下測定のトンネル縦断方向の測点間隔

土被りhとトンネル掘削幅Dの関係	測点の間隔
$2D < h$	20~50m
$D < h < 2D$	10~20m
$h < D$	5~10m

(注) 1 施工初期の段階、あるいは地質変化の激しい場合、沈下量の大きい場合などは表中の間隔より狭くする。

(注) 2 影響を受ける可能性のある構造物の周辺では間隔を狭くする。

(注) 3 ある程度施工が進み、地質が良好で変化が少なく、沈下量も小さい場合には表中の間隔より広くする。

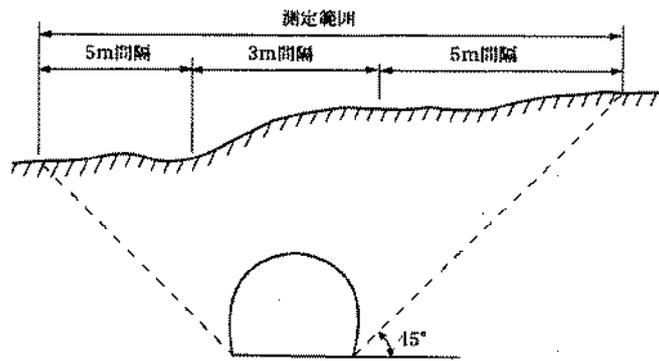


図6-7 地表沈下の測定範囲及び間隔

(ハ) 地表沈下測定のための横断方向測定範囲及び間隔

地表沈下測定のための横断方向の測定範囲及び測定間隔は図6-7を標準とする。

なお、地表及び近接構造物の付近では測定間隔を適宜縮めるものとする。

ロ. 地中沈下測定

(イ) 地中沈下測定の方法

地中沈下測定のための測定点の設置方法は次図を標準とし、測定は水準測量で行うものとする。

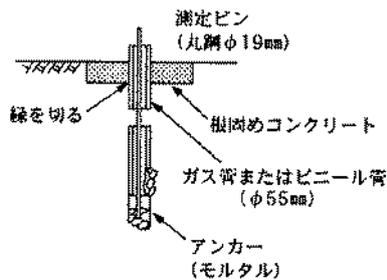


図6-8 地中沈下測定点の設置例

(ロ) 地中沈下測定のための縦断方向測定位置及び間隔

地中沈下測定のための縦断方向の測定位置及び間隔は、地表沈下測定のための測定位置及び間隔に合わせるものとする。

(ハ) 地中沈下測定のための横断方向測定間隔

地中沈下測定のための横断方向測定間隔は、地表沈下測定結果との関連がわかるように配置すること。

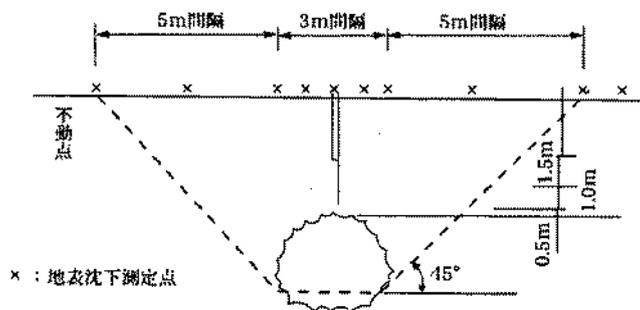


図6-9 地中沈下測定点の配置例

ハ. 地表・地中沈下測定の間隔

地表・地中の沈下測定は、トンネル掘削に伴う沈下の影響が表われる以前から測定を開始するもの

とし、地表及び地中の沈下が収れんするまで測定を行うものとする。

なお、トンネル切羽の進行に伴う地表沈下の影響範囲は一般的には次図のとおりである。

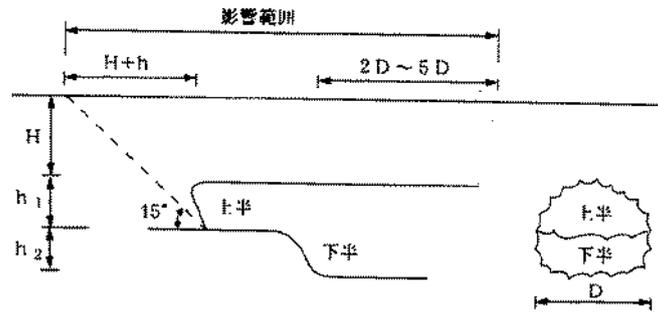


図6-10 地表・地中沈下の影響範囲

二. 地表・地中沈下測定の頻度

地表・地中沈下測定は、同時に行われる天端沈下測定、内空変位測定とあわせて行うものとする。

(4) 地表・地中沈下測定結果の報告

地表・地中沈下測定の測定結果は、沈下量と経時変化及び切羽との離れ、上下半掘削時期等がわかるグラフ(図6-11 6-12)と横断方向の上、下半掘削等の施工段階ごとの沈下分布図(図6-13)を作成し、天端沈下測定結果等他の計測結果と関連づけて整理し、測定の翌日までに報告する。

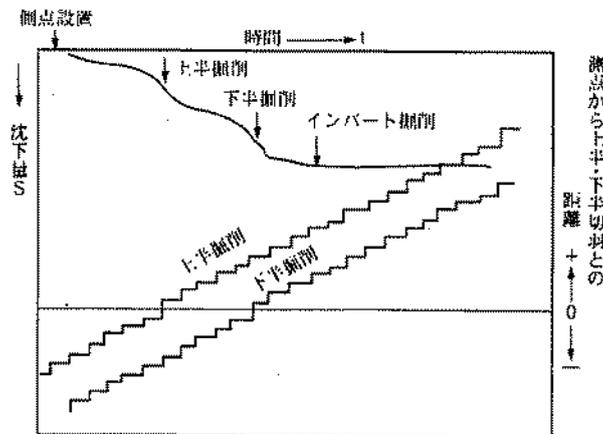


図6-11 地表沈下量経時変化

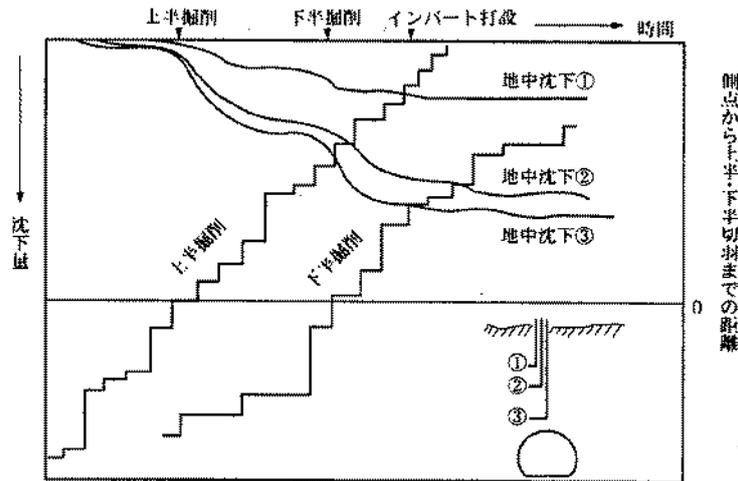


図 6-12 地中沈下量経時変化

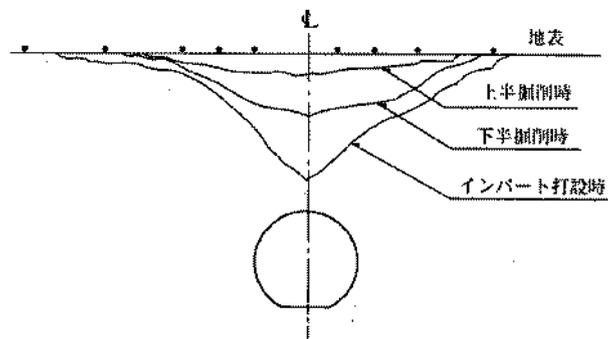


図 6-13 地表沈下分布（横断方向）

(5) 地表・地中沈下測定結果の評価の目安

トンネル掘削に伴う地表及び地中沈下の許容値を定め、掘削に伴う沈下がこれを上まわると予想される場合は、直ちに対策工法の検討を行う。

なお、地表及び近接構造物への影響に対する許容値は構造物の種類、重要度等を勘案して適宜決定するものとする。

又、トンネル地山の安定の評価は、地表沈下については「天端沈下測定」の評価の目安に準じて行うものとし、地中沈下は「地中変位測定」の評価の目安に準じて行うものとする。

6-7 その他の計測

- (1) 覆工応力測定
- (2) ロックボルト引抜試験
- (3) 盤ぶくれ測定
- (4) AE測定
- (5) 覆エクラック測定

【参考資料-1】

ロックボルトの引抜試験

(1) 計測の目的

ロックボルトの定着効果を確認することを目的とする。

(2) 計測の要領

ロックボルトの引抜試験方法に従って行う。

実施時期は施工後3日経過後とし、最大引抜荷重は80%程度以上とする。

(3) 結果の報告

計測結果は図4-1の要領で整理して監督職員に提出する。

(4) 試験後のボルトの処置

引抜試験の結果が荷重変位曲線図4-1のA領域に留まっている状態の場合には、試験後のボルトはそのままとし、これを補うボルトは打設しないものとする。

図のB領域に入る場合には、その他のボルトの状況を判断して施工が悪いと思われるものについては、試験したボルトを補うボルトを打設する。また地山条件によると思われる場合には地中変位や、ロックボルトの軸力分布等を勘案して、ロックボルトの設計を修正する。

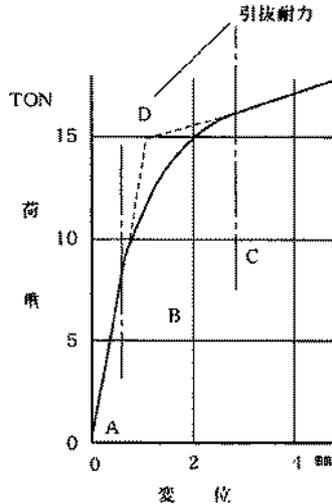


図4-1 ロックボルト引抜試験

(ロックボルトの引抜試験方法)

この方法はISRMの提案する方法に準拠したものである。

(International Society for Rock Mechanics, Commission on Standardization of Laboratory and Field Tests, Committee on Field Tests Document No. 2. 1974)

(1) 引抜試験準備

ロックボルト打設後に、載荷時にボルトに曲げを発生しないように図4-2のように反力プレートをボルト軸に直角にセットし、地山との間は早強石膏をはりつける。

(2) 引抜試験

引抜試験は、図4-3のようにセンターホールジャッキを用い、油圧ポンプで1ton毎の段階載荷を行って、ダイヤルゲージでボルトの伸びを読み取る。

(3) 全面接着式ボルトの場合の注意事項

(イ) 吹付コンクリートが施工されている時は、コンクリートを取りこわして岩盤面を露出させるか、あるいは、あらかじめ引抜試験用のロックボルトに、吹付コンクリートの付着の影響を無くすよう布等を巻いて設置して試験を行うのが望ましい。ロックボルトに歪みゲージを貼付けて引抜試験の結果が得られている場合には、その結果を活用することにより、特に吹付コンクリートを取り壊す必要がない場合もある。

(ロ) 反力は、ロックボルトの定着効果としてピラミット形を考慮する場合には、できるだけ孔等は大きいものを用い、ボルト周辺岩盤壁面を拘束しないこと。

(ハ) ロックボルトの付着のみを考慮する場合は、反力をできるだけロックボルトに近づけること。

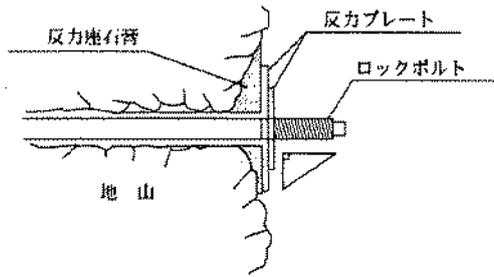


図 4 - 2 反力座の設置

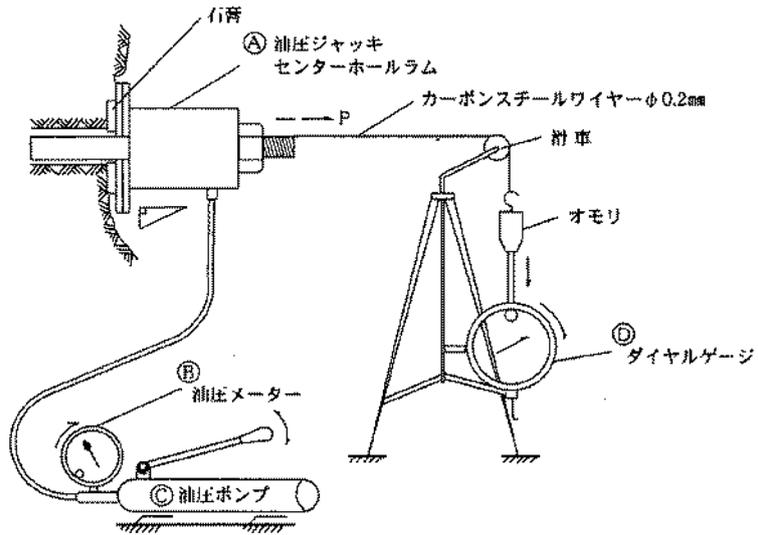


図 4 - 3 引抜試験概要図

工区	工 種	種 別	撮影項目	撮影時間	撮 影 頻 度	
品 質 管 理 写 真	ロックボルト	モルタルの圧縮試験	試験実施状況	試験実施中	試験毎に1回	
		トルクレンチによる定着確認試験	〃	〃	〃	
		ロックボルトの引抜試験	〃	〃	〃	
	吹 付 コンクリート	骨材ふるい分け試験	〃	〃	〃	
		細骨材の表面水率試験	〃	〃	コンクリートの種類毎に1回	
		圧縮強度試験	〃	〃	試験毎に1回	
	覆 エ コンクリート	スランプ	〃	〃	コンクリートの種類毎に1回	
		空気量測定	〃	〃	〃	
		圧縮強度試験	〃	〃	試験毎に1回	
		骨材ふるい分け試験	〃	〃	〃	
		細骨材の表面水率試験	〃	〃	コンクリートの種類毎に1回	
	出 来 形 管 理 写 真	掘 削		岩質	掘削中	岩質の変化毎に1回
			湧水状況	〃	適宜	
ロックボルト工			打設前（ロックボルト寸法等）			施工パターン毎に1回あるいは80mに1回
			穿孔状況	穿孔中	〃	
			注入状況	注入中	〃	
			打設後の状況		〃	
コンクリート 吹 付 工			吹付面の清掃状況	清掃後		40m毎に1回
			金網の重ねせ状況	2次吹付前	〃	
			厚さ（検側孔）	吹付後	〃	
覆 工			巻立空間	型枠組立後		1センチルに1回
			厚さ	型枠取外し後	〃	
インバート			厚さ	埋戻前		40m～50mに1回又は1施工単位に1回

19. 遠心力コンクリートくいの 施 工 標 準

遠心力コンクリートくいの施工標準 A 7201

昭和37年 制定
平成11年 改正

1. 適用範囲

この規格は、遠心力コンクリートくい（以下、くいという。）の施工標準について規定する。

備考 この規格におけるくいは、JIS A 5310及びJIS A 5337に規定するくい、又はこれらと同等以上の品質をもつ遠心力コンクリートくいとする。

2. 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版を適用する。

- JIS A 5310 遠心力鉄筋コンクリートくい
- JIS A 5337 プレテンション方式遠心力高強度プレストレストコンクリートくい
- JIS Z 3211 軟鋼用被覆アーク溶接棒
- JIS Z 3313 軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ
- JIS Z 3801 手溶接技術検定における試験方法及び判定基準
- JIS Z 3841 半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準

3. くいの取扱い

3. 1 荷役

荷役においては、くいの積込み又は荷降ろしのいずれの場合も、必ず2点で支持しながら有害なきず及びひび割れが発生しないように注意して取り扱わなければならない。

3. 2 輸送

輸送の際は、くいに損傷を与えないように適切な位置に強固なまくら材を敷き、荷崩れしないようにワイヤロープを使用し、くいの移動を止めるくさびを施さなければならない。2段以上に積む場合、各段のまくら材は、同一鉛直面上に置かななければならない。

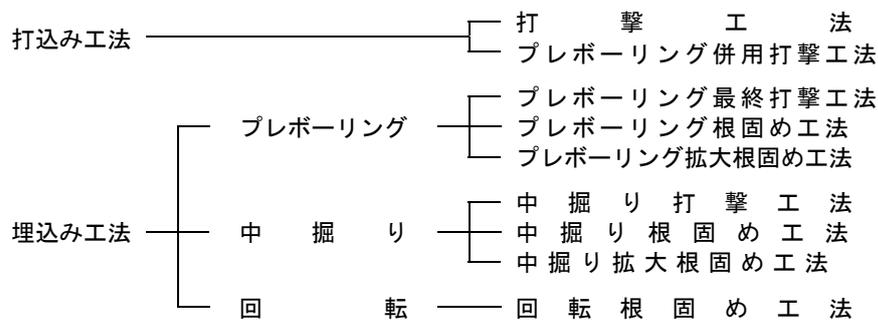
3. 3 現場搬入及び仮置き

現場搬入及び仮置きは、次のとおり行う。

- a) 現場搬入では、できる限り、くい打ちやぐらの近くで、作業に支障のない場所にくいを降ろす。
- b) 現場にくいを仮置きする場合は、通常平たんな場所とし、くいを支持する位置にまくら材を置き、1段に並べる。

4. くいの施工法

くいの施工法の分類は、次による。



5. 施工機械及び装置

5. 1 くい打ちやぐら

くい打ちやぐらは、次のとおりとする。

- a) くい打ちやぐらは、自重及び作業による荷重に耐え、安全性のある構造で、作業中に有害な振動、移動、傾斜などが生じない堅固なものとする。
- b) リーダは、作業中常に鉛直に保てるものでなければならない。ただし、斜くいを施工する場合は、その角度を正しく保持できるものとする。

5. 2 ハンマ

ハンマは、その構造及び性能をよく調査し、適切なものを選ぶものとする。

5. 3 キャップ及びクッション

キャップ及びクッションは、次のとおりとする。

- a) キャップは、ハンマの打撃力をくいに均等に伝えるもので、打撃に耐えられる構造とする。
- b) クッションには、くいの打込み中、くい頭部を保護し、くいに打撃力を均等に伝えるために適切な材料を用いるものとする。

5. 4 やつとこ

やつとこは、くい頭を作業地盤面より下に設置するために用いるもので、各施工法に耐える構造とする。

5. 5 オーガ駆動装置

オーガ駆動装置は、アースオーガ及びロッドを回転させ、掘削するための能力をもつものとする。

5. 6 アースオーガ及びロッド

アースオーガ及びロッドは、掘削液、根固め液などを吐出するため中空構造のものとし、剛性が高く、曲がりが少ないもので、作業に耐えるものとする。

5. 7 ピット

ピットは、各工法における掘削のための必要な機能と構造をもち、作業に耐えるものとする。

5. 8 圧入装置

圧入装置は、くいを所定の深度及び方向に設置するための質量及び構造を備えたものとする。

5. 9 回転圧入装置

回転圧入装置は、くいの先端金具を回転圧入するための性能を備えたもので、くいに過大な応力を生じさせないものとする。

5. 10 回転キャップ

回転キャップは、くいを鉛直につり込み、かつ、くいを回転させて掘削孔に挿入するためのものあり、その作業に耐えるものとする。

5. 11 付帯設備

付帯設備は、くい打ちやぐらに取り付けられる設備以外の諸設備で、次のようなものとする。

a) 練り混ぜ装置

練り混ぜ装置は、掘削後、根固め液などを均一に練り混ぜできる構造のものとし、くいの施工中

に連続して供給できる容量及び機能を備えたものとする。

b) グラウトポンプ

グラウトポンプは、施工法に応じた吐出能力を備えたものとする。

c) エアコンプレッサ

エアコンプレッサは、施工法に応じた圧力と吐出能力とを備えたものとする。

d) 溶接機

溶接機は、くいの継手の溶接に必要な性能があり、所定の安全装置を備えたものとする。

e) 電力設備

電力設備は、施工機械及び装置に必要な電力を十分供給できる容量を備えたものとする。

f) 給水設備

給水設備は、練り混ぜ装置などに必要な水量を連続して供給できる容量を備えたものとする。

g) 電流計

電流計は、オーガ駆動装置のモータ負荷電流値を記録できる機能を備えたものとする。

6. 試験くい

試験くいは、次のとおりとする。

- a) 使用するくいの長さ及び施工上の資料を得るために、試験くいの施工を行う。その場合の試験方法、項目などは、設計図書による。記載がない場合は、工事監理者の指示によるものとする。
- b) 試験くいは、使用予定のものを用いるのがよい。また、施工機械及び装置も、使用予定のものを用いるものとする。

7. 施 工

7. 1 施工準備

7. 1. 1 施工計画

施工に先立ち、設計図書に基づき施工計画書を作成する。

7. 1. 2 地盤状況の把握

地盤調査は、通常、基礎設計・施工に必要な資料を得るために、あらかじめ実施されている。この土質調査結果などの資料を参考にして、地盤条件に関する事項を把握しなければならない。

7. 1. 3 現地調査

くい施工に先立ち、次の項目について十分な検討を行わなければならない。

- a) 機材搬入路の状況把握
- b) 施工現場敷地広さと隣接構造物との関係
- c) 地上及び地中障害物の調査
- d) 当該敷地の地盤状況など
- e) 残土、泥水などの処理
- f) 近隣環境への配慮

7. 1. 4 施工機械の選定

施工機械の選定に当たっては、地盤、現場状況、施工方法、設計支持力などを考慮しなければならない。

7. 1. 5 施工機械の点検整備

工事着手までに、設計図書どおりのくい施工を行うために、施工機械の点検及び整備を行い安全性を確認しなければならない。

7. 2 施工中におけるくいの取扱い

つり込み時に、くいがまくら材など、地上障害物を乗り越えるような場合には、くいに損傷が生じ

ることがあるので注意しなければならない。また、建込みに際しては、有害な衝撃を与えないよう注意しなければならない。

7. 3 くい施工

7. 3. 1 打込み工法

a) 打撃工法

1) くいの建込み

1. 1) くいを建込んだ後、くい頭にキャップ及びハンマを載せ、各軸が打込み方向に一直線となるように調整し、確認する。
1. 2) くい頭部には必ずクッション材を用いる。くいの建込み時には常にその状態を確認し、異常が生じたものは交換する。

2) 打込み作業

2. 1) 油圧ハンマ又はドロップハンマで打込む場合は、打撃初期では、ハンマ落下高さを小さくし、くいの貫入状況を観察しながら数回の軽打を行った後、所定の打撃を行う。
2. 2) ディーゼルハンマの場合は、所定の方向を確保しながら数回の空打ちを行った後、所定の打撃を行う。
2. 3) 1本のくいを打ち始めたら、連続してその1本を打ち終わることが望ましい。
2. 4) 施工中は、ハンマの落下方向並びにキャップ及びくいの軸は、常に同一直線上にあるように注意しなければならない。
2. 5) 打込み中は、くいの傾斜に注意し、ハンマの横振れ、くい頭の偏打を防止し、所定の方向に打込むようにする。ただし、打込み中にくいが傾斜した場合には、無理な修正は行わず、くい軸線にリーダの傾斜を合わせるように調整して、くい頭部に偏打を与えないようにする。特に、船打ちの場合は、船の揺れによるくいの偏打に注意しなければならない。
2. 6) 軟弱地盤に打込む場合及び中間の比較的硬い地層を打抜く場合又は長尺くいを施工する場合は、くいに過度な引張応力が生じないように打撃しなければならない。

3) 支持力の確保

3. 1) 打止めは、所定の打撃エネルギーで、所定の貫入量及びリバウンド量が得られたときとする。
なお、くいに対する制限打撃回数、及び打止め時における貫入量は、工事監理者の指示による。
3. 2) 打止め後のくい頭位置が設計より高い場合、又は所定の位置においても支持力が得られない場合は、工事監理者と対応策を協議し、処置するものとする。

b) プレボーリング併用打撃工法

1) 掘削

1. 1) 掘削孔径は、くい外径以下とする。
1. 2) くい心から直角方向に2点の逃げ心を取り、アースオーガの掘削時の心ずれが生じないようにするとともに、リーダの鉛直度についても管理をする。
1. 3) 掘削は、周囲の地盤及び先端地盤をできるだけ乱さないように施工し、掘削深度は工事監理者の指示によるものとする。
1. 4) 掘削孔壁の崩壊が著しい場合には、掘削液を用いるなどの補助的な手段を講じる。

2) 建込み及び打込み作業

2. 1) くいの建込みは、掘削孔中にできる限り鉛直性を保つ方法で行い、くいの挿入後は無理な修正は行わないようにする。
2. 2) 打込みの初期は、ハンマの落下高さを小さくし、くいの鉛直性を確保するものとする。
ハンマによる打撃では、過度な貫入によって、くい体に引張応力によるひび割れが

発生する場合がありますので、注意しなければならない。

3) 支持力の確保

3. 1) 打止めの管理は、打撃工法の打止めに準じる。

7. 3. 2 埋込み工法

7. 3. 2. 1 プレボーリング

a) 共通事項

1) 掘削深さは、土質柱状図、試験くいなどによって定める。

2) くい心ずれの管理は、くい心から直角方向に2点の逃げ心を取り、掘削時及びくい設置時の心ずれが生じないようにする。

3) 掘削に用いるアースオーガ及びロッドは、各工法の仕様によるものとし、適正掘削孔径を確保できるものとする。

4) 掘削は、リーダの鉛直度を確認し、周囲の地盤を乱さないよう、適切な速度で行うものとする。

5) 掘削は、アースオーガ又はロッドを用いて、掘削液を注入しながら実施し、掘削液として、くい周固定液を用いる場合は、所定の圧縮強度が得られる配合とする。

6) 掘削孔の崩壊が著しい場合は、掘削液の配合の変更などの適切な処置を講じる。

7) くいの建込みは、できる限り鉛直性を保つ方法で行うものとする。

8) 掘削孔中へのくい挿入は、くいの鉛直を常に確認しながら、孔壁を損傷しないように静かに行うものとする。

9) くい頭が施工地盤面以下となる場合は、2)に示す心ずれの管理を行いながら、レベル管理によって、くいを所定の位置に設置する。

10) 継くいを行う場合は、下くいのくい頭を地上から溶接作業の支障のない高さとなる保持装置を使用して係止させ、上くいを建込んで溶接作業を行うものとする。

11) くいを支持層中に必要長根入れするものとする。

12) 掘削に伴う土砂などの飛散及び根固め液の流出による地下水の汚染が考えられるので、施工前に地質及び地下水の調査、環境保全に努めなければならない。

13) この工法は、斜くいには適用しないものとする。

14) 支持力の確保は、各施工法の施工要領による。

b) プレボーリング最終打撃工法

1) 掘削

1. 1) 掘削深度は、支持層中に確実に定着できる深さとする。

1. 2) 掘削中に掘削液として、くい周固定液を用いる場合は、所定の圧縮強度が得られる配合とする。

2) くいの建込み及び挿入

2. 1) くいの挿入は、自沈によって行い、所定位置に設置できない場合は、くいを軽打又は圧入によって支持層付近まで沈設する。

3) 支持力の確保

3. 1) 打止めは所定の打撃エネルギーで、所定の貫入量やリバウンド量から目標の支持力が得られたときとする。

3. 2) 打止めのためのハンマは、ドロップハンマを使用する。

4) その他

4. 1) その他は、共通事項による。

c) プレボーリング根固め工法

1) 掘削

1. 1) 通常の掘削時における掘削液の注入は、液が常にあふれるようにし、砂質土層で

は、孔内水位を被圧水以上となるようにする。

1. 2) 所定深度の掘削完了後、根固め液を所定量注入し、くい周固定液に切り替えて、アースオーガを引き抜きながら所定深度まで注入する。

1. 3) 掘削孔の崩壊するおそれのない場合は、掘削液を使用しないで掘削を行ってよい。

2) くいの建込み及び挿入

2. 1) くいを圧入又はくい頭を軽打して、くいを支持層中に設置する。
2. 2) 浮力によってくいが浮き上がる場合には、防止策を講じなければならない。

3) 根固め液及びくい周固定液

3. 1) 根固め液及びくい周固定液は、所定の圧縮強度が得られる配合とする。
3. 2) 根固め液及びくい周固定液が硬化する以前に、くいが動くことがないように注意しなければならない。
3. 3) くい周固定液を使用する場合の使用量は、施工条件によるものとする。
なお、予備調査によって液面が沈降することが確認された場合には、くいを設置後、補充するなどの処置を講じるものとする。
3. 4) 支持層中の地下水に流れがあり、根固め球根部の形成に支障が生じるおそれのある場合は、この工法を用いてはならない。

4) 支持力の確保

4. 1) 支持力の確保は、施工計画書及び仕様書による方法でくい先端部の処理を行わなければならない。

5) その他

5. 1) その他は、共通事項による。

d) プレボーリング拡大根固め工法

1) 掘削

1. 1) ロッドを用いる場合は、注入する掘削液と地盤とが十分にかくはん混合できる構造のものとする。
1. 2) 掘削径は、くい周固定液を用いない場合は、くい外径程度とする。

2) くいの建込み及び挿入

2. 1) くいは、自沈又は回転によって、所定位置に設置する。

3) 根固め液及びくい周固定液

3. 1) 根固め液及びくい周固定液は、所定の圧縮強度が得られる配合とする。
3. 2) 根固め液及びくい周固定液が硬化する以前に、くいが動くことがないように養生しなければならない。
3. 3) くい周固定液を使用する場合の使用量は、各工法の施工条件によるものとする。
なお、予備調査によって液面が沈降することが確認された場合には、くいを設置後、補充するなどの処置を講じるものとする。
3. 4) 支持層中の地下水に流れがあり、根固め球根部の形成に支障が生じるおそれのある場合は、この工法を用いてはならない。

4) 支持力の確保

4. 1) 先端支持力の確保は、各工法のそれぞれの条件に従って先端部の処理を行わなければならない。

5) その他

5. 1) その他は、共通事項による。

7. 3. 2. 2 中掘り

a) 共通事項

- 1) 掘削深さは、土質柱状図又は試験くいなどによって定める。

- 2) 中掘り工法に用いるアースオーガの外径は、くい内径に対して適度の余裕のあるものとする。
 - 3) アースオーガは、ブレードに変形のないもので、継ぎ足しする場合は、ブレードピッチがそろっているものを使用する。
 - 4) 中掘り工法では、くい先端にフリクションカッタを取り付けることが望ましい。
 - 5) くい心へのセットは、くい外径と同径の円定規を用いてマーキングによって行う。
 - 6) くい建込みは、オーガ駆動装置とアースオーガを連結後に、くい頭にキャップを載せ、くいとリーダが沈設方向となるように調整する。
 - 7) 掘削地盤にれき（礫）が存在する場合は、れきをかみ込んで、くいの縦割れの原因となるので、くい中空部内面とアースオーガ軸部外面の間隔から施工が可能かどうかを判断しなければならない。
 - 8) 粘性の強い地盤では、ブレード間に掘削土が付着しにくい中空部が閉そくして、くいの縦割れが生じやすくなるので、掘削中に注水し、泥状化して排土するなどの補助的な手段を用いる。
 - 9) 掘削沈設中は、過度の先掘りや拡大掘りをしてはならない。
 - 10) 排土時のアースオーガ引抜きは負圧が生じないようにゆっくり行い、被圧水が作用する場合は、ボイリングが生じやすくなるので対策を講じなければならない。
 - 11) くいの沈設は、くい質量及びドロップハンマによるほか、くい打ちやぐらの質量を利用した圧入方式によって行い、沈設速度は、周囲の地盤を乱さないようにゆっくり行うものとする。
 - 12) 掘削排土の補助として、圧縮空気を用いる場合は、吐出圧及び吐出量に十分注意する。
 - 13) 家屋などが隣接している場合は、排土時の土砂の飛散防止対策を講じなければならない。
 - 14) 支持力の確保は、各施工法の施工要領による。
- b) 中掘り打撃工法
- 1) 掘削沈設
 1. 1) 中掘り打撃工法に用いるくいの先端部は、支持層の打撃貫入に対する補強対策を講じることが望ましい。
 1. 2) くいの掘削沈設深さは、その後に行う打込みに、支障を来さない深度までとする。
 - 2) 支持力の確保
 2. 1) 打撃はアースオーガを抜いた後に、ハンマで所定支持力が得られるまで行う。ただし、中掘りでの施工後、まとめて打込みを行ってもよいものとする。
 2. 2) 打止めの管理は、打撃工法の打止めに準じる。
 2. 3) 支持層中にくい先端がくい径以上打込めない場合は、掘削沈設深さの変更を工事監理者と協議し、処置するものとする。
 - 3) その他
 3. 1) その他は、共通事項による。
- c) 中掘り根固め工法
- 1) 掘削沈設
 1. 1) 共通事項による。
 - 2) 根固め液
 2. 1) 根固め液は、所定の圧縮強度が得られる配合とする。
 2. 2) 支持層中の地下水に流れがあり、根固め球根部の形成に支障が生じるおそれのある場合は、この工法を用いてはならない。
 - 3) 支持力の確保
 3. 1) 支持力の確保は、施工計画書及び仕様書による方法でくい先端部の処理を行わな

ければならない。

4) その他

4. 1) その他は、共通事項による。

d) 中掘り拡大根固め工法

1) 掘削沈設

1. 1) 共通事項による。

2) 根固め液及びくい周固定液

2. 1) 根固め液及びくい周固定液は、所定の圧縮強度が得られる配合とする。

2. 2) 支持層中の地下水に流れがあり、根固め球根部の形成に支障が生じるおそれのある場合は、この工法を用いてはならない。

3) 支持力の確保

3. 1) 先端支持力の確保は、各工法のそれぞれの条件に従って先端部の処理を行わなければならない。

4) その他

4. 1) その他は、共通事項による。

7. 3. 2. 3 回転

a) 回転根固め工法

1) くいの建込み及び貫入

1. 1) 先端金具をあらかじめ溶接によって取り付けられた既製コンクリートくいを建込み、くい中空部に建込み時に挿入されたロッドをオーガ駆動装置と先端金具に接続し、ロッドを介して駆動力が先端金具に伝達されたことを確認する。

1. 2) くいの地盤への貫入は、装置の質量、先端金具及び掘削水の効果を併用し、直接地盤をくい周辺に押し付けながら回転させ押し込む。この際、回転時にくいに無理な応力が作用しないようにする。

2) 支持力の確保

2. 1) 先端支持力の確保は、各工法のそれぞれの条件に従って先端部の処理を行わなければならない。

2. 2) 根固め液は、所定の圧縮強度が得られる配合とする。

2. 3) 支持層中の地下水に流れがあり、根固め球根部の形成に支障が生じるおそれのある場合は、この工法を用いてはならない。

7. 4 施工管理

7. 4. 1 くい施工管理

くいの施工管理は、各種の既製コンクリートくい工法によって施工されたくいが所定の支持力を確保するために、各工法に関する十分な知識と経験をもったくい施工管理者の下で行わなければならない

a) 共通事項

1) くいの受入れ、保管及び施工管理は、設計図書及び施工計画書に基づいて行う。

2) くいの施工精度は、施工要領及び指針によって管理しなければならない。

3) 支持層の確認は、土質柱状図などから行うものとする。

4) くいが障害物などに遭遇し、施工が不可能となった場合は工事監理者と協議し、その処理と対策とを講じるものとする。

5) くい長が設計図書などと異なった場合には、工事監理者と協議し定める。

b) 打込み工法

1) 打撃エネルギー、貫入量、リバウンド量などからくいの動的支持力式によって目安の支持力を算定するものとする。

- 2) くに過大な打撃を与えることのないよう総打撃回数の確認や支持層中の無理な貫入を行ってはならない。
 - 3) 支持層中への根入れ長さは、支持層の状況などを総合的に判断し、工事監理者と協議し決定する。
 - 4) 打撃中のリバウンド量が多い場合は、施工能率の低下とくに体に大きい引張応力が発生するので、工事監理者と協議しその対策を講じなければならない。
- c) プレボーリング
- 1) 掘削及びアースオーガの引上げ速度は、孔壁の安定に大きく影響するので、施工条件を満足するよう管理しなければならない。
 - 2) くに周固定液の使用量は、各種工法の施工条件によるものとし、くに頭部まで充てんすることを原則とする。
 - 3) 注入したくに周固定液の液面が沈降するおそれのある場合には、予備調査によって確認するものとする。
 - 4) 根固め液、くに周固定液用の材料の受入れ、保管などの管理を行わなければならない。
 - 5) 根固め液及びくに周固定液の圧縮強度は、材齢28日とし、1回の試験の供試体3個の平均値とする。
 - 6) 各種液に用いる材料の計量は、袋単位か質量によるものとする。ただし、水の計量は水管計又は水量計によってもよい。
 - 7) 支持層の確認は、a) 共通事項の3)、試験くに施工結果及び掘削時のオーガ駆動装置の電流値などから行うものとする。
- d) 中掘り
- 1) くに長に対するアースオーガの検尺を事前に行い、適度な先掘りが生じないようにしなければならない。
 - 2) 掘削作業中は、排土状況を常に確認しながら、土砂の閉そくやれきのかみ込みによるくにの縦割れが生じないように管理する。
 - 3) アースオーガの引上げ時は、ボイリングが生じやすいので、引上げ速度はゆっくり、細心の注意を払い行うものとする。
 - 4) 打撃による支持力の確保の場合、目安の支持力が得られた以後はくに先端部の損傷を防ぐため、無理な打撃は行わないものとする。
 - 5) くに先端に取り付けるフリクションカッタの厚さ及び幅は、土質柱状図とくに径・くに長から決め、試験くに施工結果を参考にして決定する。
 - 6) 根固め液などの材料の受入れ、保管などの管理を行わなければならない。
 - 7) 根固め液の圧縮強度は、材齢28日とし、1回の試験の供試体3個の平均値とする。
 - 8) 各種液に用いる材料の計量は、袋単位か質量によるものとする。ただし、水の計量は水管計又は水量計によってもよい。
 - 9) 支持層の確認は、a) 共通事項の3)、試験くに施工結果及び掘削時のオーガ駆動装置の電流値などから行うものとする。
- e) 回転
- 1) くに回転ロッドの検尺を事前に行い、くに回転設置時の掘削水の吐出圧力と支持層付近のオーガ駆動装置の電流値について管理する。
 - 2) 所定の深度まで、くにを回転圧入することが不可能となった場合は、施工を中止し、工事監理者の指示によって処置しなければならない。
 - 3) 回転が異常なとき、又はオーガ駆動装置の電流値が過大となった場合は、工事監理者の指示によって処置しなければならない。
 - 4) 根固め液の材料の受入れ、保管などの管理を行わなければならない。

- 5) 根固め液の圧縮強度は、材齢28日とし、1回の試験の供試体3個の平均値とする。
- 6) 各種液に用いる材料の計量は、袋単位か質量によるものとする。ただし、水の計量は水管計又は水量計によってもよい。
- 7) 支持層の確認は、a) 共通事項の3)、試験くい施工結果及び掘削時のオーガ駆動装置の電流値などから行うものとする。

7. 4. 2 工事報告

工事報告は、実施作業をまとめたもので、工事概要、使用くい、地盤概要、くい深度、くいの施工方法、設計支持力、主要機械一覧、使用状況、くい配置図、施工記録、記録写真及びその他工事監理者に指示された事項をまとめて報告する。

8. 継 手

8. 1 くいの接合

くいの接合は、次のとおりとする。

- a) くいの接合は、通常溶接継手による。
- b) くいの接合に当たっては、上下くいの端面を合わせ、かつ、軸線は同一直線上にあるようにする。
- c) 溶接継手は、次のとおりとする。
 - 1) 溶接は、くいの機能上有害な欠陥を生じないように、適切な準備と条件の下に正しい施工を行わなければならない。
 - 2) 溶接は、通常アーク溶接とし、溶接棒及びワイヤは、表1に適合するもの、又はこれと同等以上の性能があるものとする。

表1 溶接棒、ワイヤの種類及び径

単位mm

手 溶 接			半自動溶接	
種 類	層	棒径	種 紙	ワイヤ径
JIS Z 3211のD 4301イルミナイト系又はD 4316低水素系	1層目	3.2以下	JIS Z 3313のYFW-S430X, YFW-S500X, YFW-S50DX, YFW-S502X, YFW-S50GX	2.4、3.2
	2層目	3.2-6		

8. 2 溶接技能者

溶接技能者は、JIS Z 3801、JIS Z 3841に基づく技術試験、又はこれらと同等以上の技術試験に合格した者とする。

8. 3 準備作業

準備作業は、次のとおりとする。

- a) 必要な溶接機のほか、開先の手直し、乾燥、清掃、溶接後の手直し、溶接上の保安などのための工具及び器具を溶接前に現場に準備しなければならない。
- b) 開先は、変形があれば修正し、溶接部及びその近傍を清掃する。特に、溶接面及び隣接部分に付着した泥土、ごみ、さび、油脂、塗料、スケールなどは、ワイヤブラシ、ハンマ、グラインダなどで除去し、水分がある場合は、乾燥させなければならない。

8. 4 開先の食違い量及び許容できるルート間隔

開先の食違い量及び許容できるルート間隔は、次のとおりとする。

- a) 開先の食違い量は、2mm以下とする。
- b) 許容できるルート間隔の最大値は、4mm以下とする。

8. 5 溶接作業

溶接作業は、次のとおりとする。

- a) 溶接に当たっては、使用する溶接方法及び条件に適した溶接電流、溶接電圧及び溶接速度を選定し、欠陥のない溶接をしなければならない。
- b) 降雨、降雪で溶接部がぬれるとき、又は毎秒10m以上の風が吹いているときは、溶接を行ってはならない。ただし、溶接部が、天候の影響を受けないような処置を行う場合は、工事監理者の承認を受けて溶接を行うことができる。
- c) 気温が+5℃以下のときは、溶接を行ってはならない。ただし、気温が+5℃～-10℃で、溶接部から100mm以内の部分が、すべて+36℃以上に予熱されているときは差し支えない。
- d) 溶接条件及び溶接作業を付表1～4又はこれに準じて記録するものとする。

8. 6 溶接部の検査

目視によって、溶接部に欠陥がないかを検査しなければならない。使用上支障のある欠陥が発見された場合は、工事監理者の指示によって処置をしなければならない。

9. くい頭の切断

くい頭の切断は、くい本体を損傷しないようにしなければならない。
 なお、この場合、工事監理者の指示に従わなければならない。

10. 作業の安全及び環境保全

10. 1 作業の安全

- a) 施工管理者及びくい施工管理者は、工事における事故や災害を防止するため、関係法規を遵守して計画段階及び工事中に予測できる危険状態を回避しなければならない。
 - 1) 工事を安全、かつ、円滑に行うために管理体性を定め、施工現場の状況や地盤条件などを考慮して安全な作業環境を整えなければならない。また、地盤強度が低いときには地盤改良を行う。
 - 2) 作業員に労働安全衛生法関連の諸法規を周知させ、遵守を徹底させる。
 - 3) 隣接する建造物、電力線、通信線、地下埋設物などに損傷を与えたり、居住者、通行人などに危害を与えることのないようにしなければならない。
- b) 作業員は、次の事項を守り作業の安全に努め、危険を察知した場合は、速やかにくい施工管理者及び施工管理者に通知し危険を回避しなければならない。
 - 1) くい打ちやぐらクレーンの運転、玉掛け作業、溶接、ガス切断などの作業は、定められた有資格者が行う。
 - 2) 工事に先立ち、施工機械、動力設備、附属設備、治工具、ワイヤロープなどを点検整備し、また、安全装置が正常に作動することを確認しなければならない。
 - 3) くい打ちやぐらの移動やクレーンの作動時には、転倒を防止するため、地盤強度、つり荷重を確認し、敷き鉄板などを用いて機械の安定を確保し、休止する場合は、つり荷を降ろし安定姿勢を保たなければならない。
 - 4) ハンマなどをつり上げた状態や、くいのつり込み時などには、つり荷の下に立ち入ったりしないようにする。
 - 5) くいの取扱いは、玉掛け位置及び状態を確認し、くいが折損しないよう衝撃を与えず慎重に行う。また、くいを仮置きする際には、くさびによる転がり止めを施さなければならない。
 - 6) 施工後のくい及び掘削孔には、速やかに転落防止処置を講じる。

10. 2 環境保全

- a) 施工管理者は、作業中の騒音、振動、粉じんなどが、住民の生活環境に支障を与えるおそれがある場合、又は工事によって隣接する施設、構造物などに危害、損傷を与えるおそれがある場合は、事前に工事関係者と十分協議し、工法や機材の変更を行ったり、防護、養生などの適切な処

置を施すことが必要である。

- b) くい打ち工事に伴う車両の出入りは、近隣の道路条件などの事前調査を行い、住民の生活環境に支障を与えないよう必要な処置を講じる。
- c) 工事によって産業廃棄物が発生する場合には、関係法規に定められた基準に従い、必要な処置を講じる。

11. 記 録

試験くいの施工記録は、付表 1～4 又はこれに準じて行い、木くい施工に当たっては、付表 5 及び付表 6 又はこれに準じて記録をとり、次の参考図と共に保存する。

- a) 工事場所位置図
- b) くい伏図（くいの施工順序も示す。）
- c) 土質柱状図（標準貴人試験値を示す。）
- d) くいの仕様（種類、形状寸法などを示す。）

なお、所定位置よりくいが高くなり、くい頭切断を行った場合は、付表 7 又はこれに準じて記録をとり、施工記録と共に保存する。

付表1 打込み工法の試験くい施工記録

試験くい施工記録

年 月 日

工事名称		検 印		責任者	係員								
1. 一般事項		2. 作業時間		3. 溶接施工		4. 打止め記録							
くい番号	No.	項 目	時間	溶接時間	気象条件	天候	風速 (m)	気温 (°C)	深度	ハンマの落下高	沈下量	リバウンド量	支持力
くい (m)	くい種	外径・厚さ・長さ	オーガ掘削	~					(m)	H (m)	S (mm)	K (mm)	Ra (tf) kN
	下		下くい	~		溶接機							
	中		中くい	~	~	電圧・電流	V	A					
	中		中くい	~	~	溶接棒・ワイヤ	種類	径 (mm)					
	上		上くい	~	~								
ハンマの種類			ヤットコ	~	~	パス数	支持力算定式						
オーガ掘削深さ (m)			合 計	~		溶接者名	Ra =						
土質柱状図		深 度 (m)	くい貫入状態図	打 込 み 記 録						施 工 時 間			
土質記号	土質名			N値	ハンマの落下高 (m)	累計打撃回数 (回)	区間打撃回数 (回)	リバウンド量 (mm)	1打あたり沈下量 (mm)	区間平均沈下量 (mm) ...	時刻		
								区間打撃回数 (回) -	時間 (分)				
特記事項													

20. 建設機械に関する技術指針

建設機械に関する技術指針

I. 総論

第1章 目的

本指針は、建設工事の施工にあたり望ましい建設機械について定め、これを使用することによって建設工事の効率化、省力化、高品質化、安全性の向上及び作業環境の改善を促進し、もって建設工事の円滑な実施を図ることを目的とする。

第2章 用語の定義

本指針において「建設機械」とは、建設事業（河川、道路その他の公共施設の維持管理の業務を含む。）の用に供される建設工事用機械をいう。

第3章 適用範囲

本指針は、個別に適用範囲を定めている場合を除き、建設省所管直轄工事に適用することを原則とする。ただし、災害その他の事由により緊急を要する場合はこの限りではない。

第4章 基本的事項

1. 建設省所管直轄工事の施工にあたっては、以下に示す事項を満足する建設機械の使用に努める。
 - (1) 建設機械を操作する者が誤動作を起こすのを未然に防ぎ、緊急時の操作の安全性を高めるために操作方式が規格化されている。
 - (2) 建設機械操作の熟練度が低い者であっても容易に操作ができるように、操作方式が簡素化、自動化されている。
 - (3) 建設施工現場及びその周辺の環境改善を図るため、建設機械から発生する環境に影響を及ぼす各種要因を低減するための対策が施されている。
 - (4) 建設施工現場及びその周辺の安全確保を図るため、転倒、巻き込み等の事故の発生を防止すべく各種安全対策が施されている。
 - (5) 建設機械を操作する者の快適性を高めるために、良好な操作空間を形成するための各種対策が施されている。
2. 前項の建設機械の使用を指定する場合は、仕様書等によりその旨を明らかにするものとする。
3. 第1項の建設機械の使用を指定する場合は、必要に応じその費用を計上するものとする。

II. 各論

第5章 建設機械の操作方式

1. 建設機械の操作方式は、別表1に掲げる操作方式を標準とする。

第6章 排出ガス対策型建設機械

1. 排出ガス対策型建設機械とは、本指針第4章第1項に基づき、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」により指定された建設機械をいう。

別表 1

機種	操縦装置	機能	
バックホウ	右作業レバー	前方へ押しとブーム下げする	
		後方へ引くとブーム上げする	
		右に倒すとバケットダンプする	
		左に倒すとバケット掘削する	
	左作業レバー	前方へ押しとアームを押し出す	
		後方へ引くとアームを引き戻す	
		右に倒すと右旋回する	
		左に倒すと左旋回する	
	右走行ペダル (右走行レバー)	前部を踏み下げる(レバーの場合は前方に押し)と右クローラが前進する	
		後部を踏み下げる(レバーの場合は後方に引く)と右クローラが後進する	
左走行ペダル (左走行レバー)	前部を踏み下げる(レバーの場合は前方に押し)と左クローラが前進する		
	後部を踏み下げる(レバーの場合は後方に引く)と左クローラが後進する		
操作レバー等の配置は、右から右作業レバー、右走行ペダル(右走行レバー)、左走行ペダル(左走行レバー)、左作業レバーの順であること			
移動式クレーン (前後方向操作レバー)	旋回レバー	前方へ押しと上部旋回体がオペレータから見てブームの方向に旋回する	
		後方に引くと上部旋回体がオペレータから見てブームと反対側に旋回する	
	巻上げレバー	前方へ押しとフックが下降する	
		後方へ引くとフックが上昇する	
	ブーム起伏レバー	前方へ押しとブームが下がる	
		後方へ引くとブームが上がる	
	ブーム伸縮レバー	前方へ押しとブームが伸びる	
		後方へ引くとブームが縮む	
	操作レバーの配置は、左側から時計回りに旋回レバー、巻上げレバー、巻上げレバー(1本の巻上げレバーで対応する場合は除く)、ブーム起伏レバーの順であり、オペレータシートを中心に旋回レバーは左側、ブーム起伏レバーは右側にあること		
	ブーム伸縮レバーがある場合は、オペレータシートを中心に左側に配置され、オペレータが当該レバーを容易に識別できること		
旋回レバーの配置は、オペレータシートを中心として最も左側にあること			
移動式クレーン (クロスシフトレバー)	(1) ブーム伸縮レバーがある場合		
	右作業レバー	前方へ押しとフックが下降する	
		後方へ引くとフックが上昇する	
		右に倒すとブームが下がる	
		左へ倒すとブームが上がる	
	左作業レバー	前方へ押しとフックが下降する	
		後方へ引くとフックが上昇する	
		右に倒すと上部旋回体が右旋回する	
		左へ倒すと上部旋回体が左旋回する	
	ブーム伸縮レバー	前方へ押しとブームが伸びる	
		後方へ引くとブームが縮む	
	(2) ブーム伸縮レバーがない場合		
	右作業レバー	(1)と同じ	
	左作業レバー	前方へ押しとブームが伸びる	
後方へ引くとブームが縮む			
右へ倒すと上部旋回体が右旋回する			
左に倒すと上部旋回体が左旋回する			
操縦レバーの配置は、(1)、(2)ともにオペレータを中心に右作業レバーは右側、左作業レバーは左側にあること			
ブーム伸縮レバーがある場合は、オペレータシートを中心に左側に配置され、オペレータが当該レバーを容易に識別できること			

機種	操縦装置	機能
ブルドーザ	操向	左手で操作できること
	前後進切替	作業時に操縦装置を持ち換えることなく個々の操作が可能であること
	変速	
	クラッチ／インテング	左足で操作できること
	ブレードの上げ／下げ	作業時に操縦装置を持ち換えることなく個々の操作が可能であること
	ブレードのチルト	
	ブレードのアングリグ	
	リップの上げ／下げ	左右方向に操作すること
		作業時に操縦装置を持ち換えることなく個々の操作が可能であること
	リップのチルト	
	操縦装置の中立位置に対する動きは、操作で作動する機械の動きとほぼ同じ方向であること	
	走行に関わる操作は左手又は足で、作業機の操作は右手で行うこと	
ノブスイッチ等により操縦装置自体の機能を切換えないこと		

2 1. 排出ガス対策型建設機械 指 定 要 領

排出ガス対策型建設機械指定要領

(目的)

第1 本要領は、「建設機械に関する技術指針」(平成3年10月8日付け建設省経機発第247号)第6章第1項に基づき、排出ガス対策型建設機械、トンネル工事用排出ガス対策型建設機械の指定および排出ガス対策型エンジン、排出ガス対策型黒煙浄化装置の認定に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2 排出ガス対策型エンジンとは、排出ガス対策型建設機械及びトンネル工事用排出ガス対策型建設機械の指定にあたり、搭載が義務付けられているものをいう。

2 排出ガス対策型黒煙浄化装置とは、トンネル工事用排出ガス対策型建設機械の指定にあたり、装着が義務付けられているものをいう。

(ファミリの取扱い)

第3 排出ガス対策型エンジンのエンジンファミリは、別に定めるところにより取り扱うものとする。

2 排出ガス対策型黒煙浄化装置のファミリ黒煙浄化装置は、別に定めるところにより取り扱うものとする。

(エンジンの認定の申請)

第4 エンジンの供給を行うことを業とする者で排出ガス対策型エンジンの認定を受けようとする者は、別に定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通省大臣官房技術審議官に提出するものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 エンジンのモデルの名称
- 三 エンジンの概要
- 四 エンジンファミリの構成
- 五 排出ガスの申請値

2 前項の申請書には、排出ガスの申請値に関する書類として、別に定めるところにより、別に定める要件を満たした第三者機関の排出ガスに関する評定書、エンジンファミリの性能範囲、排出ガス測定エンジンの性能、排出ガス測定記録表、排出ガス対策型エンジン仕様書、排出ガス対策型エンジン識別届、対策内容説明書及び生産管理方法届を添付するものとする。

3 認定申請を行うエンジンが、他者が供給するエンジンと同一のもの(当該エンジンについて既に第1項の規定による認定の申請がされているものに限る。)であるときは、前項に定めるところに関わらず、別に定めるところにより、排出ガス対策型エンジン同一証明書、排出ガス対策型エンジン仕様書及び排出ガス対策型エンジン識別届を添付するものとする。

4 認定申請を行うエンジンが、他者と共同で供給しようとするもの(当該エンジンについて既に第1項の規定による認定の申請がされているものに限る。)であるときは、第2項に定めるところに関わらず、別に定めるところにより、排出ガス対策型エンジン同一証明書、排出ガス対策型エンジン仕様書、排出ガス対策型エンジン識別届及び生産管理方法届を添付するものとする。

(エンジンの認定)

第5 国土交通省大臣官房技術審議官は、第4第1項五の排出ガスの申請値が別表1又は別表2に掲げる値以下である場合、当該エンジンに対して排出ガス対策型エンジンの認定を行うものとする。この場合において、エンジンの出力仕様が複数あるいは範囲を有し、上記の別表で定める出力区分をまたぐ場合には、高い側

の出力区分の基準値を適用するものとする。

- 2 国土交通省大臣官房技術審議官は、前項の規定による認定を行ったときは、認定したエンジン（以下「認定エンジン」という。）の認定番号と認定内容を申請者に文書で通知するものとする。
- 3 国土交通省大臣官房技術審議官は、前項の認定エンジンのうち、第4第1項五の排出ガスの申請値が別表2に掲げる値以下であるエンジンについては、第2次基準値に適合した旨を申請者に文書で通知するものとする。

（エンジンの認定をしない場合）

- 第6 国土交通省大臣官房技術審議官は、第5第1項で定めるところに関わらず、第4第1項の規定による認定の申請があったものについて、申請書若しくはその添付書類中の重要な事項について虚偽の記載があるとき若しくは重要な事実の記載が欠けているとき又は第4第2項の規定により申請書に添付した評定書を発行した第三者機関が同項の別に定める要件を満たしていないときは、認定をしないものとする。
- 2 国土交通省大臣官房技術審議官は、第4第1項の規定による認定の申請があったものについて認定をしない場合は、理由を付してその旨を申請者に文書で通知するものとする。

（エンジンの認定申請書記載内容の変更）

- 第7 認定を受けた者は、第4第1項の認定申請書記載事項一に変更が生じた場合は、別に定めるところにより、変更届を国土交通省大臣官房技術審議官に届けなければならない。
- 2 認定を受けた者は、第4第1項の認定申請書記載事項二又は三に変更が生じた場合は、あらためて同項の規定による申請を行うものとする。
- 3 認定を受けた者は、第4第1項の認定申請書記載事項四に変更が生じた場合（出力仕様の追加、又は出力範囲の拡大）は、第4第2項に規定する書類を添付して、別に定めるところにより、変更申請書を国土交通省大臣官房技術審議官に提出するものとする。
- 4 国土交通省大臣官房技術審議官は、前項の規定による変更申請があったものについて、受理した変更内容を認定申請者に文書で通知するものとする。

（黒煙浄化装置の認定の申請）

- 第8 黒煙浄化装置の供給を行うことを業とする者で排出ガス対策型黒煙浄化装置の認定を受けようとする者は、別に定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通省大臣官房技術審議官に提出するものとする。
 - 一 氏名又は名称及び住所
 - 二 黒煙浄化装置の名称
 - 三 黒煙浄化装置の概要
 - 四 排出ガスの測定値
- 2 前項の申請書には、別に定めるところにより、第4第2項に規定する第三者機関の排出ガスに関する評定書、測定記録表、排出ガス対策型黒煙浄化装置仕様書、低減方式説明書及び構造図を添付するものとする。
- 3 認定申請を行う黒煙浄化装置が、他者が供給する黒煙浄化装置と同一のもの（当該黒煙浄化装置について既に第1項の規定による認定の申請がされているものに限る。）又は他者と共同で供給しようとするもの（当該黒煙浄化装置について既に第1項の規定による認定の申請がされているものに限る。）であるときは、前項に定めるところに関わらず、別に定めるところにより、排出ガス対策型黒煙浄化装置同一証明書及び排出ガス対策型黒煙浄化装置仕様書を添付するものとする。

（黒煙浄化装置の認定）

- 第9 国土交通省大臣官房技術審議官は、第8第1項四の排出ガスの測定値が別表3の基準を満たしている場合、

当該黒煙浄化装置に対して排出ガス対策型黒煙浄化装置の認定を行うものとする。

- 2 国土交通省大臣官房技術審議官は、前項の規定による認定を行ったときは、認定した黒煙浄化装置（以下「認定黒煙浄化装置」という。）の認定番号と認定した旨を申請者に文書で通知するものとする。

（黒煙浄化装置の認定をしない場合）

第10 国土交通省大臣官房技術審議官は、第9第1項で定めるところに関わらず、第8第1項の規定による認定の申請があったものについて、申請書若しくはその添付書類中の重要な事項について虚偽の記載があるとき若しくは重要な事実の記載が欠けているとき又は第8第2項の規定により申請書に添付した評定書を発行した第三者機関が第4第2項の別に定める要件を満たしていないときは、認定をしないものとする。

- 2 国土交通省大臣官房技術審議官は、第8第1項の規定による認定の申請があったものについて認定をしない場合は、理由を付してその旨を申請者に文書で通知するものとする。

（黒煙浄化装置の認定申請書記載内容の変更）

第11 認定を受けた者は、第8第1項の認定申請書記載事項一に変更が生じた場合は、別に定めるところにより、変更届を国土交通省大臣官房技術審議官に届けなければならない。

- 2 認定を受けた者は、第8第1項の認定申請書記載事項二、三又は四に変更が生じた場合は、あらためて同項の規定による申請を行うものとする。

（建設機械の指定の申請）

第12 建設機械の供給を行うことを業とする者で排出ガス対策型建設機械の指定を受けようとする者は、別に定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通省大臣官房技術審議官に提出するものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 建設機械の名称及び型式
- 三 建設機械の概要
- 四 建設機械搭載エンジンの名称及び認定番号

- 2 建設機械の供給を行うことを業とする者でトンネル工事用排出ガス対策型建設機械の指定を受けようとする者は、別に定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通省大臣官房技術審議官に提出するものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 建設機械の名称及び型式
- 三 建設機械の概要
- 四 建設機械搭載エンジンの名称及び認定番号
- 五 建設機械装着黒煙浄化装置の名称及び認定番号

- 3 申請する建設機械の搭載エンジンが認定の申請中である場合は、第1項又は第2項の指定申請書記載事項四中の認定番号の記載に代わり、搭載エンジンについての第4第1項の申請書の写しを添付するものとする。

- 4 申請する建設機械の装着黒煙浄化装置が認定の申請中である場合は、第2項の指定申請書記載事項五中の認定番号の記載に代わり、装着黒煙浄化装置についての第8第1項の申請書の写しを添付するものとする。

- 5 第1項又は第2項の申請書には、別に定めるところにより、搭載エンジン認定確認書、申請する機械の写真、仕様書及びカタログを添付するものとする。

- 6 指定申請を行う建設機械が、他者が供給する建設機械と同一のもの（当該建設機械について既に第1項又は第2項の規定による指定の申請がされているものに限る。）又は他者と共同で供給しようとするもの（当該建設機械について既に第1項又は第2項の規定による指定の申請がされているものに限る。）であるときは、前項に定めるところに関わらず、別に定めるところにより、排出ガス対策型建設機械同一証明書、申請す

る機械の写真、仕様書及びカタログを添付するものとする。

(建設機械の指定)

第13 国土交通省大臣官房技術審議官は、第12第1項の規定による指定の申請があった場合においては次の各号の一を満足する建設機械を排出ガス対策型建設機械として、第12第2項の規定による指定の申請があった場合においては次の各号を全て満足する建設機械をトンネル工事用排出ガス対策型建設機械として指定するものとする。

- 一 認定エンジンを搭載していること。
- 二 認定黒煙浄化装置を装着していること。

2 国土交通省大臣官房技術審議官は、前項の規定による指定を行ったときは、指定した建設機械（以下「指定建設機械」という。）の指定番号と指定した旨を申請者に文書で通知するものとする。

3 国土交通省大臣官房技術審議官は、前項の指定建設機械のうち、搭載されている認定エンジンが第2次基準値に適合している建設機械については、第2次基準値に適合した旨を申請者に文書で通知するものとする。

(自動車の特例)

第14 道路運送車両法で規定する道路運送車両の保安基準により一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の規制が行われている自動車の種別で自動車登録番号標を取り付けるものは、第13第1項の規定による指定の対象としないものとする。

(建設機械の指定申請書記載内容の変更)

第15 指定を受けた者は、第12第1項又は第2項の指定申請書記載事項一、二又は三に変更が生じた場合は、別に定めるところにより、変更届を国土交通省大臣官房技術審議官に届けなければならない。

2 指定を受けた者は、第12第1項又は第2項の指定申請書記載事項四又は五に変更が生じた場合は、あらかじめ第12第1項又は第2項の規定による申請を行うものとする。

(指定建設機械の報告)

第16 指定を受けた者は、当該指定建設機械に関し、毎年3月31日現在の累計販売台数、及び製造を中止した指定建設機械の指定番号とその年月日を、翌4月末日までに国土交通省大臣官房技術審議官へ報告するものとする。

(認定又は指定の取消し)

第17 国土交通省大臣官房技術審議官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、認定又は指定を取り消すことができるものとする。ただし、三については、エンジン認定時に用いた別表を用いるものとする。

- 一 認定又は指定を受けた者がそれぞれ認定又は指定の取り消しを申請したとき。
- 二 偽りその他不正の手段により認定又は指定を受けたことが判明したとき。
- 三 生産段階における認定エンジンの排出ガス成分の量の平均値が別表1または別表2の基準値より大きいとき又は黒煙の最大値が別表1または別表2の基準値より大きい値が発生するとき。
- 四 認定エンジンに重大な欠陥が認められたとき。
- 五 認定黒煙浄化装置に重大な欠陥が認められたとき。
- 六 製造が中止された後、一定の耐用年数が経過したとき。

2 国土交通省大臣官房技術審議官は、認定又は指定を取り消したときは、それぞれ認定又は指定を受けた者に対し認定又は指定を取り消した理由を付して、その旨を申請者に文書で通知するものとする。

(評定の失効)

第18 第4第2項に定める第三者機関が、同項及び第8第2項の評定書の重要な事項について虚偽の記載をした場合は、国土交通省大臣官房技術審議官は、当該評定書を無効にするとともに、当該第三者機関から過去に評定書の発行を受けた認定エンジン又は認定黒煙浄化装置の申請者に対し、当該認定エンジン又は認定黒煙浄化装置の排出ガスに関する評定書の再提出を求めることができる。

(指定建設機械の表示)

第19 指定建設機械には、別記-1号の指定ラベルを側面の見やすい箇所に表示することができる。

2 指定建設機械のうち、第2次基準値に適合するものとして認定を受けたエンジンを搭載するものについては、前項のラベルに代えて別記-2号の指定ラベルを表示することができる。

(検討委員会)

第20 国土交通省大臣官房技術審議官は、指定要件等の検討を行うため建設機械に関し学識経験を有する者のうちから委員を委嘱する。

2 委員の数は10名以内とする。

附 則（平成3年10月8日 建設省経機発第249号）

この要領は、平成4年1月1日から施行する。

附 則（平成12年12月25日 建設省経機発第118号）

改正後の要領は平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日 国総施第51号）

改正後の要領は平成13年4月1日から施行する。

別表 1

出力区分	対象物質 (単位)	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)
7.5～15kW未満		2.4	12.4	5.7	50
15～30kW未満		1.9	10.5	5.7	50
30～272kW以下		1.3	9.2	5.0	50

HC、NOx、COの測定方法、出力は、日本工業規格 JIS B 8008「往復動内燃機関一排气排出物測定一」による。
 黒煙の測定方法は、(社)日本建設機械化協会規格 JCMAS T 004-1995「建設機械用ディーゼルエンジン一排出ガス測定方法」による。
 発動発電機専用エンジンの試験サイクルは、別に定める。

別表 2

出力区分	対象物質 (単位)	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)
8～19kW未満		1.5	9.0	5.0	40
19～37kW未満		1.5	8.0	5.0	40
37～75kW未満		1.3	7.0	5.0	40
75～130kW未満		1.0	6.0	5.0	40
130～560kW以下		1.0	6.0	3.5	40

HC、NOx、CO、PMの測定方法、出力は、日本工業規格 JIS B 8008「往復動内燃機関一排气排出物測定一」による。
 黒煙の測定方法は、(社)日本建設機械化協会規格 JCMAS T 004-1995「建設機械用ディーゼルエンジン一排出ガス測定方法」による。
 発動発電機専用エンジンの試験サイクルは、別に定める。

別表 3

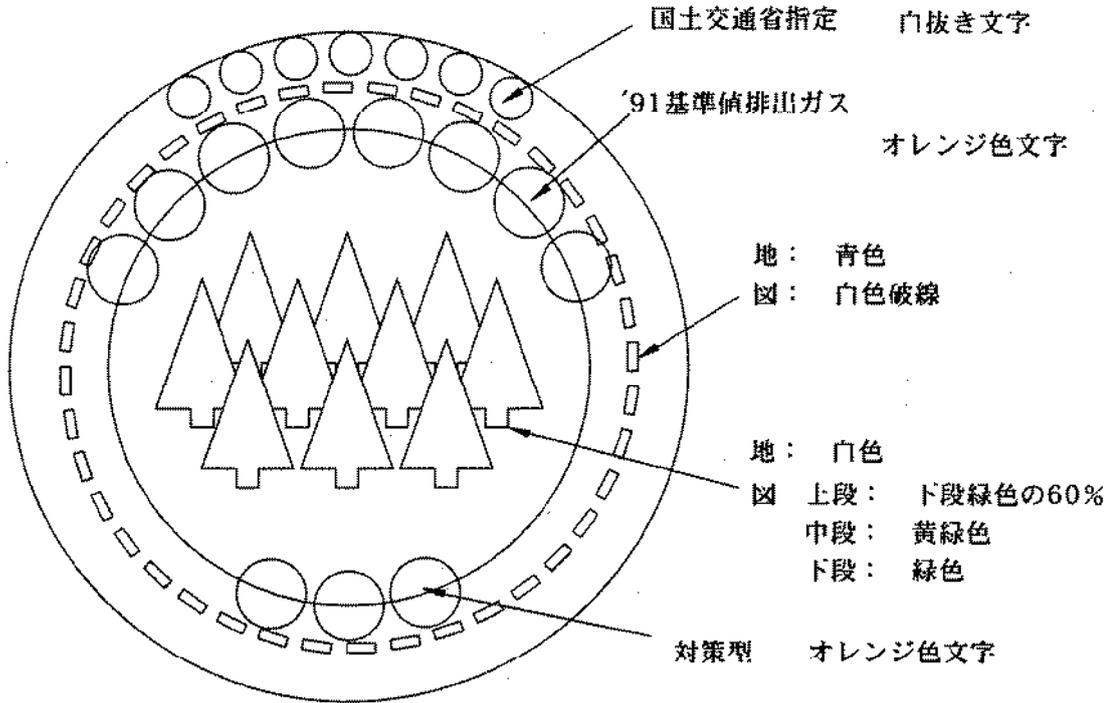
(基準)

- ・黒煙について、定格点濃度、中間速度全負荷点濃度、過渡時濃度の各々が低減し、かつ黒煙浄化装置装着前の最大値に対し装着後の最大値が1/5以下となること。
- ・黒煙浄化装置の装着により、増加量がHCは0.1g/kWh、COは0.3g/kWh、NO_xは0.3g/kWhを超えないこと。

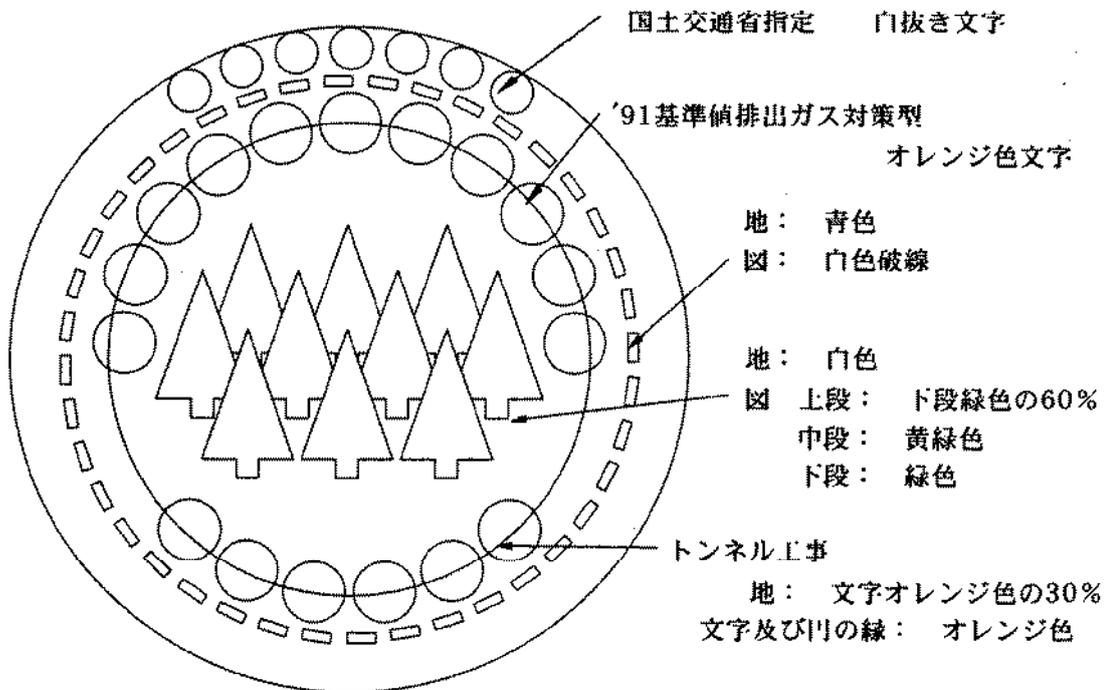
(測定方法)

別に定める。

別記-1号

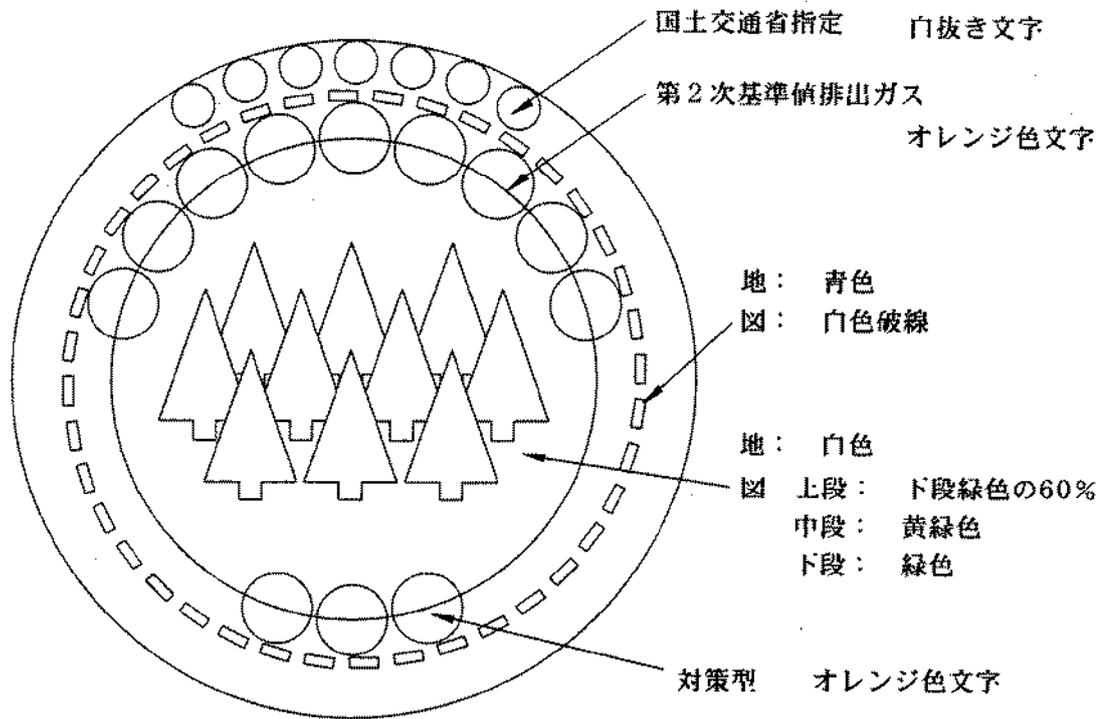


一般工事中用排出ガス対策型建設機械指定ラベル

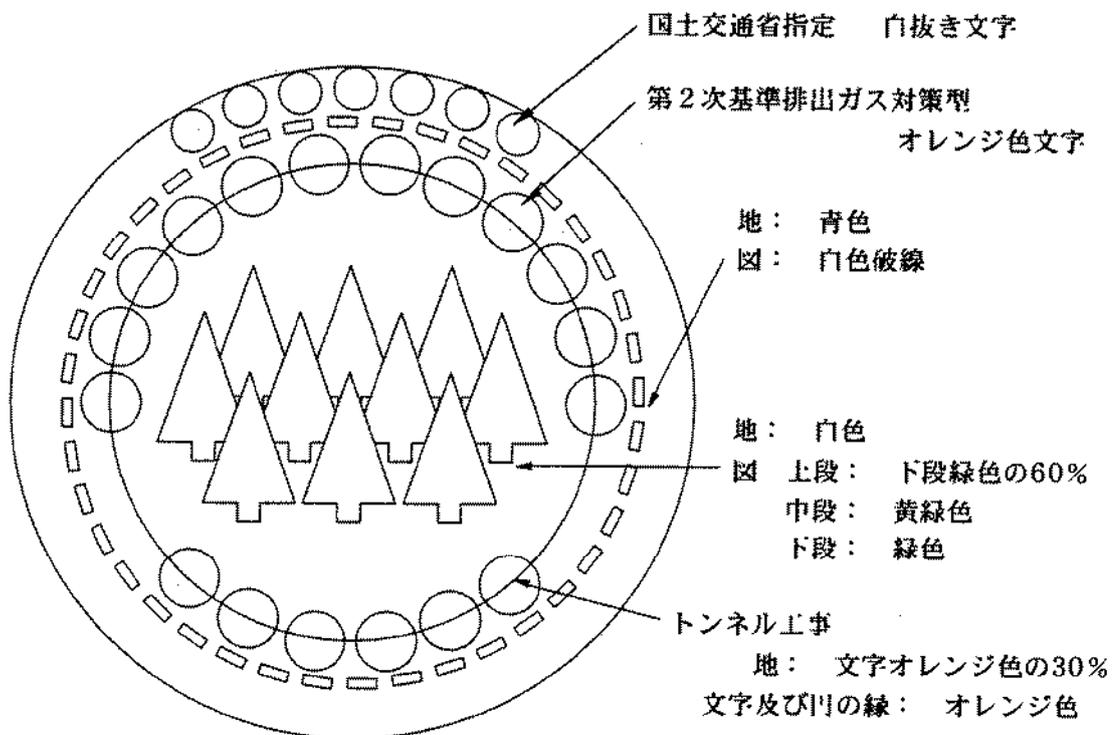


トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械指定ラベル

別記-2号



一般工事中用排出ガス対策型建設機械指定ラベル (第2次基準適合)



トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械指定ラベル (第2次基準適合)

2 3. 施工計画書作成例（参考）

様式

○ ○ ○ 工 事

施工計画書

平成○○年○○月
○○○建設株式会社

目 次

(1)	工事概要
(2)	計画工程表
(3)	現場組織表
(4)	指定機械
(5)	主要船舶・機械
(6)	主要資材
(7)	施工方法
	(主要機械、仮設備計画、工事用地等含む)	
(8)	施工管理計画
(9)	安全管理
(10)	緊急時の体制及び対応
(11)	交通管理
(12)	環境対策
(13)	現場作業環境の整備
(14)	再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
(15)	その他

1. 施工計画書作成の要点

施工計画書は、共通仕様書第1編第1章1-1-4条で「請負者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。」と規定しており次の事項について記載する必要があります。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 指定機械
- (5) 主要船舶・機械
- (6) 主要資材
- (7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
- (8) 施工管理計画
- (9) 安全管理
 - ※ 火薬類（火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬、爆薬、火工品をいう。
以下に同じ。）及び非火薬類（破砕薬）の使用方法の記載も含む
- (10) 緊急時の体制及び対応
- (11) 交通管理
- (12) 環境対策
- (13) 現場作業環境の整備
- (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (15) その他

なお、施工計画書の作成にあたっては、契約書及び設計図書に指定されている事項について、軽微なものを除き記載します。

また、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、そのつど当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を作成し提出します。

2. 施工計画書の作成例

請負者が作成する施工計画書の記載内容例及び留意点を以下に示します。

(1) 工事概要

工事概要については下記の例示内容程度を、また工事内容については工事数量総括表の工種、種別、数量等を記入します。この場合工種が一式表示であるもの及び主要工種以外については、工種のみ記載でもかまいません。

なお、工事内容は設計図書の工事数量総括表の写しでもよいものとします。

【例】工事概要

工事名 ○○工事
 河川名（又は路線名） 二級河川○○川（又は国道○○号）
 工事場所 自○○県○○市○○地先 No. ○○～No. ○○
 至○○県○○市○○地先 L=○○m
 工期 自平成○○年○○月○○日
 至平成○○年○○月○○日
 請負代金 ○○○○○○円
 発注者 ○○県土整備事務所
 TEL○○○○-○○-○○○○
 請負者 ○○建設株式会社
 所在地 ○○県○○市△△-□□
 TEL○○○○-○○-○○○○
 ○○作業所
 所在地 ○○県○○市△△-□□
 TEL○○○○-○○-○○○○

【例】工事内容

工事区分	工種	種別	細別	単位	数量	摘要
道路改良	擁壁工	既製杭工	鋼管杭	本	○○○	

(2) 計画工程表

計画工程表は、各種別について作業の初めと終わりがわかるネットワーク、バーチャート等で作成します。作成にあたっては、気象、特に降雨、気温等によって施工に影響の大きい工種については、過去のデータ等を十分調査し、工程計画に反映させます。

【例】計画工程表

工事名 ○○道路工事
 契約年月日 平成○○年○○月○○日
 工期 平成○○年○○月○○日から
 平成○○年○○月○○日

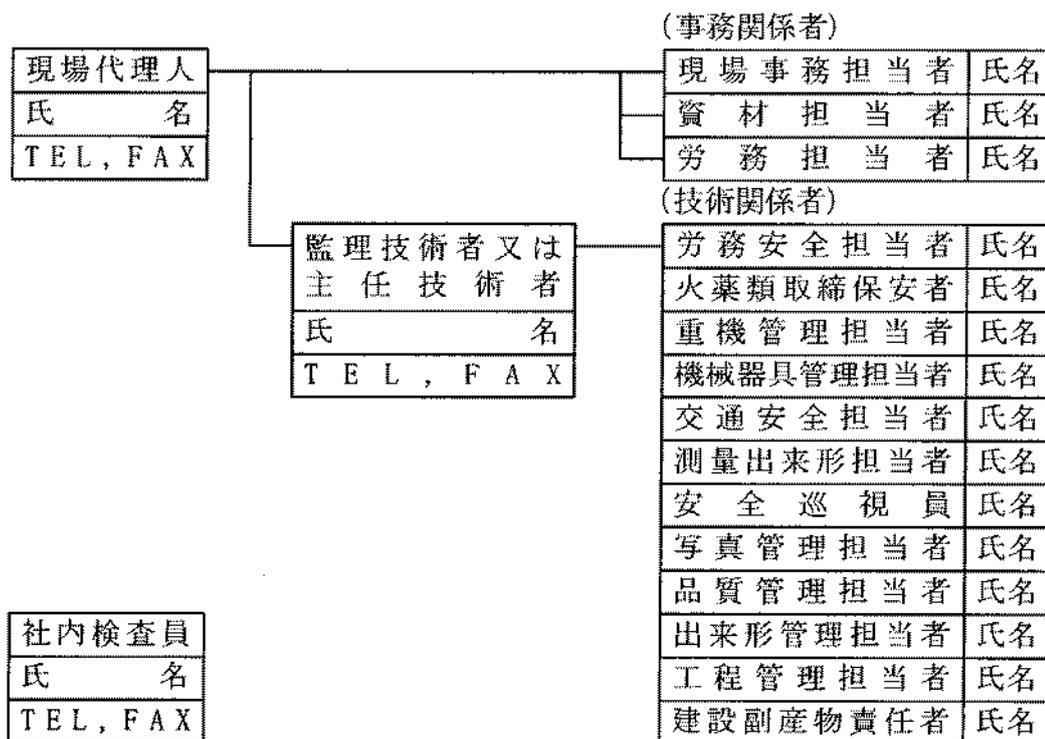
項目		単位	数量	8月		9月		摘要
工種	種別			10	20	10	20	
擁壁工	既製杭工	本	○○○					

(3) 現場組織表

現場組織表は、現場における組織の編成及び命令系統並びに業務分担がわかるように記載し、監理技術者、専門技術者を置く工事についてはそれを記載します。

また、施工体制台帳の提出を義務付けられた工事（別途提出）以外の工事については、施工体系図を記載します。（建設業法で定められた施工体制台帳の提出を義務付けられた工事は、省略してもかまいません。）

【例】現場組織表



(4) 指定機械

工事に使用する機械で、設計図書で指定されている機械（騒音振動、排ガス規制、排ガス規制、標準操作等）について記載します。

【例】指定機械使用計画

機 械 名	規 格	台 数	使用工種	備 考

(5) 主要船舶・機械

工事に使用する予定の船舶・機械について記載します。

(6) 主要資材

工事に使用する指定材料及び主要資材、また材料試験方法等について記載します。

【例】主要資材計画

品名	規格	予定数量	製造業者	品質証明	搬入時期			摘要
					月	月	月	
異形棒鋼	D13	800kg	〇〇製鉄	ミルシート	—	—		

(7) 施工方法

施工方法には次のような内容を記載します。

1) 「主要な工種」毎の作業フロー

該当工種における作業フローを記載し、各作業段階における以下の事項について記述します。

2) 施工実施上の留意事項及び施工方法

工事箇所の作業環境（周辺の土地利用状況、自然環境、近接状況等）や主要な工種の施工実施時期（降雨時期、出水・濁水時期等）について記述する。これを受けて施工実施上の留意事項及び施工方法の要点、制約条件（施工時期、作業時間、交通規制、自然保護）、関係機関との調整事項との調整事項等について記述します。

また、準備として工事に関する基準点、地下埋設物、地上障害物に関する防護方法について記述します。

3) 使用機械

当該工種における、使用予定機械を記載します。

4) 工事全体に共通する、仮設備の構造、配置計画等について位置図、概略図等を用いて具体的に記載する。また、安全を確認する方法として、応力計算等も可能な限り記載する。その他、間接的設備として仮設建設、材料、機械等の仮置き場、プラント等の機械設備、運搬路、仮排水、安全管理に関する仮設備等について記載します。

また、記載対象は次のような場合を基準とします。

① 「主要な工種」

② 共通仕様書の中で「通常の方法でより難しい場合は、あらかじめ施工計画書にその理由、施工方法等を記載しなければならない。」と規定されているもの

③ 設計図書で指定された工法

④ 共通仕様書に記載されていない特殊工法

⑤ 施工条件明示項目で、その対応が必要とされている事項

⑥ 特殊な立地条件での施工や、関係機関及び第三者対応が必要とされている施工等

⑦ その他

そのほか、共通仕様書において、監督職員の「承諾」を得て施工するもののうち事前に記載出来るものについて及び、施工計画書に記載することとなっている事項について記載します。

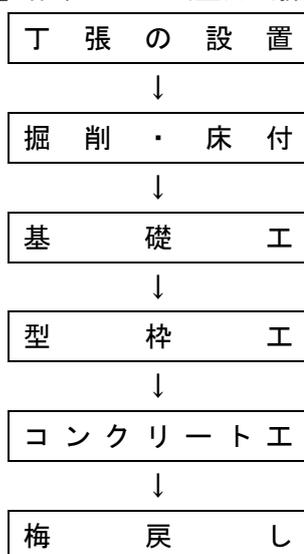
【例】承諾を要する事項及び予定内容

共通仕様書関係条項						節、条、項 の名称	承諾を要する事項	予定している承諾内 容
編	章	節	条	項	号			
○	○	○	○	○		工事現場 発生品	発生土を任意の仮設 工に使用	発生土の○○m ³ を○ ○に使用
○	○	○	○	○		工事中の 安全確保	指定された機械以外 の使用	○○を○○としたい

【例】施工計画書に記載する事項

共通仕様書関係条項						節、条、項 の名称	記載を要する事項
編	章	節	条	項	号		
○	○	○	○	○		一般事項	原寸、工作、溶接に関する定められた事項につ いて記載する。 詳細は適宜記述する。

【例】作業フロー（重力式擁壁）



床付完了後地耐力の確認を平板載荷試験を2ブロックに1回実施する。

さらに、

- ・施工実施上の留意事項及び施工方法について記述します。
- ・使用機械について記述します。
- ・仮設備の構造、配置計画等について位置図、概略図等を用い具体的に記述し、また応力計算について記述します。

(8) 施工管理計画

施工管理計画については設計図書（「土木工事施工管理基準」「写真管理基準（案）」等に基づき、その管理方法について記載します。

1) 工程管理

ネットワーク、バーチャート等の作成様式のうち、何を使用するのかを記載します。

2) 品質管理

その工事で行う品質管理の「試験項目」(試験)について、次のような品質管理計画表を作成します。

【例】品質管理

品質管理は「土木工事施工管理基準」等により下表の項目を行う。

工種	種別	試験 (測定) 種目	種別	施工 規模 (契約)	試験 (測定) 頻度	試験 (測定) 回数	管理方法		摘要
							試験 データ	〇〇 〇〇	
盛土	盛土 材料	〇〇〇		100m ³	土質の 変化等	〇回	〇		
〇〇	〇〇	〇〇〇						〇	

3) 出来形管理

その工事で行う出来形管理の「測定項目」についてのみ記載します。なお該当工種がないものについては、あらかじめ監督職員と協議して定めます。

【例】出来形管理

出来形管理は「土木工事施工管理基準」等により下表の項目を行う。

工事区分	工種	種別	細別	単位	数量	測定基準	出来形図	出来形成果表	摘要
道路改良	擁壁工	作業土工							
		場所打擁 壁工	〇〇擁壁 〇〇式、H-O、 18-8-40	m ³	〇〇	施工箇所に つき2箇所、 No. 〇、No. 〇	平面図に実 測延長を記 入	断面寸法及び 高さについて 成果表を作成	3-3-1-2
			〇〇擁壁 H-O、18-8-40	m ³	〇〇	施工箇所に つき2箇所、 No. 〇、No. 〇	平面図に実 測延長を記 入	断面寸法及び 高さについて 成果表を作成	3-3-1-2
	排水構造物工	側溝工	プラスチックU型側 溝、落蓋式、車 道用、300×300	m	〇〇	施工延長40m につき1箇所	平面図に実 測延長を記 入する	高さについて 成果表を作成	3-3-1-6

4) 写真管理

その工事で行う写真管理について記載する。

【例】写真管理

写真管理は「写真管理基準（案）」等に基づき下表の項目を行う。

工種	形状寸法	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	摘要
〇〇	〇-〇〇	(施工状況)	各施工中	各1回	
		床掘、碎石基礎、 コンクリート打設		No. 〇〇	
		(出来形管理)		100mに 1回	
		碎石基礎	締固後	No. 〇〇	
		厚さ、幅			
		本体	型枠取り		
		厚さ、幅、高さ	外し後		

5) 施工検査

設計図書で定められた施工検査項目についての計画を記載します。

【例】施工検査

種別	細別	検査時期項目	施工予定時期	記事
〇〇	〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇月〇〇日	

6) 品質証明

その工事の中で行う社内検査項目、検査方法、検査段階について記載します。

(9) 安全管理

安全管理に必要なそれぞれの責任者や組織づくり、安全管理について活動方針について記載します。

また、事故発生時における関係機関や被災者宅等への連絡方法や救急病院等についても記載します。記載が必要な項目は次のとおりです。

1) 工事安全管理対策

- ①安全管理組織（安全協議会の組織等も含む）
- ②危険物（火薬類及び非火薬類を含む）を使用する場合は、保管及び取り扱いについて
- ③その他必要事項

2) 第三者施設安全管理対策

家屋、商店、鉄道、ガス、電気、電話、水道等の第三者施設と近接して工事を行う場合の対策

3) 工事安全教育及び訓練についての活動計画

安全管理活動として実施予定のもとについて参加予定者、開催頻度等。

4) 関係法令、指針の必要事項の抜粋や整合

- ・土木工事安全施工技術指針
- ・建設機械施工安全技術指針
- ・建設工事公衆災害防止対策要領

【例】安全管理組織

労働安全衛生法で定められた責任者に応じて、各々記載する。



【例】安全管理活動

名 称	場 所	参加予定者	頻 度
朝礼	現場	現場作業従事者	毎日
安全巡視	現場	安全巡視員	毎日

【例】危険物

危険物取り扱い方法について記載します。

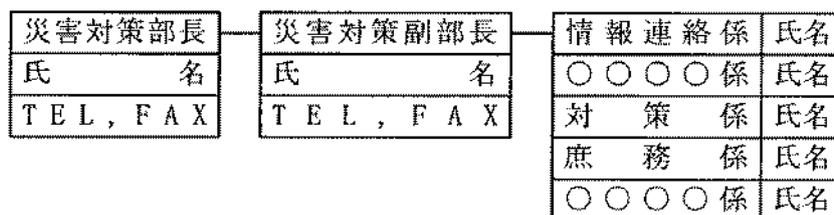
名 称	適用法規	使用予定量
導火線及び雷管	火薬類取締法	〇〇kg
ダイナマイト	〃	〇〇kg

(10) 緊急時の体制及び対応

大雨、強風等の異常気象時又は地震発生時の、災害防災及び災害が発生した場合に対する、体制及び連絡系統を記載します。

【例】災害対策組織

大雨、強風等の異常気象で、災害発生のおそれがある場合には、必要に応じて現場内のパトロールを行い警戒に当たる。



【例】連絡系統図

下記の箇所の、昼間及び夜間連絡先について記載します。

- ①発注者関係（事務所、出張所、主任監督員等）
- ②請負者関係（本社・支社、現場代理人、監理技術者・主任技術者等）
- ③関係機関（警察署、消防署、労働基準監督署、救急病院等）
- ④その他（電力会社、N T T、ガス会社等）

なお、緊急の場合に備え災害対策本部長等の電話番号やF A X番号を記載します。

(11) 交通管理

工事に伴う交通処理及び交通対策について共通仕様書1-1-38条（交通安全管理）によって記載します。

迂回路を設ける場合には、迂回路の図面及び安全施設、案内標識の配置図並びに交通誘導員等の配置について記載します。

また、具体的な保安施設配置計画、市道及び出入口対策、主要材料の搬入・搬出経路、積載超過運搬防止対策等について記載します。

(12) 環境対策

工事現場地域の生活環境の保全と、円滑な工事施工を図ることを目的として、環境保全対策関係法令に準拠して、次のような項目の対策計画を記載する。

- 1) 騒音、振動対策
- 2) 水質汚濁
- 3) ゴミ、ほこりの処理
- 4) 事業損失防止対策（家屋調査、地下水観測等）
- 5) 産業廃棄物の対応
- 6) その他

(13) 現場作業環境の整備

現場作業環境の整備に関して、次のような項目の計画を記載します。

- 1) 仮設関係
- 2) 安全関係
- 3) 営繕関係
- 4) イメージアップ対策の内容
- 5) その他

(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

再生資源利用の促進に関する法律に基づき、次のような項目について記載します。

- 1) 再生資源利用計画書
- 2) 再生資源利用促進計画書
- 3) 指定副産物搬出計画（マニフェスト等）

(15) その他

その他重要な事項について、必要により記載します。

- 1) 官公庁への手続き（警察、市町村）
- 2) 地元への周知
- 3) 休日

24-1. 青森県土木工事施工監督要領

青森県土木工事施工監督要領

改 定 平成 22 年 2 月 24 日青整企第 259 号

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、県土整備部の所掌する土木工事（以下「工事」という。）の監督について必要な事項を定めるものとする。

(監督職員の指定等)

第 2 条 地域整備部長（青森県事務専決代決規程（昭和36年9月1日青森県訓令甲第28号）により、県土整備に関する工事の施行に関する事務を専決する地域県民局の地域整備部長をいう。）又は空港管理事務所長（青森県事務委任規則（昭和36年9月1日青森県規則第81号）により、工事の施行に関する事務を委任されている青森空港管理事務所長をいう。以下「地域整備部長等」という。）は、工事を施工するときは、当該工事の監督職員を定め、書面によりその氏名を請負者に通知するものとする。監督職員を変更したときも同様とする。

2 前項の監督職員は、総括監督員、主任監督員及び監督員の複数制とし、地域整備部長等は、職制等を考慮して、技術職員の中から指定するものとする。

(監督職員の一般的責務)

第 3 条 監督職員（総括監督員及び主任監督員を含む。以下同じ。）は、工事の現場と状況を十分に把握し、建設工事請負契約書（以下「請負契約書」という。）及び設計図書に基づき、工事が適切に施工されるよう監督を行うものとする。

2 監督職員は、厳正に監督を行い、工事関係者及び地元関係者との間において、紛争が生じないように配慮するものとする。

3 監督職員は、用地担当職員と互いに協力し、工事の施工に伴う用地等の確保の状況を把握する等、工事の施工に支障がないように努めるものとする。

(工事内容等の説明及び施工の指示)

第 4 条 監督職員は、請負者に対して、工事着手前に、設計図書（青森県県土整備部制定共通仕様書に規定する共通仕様書、特記仕様書、図面、工事数量

総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に基づき、当該工事の意図及び内容を正確に説明し、工事が所期の目的に従って施工されるよう必要な指示をするものとする。また、工事施工中における紛争の防止、労働及び公衆災害の防止等について必要な指示をするものとする。

(工事の促進)

第5条 監督職員は、常に工事の進行管理に留意し、契約工期内に工事を完成するよう請負者を指導するものとする。

2 監督職員は、工事が遅延するおそれがあると認めるときは、請負者に厳重に警告するとともに、その旨地域整備部長等に報告し、地域整備部長等の指示を受けるものとする。

3 監督職員は、工事が遅延したときは、請負者より事情を聴取し、その理由を付して地域整備部長等に報告し、地域整備部長等の指示を受けるものとする。

(下請負)

第6条 監督職員は、請負者が地域整備部長等の承諾を得ずに第三者に一括して工事を請負わせていることを知ったときは、その旨地域整備部長等に報告するものとする。

2 監督職員は、請負者が下請負人をして工事を施工させていることを知ったときは、直ちに請負者から事情を聴取し、当該下請負契約が施工体制台帳及び施工体系図の提出を要するものであるときは、請負者に対し、直ちに施工体制台帳及び施工体系図を提出するように指示するとともに、その旨地域整備部長等に報告するものとする。

(工事関係者に対する措置請求)

第7条 監督職員は、現場代理人、監理技術者、主任技術者、専門技術者、下請負人その他下請負者が工事を施工するために使用している労働者等で、工事の施工又は管理について著しく不相当と認められるものがあるときは、地域整備部長等に報告し、地域整備部長等の指示を受けるものとする。

(工事材料)

第8条 監督職員は、工事材料について、その使用前に、設計図書に基づき、請負者から提出された当該工事材料の試験成績表、配合報告書等により設計図書に適合する材料であるかどうか確認するものとする。この場合において、必要があるときは、土場、工事材料の製造工場等において確認するものとする。

2 監督職員は、前項の確認の結果、使用の承諾を与えた工事材料であっても、使用時において変質又は不良品と疑問を持つ材料は、試験を行い合格したものでなければ使用させてはならないものとする。

3 監督職員は、設計図書において検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料について請負者から検査を求められたときは、請求を受けた日から7日以内に工事材料の品質、規格等について検査するものとする。

4 監督職員は、請負者が工事現場内に搬入した工事材料については、監督職員の承諾を得ることなく工事現場外に搬出させてはならないものとする。

5 監督職員は、前項の規定にかかわらず、第3項の検査の結果、不合格となった工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出させるとともに、合格した工事材料については、請負者に検査未済の工事材料と区別する措置をとらせるものとする。

6 監督職員は、設計図書において監督職員立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるべきものと指定された工事材料について請負者から立会い等を求められたときは、当該請求を受けた日から7日以内に工事材料の調合に立会い、又は調合について見本検査するものとする。

(工事施工の立会い)

第9条 監督職員は、設計図書において立会いの上施工すべきものと指定された工事について請負者から立会いを求められたときは、当該請求を受けた日から7日以内に工事の施工に立会うものとする。

(施工検査)

第10条 監督職員は、水中又は地下に埋没する工事、その他完成後外面から明視することができない工事等については、設計図書に定めるところにより、主要な工事段階の区切り等に施工検査を行うものとする。

2 監督職員は、必要と認めるときは、請負者から施工検査に必要な資料を提出させることができるものとする。

3 工事段階及び施工検査の頻度等は、別に定める「青森県土木工事施工監督要領の運用」によるものとする。

(現場臨場時の安全確保)

第11条 監督職員は、工事の立会い又は施工検査時等の現場に当たり、請負者から安全管理上の理由による立入りに関する意見が提出された場合は、請負者と協議するものとする。

(支給材料及び貸与品)

第12条 監督職員は、支給材料又は貸与品を請負者立会いの上検査して引き渡したときは、請負者から支給材料受領書又は貸与品借用書（共通仕様書様式集の様式（5）、（7）、以下の様式についてもすべて共通仕様書様式集に掲載されているものである。）を徴するものとする。

(現場発生品)

第13条 監督職員は、工事の施工に従い現場発生品が生じた時は、再使用できるものについては請負者から現場発生品調書（様式（9））を提出させ、その引き渡しを受けるものとする。

(改造の請求)

第14条 監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合は、請負者に対し、設計図書に適合させるよう指示するものとする。この場合において、指示の内容が重要なものであると認められるときは、あらかじめ地域整備部長等の指示を受けるものとする。

2 監督職員は、請負者が前項の指示に従わない場合は、あらかじめ地域整備部長等の指示を受けて、請負者に改造の請求をし、設計図書に適合した工事の施工をさせるものとする。

(破壊検査)

第15条 監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合等において、工事の施工が適正であるかどうかの証明が施工部分を破壊しなければ確認し得ないときに限り、あらかじめ地域整備部

長等の指示を受けて、工事の施工部分を最小限度破壊して検査するものとする。

(設計図書と工事現場の不一致等)

第16条 監督職員は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実について、請負者から書面により確認を求められたとき、又は自らこれらの事実を発見したときは、直ちに調査を行うものとする。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事の現場の形状、地質、わき水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督職員は、前項の調査の結果、同項各号の一に該当する事実が確認されたときは、これに対して取るべき措置を検討し、やむを得ない理由があるときを除き当該調査を終了した日から14日以内に請負者に指示するものとする。

3 監督職員は、第1項各号の一に該当する事実が確認されたことにより設計図書の訂正又は変更が行われるときには、契約変更の手続きの前に当該訂正又は変更の内容をあらかじめ請負者に指示するものとする。この場合における指示は、「設計変更に伴う契約変更事務取扱要領（昭和60年6月1日施行）」に定めるところにより行うものとする。

(工事内容の変更等)

第17条 監督職員は、工事内容の変更、特殊な工法への変更、工事の全部若しくは一部の施工の一時中止又は契約の解除をする必要があると認めたときは、その旨地域整備部長等に報告するものとする。

2 前項の場合において、工事内容の変更又は工期の変更が行われるときは、

前条第3項の規定を準用する。

(工期の延長)

第18条 監督職員は、請負者からその理由を明示した書面により工期の延長の請求があったときは、遅滞なくその理由について調査し、その結果を地域整備部長等に報告するものとする。

(臨機の措置)

第19条 監督職員は、請負者から災害防止等のため臨機の措置を取ることについて意見を求められたときは、あらかじめ地域整備部長等の指示を受けて、請負者に回答するものとする。

2 監督職員は、請負者から災害防止等のため臨機の措置を取ったことについて通知があったときは、その旨地域整備部長等に報告するものとする。

3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、あらかじめ地域整備部長等の指示を受けて、請負者に臨機の措置をとることを求めるものとする。

4 第1項及び前項の場合において、急迫の事情があるときでそのいとまがないときは、地域整備部長等の指示を受けることを要しない。この場合においては、その顛末を地域整備部長等に報告するものとする。

(工事目的物の損害等)

第20条 監督職員は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なくその事実を調査し、その旨地域整備部長等に報告し、その指示を受けるものとする。

(1) 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について損害を生じたとき、その他工事の施工に関して損害が生じたとき（次号及び第3号に規定する損害を除く。）。

(2) 工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたとき。

(3) 天災その他の不可抗力により、工事の目的物、工事仮設物、工事現場の搬入済みの工事材料等に損害が生じたとき。

(指示、承諾及び協議)

第21条 監督職員は、工事施工中において請負者に指示し、承諾し、又は協議するときは、それぞれ、工事に関する指示票（様式（13））、工事に関する承

諾書（様式（13）－1）又は工事に関する協議書（様式（13）－2）により行うものとする。

- 2 監督職員は、前項の指示、承諾又は協議をするに当たり、その内容が複雑又は多岐にわたる場合で、請負者その他関係者と事前に打合せを行う必要があるときは、打合せした内容について工事打合せ記録簿を作成するとともに、同項の書面に当該記録簿を添付するものとする。
- 3 土木工事共通仕様書第1編1－1－2第18項に定める「書面」には、第1項に定める書面のほか、前項の工事打合せ記録簿で、監督職員と請負者の両者が内容等を確認したものを含むものとする。
- 4 監督職員は、指示、承諾又は協議の内容が工事内容の変更に至らないような場合等軽易なものであるときは、第1項の規定にかかわらず、口頭により行うことができるものとする。

（検査の準備等）

第22条 監督職員は、請負者から、工事完成の届出又は部分払いのための出来形部分の確認の請求等があったときは、設計図書又は出来形内訳書に基づき現場を確認の上、速やかに請負者に検査に必要な準備をさせるものとする。

- 2 監督職員は、前項の検査に立ち会うものとする。

（書類の整備）

第23条 監督職員は、工事の施工に関する次に掲げる書類を請負者に整備させるものとする。

(1) 次に掲げる施工管理図表

ア 出来形管理図表

イ 品質管理図表

(2) 出来形図

(3) 工事記録写真

(4) 設計図書において検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料の検査結果に関する資料

(5) 設計図書において立会いのうえ施工すべきものと指定された工事の立会い結果に関する資料

(6) その他工事の施工に関し必要な書類

(修補工事の監督)

第24条 監督職員は、工事目的物が第22条第1項の検査（出来形検査を除く。）に合格しなかった場合は、地域整備部長等の指示を受けて修補すべき事項を正確に把握し、請負者に対し修補期日までに修補させるよう監督するものとする。

第25条 請負契約書第40条の規定に基づき地域整備部長等が請負者に対し相当の期間を定めて工事目的物のかしの修補を請求した場合には、第2条第1項の監督職員が当該修補工事の監督に当たるものとする。ただし、地域整備部長等は、必要があると認めるときは、監督職員を変更することができるものとする。

2 前項の監督職員は、地域整備部長等の指示を受けて修補すべき事項を正確に把握し、請負者に対し、修補期日までに修補させるよう監督するものとする。

(要領の改定)

第26条 この要領を改定するときは、県土整備部施工基準策定委員会に諮るものとする。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

この要領は、平成18年9月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

24-2. 青森県土木工事施工監督要領の運用

青森県土木工事施工監督要領の運用

平成 22 年 2 月 24 日制定

平成 22 年 4 月 1 日適用

(目 的)

第 1 条 この運用は、青森県土木工事施工監督要領に定める、監督業務の適切な実施を図るために、施工段階の確認等必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第 2 条 この運用において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 監督 契約図書(契約書及び設計図書(青森県県土整備部制定共通仕様書に規定する共通仕様書、特記仕様書、図面、工事数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認及び把握等を行い、契約の適切な履行を確保する業務をいう。
- (2) 監督職員 総括監督員、主任監督員、監督員を総称していう。
- (3) 監督職員等 監督職員及び現場技術員を総称していう。
- (4) 現場技術員 現場技術業務を建設コンサルタント等に委託した場合に任命した技術員をいう。その業務上の権限等は、共通仕様書第 3 編土木工事共通編第 1 章総則 1-1-3 による。
- (5) 監督の方法 次に定める指示、承諾、協議、通知、受理、確認、立会い、把握、及び報告の監督行為を総称していう。
 - ①指示 監督職員が請負者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
 - ②承諾 契約図書で明示した事項で、請負者が監督職員に対し書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督職員が書面により同意することをいう。
 - ③協議 書面により契約図書の協議事項について、発注者と請負者が対等の立場で合議し結論を得ることをいう。
 - ④通知 監督職員が請負者に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
 - ⑤受理 契約図書に基づき請負者の責任において監督職員に提出された書面を監督職員が受け取り内容を把握することをいう。
 - ⑥確認 契約図書に示された事項について、監督職員等が臨場若しくは請負者が提出した資料により、監督職員がその内容について契約図書との適合を確かめ、請負者に対して認めることをいう。
 - ⑦把握 監督職員等が、臨場若しくは請負者が提出又は提示した資料により施工状況、使用

材料、提出資料の内容等について監督職員が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、請負者に対して認めるものではない。

⑧立会い 契約図書に示された項目について、監督職員等が臨場し、内容を確認するをいう。

⑨報告 請負者からの契約書に定める請求、通知、申出、承諾及び解除について、契約担当者へ知らせるをいう。

(監督の実施)

第3条 監督職員等は、以下の表の各項目について、技術的に十分検討のうえ監督を実施するものとする。なお、関連項目及び条項の欄で「契」は工事請負契約書を、「共仕」は、県土整備部制定の共通仕様書を、「要領」は青森県土木工事施工監督要領を示す。

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
1. 契約の履行の確保 (1) 契約図書の内容の把握	契約書、設計図書及び下記の項目について把握する。 ①配置技術者の専任制及び技術者の適正な配置 ②施工体制台帳及び施工体系図の整備 ③その他契約の履行上必要な事項	契 第9条 共仕第1編 1-1-2
(2) 施工計画書の受理	請負者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。	共仕第1編 1-1-4
(3) 契約書及び設計図書に基づく指示承諾、協議、受理等	契約書及び設計図書に示された指示、承諾、協議(詳細図の作成を含む)及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。	契 第9条 共仕第1編 1-1-2 共仕第1編 1-1-6
(4) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知	① 契約書第18条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は請負者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討のうえ、必要により工事内容の変更、設計図面の訂正内容を定める。 ただし、特に重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ、契約担当者等の承認を受ける。なお、必要に応じて、設計担当者等の立会いを求めることができる。 ② 前項の調査結果を請負者に通知(指示する必要があるときは、当該指示を含む)する。	契 第18条 共仕第1編 1-1-3 要領第16条
(5) 変更設計図面及び数量等の作成	一般的な変更設計図面及び数量について、請負者からの確認資料等をもとに作成する。	契 第18条 要領第16条 契 第18条 共仕第1編 1-1-14
(6) 関連工事との調整	関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を請負者に対し指示を行う。	契 第2条

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
(7) 工程把握及び工事促進指示	請負者からの履行報告又は実施工程表に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。	契 第 11 条 共仕第 1 編 1-1-24 要領第 5 条
(8) 工期変更の事前協議及びその結果の通知	契約書第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 6 項、第 19 条、第 20 条第 3 項、第 21 条及び第 39 条第 2 項の規定に基づく工期変更について、事前協議及びその結果の通知を行う。	契 第 23 条 共仕第 1 編 1-1-15
(9) 契約担当者等への報告		
1) 工事中止及び工期の延長の検討及び報告	① 工事の全部若しくは一部の施工を一次中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、契約担当者等（知事又は契約担当者（地域連携部管理室長又は青森空港管理事務所長）をいう。以下同じ。）へ報告する。 ② 請負者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し契約担当者等へ報告する。	契 第 20 条 共仕第 1 編 1-1-13 契第 17～21、39 条 要領第 18 条
2) 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告	工事目的物等の損害について、請負者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、契約担当者等へ報告する。	契 第 27 条 要領第 20 条
3) 不可抗力による損害の調査及び報告	① 天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、請負者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認結果を契約担当者等へ報告する。 ② 損害額の負担請求内容を審査し、契約担当者等へ報告する。	契 第 29 条 共仕第 1 編 1-1-38 要領第 20 条 契 第 29 条
4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、契約担当者等へ報告する。	契 第 28 条 要領第 20 条

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
5) 部分使用の確認及び報告	部分使用を行う場合は、品質及び出来形の確認を行い、契約担当者等へ報告する。	契 第 33 条 共仕第 1 編 1-1-22
6) 中間前払金請求時の出来高確認及び報告	中間前払金の請求があった場合は、工事出来高報告書に基づき出来高を確認し契約担当者等へ報告する。	契 第 34 条
7) 部分払請求時の出来形の審査及び報告	部分払の請求があった場合は、工事出来形内訳書の審査及び既済部分出来高対照表の作成を行い、契約担当者等へ報告する。	契 第 37 条 共仕第 1 編 1-1-21
8) 工事関係者に関する措置請求	現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者、下請負人等が、工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる場合は、契約担当者等への措置請求を行う。	契 第 12 条 要領第 7 条
9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告	<p>① 契約書第 44 条第 1 項、第 44 条の 2 第 1 項及び第 45 条第 1 項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、契約担当者等に対して措置請求を行う。</p> <p>② 請負者から契約の解除の通知をうけたときは、契約解除要件を確認し、契約担当者等へ報告する。</p> <p>③ 契約が解除された場合は、出来形部分の調査及び出来高内訳表等の作成を行い、契約担当者等へ報告する。</p>	契 第 44 条 契 第 44 条の 2 契 第 45 条 契 第 48 条 契 第 49 条
2. 施工状況の確認等 (1) 事前調査等	<p>下記の事前調査業務を必要に応じて行う。</p> <p>① 工事基準点の指示</p> <p>② 既設構造物の把握</p> <p>③ 支給（貸与）品の確認</p> <p>④ 事業損失防止家屋調査の立ち会い</p> <p>⑤ 請負者が行う官公庁等への届出の把握</p> <p>⑥ 工事区域用地の把握</p> <p>⑦ その他必要な事項</p>	共仕第 1 編 1-1-37 契 第 15 条 共仕総則 1-1-35 契 第 16 条 共仕第 1 編 1-1-7

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
(2) 指定材料の確認	設計図書において、監督職員の試験若しくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督職員の立ち会いのうえ調合し、又は調合について見本の確認を受けるものと指定された材料の品質・規格等の試験、立ち会い、又は確認を行う。	契 第 13 条 契 第 14 条 要領第 8 条
(3) 工事施工の立ち会い	設計図書において、監督職員の立ち会いのうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立ち会いを行う。	契 第 14 条 要領第 9 条
(4) 工事施工状況の確認（段階確認）	設計図書に示された施工段階において、別表 1 に基づき、臨場等により施工状況の確認を行う。 なお、確認頻度は、別表 1 の確認の程度欄に示された値以上とする。	共仕第 1 編 1-1-6 要領第 10 条
(5) 工事施工状況の把握	主要な工種について、別表 2 に基づき、適宜臨場等により施工状況の把握を行う。 なお、把握頻度は、別表 2 の把握の程度欄に示された値以上とする。	共仕第 1 編 1-1-6 要領第 3 条
(6) 工事監督強化の実施（重点監督）	重点監督対象工事（別表 3）については、施工段階及び主要な工種について、別表 1， 2 に基づき、臨場等により施工状況の確認、把握を行う。 なお、確認又は把握頻度は、別表 1 又は別表 2 の確認又は把握の程度欄に示された値以上とする。	要領第 10 条 要領第 3 条
(7) 建設副産物の適正処理状況等の把握	建設副産物を搬出する工事にあつては産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されているか把握する。 また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあつては、請負者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。	共仕第 1 編 1-1-18
(8) 改造請求及び破壊による確認	① 工事の施工部分が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示又は改造請求を行う。	契 第 9 条 契 第 17 条 要領第 14 条

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
	<p>② 契約書第13条第2項若しくは第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して確認する。</p>	<p>契 第 17 条 要領第 15 条</p>
(9) 支給材料及び貸与品の確認、引き渡し	<p>① 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、契約担当者等が立会う場合を除き、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき確認し、引渡しを行う。</p> <p>② 前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に適当でないと認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貸与品を契約担当者等と打ち合わせのうえ引渡し等の措置をとる。</p>	<p>契 第 15 条</p> <p>契 第 15 条</p>
3. 円滑な施工の確保		
(1) 地元対応	<p>地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。</p>	
(2) 関係機関との協議・調整	<p>工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。</p>	
4. その他		
(1) 現場発生品の処理	<p>工事現場における発生品について、規格、数量等を確認しその処理方法について指示する。</p>	<p>共仕第1編 1-1-17 要領第 13 条</p>
(2) 臨機の措置	<p>災害防止、その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、請負者に対し臨機の措置を求める。</p>	<p>契 第 26 条 要領第 19 条</p>
(3) 事故等に対する措置	<p>事故が発生したときは、速やかに状況を調査し、事業主管課に報告する。</p>	<p>共仕第1編 1-1-29 要領第 15 条</p>
(4) 工事成績評定	<p>監督職員は、工事が完成したとき「請負工事成績評定要領」に基づき工事成績の評定を行う。</p>	

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
(5) 工事完成検査等の立会い	監督職員は、工事の完成、指定部分完成、出来形、中間の各段階における工事検査の立会いを行う。	契 第 31 条 共仕第 1 編 1-1-20 要領第 22 条
(6) 問い合わせに対する回答	監督職員は、請負者からの問い合わせに対して「24時間」以内の回答に努め、その内容について監督職員相互間で報告・連絡・相談を行うことにより情報の共有を図る。	(ワンデーレスポンス)

別表 1

施工検査（段階確認）一覧

一般：一般監督

重点：重点監督

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
基礎工	栗石・クラッシュラン 均しコンクリート	施工時	使用材料、 幅、厚さ	一般：1回/1 構造物 重点：1回/1 ポット
	法留基礎工	床堀掘削完了時	指示地盤（直接基礎）	1回／1 工事
		埋戻し前	基準高、幅、高さ、 延長	一般：1回/1 構造物 重点：1回/1 ポット
石・ブロック 積工	コンクリートブロック 積工	床堀掘削完了時	指示地盤（直接基礎）	1回／1 工事
	コンクリートブロック 張工	施工時	施工状況の適否 胴込・裏込コンクリートの厚 裏込材の厚、使用材料 基準高、法長	一般：1回/1 構造物 重点：1回/1 ポット
	緑化ブロック工			
	石積(張)工			
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、 長さ、深さ等	1回／1 工事
土工	河川土工 海岸土工 砂防土工 道路土工 (掘削工)	土(岩)質の変化し た時	土(岩)質、変化位置	1回／土(岩)質 の変化毎
道路土工 舗装工	路床盛土工 下層路盤工	ブルーローリング [®] 実施時	ブルーローリング [®] 実施状況	1回／1 工事
表層安定処理 工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、 延長、施工厚さ	一般：1回/1 工事 重点：1回/100m
	置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、 置換厚さ	一般：1回/1 工事 重点：1回/100m
	サンドマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、 施工厚さ	一般：1回/1 工事 重点：1回/100m
パーカルト [®] レン工	サト [®] ト [®] レン 袋詰式サト [®] ト [®] レン	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回/200 本 重点：1回/100 本
	ペ [®] ーパ [®] ート [®] レン	施工完了時	施工位置、杭径	一般：1回/200 本 重点：1回/100 本

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
締固め改良工	サト ^ド コンパクション パイル	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回/200本 重点：1回/100本
		施工完了時	基準高、施工位置、 杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時	使用材料、深度	一般：1回/200本 重点：1回/100本
		施工完了時	基準高、位置・間隔、 杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本
	薬液注入	施工時	使用材料、深度、 注入量	一般：1回/20本 重点：1回/10本
矢板工 (仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、 溶接部の適否	試験矢板＋ 一般：1回/150枚 重点：1回/100枚
		打込完了時	基準高、変位	
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、 溶接部の適否	試験矢板＋ 一般：1回/75本 重点：1回/50本
		打込完了時	基準高、変位	
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、 溶接部の適否、 杭の支持力	試験杭＋ 一般：1回/10本 重点：1回/5本
		打込完了時 (打込杭)	基準高、 偏心量	
		掘削完了 (中堀杭)	掘削長、杭の先端土質	
		施工完了時 (中堀杭)	基準高、 偏心量	
	杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本	
場所打杭工	リバース杭 ホールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時	掘削長さ、 支持地盤	試験杭＋ 一般：1回/10本 重点：1回/5本
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30%程度 ／1構造物 重点：60%程度 ／1構造物
		施工完了時	基準高、 偏心量、 杭径	試験杭＋ 一般：1回/10本 重点：1回/5本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
深礎工		土(岩)質の変化したとき	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化時
		掘削完了時	支持地盤、長さ	一般：1回/3本 重点：全数
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	1回/1本
		施工完了時	基準高、 偏心量、 径	一般：1回/3本 重点：全数
		グラウト注入時	使用材料及び使用量	一般：1回/3本 重点：全数
オープンケーソン 基礎工 ニューマチックケーソン 基礎工		鉄杵据付け完了時	使用材料、施工位置	1回/1構造物
		本体設置前 (オープンケーソン)	支持層	
		掘削完了時 (ニューマチックケーソン)		
		土(岩)質の変化したとき	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	1回/1ロット
鋼管井筒 基礎工		打込時	使用材料、長さ、 支持力、溶接部の適否	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本
		打込完了時	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本
置換工 (重要構造物)		掘削完了時	使用材料、幅、延長、 置換厚さ、支持地盤	1回/1構造物
アスファルト 舗装工	路盤工	施工時	使用材料、幅、厚さ 基準高(下層路盤工)	一般：1回/1工事 重点：1回/1,000m ²
	表層・基層工	施工時	使用材料、幅、厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/1,000m ²
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線
砂防ダム		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線
護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回/1工事
	基礎工 根固工	設置完了時	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回/1工事

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
重要構造物 函渠工(樋門・ 樋管を含む) 躯体工(橋台) RC 躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 RC 擁壁 砂防ダム 直立堤 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工 防波堤		土(岩)質の変化したとき	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質 の変化毎
		床堀掘削完了時	支持地盤(直接基礎)	1回/1構造物
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比、	一般:30%程度 /1構造物 重点:60%程度 /1構造物
		埋め戻し前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回/1構造物
躯体工 RC 躯体工		沓座の位置決定時	沓座の位置	1回/1構造物
床版工		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比、	一般:30%程度 /1構造物 重点:60%程度 /1構造物
鋼橋		仮組立完了時 (仮組立が省略と なる場合を除く)	キャンバー、 寸法等	一般:— 重点:1回/ 1構造物
ポストテンション T(I)桁製作工 プレキャストブロック 桁組立工 プレビーム 桁製作工 PCホーラフ 桁製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁 製作工 PC押出し 箱桁製作工 床版・横組工		プレストレス導入完了時 (横締め作業完了 時)	設計図書との対比	一般:5%程度/ 総ケーブル数 重点:10%程度/ 総ケーブル数
		プレストレス導入完了時 (縦締め作業完了 時)	設計図書との対比	一般:10%程度/ 総ケーブル数 重点:20%程度/ 総ケーブル数
		PC 鋼線・鉄筋組立 て完了時 (工場製作を除く)	使用材料、 設計図書との対比、	一般:30%程度 /1構造物 重点:60%程度 /1構造物

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
トンネル掘削工		土(岩)質の変化したとき	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
トンネル支保工		支保工完了時 (支保工変更毎)	吹付コンクリート厚、 ロックボルト打ち込み本数 及び長さ	1回/支保工 変更毎
トンネル覆工		コンクリート打設前	巻立空間	一般：1回/構造 の変化毎 重点：3打設毎 又は1回/構造の 変化毎の多い方 ※重点監督：地山等級がD,Eのもの
		コンクリート打設後	出来形寸法	1回/200m以上 臨場により確認
トンネルインバート工		鉄筋組立完了時	設計図書との対比	1回/構造の 変化毎
鋼板巻立て工	フーチング定着 アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔完了時	使用材料、 設計図書との対比、	一般：30%程度 /1構造物 重点：60%程度 /1構造物
	鋼板取付け工 固定アンカー工	鋼板建込み 固定アンカー完了時		
	現場溶接工	溶接前		
		溶接完了後		
	現場塗装工	塗装前		
塗装完了後				
吹付工	コンクリート・モルタル 吹付工	ラス張り等完了時	使用材料、 設計図書との対比、	1回/1ロット
ダム工	各工事毎別途定める		各工事毎別途定める	
捨石及び均し	基礎	施工時	使用材料（見本石との比較）、 天端高、幅、法長	一般：1回以上/1施工 単位 重点：1回/1施工単位
	被覆及び根固め	施工時	使用材料（見本石との比較）、 天端高、幅、法長	一般：1回以上/1施工 単位 重点：1回/1施工単位
	裏込め	施工時	使用材料（見本石との比較）、 天端高、幅、法長	一般：1回以上/1施工 単位 重点：1回/1施工単位

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
杭及び矢板 (港湾工事)	鋼杭 コンクリート杭	打込時	使用材料、長さ、 溶接部の適否、	試験杭＋ 一般：1回/10本 重点：1回/5本
		打込完了時	杭の支持力、基準高、 偏心量、傾斜	重点：1回/5本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本
	鋼矢板 鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、 溶接部の適否、	一般：1回/75本 重点：1回/50本
	コンクリート矢板	打込時	長さ、使用材料	一般：1回/150枚 重点：1回/100枚
ケーソン (港湾工事)	ケーソン製作 据付	鉄筋組立完了時	施工状況の適否、 使用材料	1回以上/1構造物
		製作完了時	高さ、幅、長さ	1回以上/1構造物
		据付完了時	法線に対する出入り、 据付目地間隔	1回以上/1構造物
コンクリートブロック (港湾工事)	ブロック製作 据付 L形ブロック セルラーブロック 直立消波ブロック 方塊ブロック	鉄筋組立完了時	施工状況の適否、 使用材料	一般：30%程度 ／1構造物 重点：60%程度 ／1構造物
		製作完了時	高さ、幅、長さ	20t以上：1回/10個 20t未満：1回/30個
		据付完了時	法線に対する出入り、 ブロック間隔等の据付状 況	20t以上：1回/10個 20t未満：1回/30個
中詰め (港湾工事)	蓋コンクリート 現場打ち プレキャスト	施工時	基準高	一般：1回以上/1工事 重点：1回/1ロット
上部コンクリート (港湾工事)	防波堤	施工時	施工状況の適否、 寸法	一般：1回以上/1工事 重点：1回/1ロット
(港湾工事)	岸壁	施工時	施工状況の適否、 寸法	一般：1回以上/1工事 重点：1回/1ロット
その他の工種	監督職員が適宜定める		監督職員が適宜定める	

注)・表中の「確認の程度」は、確認頻度の目安であり、実施にあたっては工事内容及び施工規模等を考慮して適宜定めるものとする。

なお、「1ロット」とは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位(目地)毎とする。捨石及び均しの1施工単位とは確認できる段階まで至った都度(構造物等の施工により確認できなくなる前)とする。

・施工検査にあたっては、共通仕様書第3編土木工事共通編第1章総則表1-1施工検査一覧

表の規格値等及び土木工事施工管理基準及び規格値による。

- ・一般監督：重点監督以外の工事をいう。
- ・重点監督：主たる工事に新工法・新材料を採用した工事、施工条件が厳しい工事、第三者に対する影響が大きい工事等、別表 3 に示す工事をいう。

主要な工種工事施工状況把握一覧

一般：一般監督

重点：重点監督

種 別	細 別	把 握 時 期	把 握 項 目	把 握 の 程 度
オープンケーソン基礎工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
場所打杭工	リバース杭 ホールディング杭 アストリル杭 大口径杭	コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
重要構造物 函渠工(樋門・樋 管を含む) 躯体工(橋台) RC 躯体工(橋脚) 橋脚フィンギ工 RC 擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工 防波堤 係船岸		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
床版工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
ポストテンション T(I)桁製作工 プレキャストブロック 桁組立工 プレヒーム 桁製作工 PC ホロスラブ 桁製作工 PC 版桁製作工		コンクリート打設時 (工場製作を除く)	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット

種 別	細 別	把 握 時 期	把 握 項 目	把 握 の 程 度
PC 箱桁製作工 PC 片持箱桁 製作工 PC 押出し 箱桁製作工 床版・横組工		コンクリート打設時 (工場製作を除く)	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1 構造物 重点：1回/1 ムット
トンネル工		施工時 (支保工変更毎)	施工状況	一般：1回/支保工 変更毎 重点：1回/支保工 変更毎 ※ 重点監督：地山 等級が D, E のもの
盛土工 (河川、道路、 海岸、砂防)		敷き均し、 転圧時	使用材料 敷均し、締固め状況	一般：1回/1 工事 重点：2～3 回 /1 工事
舗装工	路盤、表層、 基層	舗装時	使用材料 敷均し、締固め状況、 天候、気温、舗設温度	一般：1回/1 工事 重点：1回/1,000m ²
塗装工		清掃、 錆落とし施工時	清掃 錆落とし状況	1回/1 工事
		施工時	使用材料、天候、気温	1回/1 工事
樹木・芝生 管理工 植生工	施肥、 薬剤散布	施工時	使用材料 天候 気温	1回/1 工事
ダム工	各工事毎別途定める		各工事毎別途定める	
捨石及び均し	基礎 被覆及び 根固め 裏込め	施工時	使用材料（見本石との 比較）	一般：1回/1 構造物 重点：1回/1 ムット
杭及び矢板 (港湾工事)	鋼杭 コンクリート杭 鋼矢板 鋼管矢板 コンクリート矢板	打込時	使用材料、品質規格	一般：1回/1 構造物 重点：1回/1 ムット
ケーソン (港湾工事)	ケーソン製作 据付	コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1 構造物 重点：1回/1 ムット

種 別	細 別	把 握 時 期	把 握 項 目	把 握 の 程 度
コンクリートブロック	ブロック製作 据付 L形ブロック セルラーブロック 直立消波ブロック 方塊ブロック	コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
中詰め (港湾工事)	蓋コンクリート 現場打ち プレキャスト	コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
上部コンクリート (港湾工事)	防波堤	コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
岸壁 (港湾工事)	岸壁	コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
その他の工種	監督職員が適宜定める		監督職員が適宜定める	

重点監督対象工事一覧

種 別	対 象 工 事
主たる工種に新工法・新材料を採用した工事	<ul style="list-style-type: none"> ・新技術活用パイロット工事 ・新材料活用パイロット工事 ・その他これらに類する工事
施工条件が厳しい工事	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道又は現道上及び、最大支間長 100m 以上の橋梁工事 ・圧気潜函工事 ・掘削深さ 7 m 以上の土留工及び締切工を有する工事 ・鉄道・道路等の重要構造物の近接工事 ・砂防ダム（堤体高 30m 以上） ・軟弱地盤上での構造物 ・場所打ち P C 橋 ・共同溝工事 ・ハイピア（躯体高 30m 以上） ・地山等級が D, E の山岳トンネル工事 ・その他これらに類する工事
第三者に対する影響が大きい工事	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削を伴う工事 ・一般交通に供する路面覆工・仮橋等を有する工事 ・河川堤防と同等の機能の仮締切を有する工事 ・その他これらに類する工事
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・低入札価格調査制度調査対象工事 ・低入札に伴う品質確保の観点から監督業務を強化する工事 ・工事発注者が必要と認めた工事

25. 事故報告について

工事事故報告書の様式と事故報告方法について

平成 18 年 6 月 1 日 青整企第 1 1 6 号

このことについて、下記により取り扱うこととしましたので、お知らせします。

記

- 1 報告方法 別添フロー図のとおり
- 2 報告様式 (1) 事故発生直後 様式 (80) : 請負者報告用 (請負者→発注者)
様式 (81) : 発注者報告用 (発注者→事業所管課)
(2) 事故状況確定後 様式 (82) : 発注者報告用 (発注者→事業所管課)
- 3 その他 事故状況確定後の S A S (建設工事事故データベースシステム) への登録については、平成 14 年 5 月 2 日付け青整企第 8 7 号により行って下さい。
なお、S A S のホームページの URL 及びログイン ID、パスワードは以下のとおりですので参考として下さい。
S A S ホームページ : <http://sas.ejcm.or.jp/>
ログイン ID : ※省略
パスワード : ※省略
※ : 公文書で確認のこと

別添 フロー図

